

令和6年度林野庁委託事業

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」実施支援事業のうち

専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供

専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供のうち

専門委員会の設置・運営報告書

令和7年3月

林野庁

目 次

1	事業概要	1
2	専門委員会の設置・運営	1
	(1)委員の選定	1
	(2)活動内容	
	① 専門委員会の開催状況	2
	② 委員会の活動及び委員からの主な意見	3
	③ 今後の専門委員会の設置及び運営方法に関する留意点等	6
3	今後の専門委員会の運営について	7

巻末資料

- (1) 第1回委員会（配付資料、議事録）
- (2) 第2回委員会（配付資料、議事録）
- (3) 第3回委員会（配付資料、各委員からいただいたご意見と林野庁の回答）
- (4) 第4回委員会（配付資料、議事録）

1 事業概要

(1) 事業の目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(以下「クリーンウッド法」という。)について、令和7年4月1日の改正クリーンウッド法の円滑な施行に向けて、義務の内容や合法性の確認を効率的に行うための国別・地域別の違法伐採関連情報を木材関連事業者へ周知する必要がある。本事業は、(3)に記載の実施内容について助言を得ることにより、改正クリーンウッド法に係る周知の効果を高め、同法の実効性の確保を図ることを目的として開催した。

(2) 事業の実施体制

本事業は、一般社団法人全国木材組合連合会(以下「受託者」という。)が林野庁から受託し実施した。事業の実施に当たっては、専門委員会で検討すべき内容、その進め方等を林野庁と受託者が協議の上、実施した。

(3) 実施内容

専門委員会の設置・運営にあたって、委員を選定の上、委員会を期間中4回開催し、主に以下の項目について検討し助言を得た。(委員の構成及び委員会の開催については、2章以降を参照)

- ① 生産国における情報調査
- ② 改正クリーンウッド法に関する指導者養成研修資料、運用説明資料及びQ&A
- ③ 改正クリーンウッド法の運用に関するパンフレット及びリーフレット等

2 専門委員会の設置・運営

(1) 委員の選定

専門委員会を構成する委員は、令和5年度事業「「クリーンウッド」実施支援事業のうち専門委員会の設置・運営」で設置された調査委員会等の構成メンバーを中心に、林業・木材産業の実情や木材等のサプライチェーン、クリーンウッド法に基づく合法性確認に精通している学識経験者、木材関連業界団体及びNGOからなる下記の8名を選定した。委員の選定に当たっては、林野庁と受託者が協議を行った上で委員を決定した。

＜委員の名前と肩書＞(順不同、敬称略)

岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
池田 直弥	(一社)日本林業経営者協会 専務理事
岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授
相馬 真紀子	(公社)自然保護基金(WWF) ジャパン 森林グループ長
立花 敏	京都大学大学院農学研究科 教授
原田 隆行	日本製紙連合会 常務理事
森田 一行	日本特用林産振興会 専務理事(木材流通専門家)
山ノ下麻木乃	(公社)地球環境戦略研究機関(IGES) ジョイント・プログラムディレクター

(2) 活動内容

委員会は計4回、以下の開催日時と議題で開催した。

① 専門委員会の開催状況

【第1回専門委員会】

1. 開催日時 2024（令和6）年6月10日（月）15:00～17:00
2. 開催場所 Microsoft TeamsによるWeb開催
3. 参加者 岡田委員、池田委員、岩永委員、相馬委員、立花委員、原田委員、森田委員、山ノ下委員
4. 議題 ①改正法施行に向けた林野庁の取組共有と専門委員会の位置づけ
②生産国における情報調査への助言
③合法性確認（DD）手引き改訂版

【第2回専門委員会】

1. 開催日時 2024（令和6）年9月27日（金）10:00～12:00
2. 開催場所 全国町村議員会館 第4会議室（オンライン併用）
3. 参加者 岡田委員、池田委員、岩永委員、相馬委員、立花委員（オンライン参加）、森田委員、山ノ下委員
4. 議題 ①改正クリーンウッド法に関する指導者養成研修の資料
②改正クリーンウッド法の運用に関するパンフレット及びリーフレット等
③国産材原木の合法性確認（DD）手引き改訂版

【第3回（書面）専門委員会】

1. 開催日時 2024（令和6）年12月13日（金）～20日（金）
2. 開催場所 メールによる書面開催
3. 参加者 岡田委員、池田委員、岩永委員、相馬委員、立花委員、原田委員、森田委員、山ノ下委員
4. 議題 ①改正クリーンウッド法に関するQ&A
②改正クリーンウッド法の運用に関するパンフレット及びリーフレット等

【第4回専門委員会】

1. 開催日時 2025（令和7）年1月27日（月）15:00～17:00
2. 開催場所 TKPガーデンシティPREMIUM神保町 フォレスト
3. 参加者 岡田委員、岩永委員、相馬委員、立花委員、原田委員、森田委員、山ノ下委員（池田委員は書面参加）
4. 議題 ①生産国における情報調査の概要報告
②改正クリーンウッド法に関する指導者養成研修の実施概要報告
③今年度の専門委員会の議論及び来年度の議題案について

② 委員会の活動及び委員からの主な意見

計4回の委員会において、以下それぞれの項目について助言を得た（具体の議論内容は巻末資料を参考）。

ア 生産国における情報調査（第1回、第4回）

事業者がクリーンウッド法に基づく合法性確認を行う上で参考となる各国の伐採関係法令を情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」（以下「クリーンウッド・ナビ」という。）に掲載しており、今年度の調査事業対象となっているフィリピンとルーマニアに関し、選定の妥当性や調査項目等について助言を得た。委員からの主な意見は以下のとおり。

【主な意見】

<本年度の調査国について>

- ・フィリピンに関して、加工貿易を行っている点が特徴的であり、第三国で加工委託する場合の合法性確認の参考になる事例として調査をお願いしたい。ルーマニアに関して、EU議会からの勧告以降の改善点やウクライナからの輸入状況等に焦点を当てて調査をお願いしたい（岡田委員）。
- ・フィリピンの現地調査に関して、ミンダナオ島における反政府組織による違法伐採が盛んと聞いており、オンラインでの聞き取り等も含めて調査をお願いしたい（岩永委員）。
- ・ルーマニアに関して、違法伐採リスクは高い状況であるが、FSC認証の現地オフィスが創設され、FSC認証への取組みが開始されるなど積極的な動きがみられるので、こうした動きも踏まえて調査をお願いしたい（相馬委員）。

<報告書の内容について>

- ・フィリピンにおける加工貿易だけではなく、フィリピン産木材の取り扱いに関することにも紙面を割いてほしい（岩永委員）。
- ・ルーマニアの木材流通システムについて、EUDRへの対応等についても記載してほしい（原田委員）。

- ・生産国調査の報告書においては、輸出材と国内消費材に異なる規制が適用されている可能性があることや輸出材に対する規制に注目して記載していることなどについて、混同のないよう注意して記述すべき（森田委員）。

<来年度以降の調査について>

- ・生産国に関する調査のほか、EUや北米の通関時の合法性確認の運用状況やEUDR（例えば地理情報の活用）などへの対応状況など、今後の日本の制度等に役に立ちそうな情報の収集も重要。最近の木材利用の動向として、木材輸出国はEUDRへの対応を進めているので、来年以降の調査では日本向けだけでなくEU向けの仕組みも把握すべき（原田委員・森田委員・山ノ下委員）。

イ 改正クリーンウッド法に関する指導者養成研修資料、運用説明資料及び Q&A（第1回～第4回）

これらの資料については、素材生産販売事業者や木材関連事業者が主な対象となることから、説明の詳細度と簡潔さのバランスをとりつつ、対象の事業者にとって分かりやすいものとなるよう助言を得た。委員からの主な意見は以下のとおり。

【主な意見】

<資料の内容について>

- ・義務に違反した際の罰則についても資料の中で説明すべき（池田委員）。
- ・義務と努力義務の違いが分かるような資料とすべき（森田委員）。
- ・Q&Aの掲載順を関連条文などの順番で整理すべき（池田委員）。

<指導者養成研修の実施概要について>

- ・海外の事例では、事業者に対する法の周知が行き届かない場合があるとの報告がある。研修への事業者の参加状況を評価できるよう、今後は事業者の属性などを収集すべき。また、指導者養成研修の事業報告書には、研修会で受けた質問とそれに対する回答を掲載すべき（山ノ下委員、森田委員）。

ウ 改正クリーンウッド法の運用に関するパンフレット及びリーフレット等（第2回、第3回）

素材生産販売事業者や木材関連事業者向けのパンフレットと主に消費者向けのリーフレット等では対象が異なっていることや、事業者によるクリーンウッド法への積極的な取組を促すためには消費者からの要求が効果的であることから、パンフレット等がこうした事情を踏まえたものとなるよう、幅広い団体等で構成される専門委員会で助言を得た。委員からの主な意見は以下のとおり。

【主な意見】

- ・法律において「事業者」と「木材関連事業者」には異なる定義が置かれていることに留意して作成してほしい（森田委員）。
- ・消費者向けのリーフレット等については消費者の視点で整理することが重要。事業者によるクリーンウッド法への積極的な取組へつながるよう、法制度の内容ではなく、「合法的に伐採された木材から作られている商品を買いましょう」というメッセージが消費者に対して伝わることが重要（岩永委員・相馬委員・山ノ下委員）。
- ・クリーンウッド法に取り組みば環境保全や持続可能性が達成できるという誤った情報が伝わらないよう表現を検討すべき。こうしたグリーンウォッシュはEUにおいて規制されていることに留意（相馬委員）。

エ その他

- ・改正法施行に向けた林野庁からの取組共有と専門委員会の位置づけ（第1回）
資料1-1～1-5に基づき、林野庁から改正クリーンウッド法の施行に向けたスケジュール等を説明した。また、資料1-6に基づき、受託者から今年度の専門委員会のスケジュールについて説明した。
- ・合法性確認（DD）手引き改訂版（第1回）
令和3年度の林野庁事業で作成した、改正前のクリーンウッド法に関する「クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」について、改正クリーンウッド法の内容を踏まえて更新したものを林野庁にて作成し、その内容について説明した。
- ・国産材原木の合法性確認（DD）手引き改訂版（第2回）
令和5年度の林野庁事業において受託者が作成し、昨年度の専門委員会でその内容の検討を行った「国産材原木の合法性確認の手引き」について、改正クリーンウッド法の内容を踏まえて更新したものを受託者が作成するとともに、その内容について説明した。
その他、委員からいただいたご意見は下記のとおり。

【主な意見】

- ・定期報告を合法性が確認できないといった課題や問題点への分析につなげるような仕組みとすべき（岡田委員、森田委員）。
- ・各国政府への働きかけも重要（山ノ下委員）。
- ・登録事業者に対する具体的なメリットを検討すべき（池田委員）。
- ・法制度の周知については、農林水産省（林野庁）、経済産業省、国土交通省の3省で責任を持って対応すべき（森田委員）。
- ・消費者に近い下流の事業者や消費者への普及が課題であり一層の取組を期待（森田委員）。

- ・林野庁が開発している流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）については、その良さをPRして速やかに普及するように努めて欲しい。また、小規模な素材生産販売事業者でも簡単にスマートフォンで扱えるシステムになるよう、システムの運用開始後も改良と普及を進めるべき（池田委員・岩永委員）。
- ・規模の小さな素材生産販売事業者にも周知が行き渡るよう対策を継続すべき。第2種木材関連事業者に対する周知には、既存の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく業界団体や認定事業者からも協力を得て普及を行うことが効果的ではないか（池田委員）。

③ 今後の専門委員会の設置及び運営方法に関する留意点等

- ・委員の選定について、クリーンウッド法への対応が必要な木材関連業界団体だけではなく、NGOを含め幅広い委員に参加いただいたことで、専門委員会における議論が木材関連事業者の視点や消費者の視点も考慮したものとなったと考えており、結果として適切な人選であったと受け止めている。
- ・開催日時については座長（立花委員）の予定を確保した上で、参加者数が最も多くなる日を選択し、開催方法については都内在住でない委員もいることから第1回と第2回はオンライン開催を活用した。
- ・書面開催であった第3回を除いて、議論の時間を2時間確保していたが、各回ともほぼ2時間で終了していたため、委員の人数、各回における議論時間や議題は適切であったと考えている。
- ・第2回と第4回の対面開催場所の選定にあたっては、都内を前提に、各委員のアクセスも考慮しつつ選定した。
- ・議事の進行にあたっては、進行を事務局が行うことも考えられたが、専門的な見地からの議論が想定されたため、座長による進行とした方が議論の整理やまとめ等がスムーズになると考えて、立花委員に座長をお願いしたところ。いただいた意見は幅広い専門分野からなるものであったため、座長による進行が適していたと考えられるとともに、次年度以降も、同種の議論が考えられるため、座長による進行が適していると思われる。
- ・各委員会では議題となる資料を事前に各委員へ送付していたが、各委員に資料の内容をよく理解いただき、委員会における議論の質を向上させるために、第2回以降は、1週間程度の余裕をもって議題となる資料を事前送付した。
- ・第2回の専門委員会の開催後に、一部の委員から委員会における指摘とそれを踏まえた資料の修正を対応させつつ示してほしいとの要請があったことを受けて、第3回における各委員からの指摘とそれを踏まえた林野庁側の修正を一覧表にしたものを、第3回の終了後に各委員へ送付した。
- ・第2回は座長（立花委員）のみオンライン参加であったが、音響機器の配置や性能が

原因で会場の音声は座長へ聞こえづらい環境となってしまう、結果として座長へ負担をかけてしまった。オンラインを活用しつつ円滑な議事進行を行うには、音響機器の配置等にも気を配り、会場で複数の委員が同時に発言した場合であってもそれがオンライン参加者へ伝わるような環境を整える必要がある。

3 今後の専門委員会の運営について

今年度の委員会において、第2種木材関連事業者による情報伝達について、改正クリーンウッド法では努力義務になっていることを踏まえ、

- ① どのように普及させるのか。事業者にとってのインセンティブを設けて、積極的な取組を促進すべきではないか。
- ② 経済産業省と国土交通省ではどのように対応しているのか。足並みを揃えて3省一体となって取り組む必要があるのではないか。

等の今後の普及のための方策を提示するよう求める意見が多くあった。

また、クリーンウッドシステムの内容の説明を求める意見があった。

特に、次年度にあっては、4月以降の施行直後に普及の状況を審議・分析するだけのデータの収集等は困難と思われる中で、まずはクリーンウッドシステムの登録状況を踏まえた伝達状況の分析やクリーンウッド・ナビへの問い合わせ状況(内容や数、業種等属性)の分析を専門委員会で行うとともに、既存の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の認定団体等を通じたアンケート調査の実施を専門委員会において検討し、第2種木材関連事業者の積極的な情報伝達につなげていくことが必要と思料される。

生産国における情報調査に関しては、第1回に調査国の選定、第4回に2か国での現地調査を踏まえた成果報告を議題としたが、国別報告書やクリーンウッド・ナビの作成や更新に向けて、複数の委員から建設的な意見を得ることができ、今後も専門委員会で議題とすべきと考えられる。

以上

巻末資料

第1回委員会（配付資料、議事録）

第2回委員会（配付資料、議事録）

第3回委員会（配付資料、各委員からいただいたご意見と林野庁の回答）

第4回委員会（配付資料、議事録）

令和6年度 第1回合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

議事次第

1. 日時：令和6年6月10日（月）15:00～17:00
2. 会場：Microsoft Teams による Web 開催
〔 会議 ID: 470 764 659 63
パスコード：ra2ACd 〕
3. 議事
 - (1) 開 会
 - (2) 林野庁挨拶
 - (3) 委員紹介
 - (4) 議 事
 - ① 来年の施行に向けた林野庁からの取組共有と専門委員会の位置づけ
 - ② 生産国における情報調査への助言
 - ③ 合法性確認（DD）手引き改訂版
 - (5) 閉 会

[配付資料]

- 議事次第
- 委員名簿
- 第1回専門委員会出席者名簿
- 資料
 - 資料 1-1 改正後のクリーンウッド法施行規則
 - 資料 1-2 改正後のクリーンウッド法判断基準省令
 - 資料 1-3 クリーンウッド法合法性確認省令
 - 資料 1-4 改正後のクリーンウッド法基本方針
 - 資料 1-5 クリーンウッド法の施行に向けた今後のスケジュール
 - 資料 1-6 令和6年度専門委員会検討スケジュール
 - 資料 1-7 改正クリーンウッド法運用資料「クリーンウッド法の改正について」
 - 資料 1-8 伐採造林届出手続きにおける普及資料
 - 資料 2 生産国における情報調査の実施について
 - 資料 3 合法性確認（DD）手引き改訂版

以上

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

委員名簿

[敬称略・五十音順]

- 岡田 清隆 日本木材輸入協会 専務理事
- 池田 直弥 (一社) 日本林業経営者協会 専務理事
- 岩永 青史 名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授
- 相馬 真紀子 (公社) 自然保護基金 (WWF) ジャパン
森林グループ長
- 立花 敏 京都大学大学院農学研究科 教授
- 原田 隆行 日本製紙連合会 常務理事
- 森田 一行 日本特用林産振興会 専務理事 (木材流通専門家)
- 山ノ下麻木乃 (公社) 地球環境戦略研究機関 (IGES)
ジョイント・プログラムディレクター

以上

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

令和6年度第1回専門委員会出席者名簿

[令和6年6月10日]

(敬称略)

[委員]

岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
池田 直弥	(一社)日本林業経営者協会 専務理事
岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授
相馬 真紀子	(公社)自然保護基金(WWF)ジャパン 森林グループ長
立花 敏	京都大学大学院農学研究科 教授
原田 隆行	日本製紙連合会 常務理事
森田 一行	日本特用林産振興会 専務理事(木材流通専門家)
山ノ下麻木乃	(公社)地球環境戦略研究機関(IGES) ジョイント・プログラムディレクター

[林野庁]

難波 良多	林野庁林政部木材利用課 課長
齋藤 綾	林野庁林政部木材利用課 監査官
坂本 朋美	林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用普及指導班担当課長補佐
早坂 直樹	林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用推進班担当課長補佐
村上 大輝	林野庁林政部木材利用課 企画調整係長
乗富 真理	林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用企画係長
大門 誠	林野庁林政部木材利用課 行政専門員

[事務局]

- (一社)全国木材組合連合会
- (一社)全国木材検査・研究協会
- (一社)全国林業改良普及協会

以上

平成二十九年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第二条、第六条第一項第四号、第八条、第九条第一項第二号及び第二項並びに第十条第二項（これらの規定を同法第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第十八条第一項（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第二項、第二十二條第二項、第二十三条、第二十四条第二項第三号及び第四号、第二十八条並びに第三十五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 第一種木材関連事業 法第二条第四項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、法第六条第一項各号に掲げる行為をするものをいう。
- 二 第二種木材関連事業 法第二条第四項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものをいう。

（家具、紙等の物品）

第二条 法第二条第一項及び第二項の主務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

- 一 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの
- 二 木材パルプ
- 三 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの
- 四 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの
- 五 木質系セメント板
- 六 サイディングボードのうち、木材を使用したもの
- 七 戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）
- 八 前各号に掲げる物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

（木材等を利用する事業）

第三条 法第二条第四項第四号の主務省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木に由来するものをいう。）を変換して得られる電気を電気事業者（同条第四項に規定する電気事業者をいう。）に供給する事業
- 二 木材等（法第二条第一項に規定する木材を除く。）を使用して建築物その他の

工作物の建築又は建設をする事業

第四条 削除

（木材関連事業者の登録の申請）

第五条 法第十五条の木材関連事業者の登録（法第十九条第一項の登録の更新を含む。第八条において単に「登録」という。）を受けようとする木材関連事業者は、当該登録に係る事業の範囲を登録実施事務の対象とする登録実施機関に申請をしなければならない。

（申請書の記載事項等）

第六条 法第十六条第一項第二号（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
- 二 法第二条第四項各号に掲げる事業（同項第四号の事業にあつては、第三条各号に掲げる事業）のいずれに該当するかの別
- 三 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
- 四 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる木材等の種類
- 五 前号の木材等の一年間の重量、面積、体積又は数量の見込み

2 第一種木材関連事業を行う者は、前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該第一種木材関連事業に係る全ての部門、事務所、工場及び事業場並びに全ての木材等の種類を記載しなければならない。

（申請書の添付書類）

第七条 法第十六条第二項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に講ずる方法に係る事項とする。

2 法第十六条第一項の申請書には、同条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人にあつては、住民票の写し
- 二 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の名簿
- 三 申請者が法第十八条第一項第二号から第四号までに該当しないことを証する書類

（登録に係る公示事項等）

第八条 法第十七条第二項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 第六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
- 三 登録年月日及び登録番号

2 登録実施機関は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を、当該登録を抹消する日までの間、事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により公示しなければならない。

（木材関連事業者の登録事項の変更）

第九条 登録木材関連事業者は、法第十六条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、登録実施機関に変更の登録を申請しなければならない。

- 2 登録木材関連事業者は、前項の規定による申請をしようとするときは、同項の変更があった事項を記載した書類並びに法第十六条第二項に規定する書類及び第七条第二項に規定する書類のうち当該変更を証するものを登録実施機関に提出しなければならない。
- 3 登録実施機関は、第一項の規定による申請があったときは、法第二十一条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、第一項の変更があった事項を木材関連事業者登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。
- 4 登録実施機関は、前項の変更の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、第一項の規定による申請をした登録木材関連事業者に通知するとともに、公示しなければならない。
- 5 前条第二項の規定は、前項の規定による公示について準用する。

（名称の使用）

第十条 法第二十条第一項の規定により登録木材関連事業者が用いることができる名称は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

- 一 第一種木材関連事業を行う者 第一種登録木材関連事業者
- 二 第二種木材関連事業を行う者 第二種登録木材関連事業者

- 2 前項第二号に定める名称を用いる登録木材関連事業者は、当該登録に係る事業の範囲について誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（登録の抹消に係る公示事項等）

第十一条 登録実施機関は、法第二十二条の規定により登録を抹消したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 登録が抹消された者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 第六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
- 三 登録を抹消した年月日
- 四 登録が抹消された者の登録番号

- 2 登録実施機関は、登録を抹消したときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を、当該抹消の日後一年を経過する日までの間、事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により公示しなければならない。

（登録実施機関の登録の申請）

第十二条 法第二十三条の登録実施機関の登録（法第二十六条第一項の登録の更新を含む。第二十一条において単に「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録実施事務を行おうとする事務所の所在地
- 三 登録実施事務を開始しようとする年月日
- 四 登録実施事務の対象

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請者が、当該書類に記載された事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表している場合であって、当該事項を確認するために必要な事項を記載した書類を同項の申請書と併せて提出するときは、当該事項を記載した書類の添付を省略することができる。

- 一 個人にあっては、次に掲げる書類

- イ 住民票の写し
 - ロ 財産に関する調書
 - 二 法人にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為
 - ロ 登記事項証明書
 - ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - ニ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - 三 申請者が法第二十四条各号のいずれにも該当しないことを証する書類
 - 四 申請者が法第二十五条第一項各号のいずれにも適合することを証する書類（登録実施機関の登録事項等の変更）
- 第十三条 登録実施機関は、法第二十五条第二項第二号又は前条第一項第四号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 2 登録実施機関は、法第二十八条又は前項の規定による届出をしようとするときは、同条又は同項の変更があつた事項を記載した書類を主務大臣に提出しなければならない。
- 3 主務大臣は、法第二十八条又は第一項の規定による届出（法第二十五条第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）を受けたときは、当該変更があつた事項を登録実施機関登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。
- 4 主務大臣は、前項の変更の登録をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。
- （登録の更新）
- 第十四条 法第二十六条第一項の登録の更新を受けようとする登録実施機関は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の六月前までに、主務大臣に登録の更新の申請をしなければならない。
- 2 前項の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- （登録実施事務の方法に関する基準）
- 第十五条 法第二十七条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 法第十五条の木材関連事業者の登録（第九条第三項の変更の登録及び法第十九条第一項の登録の更新を含む。以下この条及び第二十条において単に「登録」という。）をしようとするときは、申請者が法第十八条第一項各号のいずれにも該当しないことについて、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う当該申請者への質問その他の調査により確認すること。
 - 二 登録をしようとするときは、あらかじめ、申請者と次に掲げる事項を取り決めること。
 - イ 申請者は、登録を受けたときは、少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況について登録実施機関に報告

を行うこと。

ロ 申請者は、登録を受けたときは、当該登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に講じていること及び第十条の規定を遵守していることについて登録実施機関が確認の必要があると認める場合に行う質問その他の方法による調査に協力すること。

三 前号イの報告又は同号ロの調査の結果、登録木材関連事業者が法第十八条第一項第一号又は第二十一条第一項第二号に該当すると認められるときは、当該登録木材関連事業者に対し、登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に講じ、又は第十条の規定を遵守すべきことを請求すること。

四 登録実施事務に関して知り得た秘密を保持すること。

（弁明の機会の付与）

第十六条 登録実施機関は、法第二十一条第一項の規定による登録木材関連事業者の登録の取消しをしようとするときは、その一週間前までに、当該登録木材関連事業者にその旨を通知し、弁明の機会を付与しなければならない。

（登録実施事務規程）

第十七条 法第二十九条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録実施事務の対象に関する事項
- 二 登録実施事務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 登録実施事務を行う事務所に関する事項
- 四 登録実施事務に関する料金の収納に関する事項
- 五 登録実施事務の実施方法に関する事項
- 六 登録実施事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 七 登録実施事務に関する帳簿、書類等の管理に関する事項
- 八 登録実施事務に関する公正の確保に関する事項
- 九 登録実施事務を行う組織に関する事項
- 十 登録実施事務を行う者の職務に関する事項
- 十一 その他登録実施事務に関し必要な事項

（登録実施事務の休廃止の届出）

第十八条 登録実施機関は、法第三十条の規定による届出をしようとするときは、登録実施事務を休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 休止し、又は廃止しようとする登録実施事務を行う事務所の所在地
- 三 休止し、又は廃止しようとする登録実施事務の対象
- 四 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 五 休止しようとする場合には、その期間

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第十九条 法第三十一条第二項第三号の主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第三十一条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録実施機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線

を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

- 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿）

第二十条 法第三十五条の帳簿は、登録実施事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、登録実施事務を廃止するまで保存しなければならない。

2 法第三十五条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十六条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録の申請を受けた年月日
- 三 登録又は登録の拒否の別
- 四 登録の拒否をした場合には、その理由
- 五 登録をした場合には、登録年月日及び登録番号
- 六 その他登録実施事務の実施に関し必要な事項

3 登録実施機関は、登録又は登録の拒否をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

（登録実施機関の公示）

第二十一条 主務大臣は、登録をしたときには、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 法第二十五条第二項各号に掲げる事項
- 二 登録実施機関の登録実施事務の対象

（身分証明書の様式）

第二十二条 法第四十条第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記様式によるものとする。

附 則

この省令は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の施行の日（平成二十九年五月二十日）から施行する。

附 則 （令和元年六月二七日農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和六年六月三日農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

別記様式

様式（第二十二章関係）（日本産業規格A 077番）

（表）

年	月	日	交付第	号（使用期限一年）
職名		氏名		生年月日
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第四十条第一項から第三項までの規定による 立入検査証 主務大臣				

（裏）

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律抜粋

- 第四十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、木材関連事業者に対し、合法性の確認等の実施状況若しくは合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、木材関連事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、素材生産販売事業者に対し、第九条の規定による情報の提供の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、素材生産販売事業者の事務所、事業場、若しくは素材の保管場所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。
- 3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録実施機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、登録実施機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
 一～三 （略）
 四 第四十条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 第四十七条 第四十条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

平成二十九年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号

木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第六条第一項の規定に基づき、木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成二十九年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（体制の整備に関する事項）

第二条 木材関連事業者は、法第十三条第一項第一号の体制の整備として次に掲げる措置を講ずることとする。

- 一 合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者を設置すること。
- 二 前号及び次条から第七条までに規定する事項に関する合法伐採木材等の計画的な利用を確保するための取組方針を定めること。

（合法性確認木材等の数量を増加させるための措置に関する事項）

第三条 木材関連事業者は、法第十三条第一項第二号の合法性確認木材等の数量を増加させるための措置として次に掲げるものを講ずることとする。

- 一 木材等の譲受け又は譲渡しの受託（以下「譲受け等」という。）をする素材生産販売事業者、本邦に輸出される木材等の譲渡しをする事業を営む者又は木材関連事業者の選定に当たっては、法第四条第二項の情報、これらの者との木材等の譲受け等の実績、第七条の情報その他の必要な情報を踏まえて選定すること。
- 二 譲受けした木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報（法第八条の規定により伝達される情報を除く。）が当該譲受けの相手方から伝達されない場合において、法第六条第一項の規定により原材料情報の収集若しくは整理をした木材関連事業者又は当該情報の伝達を受けた木材関連事業者に対し、当該情報の提供を依頼すること。

（合法伐採木材等の利用を確保し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に関する事項）

第四条 木材関連事業者は、法第十三条第一項第三号の合法伐採木材等の利用を確保し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置として次に掲げるものを講ずることとする。

- 一 合法性確認木材等でない木材等を利用した場合には、当該利用の時以後に前条第一号に規定する選定を行うに当たっては、違法伐採に係る木材等でない蓋然性が高い木材等を優先的に利用できるよう必要な措置を検討すること。
- 二 譲受け等の相手方から違法伐採に係る木材等に該当する木材等の譲受け等をしたと認められるときは、当該譲受け等の相手方の見直しその他の必要な措置を講ずること。

（情報の保存等に関する事項）

第五条 木材関連事業者（第二種木材関連事業を行うものに限る。）は、法第十三条第一項第四号の木材等の譲受けをする場合において当該譲受けの相手方から伝達された法第八条に規定する情報の保存について、同条又は次条第一項の規定により

伝達された当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から五年間（当該記録を作成した日から同項に規定する譲渡しをするまでの期間が五年を超える場合にあっては、当該譲渡しをするまでの期間）保存することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。
 - 一 書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六条第二項第二号において同じ。）をもって作成すること。
 - 二 事務所、工場、事業場又は倉庫（以下この号において「事務所等」という。）ごとに作成すること。ただし、主たる事務所その他の事務所等において一括して木材等の譲受けを行っていることに伴い当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であって、記録を保存している事務所等に照会することにより、譲受けをした事務所等において当該記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、当該記録は、一括して作成することができる。

（情報の伝達に関する事項）

第六条 木材関連事業者は、法第十三条第一項第五号の木材等の譲渡しをする場合（法第八条の規定により同条に規定する情報を伝達する場合を除く。）における当該譲渡しの相手方への情報の伝達について、当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を当該譲渡しの相手方に伝達することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 前項の規定により同項に規定する情報を伝達する木材関連事業者の使用に係る電子計算機と当該伝達を受ける同項の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
 - ロ 前項の規定により同項に規定する情報を伝達する木材関連事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された伝達すべき事項を電気通信回線を通じて同項の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
 - 二 電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
 - 三 譲渡しをする木材等に係る包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに伝達すべき事項を表示する方法
- 3 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、第一項の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 4 木材関連事業者が消費者への譲渡しをする木材等について、第一項に規定する情報を消費者が知ることができるようにする措置としてインターネットを利用して当該情報を公衆の閲覧に供することがとられている場合であって、当該木材関連事業者が、当該情報に係るウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ウェブサイトを開覧することにより当該情報を知ることができる旨を、第二項各号に掲げる方法により、当該消費者に伝達したときは、当該木材関連事業者は、第一項の規定による伝達をしたものとみなす。

（法第十三条第一項第六号の主務省令で定める事項）

第七条 法第十五条の木材関連事業者の登録又はその他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する登録、認証若しくは認定を受けている木材関連事業者は、法第十三条第一項第六号の主務省令で定める事項として、木材等について譲渡しをするときは、当該木材関連事業者が受けている登録、認証又は認定に関する情報を、当該譲渡しの相手方に対し提供することとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年六月三日農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

令和六年農林水産省・経済産業省令第2号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第六条第一項、第七条、第八条、第十二条及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）第一条第一号の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令を次のように定める。

（合法性の確認の方法）

第一条 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）

第六条第一項の規定による合法性の確認（以下単に「合法性の確認」という。）は、同条第二項に規定する原材料情報（以下単に「原材料情報」という。）に加え、法第四条第二項の情報、素材生産販売事業者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他の木材等の流通及び利用に関する情報を踏まえて行うものとする。

（令第一条第一号の主務省令で定めるもの）

第二条 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令第一条第一号の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

- 一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の八第一項第十一号 森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第十四条第一号及び第三号
- 二 森林法第三十四条第一項第九号 森林法施行規則第六十条第一項第一号、第二号及び第五号から第十号まで

（原材料情報に関する記録の作成方法）

第三条 法第七条第一項の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって作成すること。
 - 二 事務所、工場、事業場又は倉庫（以下「事務所等」という。）ごとに作成すること。ただし、主たる事務所その他の事務所等において一括して譲受け等をしているため当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であつて、記録を保存している事務所等に照会することにより、法第六条第一項に規定する収集又は整理をする事務所等において当該記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、一括して作成することができる。
 - 三 法第六条第一項各号に規定する木材等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成すること。
- 2 法第六条第二項第一号に規定する樹種の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。
- 3 法第六条第二項第一号に規定する地域の記録の作成は、当該地域が我が国のものにあつては国内産である旨を、当該地域が我が国以外の原産国のものにあつては当該原産国が産地である旨を記録すること。ただし、当該地域が国内のものにあつて

は、国内産である旨の記録に代えて、当該産地の属する都道府県、市町村その他一般に知られている地名が当該地域である旨を記録することができる。

4 法第六条第二項第二号に掲げる情報の記録の作成は、当該情報のうち合法性の確認に関する部分を記録することにより行うものとする。

（原材料情報に関する記録の保存期間）

第四条 法第七条第一項の主務省令で定める期間は、五年（同項に規定する記録を作成した日から法第八条に規定する譲渡しをするまでの期間が五年を超える場合にあっては、当該譲渡しをするまでの期間）とする。

（合法性の確認に関する記録の作成方法）

第五条 法第七条第二項の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 書面又は電磁的記録をもって作成すること。
- 二 事務所等ごとに作成すること。ただし、主たる事務所その他の事務所等において一括して譲受け等を行っているため当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であって、記録を保存している事務所等に照会することにより、合法性の確認をする事務所等において当該合法性の確認に関する記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、一括して作成することができる。
- 三 法第七条第二項に規定する合法性確認木材等であるか否かの別、その理由その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成すること。

（合法性の確認に関する記録の保存期間）

第六条 法第七条第二項の主務省令で定める期間は、第四条に規定する保存期間の満了する日までとする。

（木材関連事業者による情報の伝達方法）

第七条 法第八条の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 法第六条第一項の規定により原材料情報の収集又は整理をした木材関連事業者の使用に係る電子計算機と法第八条に規定する他の木材関連事業者（以下単に「他の木材関連事業者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、当該他の木材関連事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
 - ロ 法第六条第一項の規定により原材料情報の収集又は整理をした木材関連事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された伝達すべき事項を電気通信回線を通じて他の木材関連事業者の閲覧に供し、当該他の木材関連事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
- 二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに伝達すべき事項を記録したものを交付する方法
- 三 木材等の包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに伝達すべき事項を表示する方法

2 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、他の木材関連事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（木材関連事業者による伝達事項）

第八条 法第八条に規定する法第七条第一項に規定する記録に関する情報として主務省令で定める情報は、同項の規定により作成した記録のうち合法性の確認に用いた情報とする。

（法第十二条の主務省令で定める基準）

第九条 法第十二条の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる木材等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 法第六条第一項第一号及び第三号に規定する木材等 年間の譲受け等をする木材等の総量が三万立方メートル
- 二 法第六条第一項第二号に規定する木材等 次に掲げる木材等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準
 - イ 法第二条第一項に規定する木材 年間の譲受け等をする総量が三万立方メートル
 - ロ イの木材以外の木材等 年間の譲受け等をする総量が一万五千トン

（定期の報告）

第十条 法第十二条の規定による報告は、書面又は電磁的記録により、毎年六月末日までに、当該日が属する年度の前年度における法第六条第一項各号に掲げる行為ごとの木材等についてしなければならない。

2 前項の報告は、次の各号に掲げる木材等の区分に応じ、当該各号に定める主務大臣に提出しなければならない。

- 一 法第六条第一項各号に掲げる行為に係る木材（第三号の木材等を除く。） 農林水産大臣
- 二 法第六条第一項第二号に規定する譲受け等に係る木材等（前号及び次号の木材等を除く。） 経済産業大臣
- 三 法第六条第一項第一号又は第三号及び前号に掲げる行為に係る木材等 農林水産大臣及び経済産業大臣

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

平成二十九年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第三条第一項の規定に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針を定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針

一 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本的方向

1 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針の位置付け

我が国又は外国における違法な森林の伐採（以下「違法伐採」という。）及び違法伐採に係る木材の流通は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあることから、我が国ではこれまで各般の違法伐採に対する取組を進めてきたところである。

平成十七年七月に英国で開催されたG8 グレンイーグルズ・サミットでは、違法伐採に対する取組について、木材生産国及び消費国双方の行動が必要であるとされた。これを受けて、平成十八年に、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成十三年三月九日環境省告示第十一号。以下「グリーン購入法基本方針」という。）を改定するとともに、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性を適切に証明できるよう、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成することにより、持続可能性が配慮され、及び合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象としたところである。

今後、政府調達の対象物品を取り扱う事業者だけでなく、木材関連事業者（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する木材関連事業者をいう。以下同じ。）が、合法伐採木材等（法第二条第二項に規定する合法伐採木材等をいう。以下同じ。）の利用を確保していくことにより、我が国の違法伐採に対する取組が自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するものとなるようにしていくことが必要である。

また、令和四年には、G7 農業大臣会合やAPEC 林業担当大臣会合等において、違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられており、引き続き、国際的な議論が進んでいるところである。

こうした中、合法伐採木材等の流通及び利用を一層促進するため、木材関連事業者に対し、国内の木材流通の最初の段階において合法性の確認（法第六条第一項に規定する合法性の確認をいう。以下同じ。）等を実施することを義務付けると

ともに、消費者に対する木材等（法第二条第一項に規定する木材等をいう。以下同じ。）の販売をする事業者を木材関連事業者に追加する等の措置を講じたところである。

この基本方針は、このような認識の下、合法伐採木材等の流通及び利用を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものである。

2 法第二条の対象となる木材等

法第二条において、木材等は、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下同じ。）及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品とされている。

木材には、次に掲げるものが該当する。

- (1) 素材
- (2) 板材、角材及び円柱材
- (3) 単板、突き板及び構造用パネル
- (4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等）
- (5) のこくず・木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない。）、チップ、小片

なお、法の対象とする家具、紙等の物品については、グリーン購入法基本方針の特定調達品目（ガイドラインに基づく取組が調達の要件となっているものに限る。）を踏まえ当該品目のサプライチェーンの実態、合法伐採木材等の利用の確保のための措置の実施状況等を勘案し、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成二十九年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号。以下「規則」という。）第二条第一項に規定しているとおりである。

法の対象とする木材等の範囲については、今後、法の施行の状況等を踏まえて見直すこととする。

3 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本的方向

合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るため、木材関連事業者は、国内に最初に木材等を流通させるに当たっては、当該木材等について合法性の確認等を行うとともに、その他の合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずるよう努めるものとする。

国は、合法性の確認等に必要な情報提供等の体制整備を進め、国内市場における木材流通の最初の段階において、合法性が確認できた木材のみが取り扱われるよう、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する意義について国民の理解を深めるよう努めるものとする。

二 合法性確認木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項

1 木材関連事業者が行う合法性の確認等

合法性確認木材等が利用される環境を整備するためには、流通の各段階での対応が必要であるが、特に国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要である。このため、木材関連事業者は、第一種木材関連事業（規則第一条第一号に規定する第一種木材関連事業をいう。以下同じ。）をするときには、法第六条から第八条までの規定により、譲受け等をする木材等について原材料情報（法第六条第二項の原材料情報をいう。以下同じ。）の収集等をし、合法性の確認を行うとともに、当該確認に関する記録を作成・保存し、当該木材等について他の木材関連事業者譲渡しをするときは当該確認の結果等の情報の伝達を行うものとする。

合法性の確認の前提となる違法伐採リスクは、取り扱う木材等の種類や調達先等によって異なることが一般的であることから、違法伐採リスクの高低を考慮せずに画一的に合法性の確認を行うこととすると、合法性の確認の精度が担保されない場合や合法性の確認のために過大な負担が生じる場合がある。このため、法第六条第二項第二号に掲げる情報として複数の証明書等を入手できるときには、信頼性や簡明性を踏まえ、より適当な証明書等を活用したり、原材料情報以外の情報を勘案する等、違法伐採リスクに応じた合法性の確認を行うことが重要である。このことから、木材関連事業者は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令（令和六年農林水産省・経済産業省令第二号。）第一条の規定により、法第四条第二項の情報等を踏まえて合法性の確認を行うものとする。

また、合法性確認木材等の流通及び利用を促進するためには、合法性確認木材等を取り扱う信頼性が高いと考えられる相手方と取引することや、登録実施機関が行う登録を受けること等の木材関連事業者の取組が消費者等に伝わること等が重要である。このため、木材関連事業者は、法第十三条第一項第二号及び第四号から第六号までに規定する事項を判断の基準として、合法性確認木材等の数量を増加させるための措置等を行うよう努めるとともに、第二種木材関連事業（規則第一条第二号に規定する第二種木材関連事業をいう。以下同じ。）等をするときには、必要な記録の作成・保存及び情報の伝達に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

木材関連事業者が木材等の譲渡しを行うに当たっては、譲受けを行った木材等を原材料として製造等された全ての木材等について、合法性の確認に関する情報を伝達することが重要である。

2 国が行う合法性確認木材等の流通及び利用の促進のための措置

国は、木材関連事業者が行う合法性の確認に必要な情報を幅広く収集し、イン

ターネット等の媒体を通じて継続的に提供するものとする。また、合法性の確認等について、電子的に手続が行えるシステムの構築及び普及に取り組むこと等により、木材関連事業者の負担の軽減を図るものとする。これらの取組により、木材関連事業者による合法性の確認等の取組の深化及び効率化を図り、合法性確認木材等の流通割合を増やしていくものとする。

また、人権の尊重及び持続可能性の確保に係る木材関連事業者の自発的な取組を促す観点から、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等の人権の尊重に関する情報や、我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令に関する情報の提供を行うものとする。

さらに、合法性確認木材等の流通等の把握に取り組むとともに、必要があると認めるときは、木材関連事業者に対し、指導及び助言を行い、法の施行に必要な限度において、報告徴収及び立入検査その他必要な措置を行うものとする。

三 合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項

1 木材関連事業者が取り組むべき措置

合法伐採木材等の流通及び利用を促進するためには、違法伐採リスクは一定のものではなく、国内外の情勢や取引相手の状況等、様々な要因によって変化することであることを踏まえ、合法性の確認等を通じて得られた知見を次の取引に活用し、継続的に取組精度の向上を図っていくことが重要である。これらのことから、木材関連事業者は、法第十三条第一項第一号及び第三号に規定する事項を判断の基準として、体制の整備や、取引の相手方の選定に当たって過去の合法性の確認等の結果を踏まえて検討する等の違法伐採に係る木材等を利用しないための措置を行うよう努めるものとする。

2 国が行う合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置

合法伐採木材等の流通及び利用を促進するためには、法第十三条第一項各号に規定する事項を判断の基準として行う合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に講ずる登録木材関連事業者（法第二十条に規定する登録木材関連事業者をいう。以下同じ。）を増やしていくこと等により、合法性の確認等を行いやすい木材等を適切なコストで容易に入手できる供給体制を整えていくことが重要である。

このため、国は、登録実施機関を登録し、登録実施機関に対して命令その他の必要な措置を行うものとする。また、木材関連事業者の登録実施機関への登録が促進されるよう、登録制度の周知、登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの情報の収集及び公表を行うとともに、木材関連事業者のほか消費者まで幅広く情報の提供及び普及を行うものとする。

また、国内市場における木材等の流通の最初の段階に位置し、合法性の確認を

行う第一種木材関連事業を行う者が登録を受け、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に講ずることが重要であることに鑑み、第一種木材関連事業を行う者が登録を受ける場合は、第一種木材関連事業に係る全ての事業部門、事務所、工場及び事業場並びに木材等の種類について、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずるものとする。

さらに、国内外の木材等のサプライチェーンの複雑さを考慮すると、可能な限り多くの木材関連事業者が登録を受けることが望ましい。このため、木材等の購入先が多岐にわたる場合が多い第二種木材関連事業を行う者が登録を受ける場合は、第二種木材関連事業に係る部門、事務所、工場若しくは事業場又は木材等の種類ごとに合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずることを認めることにより、登録を促すものとする。

登録実施機関は、国の定めるところにより、登録木材関連事業者から、少なくとも毎年一回報告を徴収するとともに、登録木材関連事業者が登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に講じていること等について、確認の必要があると登録実施機関が認める場合には、質問その他の方法により調査を行うことを、登録木材関連事業者と取り決めるものとする。また、登録実施機関は、当該報告又は当該調査の結果、必要があると認められるときは、登録木材関連事業者に必要な措置を請求し、当該措置を請求してもなお登録木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に講ずる者と認められない場合は、登録の取消しができるものとする。

国産材については、法第九条の規定により、樹木の所有者及び樹木を伐採する事業者等の素材生産販売事業者（法第二条第三項に規定する素材生産販売事業者をいう。以下同じ。）によって、木材関連事業者の求めに応じ、合法性の確認に資する情報が提供されるため、原材料情報の収集等を比較的行いやすいと考えられる。国は、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）に基づき国産材の供給等に取り組むことにより、このような合法性の確認等を行いやすい木材等を利用できる環境を整備していくものとする。

四 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能が持続的に発揮されるとともに、木材市場における公正な取引を確保し、もって地域及び地球の環境の保全に資するという意義を有する。また、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、略称：SDGs）において「つくる責任 つかう責任」（目標12）が掲げられるなど、資源利用において消費者の果た

す役割が大きいことから、合法伐採木材等の流通及び利用の拡大に当たっても、法の意義等について国民の理解が醸成され、木材を利用する事業者を含め、消費者から合法伐採木材等が選好されていくことが重要である。

このため、国は、木材関連事業者、関係団体等との連携協力の下、法の意義や法に基づく事業者の取組等について、広く国民への普及及び啓発を図るものとする。具体的には、セミナーの実施、パンフレットの配布、インターネット等の媒体を通じた情報の提供等を通じて、教育活動や広報活動等に取り組むものとする。

五 その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する重要事項

1 適切な連携

国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に当たっては、木材関連事業者や素材生産販売事業者、合法伐採木材等への需要の転換に寄与する活動を行う事業者、民間の団体、有識者、消費者等の幅広い関係者を集め、合法伐採木材等の利用促進に向けた普及啓発、合法伐採木材等の需給状況の把握、違法伐採の問題に関する意見交換等に取り組むものとする。

また、国は、国際熱帯木材機関を始めとする国際機関と連携して、木材生産国における森林に関連する法令の執行能力の向上に貢献するとともに、主要な木材生産国との間で、違法伐採の問題に関する情報交換及び意見交換を行う等、原産国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保及び国際協力を進めるものとする。併せて、民間レベルにおいても、国内の関係団体と海外の関係団体との間において、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する情報交換を推進するものとする。

2 基本方針の見直し

国は、法の施行後三年を目途として、法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、本基本方針についても、その結果に基づき必要な場合に見直しを行うものとする。

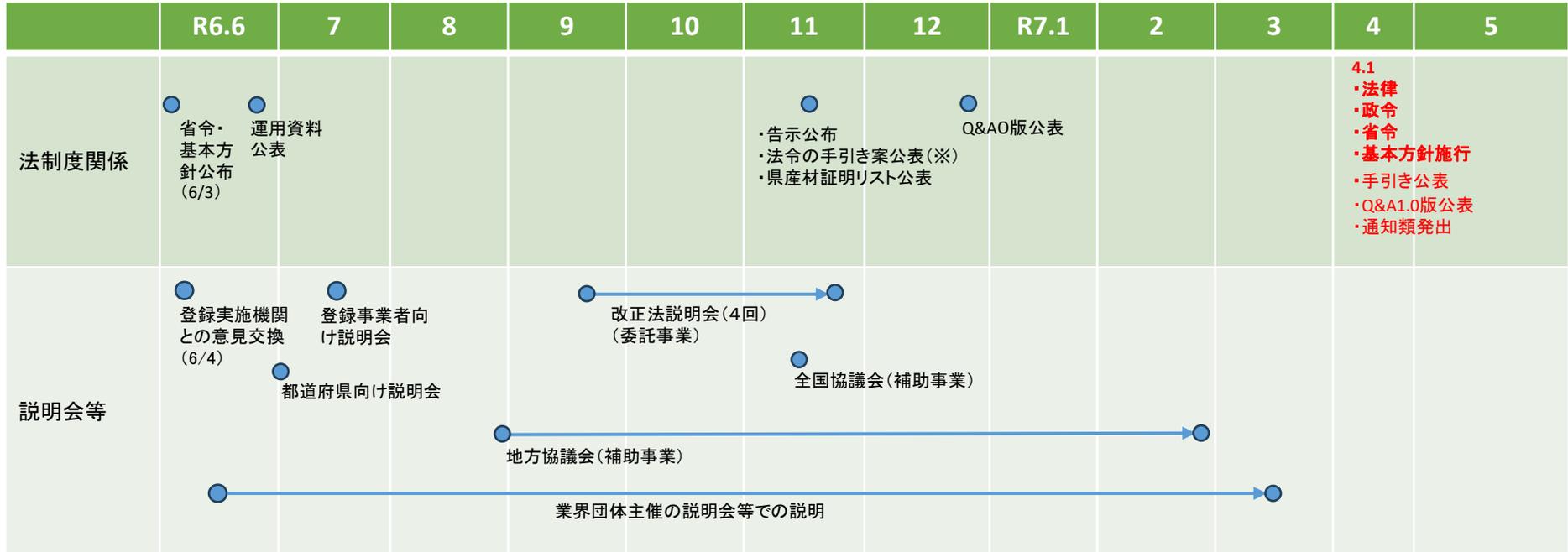
附 則 （令和六年六月三日農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第2号）

この告示は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

資料1-5

クリーンウッド法の施行に向けた今後のスケジュール（案）

2024/6月時点



※合法性確認(DD)手引きではなく、法令(法律、政令、省令、基本方針)の内容を網羅的に整理した手引きのこと

【その他の検討事項】

- システム開発
 - 改正クリーンウッド法に係る情報伝達等のためのシステムを開発
- マークの検討
 - クリーンウッド法に基づく取組が消費者等に向けて見える化するためのマーク制度を検討

資料1-6

令和6年度専門委員会検討スケジュール（案）

事業内容	令和6年									令和7年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
専門委員会の設置・開催 改正CW法に関する林野庁資料への助言 DD手引きへの助言 他事業への助言	委員会設置	第1回 運用資料 林野庁DD手引き 調査国選定			第2回 国産材DD手引き(全木連) 説明会資料 パンフレット			2.5回 (上旬・書面) Q&A パンフレット(再)	第3回 (下旬) 今年度事業の課題整理と次年度への助言			
他事業												
①生産国における情報調査		調査国の検討	国内調査・生産国調査の実施						調査結果概要報告	とりまとめ		
②改正法説明会の開催		説明会等の内容検討及び説明資料作成			開催（この間で4回）			実施結果概要報告	とりまとめ			
③パンフレット作成		構成、内容の検討、原稿案の作成			専門委員会を受けて修正			印刷				

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の改正について

令和6年6月

林野庁木材利用課

目次

I.	クリーンウッド法をめぐる状況	2~7
II.	改正クリーンウッド法の概要	8
III.	法の対象(物品・事業者)	9~17
	対象物品の考え方	9
	義務対象となる事業者の考え方① (素材生産販売事業者、木材関連事業者)	10
	義務対象となる事業者の考え方② (第1種事業者)	11
	義務対象となる事業者の考え方 具体例	12~17
IV.	法に基づく義務及び努力義務	18~43
	木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容	18
1.	木材関連事業者及び素材生産販売事業者の義務内容	19~38
	木材等の譲受け等に係る義務内容	19
	(1)原材料情報の収集・整理	20~22
	(2)合法性の確認	23
	(3)記録の作成・保存	24
	(4)情報の伝達	25~31

IV.	法に基づく義務及び努力義務(続き)	18~43
1.	木材関連事業者及び素材生産販売事業者の義務内容(続き)	19~38
	第1種事業者であっても義務が課されない場合	32
	(5)素材生産販売事業者の情報提供	33
	(6)第一種木材関連事業者の定期報告	34~38
2.	木材関連事業者の努力義務	39~40
3.	合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル	41~43
V.	木材関連事業者の登録制度	44~46
	取り組むべき措置と要件の関係	44
	登録種別の考え方	45
	登録事業者の年度報告	46
VI.	改正法の施行日に係る考え方	47~49

クリーンウッド法制定及び改正の経緯

- (1) 違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、各国で関連法が制定
- (2) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「クリーンウッド法」という。)は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に成立(平成29年5月施行)
- (3) 更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和5年に成立(令和7年4月施行)

■ クリーンウッド法をめぐる経緯

国際的な動き

国内の動き

平成17(2005)年

グレンイーグルズサミット(英国)

「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記
我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明

平成18(2006)年

グリーン購入法基本方針改定

政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定

平成20(2008)年

洞爺湖サミット

首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記

欧米等における法律の制定

(米) レイシー法(平成20年)
(欧) EU木材規則(平成25年)
(豪) 違法伐採禁止法(平成26年)

平成28(2016)年

伊勢志摩サミット

クリーンウッド法成立

令和4(2022)年

G7宮崎農業大臣会合

違法伐採の根絶に向けた取組を課題として取り上げ

第5回 APEC林業担当大臣会合(タイ)

令和5(2023)年

広島サミット

改正クリーンウッド法成立

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

- 違法伐採は、地球温暖化の防止や森林の多面的機能、木材市場の公正な取引に悪影響を与えるおそれ
- 法令に適合して伐採された木材や木材製品（合法伐採木材等）の流通及び利用を促進
- これらの取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを指向

そのために

国

- 基本方針の策定（第3条）
- 諸外国を含む法令等に関する情報等の提供（第4条）
- 法の意義に関する国民・事業者への広報（第4条）
- 登録実施機関の登録（第23条）
- 諸外国・民間団体、関係行政機関等と連携・協力（第38、39条、41条）
- 木材関連事業者等に対する指導・助言、勧告・命令、罰則措置、報告徴収・立入検査（第10、11、14、40、45条）

そのために

事業者

- 合法伐採木材等の利用の努力義務（第5条）

木材関連事業者

木材や木材製品の製造・加工・輸入・販売（消費者に対する販売を含む）又は木材を使用した建築等をする事業者

- 川上・水際の木材関連事業者の、木材等の合法性の確認（デュー・デリジェンス（DD））等及びそのうち一定規模以上の者における定期報告の義務（第6～8、12条）
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を行う努力義務（第13条）
- 第13条の措置を適切かつ確実にを行う者に対する登録制度（第20条）

素材生産販売事業者

川上の木材関連事業者に素材を譲渡す事業者

- 川上の木材関連事業者への情報提供義務（第9条）

登録木材関連事業者の動向

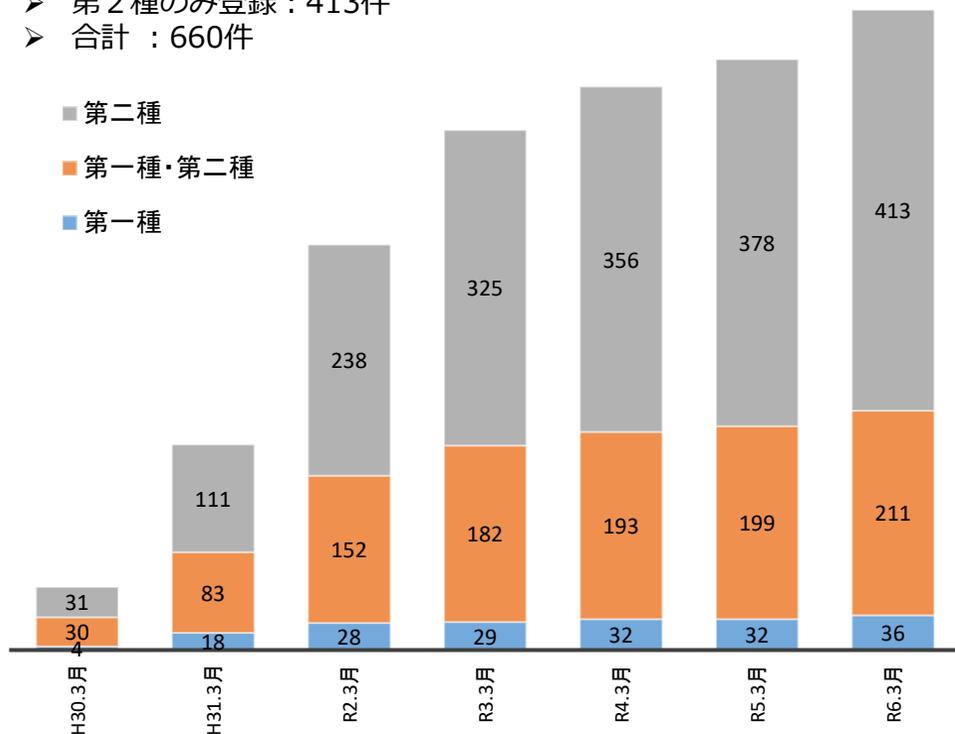
(1) 登録木材関連事業者の登録件数は、約660件(令和6年3月末現在)

(2) 登録木材関連事業者は、取り扱う木材のうち第1種で96%、第2種で92%について合法性が確認された木材を取り扱っており(令和3年度)、合法伐採木材を積極的に取り扱う傾向

登録木材関連事業者の登録件数の推移

【令和6年3月末現在】

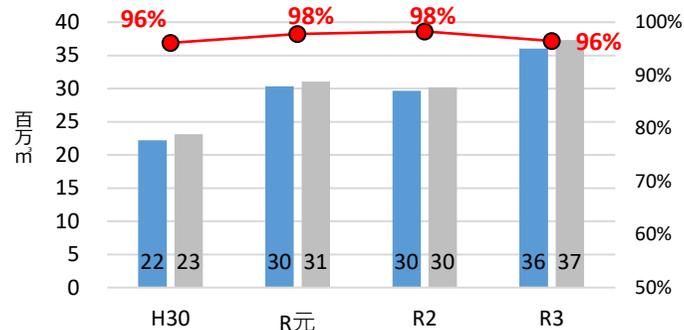
- 第1種のみ登録：36件
- 第1種・第2種の登録：211件
- 第2種のみ登録：413件
- 合計：660件



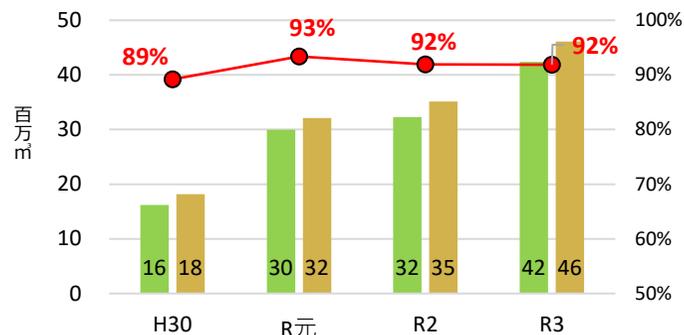
出典：林野庁業務資料

登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の割合

- 第1種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量
- 第1種登録木材関連事業者の木材の取扱量



- 第2種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量
- 第2種登録木材関連事業者の木材の取扱量



デュー・デリジェンスの意義・目的

- (1) デュー・デリジェンス(DD)とは、自らの事業等が要因となって生じる負の影響(リスク)を特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて説明責任を果たすこと
- (2) 違法伐採対策においては、違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小限にするため、違法伐採リスクの確認(合法性の確認)やリスクの低い木材の利用等が重要
- (3) DDの実施は、経営リスクの回避や企業価値の維持・向上に寄与

デュー・デリジェンス (DD)

- ・ リスク管理の取組のひとつ
- ・ **自らの事業等が要因**となって生じる**リスク**を特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて**説明責任を果たすこと**
- ・ 経済活動のグローバル化が進む中、事業者が原材料の原産地の環境や人権等に対して適切に配慮することが求められるようになったことに伴い、様々な分野で取組が拡大

違法伐採対策におけるDD

違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小限にするため、**違法伐採リスクの確認(合法性の確認)及び違法伐採リスクの低い木材の利用等**を実施

実施

経営リスクの回避や企業価値の維持・向上に寄与

実施しない

違法伐採木材を利用してしまい、**取引先や投資企業、需要者等の社会的信用を失うおそれ**

森林等への投資を巡る環境変化

- (1) 世界的に、気候変動対応や生物多様性等の環境を考慮するESG投資の流れが加速
- (2) 米国等では、長期的な収益確保を期待する森林投資が存在。国内では、これまでほとんど事例はなかったが、環境貢献への効果を追い風にして、森林等への投資期待の高まり
- (3) 農林漁業法人等投資育成制度による投資対象の林業分野への拡大、改正地球温暖化対策推進法による森林保全等を投資対象に含む官民ファンドの設立予定など、森林等に対する投資環境整備が推進
- (4) 令和4年6月には、「森林・林業・木材産業への投資のあり方に関する検討会」により、「カーボンニュートラルの実現等に資する森林等への投資に係るガイドライン 中間とりまとめ」が示され、その中で、「カーボンニュートラルへの貢献度」や「生物多様性確保へのインパクト」等についての簡便な評価手法を提示

□ 森林等への投資プロジェクトの評価手法

(1)カーボンニュートラルへの貢献度評価

①主伐及び主伐後の措置に伴うCO₂排出量の評価、②伐採木材の活用用途に伴うCO₂貯蔵・排出削減量の評価を個別又は合算して総合的に評価。



(2)生物多様性保全等への貢献度評価

森林・林業基本計画で定める「森林の有する公益的機能の発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展」の施策の方向に合致しているかどうかを定性的に確認。

- ① 森林の公益的機能の維持・発揮に直接つながる事項
 - ・ 主伐箇所以外を含む投資プロジェクト全体の適切な森林施策の実施
 - ・ 森林認証制度の取得状況等
 - ・ **クリーンウッド法の登録や合法伐採木材等の取扱い** など
- ② 森林・林業・木材産業に関する投資プロジェクトの特性を踏まえた事業の安定性確保の確認に資する事項
 - ・ 森林経営計画の作成
 - ・ 造林の省力化・低コスト化
 - ・ 労働安全衛生や労働環境改善
 - ・ 地域貢献 など

SDGsをキーワードとしたサプライチェーンの連携

- (1) 森林・林業・木材産業は、目標15「陸の豊かさを守ろう」を中心に、様々なSDGs(持続可能な開発目標: Sustainable Development Goals)に貢献
- (2) 環境問題など持続可能性への関心の高まりから、林業・木材産業関係者に加え、様々な主体による森林との多様な関わりが広がりつつある。森林の整備・保全や地域活性化にもつながっており、「SDGs」をキーワードとした持続可能なサプライチェーンを構築する好機



注1: アイコンの下の文言は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。

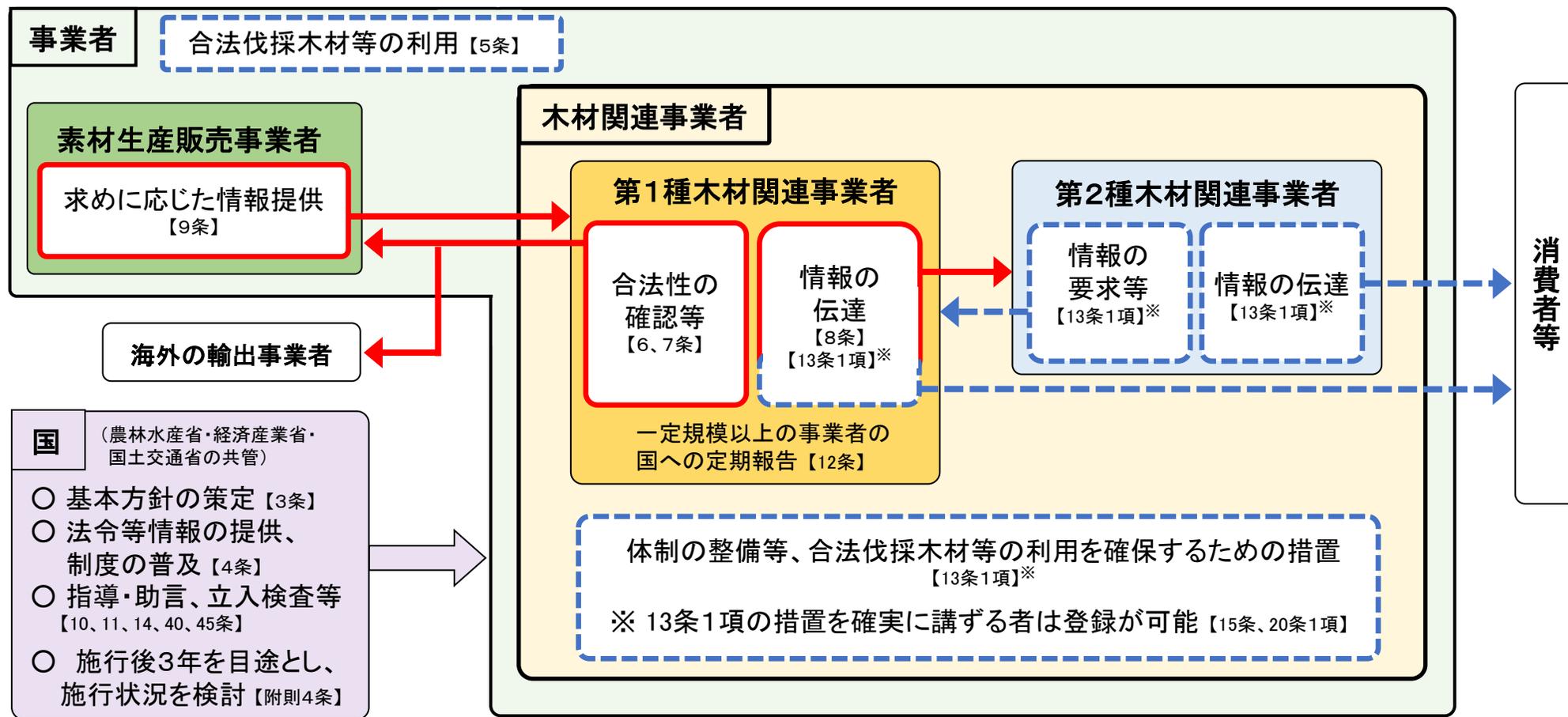
2: このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

改正クリーンウッド法の概要

令和7年
4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

□➡ : 義務 □➡ : 努力義務



対象物品の考え方

- (1) いわゆる木材については、基本的に広く該当し基本方針に規定
- (2) 家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定

1. 対象物品 (赤字は改正部分)

木材	木材等(家具・紙等の物品)
<p>基本方針 一の2</p> <p>(1) 素材 丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む</p> <p>(2) 板材、角材及び円柱材 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む</p> <p>(3) 単板、突き板及び構造用パネル(OSB)</p> <p>(4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等) DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む</p> <p>(5) のこくず・木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない)、チップ及び小片 端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む</p>	<p>施行規則 第2条</p> <p>1 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの</p> <p>2 木材パルプ</p> <p>3 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレトペーパーのうち、木材パルプを使用したもの</p> <p>4 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの</p> <p>5 木質系セメント板</p> <p>6 サイディングボードのうち、木材を使用したもの</p> <p>7 戸(主たる部材に木材を使用したものに限る。)及びその枠(基材に木材を使用したものに限る。)</p> <p>8 1～6の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるものうち、木材又は木材パルプを使用したもの</p>

2. 家具の考え方

- (1) 主たる部材に木材を使用したもの
 - ・部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等 (※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない)
- (2) 施行規則第2条第8号に該当するもの (例：椅子の座面、机の天板等の部材 等)

※家具以外の他の機能が付加されたものは対象外 (例：車椅子、調理台、キッチンユニット 等)

義務対象となる事業者の考え方①（素材生産販売事業者、木材関連事業者）

○ 義務対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者

- ① 木材等の所有権の有無は、義務対象となるかに影響しない（販売受託も義務対象となり得る）
- ② 自家消費等の流通に関与しない場合は、木材関連事業者に該当せず、義務対象とならない

1. 素材生産販売事業者

素材の生産及び流通について、譲渡し先や譲渡しの方法を主体的に決定する者が該当

※ 伐採のみを行う事業者は、伐採木の売却等の判断を行わないため該当しない

（1）所有する樹木について、譲渡し先等を自ら決定する樹木の所有者

- ① 自ら伐採及び販売（販売の委託を含む）を行う自伐林家
- ② 伐採のみ委託し、販売（販売の委託を含む）は自ら行う樹木の所有者

（2）樹木の所有者から、当該樹木の譲渡し先等の決定を委ねられた事業者

- ・ 伐採と販売（販売の再委託を含む）の両方を受託した素材生産事業者等

2. 木材関連事業者

木材等の譲渡しを行う等、流通に関与する事業者が該当

※ 木材等を自家消費する事業者は譲渡しを行わないため、基本的に木材関連事業者に該当しない

例外として、建築・建設事業者、FIT認定事業者は木材関連事業者に該当する

※ 加工や物流のみを担う事業者は、譲渡し先等の決定権をもたないため、木材関連事業者に該当しない

（1）第1種木材関連事業者（以下、「第1種事業者」）

素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を譲受ける等、国内市場に最初に木材等を持ち込む者（詳細後述）

（2）第2種木材関連事業者（以下、「第2種事業者」）

第1種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業者

義務対象となる事業者の考え方②（第1種事業者）

- 第1種事業者は国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者
 - ① 丸太の販売の受託について、第1種事業者の範囲を変更
【改正前】市場のみ ⇒ 【改正後】市場以外の流通事業者も含む
 - ② 所有権の移転を伴わない販売受託も含まれる
 - ③ 無償の譲渡しもクリーンウッド法に該当する

1. 国産材を取り扱う事業者

- (1) 素材生産販売事業者から素材（丸太等）を購入する事業者
 - ① 伐採事業者から丸太を購入する製材工場
 - ② 原木市場
 - ③ 原木を購入して輸出する事業者
- (2) 素材生産販売事業者から素材（丸太等）の販売を受託する事業者
 - ① 原木市場
 - ② 原木流通事業者
- (3) 自ら所有する樹木を伐採し加工する事業者
 - ① 自社林を自社工場で製材し販売する事業者（伐採の直営、委託を問わない）

2. 輸入材を取り扱う事業者

- (1) 木材・木材製品の輸入を行う事業者
 - ① 輸入商社
 - ② 代行輸入事業者
 - ③ 自ら輸入を行う合板工場等

第1種事業者が合法性の確認等の義務の対象となる

義務対象の考え方 国産材の場合

(1) 原木市場等の素材流通事業者、山元から「直送」を受ける製材工場、加工まで行う樹木の所有者等、国内市場に木材を最初に流通させる者が第1種事業者

(2) 第1種事業者に素材の譲渡し(委託を含む)を行う者が素材生産販売事業者

: 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

類型		類型の解説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者	
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者		
①	自伐タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、伐採と販売の両方を行う場合 	自伐林家、 立木買いの素材生産事業者		原木市場、 流通事業者 (ブローカー)	製材工場等	製材工場、 流通事業者、 建築事業者等	
②	伐採・販売請負タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の事業者にて伐採から販売まで委託する場合 	森林所有者、 立木購入者	伐採～販売まで 一環で請負う 事業者	原木市場、 流通事業者 (ブローカー)	製材工場等	製材工場、 流通事業者、 建築事業者等	
③	自社林所有工場タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、伐採と販売のいずれも行い、加工まで行う場合 	自社林を有する製材工場等					製材工場、 流通事業者、 建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（伐採・加工のみ委託のケース）

(1) 木材等の譲渡しを行う者が、素材生産販売事業者や木材関連事業者該当

(2) 委託されて伐採や加工等のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため、法の対象外

: 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

類 型		類 型 の 解 説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
④	伐採請負タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が伐採のみ委託し、販売は自ら行う又は他の事業者へ委託する場合 	<div style="background-color: #90EE90; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 森林所有者、立木購入者 </div>	<div style="background-color: #D3D3D3; padding: 5px; border: 1px solid black; border-style: dashed;"> 伐採のみ請負事業者 </div>	<div style="background-color: #FFD700; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 原木市場、流通事業者 (ブローカー) </div>	<div style="background-color: #FFD700; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 製材工場等 </div>	<div style="background-color: #ADD8E6; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 製材工場、流通事業者、建築事業者等 </div>
⑤	貫加工タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、加工のみを委託し、販売は自ら行う場合 	<div style="background-color: #FFD700; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 自ら木材等の販売を行う樹木の所有者等 </div>		<div style="background-color: #D3D3D3; padding: 5px; border: 1px solid black; border-style: dashed;"> 加工のみ請負事業者 </div>		<div style="background-color: #ADD8E6; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 製材工場、流通事業者、建築事業者等 </div>

義務対象の考え方 国産材の場合（森林組合のケース）

- (1) 伐採～素材の販売まで請負い、原木市場等に譲渡す場合は、素材生産販売事業者に該当
- (2) 共販所（原木市場）を営んでおり、伐採～当該共販所での素材販売まで請負う場合は、素材生産販売事業者と第1種事業者の両方に該当
- (3) 製材設備を有しており、伐採～素材の加工・販売まで請負う場合は、第1種事業者に該当

 : 森林組合
 : 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

類 型		類 型 の 解 説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
①	作業班タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から販売まで委託する場合 	森林所有者、立木購入者 ↓ 委託	伐採～販売まで一環で請負う森林組合	原木市場、流通事業者、県森連	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
②	共販所経営タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から販売まで委託し、当該森林組合が自ら営む共販所で販売する場合 	森林所有者、立木購入者 ↓ 委託	伐採～共販所での販売まで請負う森林組合 ↓ 作業班	共販所		製材工場、流通事業者、建築事業者等
③	加工施設経営タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から素材の加工・販売まで委託する場合 	森林所有者、立木購入者 ↓ 加工・販売委託	加工まで行う森林組合			製材工場、流通事業者、建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（素材生産事業者のケース）

- (1) 立木の購入又は伐採の委託を受け、かつ素材の販売を行う場合は、素材生産販売事業者に該当
- (2) 委託されて伐採のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため、CW法の対象外

 : 素材生産事業者
 : 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

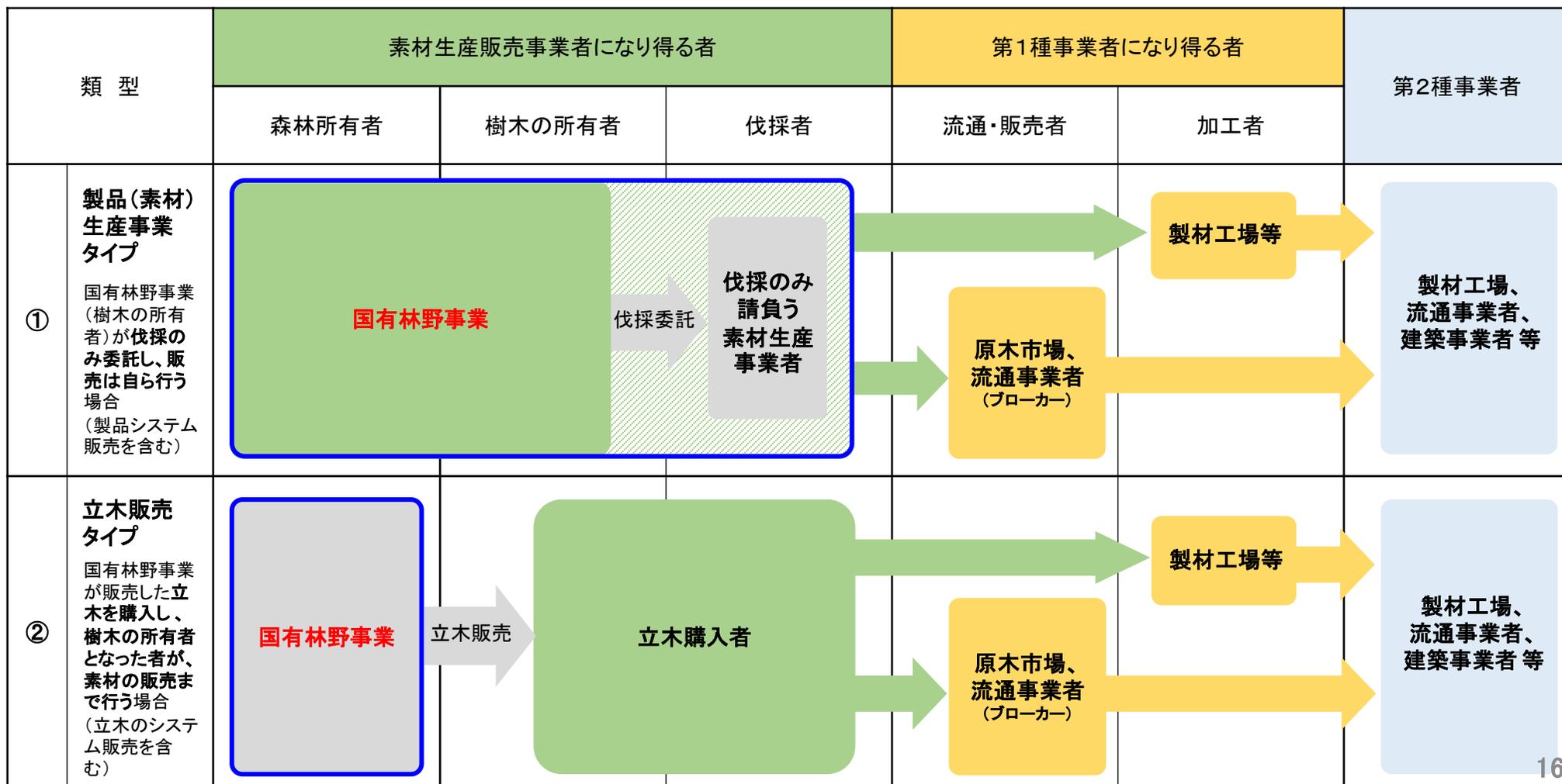
類 型		類 型 の 解 説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
①	立木購入タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 素材生産事業者等が、立木を購入し（樹木の所有者となり）、素材の販売まで行う場合 	立木買いの素材生産事業者		原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
②	伐採・販売請負タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の事業者にて伐採から販売まで委託する場合 	森林所有者、立木購入者	伐採～販売まで一環で請負う素材生産事業者	原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
③	伐採請負タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が伐採のみ委託し、販売は自ら行う又は他の事業者にて委託する場合 	森林所有者、立木購入者	伐採のみ請負う素材生産事業者	原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（国有林野事業のケース）

(1) 製品生産事業の場合は、譲渡しを行う国有林野事業が素材生産販売事業者に該当

(2) 立木販売の場合は、購入者が樹木の所有者となり、素材生産販売事業者に該当

 : 国有林野事業
 : 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等



義務対象の考え方 輸入材の場合

(1) 木材等の輸入事業者は、第1種事業者に該当

(2) 輸入事業者と同一の法人格を持つ、海外の部署等を通じて直接調達する場合、事業者全体が第1種事業者に該当

: 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)

: 第2種事業者

: その他の事業者等

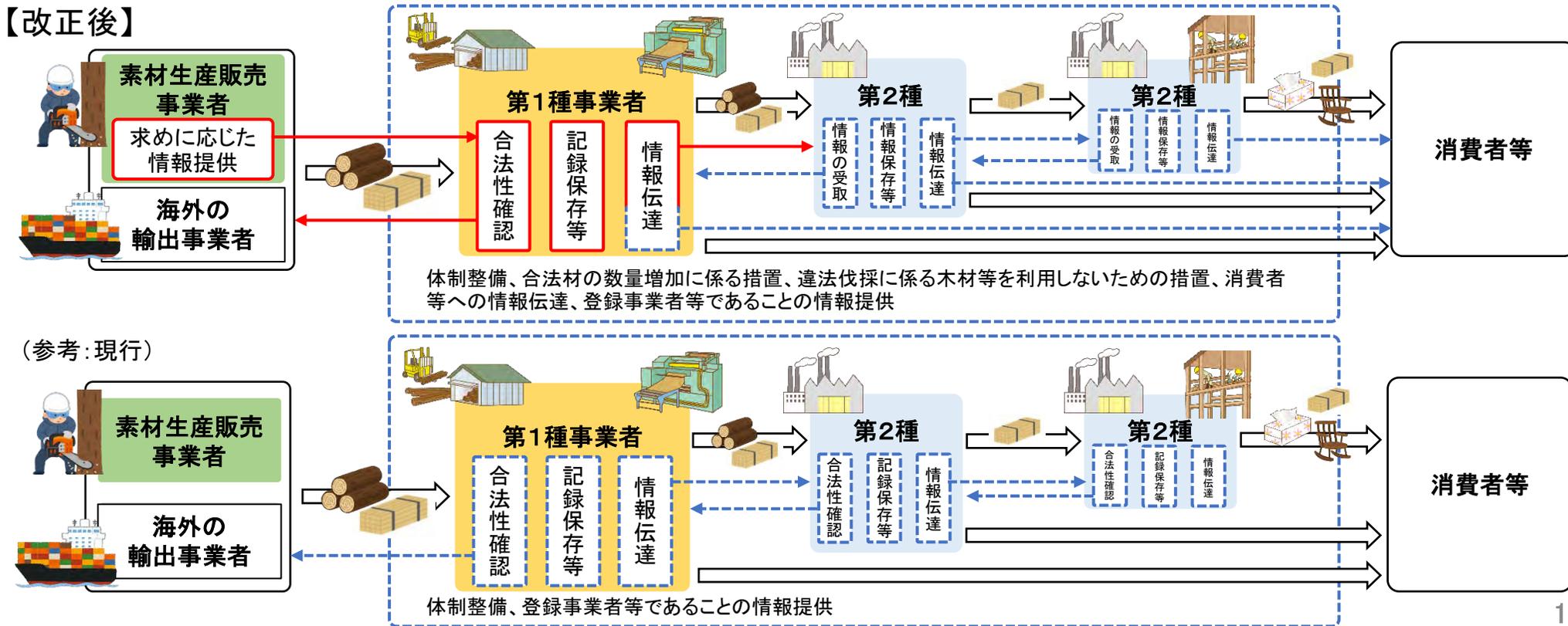
類 型		類型の解説	第1種事業者になり得る者					第2種事業者
			海 外			国 内		
			伐採者	流通・加工・販売者等	輸出者	流通・販売者	加工者	
①	輸入事業者タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 流通事業者が木材等を輸入して販売したり、輸入を請負ったりする場合 	伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者	商社等 (輸入者)		製材工場、流通事業者、建築事業者等
②	直輸入タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 製材工場等が海外の輸出事業者から木材等を直接輸入する場合 	伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者		製材工場等 (輸入者)	製材工場、流通事業者、建築事業者等
③	直接調達タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 法人格が輸入者と同一の者 (現地での伐採・調達・輸出等を担当する海外事業部等) を介して輸入する場合 	伐採者	海外事業部を有する商社等		海外事業部を有する製材工場等		製材工場、流通事業者、建築事業者等

※ グループ企業等であっても、法人格が分かれている現地法人等は法の対象外。この場合、現地法人から輸入する事業者が第1種事業者

木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容

素材生産販売事業者	第1種事業者	第2種事業者
【義務】 第1種事業者の求めに応じた情報の提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 【努力義務】 ①体制の整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供

⇒ : 木材等の流れ → : 義務 → : 努力義務



木材等の譲受け等に係る義務内容

(1) 第1種事業者

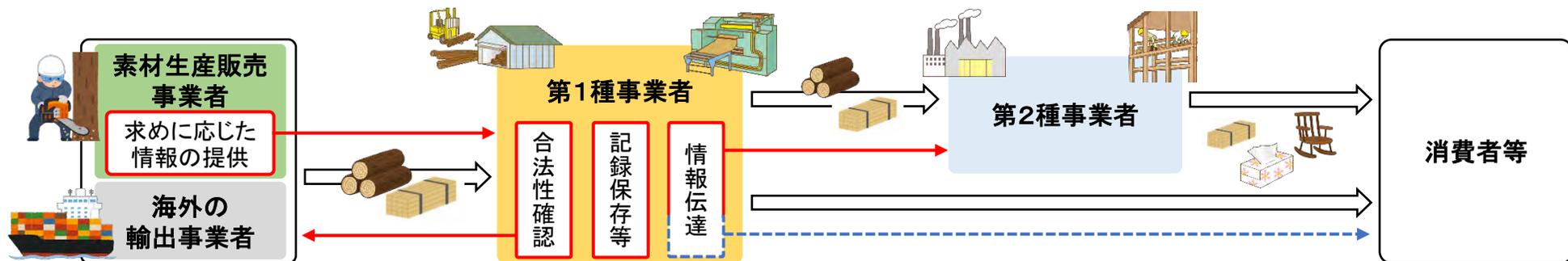
- ① 原材料情報の収集、合法性の確認、② 記録の作成・保存、③ 木材関連事業者に対する情報伝達

(2) 素材生産販売事業者

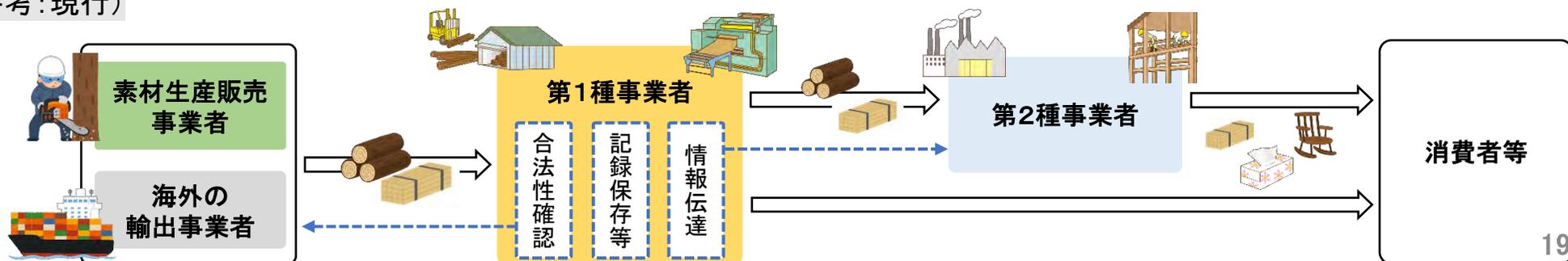
第1種事業者の求めに応じた伐採造林届の写し等の合法性の確認に資する情報の提供

⇒ : 木材等の流れ □ → : 義務 □ → : 努力義務

【改正後】



(参考: 現行)



木材等の譲受け等に係る義務内容

(1) 原材料情報の収集・整理

(1) 第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務

(2) 義務として収集すべき情報(原材料情報)は、樹種、伐採地域、証明書の3つ

1. 樹種

(1) 取引において通常用いている名称

- ① 国産材：伐採造林届に記載されている樹種等
- ② 輸入材：ベイマツ、ユーカリ等

(2) 取引先に提供を求めず、自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能

2. 伐採地域

(1) 国産材：①から③のいずれか。①国産 ②都道府県 ③市町村 など

(2) 輸入材：国名（「台湾」等の地域名は可、「アジア」といった国の範囲を超える地域名は不可）

3. 証明書

以下の書類を使用することができる（詳細は別紙）

(1) 国産材：①伐採造林届 ②森林経営計画認定書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物売買契約書 ⑤伐採造林届適合通知 ⑥森林認証（SGEC、FSC等） ⑦合法木材GL認定 など※

※ 森林外の樹木（屋敷林等）はCW法の対象外のため、義務は生じない（CW法に準じた確認等を行った場合、合法性確認木材として扱うことができる）

(2) 輸入材：①各国が発行する証明書 ②森林認証（SGEC、FSC等） など

(3) 複数の証明書を入手可能な場合も想定されるが、少なくとも1つ収集すれば義務を履行したとみなす

※1 原材料情報の提供を求める手法は問わない（書面でも、口頭でもよい）

※2 樹種・伐採地域については収集する情報の媒体は問わないが、証明書は書面（電子可）が必要

※3 原材料情報が収集等できなかつた場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要

※4 自ら所有する樹木を伐採し加工を行う場合など、原材料情報があらかじめ手元にある場合は、「収集」ではなく「整理」を行う

民有林	共通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
		③地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律における地域連携保全活動計画
		④森林経営管理法第43条における命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第188条における農水大臣または首長の命令書
		⑦森林法第10条の8第3項及び同法第34条第9号における緊急伐採後の事後届出書
		⑧森林法第10条の8第1項第1号または同法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
		⑨森林法第11条第5項における市町村による森林経営計画認定書
		⑩都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明（合法性を要件にしている制度に限る）
		⑪森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）
		⑫木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明（大臣から者の指定を受けたもののみ）
		⑬条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
普通林	①森林法第10条の8第1項における伐採造林届	
	②市町村による伐採造林届の適合通知	
	③森林法第10条の2第1項における林地開発許可書	
	④森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定	
	⑤森林法第11条第5項における森林経営計画書	
保安林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書	
	②森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書	
	③森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画	
	④森林法施行規則第60条第1項第5号～第9号における届出書	
国有林	①林産物の売買契約書、請書等	
	②産物販売委託契約書	
	③立木補償に関する契約書、請書等	
	④樹木採取権実施契約書	

証明として活用できる情報の具体例（輸入材）

（別紙）

原産国	政府機関	許可書	カナダ：丸太輸出許可証
		許可書	フィリピン：公有林産の丸太輸送の際に発行される木材原産地証明書（CTO）
	届出書	届出書	EUDRを批准している国：EUDRにおけるDDステートメント
		届出書	アメリカ：針葉樹原木についての輸出に関する届出書
原産国	準ずる機関	許可書	カナダ：州政府による州有林伐採許可証
		許可書	アメリカ：アメリカ広葉樹輸出協会による証明
	届出書	届出書	オランダ：州政府への伐採報告書
		届出書	※我が国における森林法第10条の8に規定する市町村への伐採造林届のイメージ
輸出国	政府機関	許可	フィリピン：木材・木材製品の輸出許可証
		届出	※輸出国の政府機関への法令に適合して伐採されたことを証する届出
	準ずる機関	許可	インドネシア：木材合法性認証機関（LVLK）による合法性証明書
		届出	※輸出国の州政府等への法令に適合して伐採されたことを証する届出
その他	①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報（原産国法令の適用がない場合のみ）		
	②森林認証制度による証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）		
	③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による証明（大臣から指定を受けた者であることが必要）		

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※政府機関に準ずる機関：州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体

※本表に掲載する情報は一例であり、その他条文にあてはまる情報であれば、原材料情報として活用可能

木材等の譲受け等に係る義務内容

(2) 合法性の確認

(1) 原材料情報に加えて、国が提供する情報等を踏まえ、リスクに応じた合法性確認を実施

(2) 合法性の確認の単位は任意

合法性の確認については罰則は適用されないが、違法伐採リスクは取り扱う木材等や調達先等によって異なり、画一的な対応を行った場合、合法性の確認が不十分になったり、事業者負担が過大になったりするため、リスクを踏まえ、合理的に行うことが重要

1. 合法性の確認の信頼性の向上

(1) 収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報※を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要

※ ・国が提供する情報：国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供

・取引の実績

・その他原材料情報に関する情報：木材等の材積、伐採地の違法伐採状況に関する報道、納品書と商品の突合結果、取引相手のCW法の登録情報、報告書など

(2) 収集等できなかつた原材料情報がある場合、「当該情報を収集できなかつた」ことをもって義務履行

2. 合法性の確認の単位

任意

※ 必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はない

※ 確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となる

3. 合法性の確認の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

木材等の譲受け等に係る義務内容

(3) 記録の作成・保存

- (1) ①収集等した原材料情報に関する情報、②合法性確認の結果、③確認の理由について記録を作成
- (2) 合法性確認を行った木材等を譲渡すまでに作成
- (3) 原則5年間保存

1. 記録作成の単位

- (1) 簿冊等の作成単位：原則事業所ごと（複数事業所が一括して譲受けを行っている場合はこの限りではない）
- (2) 簿冊内の整理の単位：国産・輸入の区分、取引をした期間など任意の区分に応じて整理
- (3) 記録の作成単位：合法性確認を行った単位（合法性確認はトラック、コンテナ等の譲受け単位で行う必要はない）

2. 記録の内容

- (1) 収集した原材料情報の内容（例 スギ／宮崎県／伐採造林届）
 - ① 樹種：取引において通常用いている名称（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ② 伐採地域：国名。国産は、A. 国産、B. 都道府県、C. 市町村など（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ③ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい）
- (2) 合法性確認木材等であるか否か
- (3) 合法性確認の理由：（2）の根拠が分かるように記録
 - 例1 ○○という関連情報を用いて判断した
 - 例2 収集した原材料情報が真正であると判断した
 - 例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
 - 例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した

3. 記録の方法

書面又は電子

4. 記録の作成の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

5. 記録の保存期間

作成の日から5年間（ただし、作成の日から譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

木材等の譲受け等に係る義務内容

(4) 情報の伝達

- (1) ①原材料情報の記録に関する情報及び②合法性確認木材等であるか否かの情報を伝達
- (2) 伝達方法は、書面、電磁的方法など
- (3) 木材関連事業者が木材等を譲渡す際に情報伝達の義務

1. 伝達する情報

- (1) 原材料情報の記録に関する情報：原材料情報の収集結果に関する情報
 - ① 原材料情報（樹種、伐採地域、証明書等）をすべて収集できた場合はその旨
 - ※ 収集できた原材料情報の具体的な内容を伝達してもよい（例：スギ、〇〇県、伐採造林届）
 - ② 収集できなかった原材料情報があった場合はその内容（例：証明書なし）
- (2) 合法性確認木材等であるか否かの情報（例：合法性確認木材等です／合法性確認木材等ではありません）

2. 伝達の方法

- (1) 電子メールやFAXを送信、情報をクラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
- (2) 包装に印字、納品書等に印字
 - ※ 口頭は不可

3. 情報伝達の義務が課されない場合

- (1) 消費者への譲渡し：第1種事業者が自社のウェブサイトで消費者への販売を行う場合
- (2) 木材関連事業者ではない事業者への譲渡し：CW法対象外物品である木製食器を作る事業者が製材を譲渡す場合、学校法人が木製机を譲渡す場合
- (3) 輸出する場合

※1 情報伝達の義務が課されない場合においても、合法性の確認及び記録保存の義務は課されることに留意

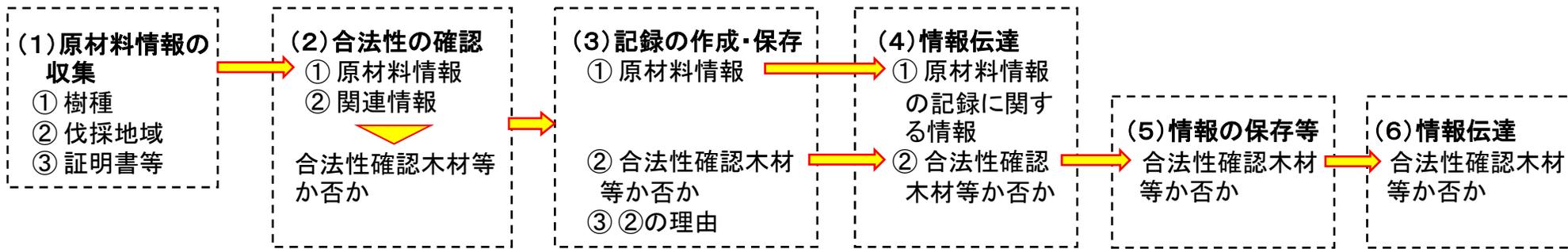
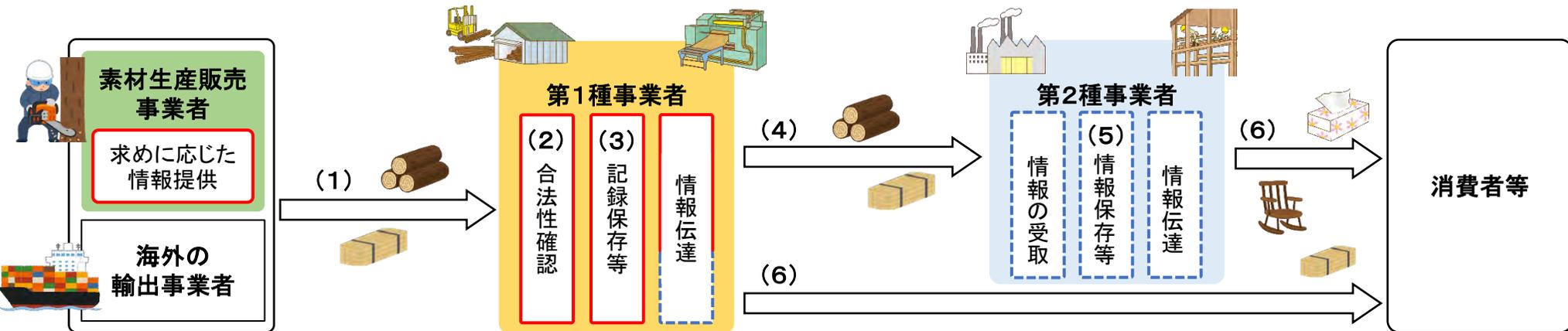
※2 消費者等への譲渡しや輸出に関しては努力義務

木材流通の各段階における情報の変遷

(1) 第1種事業者は、収集した情報を踏まえて合法性の確認を行った結果を保存、伝達

(2) 第2種事業者は、受け取った情報をそのまま保存、伝達

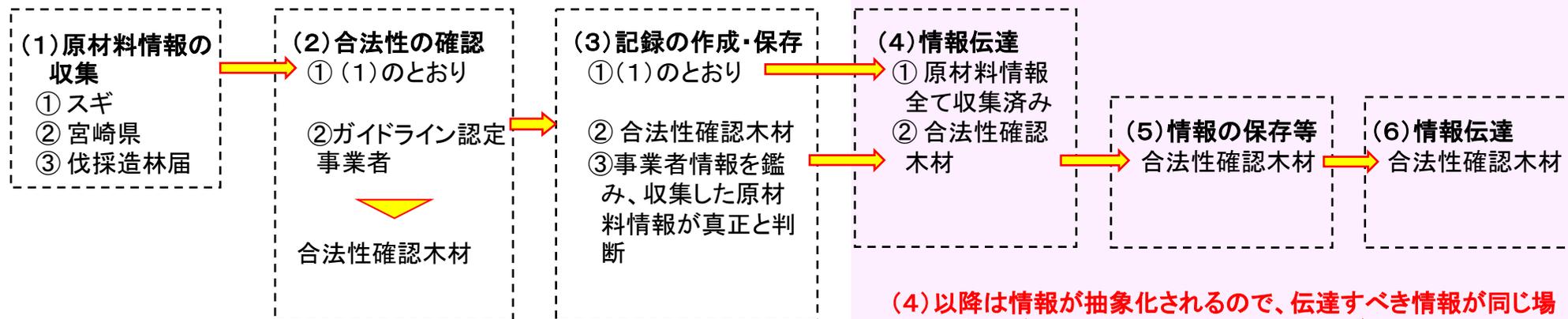
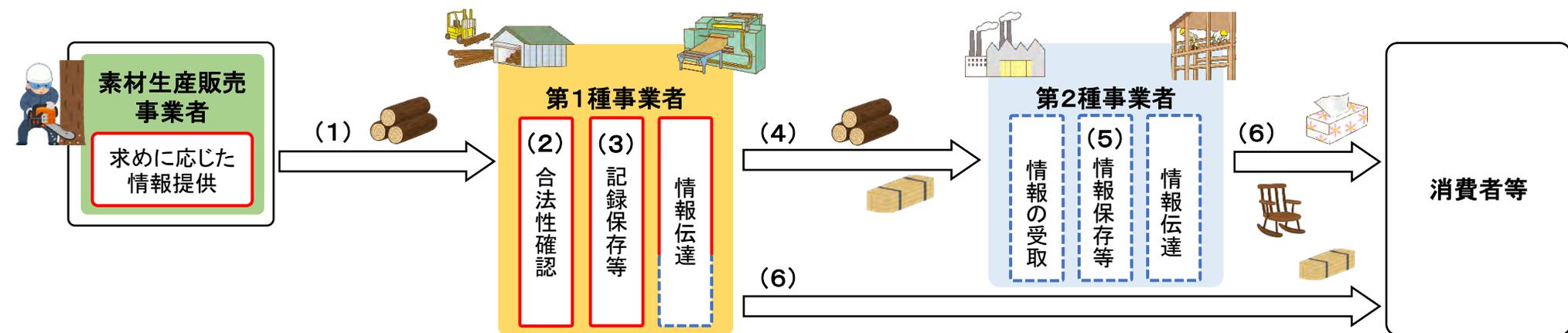
→ : 情報の変遷
 ⇒ : 木材等の流れ
 : 義務
 : 努力義務



収集した情報及び合法性の確認結果を保存、伝達

受け取った情報をそのまま保存、伝達

伝達情報の変遷（国産丸太の例）

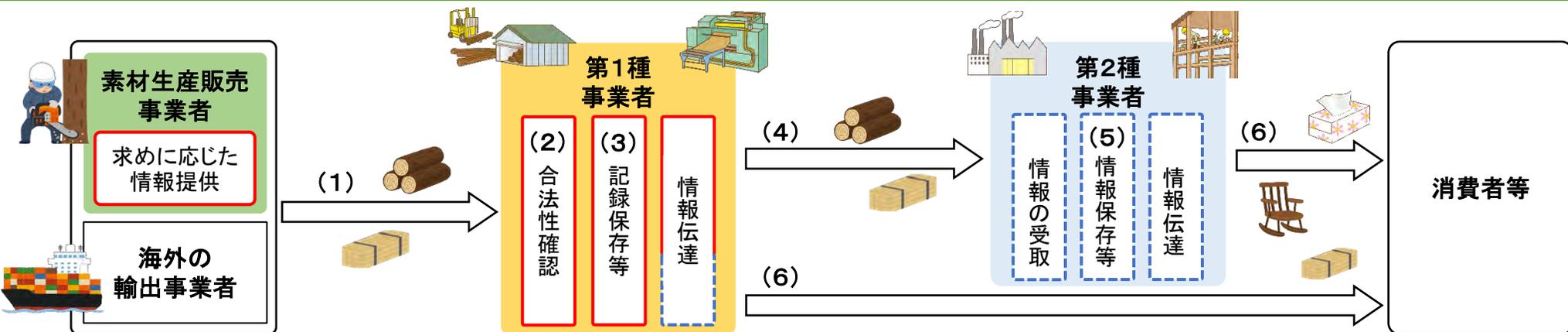


(4)以降は情報が抽象化されるので、伝達すべき情報が同じ場合は、部材ごとではなく、まとめて伝達すればよい
 例：(原材料情報全て収集できた)合法性確認木材のみからなる丸太／製材です

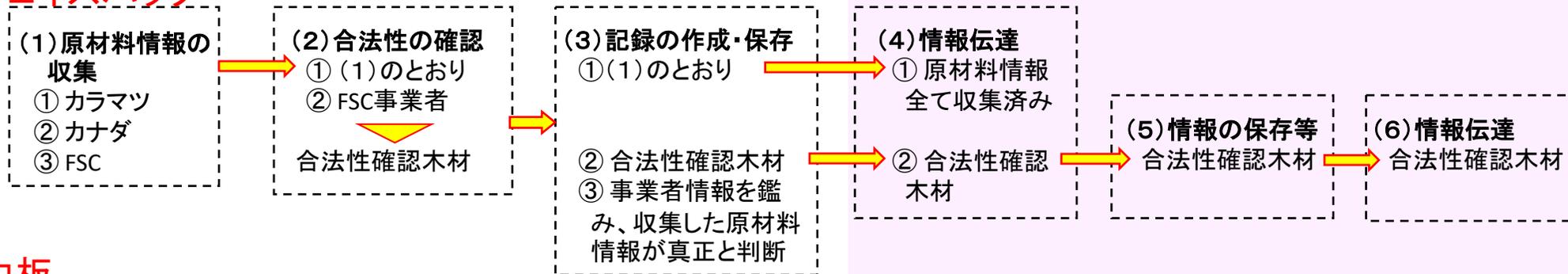
※ 第2種事業者から木材を譲受ける場合は、「合法性確認木材であるか否か」の情報のみを受け取る

※ 木材の流通に関与せず、加工のみを行う事業者(賃加工を行う事業者)は、木材関連事業者に該当しない

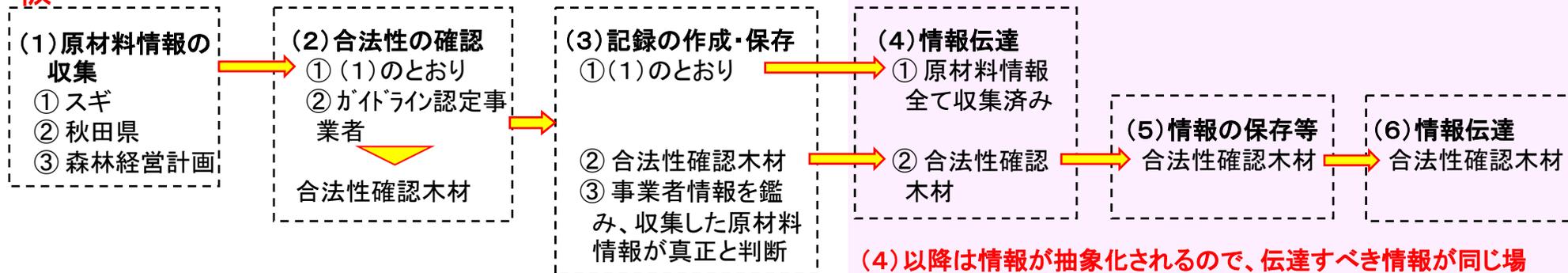
伝達情報の変遷（合板の例）



フェイスバック



中板



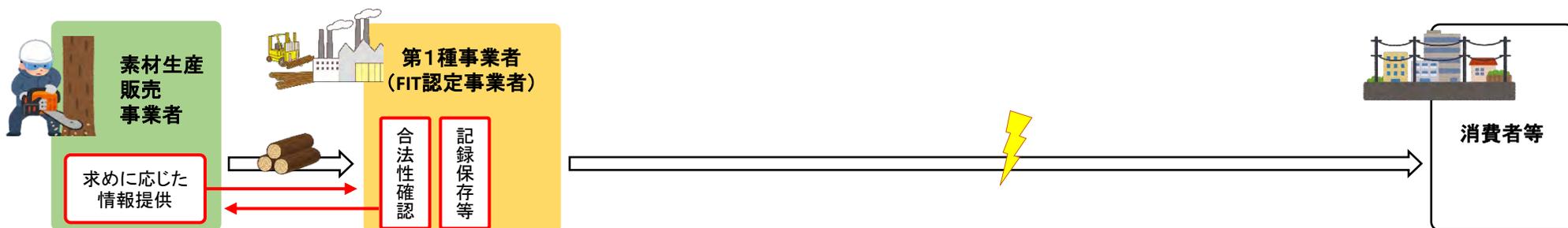
(4)以降は情報が抽象化されるので、伝達すべき情報が同じ場合は、部材ごとではなく、まとめて伝達すればよい
例：(原材料情報全て収集できた)合法性確認木材のみからなる合板です

木材等を利用する事業者の取扱い

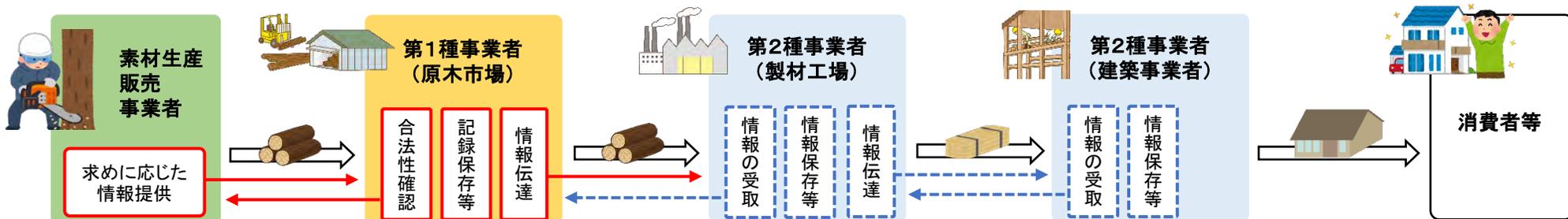
- (1) 建築・建設事業者、FIT認定事業者は木材等を自家消費するが、例外的に木材関連事業者に該当
- (2) 建築物、電気等は対象物品ではないため、譲渡しをする場合の情報伝達の義務等の対象外
- (3) 木材等を譲受ける場合の合法性の確認、記録の作成・保存の義務等の対象であることに留意

⇒ : 木材等、建築物、電気の流れ ⇒ : 義務 ⇒ : 努力義務

【例：FIT認定事業者が素材生産販売事業者から素材を購入し、電気を販売する場合】



【例：建築事業者が製材工場から木材を購入し、建築物を販売する場合】



複数の確認材を組合わせた木材等の譲渡し時の情報伝達

(1) CW法は当該木材等が合法的に伐採されたかどうかを確認し、その情報を伝達させるもの

(2) 譲渡す木材・木材製品全体に対する評価を行う仕組みではない

⇒ 確認を行った複数の木材を組合わせた木材等を譲渡す場合、それぞれの確認結果の伝達が原則
ただし、同じ確認結果をまとめて伝達することは可能

【例1】3ヶ所の伐採現場から入荷した丸太を加工した柱材10本組

丸太①	→ 証明書：伐採造林届	確認結果：合法性確認木材
丸太②	→ 証明書：森林経営計画	確認結果：合法性確認木材
丸太③	→ 証明書：国有林売買契約書	確認結果：合法性確認木材

⇒ 原則は、「3種類の合法性確認木材です」と伝達（※）する
「3種類の」を省略しても可とする。
全て合法性確認木材である旨を強調する旨の文言を追加してもよい。

【例2】2つの取引先から入荷した丸太から加工した合板100枚

丸太①	→ 証明書：伐採造林届	確認結果：合法性確認木材
丸太②	→ 証明書：なし	確認結果：合法性確認木材でない木材

⇒ A. 合法性確認木材と合法性確認木材でない木材を使用しています
B. 合法性確認木材でない木材が含まれています

※第1種事業者については、収集等した原材料情報に関する情報も伝達する必要あり

第1種事業者として譲受けた木材等と第2種事業者として譲受けた木材等を混ぜて譲渡する場合の情報伝達

- (1) 第1種事業者として譲受けた木材等の合法性確認結果の伝達は必須。
- (2) 譲受ける事業者の利益を考えれば第2種として譲受けた木材等の合法性情報も合わせて伝達することが望ましい。

【例】 2つの取引先から入荷した丸太を加工した柱材10本組

丸太① → 第1種事業者として譲受け	証明書：伐採造林届	確認結果：合法性確認木材
丸太② → 第2種事業者として譲受け		確認情報：合法性確認木材でない木材

- ⇒ A. 「合法性確認を行った木材は合法性確認木材です」
(第2種事業者として譲受けた合法性確認木材でない部分については伝達しない)
 - B. 「合法性確認木材でない木材が含まれています」
(第1種及び第2種事業者の両方について伝達したこととなる)
- ※ 「合法性確認木材です」のみは譲渡す全ての木材について表現しているとの誤解を与えるので好ましくない

第1種事業者であっても義務が課されない場合

(1) 第1種事業者が取り扱う全ての木材等について合法性確認の義務が課される訳ではない

以下の場合は義務が課されない

- ① 第2種事業者として木材等を譲受ける場合
- ② CW法の対象外物品を製造するために木材等を譲受ける場合
- ③ 消費者として木材等を譲受ける場合

(2) 第1種事業者が木材等を消費者等に譲渡す場合、情報伝達の義務は課されない

1. 第2種事業者として木材等を譲受ける場合の例

- ① 原木市場から丸太を購入する製材工場
- ② 輸入商社から単板を購入する合板工場

2. CW法の対象外物品を製造するために木材等を譲受ける場合の例

- ① 丸太を素材生産販売事業者から購入し玩具（対象外物品）を作る工場
- ② 丸太（しいたけ原木）を森林所有者から購入し、ほだ木を作る工場

3. 消費者として木材等を譲受ける場合の例

- ① 製材工場が事務所で使用する木製家具を自ら輸入する場合
- ② 原木市場が素材生産販売事業者から購入した丸太をベンチに加工し、事務所で使用する場合

4. 消費者等に木材等を譲渡す場合の例

※情報伝達の義務のみ課されない（情報の収集、合法性の確認、記録の保存の義務は課される）

- ① 家具工場が素材生産販売事業者から購入した丸太を家具に加工し、消費者に販売する場合
- ② 原木市場が丸太を法の対象外物品を製造する事業者譲渡す場合

主として第2種事業を行っている者であっても、第1種事業を行う際は合法性の確認等の義務の対象となることに留意

木材等の譲受け等に係る義務内容

(5) 素材生産販売事業者の情報提供

○ 素材生産販売事業者は、木材関連事業者の求めに応じて合法性の確認に資する情報を提供する義務

1. 提供すべき情報の範囲

- (1) 「合法性の確認に資する情報」とは譲渡す木材の原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）
- (2) 原材料情報のうち、証明書が複数存在する場合、複数求められれば応じる必要

2. 情報提供の方法

原則として、木材関連事業者に求められた方法で情報提供を行う

3. 義務が生じる期間

- (1) 木材関連事業者の求めがあった時点から、当該木材関連事業者が合法性確認を完了するまで
- (2) 素材生産販売事業者が応諾義務に応じるか否かに関わらず、当該木材が譲渡されれば、応諾義務は消滅する

4. 応諾義務違反となる場合

木材関連事業者の求めに対して、何も応じない場合

- ※1 情報提供に応じられない旨、木材関連事業者に回答した場合は、対応したことにはなるので応諾義務違反とはならない
- ※2 木材関連事業者の求めに応じて情報提供を行ったからといって、当該木材が必ず合法性確認木材として確認される訳ではない
- ※3 原材料情報としての情報を損なわない範囲において黒塗り等をしてよく、契約条件に関する情報等の素材生産販売事業者にとって商取引上、不利益になり得る部分などは提供する必要はない

木材等の譲受け等に係る義務内容

(6) 第1種事業者の定期報告：一定規模の基準

- (1) 一定規模以上の木材等を取り扱う第1種事業者は、毎年1回、取り扱った木材等の数量等を報告
- (2) 一定規模の基準は、事業の内容(国産／輸入)や物品(木材／木材製品)ごとに区分
- (3) いずれかの基準を上回った場合、すべての区分について報告

1. 一定規模の基準

第1種事業として譲受けた区分1～3ごとの量

区分1	： 国産材（丸太）の総量	3万m ³
区分2	： 輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m ³
区分3	： 輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン

※使用する丸太換算係数は任意

※輸出された国産材(もしくは「伐採国が日本の木材等」)を輸入した場合は、区分1ではなく区分2に該当

2. 報告対象

- (1) 第1種事業として譲受けた木材等についてのみ報告
- (2) 区分1～3のいずれかの基準を上回った場合、すべての区分について報告

＜定期報告の対象となるか否かの考え方の例＞

	国産材 【区分1】	輸入木材等		定期報告の対象
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
事業者A	5万m ³	0m ³	0トン	全ての区分について報告
事業者B	1万m ³	3万m ³	0トン	全ての区分について報告
事業者C	2万m ³	2万m ³	1万トン	報告対象外

(6) 第1種事業者の定期報告：報告内容等

○ 基準を上回った第1種事業者は、毎年1回①及び②を主務大臣に報告

① 第1種事業者として譲受けた木材等の総量

② ①のうち合法性確認木材等の数量

1. 報告内容

一定規模の「基準の区分」ごとに、以下の①、②について報告

(1) 譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を種類別に報告

① 【区分1、区分2】木材の単位：任意

木材の種類：「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」

② 【区分3】家具・紙等の単位：トン（任意の換算係数で単位を統一）

家具・紙等の種類：「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」

※1 報告がない種類については、0と報告されたこととする

※2 自家消費や第2種として譲受けた木材等は報告不要（合法性確認の義務に係る木材等のみ報告すればよい）

※3 複数の区分に係る事業を行っている場合、区分をまたいでの合算は不要

※4 自ら所有する/所有者から委託を受け伐採した樹木の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量

(2) (1)のうち合法性確認木材等の数量

① (1)で用いた単位と揃えること

② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、合法性が確認できた木材等の数量

2. 対象期間・報告方法・報告期限

(1) 対象期間：前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも）

(2) 報告方法：メール、書面、システム（P） ※なお登録木材関連事業者が定期報告を行う場合は、登録実施機関へ提出する年度報告と同じものを提出すればよいこととする予定

(3) 報告期限：毎年6月末日

(4) 報告先：

① 木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合	農林水産大臣
② 輸入の家具・紙等のみ扱った場合	経済産業大臣
③ ①、②の両方を扱った場合	農林水産大臣及び経済産業大臣

第1回の報告は、令和7年度実績を令和8年6月末までに行っていただくこととなります

(6) 第1種事業者の定期報告：考え方の例①

【例1】1年間で以下の木材等を木材関連事業者として譲受けをした製材工場Aについて

- ① 素材生産販売事業者αから10,000m³の国産丸太を購入（全量が合法性確認木材）
- ② 素材生産販売事業者βから20,000m³の国産丸太を購入（うち、10,000m³が合法性確認木材）
- ③ 自社有林から5,000m³の丸太を調達（全量が合法性確認木材であり、全て製材に加工して譲渡しを行った）

◇Step1. 対象となる木材等の整理（第2種又は消費者として譲受けた木材等は対象外）

- ・ ①～③いずれも第1種として譲受けた木材であるため、全て対象

◇Step2. 対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算も）

- ・ ①～③いずれも“m³”の丸太で統一されているため作業不要

◇Step3. 各区分の総量を求め報告の要否について確認

	国産材 【区分1】	輸入木材等		第2種事業者 又は消費者として 譲受けた木材等
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	10,000m ³			
②丸太	20,000m ³			
③丸太	5,000m ³			
合計	35,000m ³	0m ³	0トン	
基準	30,000m ³	30,000m ³	15,000トン	

⇒ 区分1で基準を上回るため、全ての区分について報告の必要あり

◇Step4. 報告内容及び報告先

- ・ 譲受けた木材等の総量：区分1 = 35,000m³、その他の区分 = 0m³
- ・ 合法性確認木材等の数量：区分1 = 25,000m³

⇒ 木材のみを取り扱うため、農林水産大臣あてに報告

(6) 第1種事業者の定期報告：考え方の例②

【例2】1年間で以下の木材等を譲受けをした合板工場Bについて

- ① 素材生産販売事業者から25,000m³の国産丸太を購入（全量が合法性確認木材）
- ② 流通事業者から5,000m³の製材を購入（うち、3,000m³が合法性確認木材）
- ③ 海外事業者から2,500,000枚の単板を輸入（うち、2,000,000枚が合法性確認木材）
- ④ 海外事業者から25,000m³の製材を購入（うち、全量が合法性確認木材）

◇Step1. 対象となる木材等の整理（第2種又は消費者として譲受けた木材等は対象外）

- ・ ①、③、④は第1種として譲受けた木材であるため対象（②は第2種として譲受けた木材であるため対象外）

◇Step2. 対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算も）

- ・ ③の単板2,500,000枚 = 17,500m³（工場Bで通常用いられる丸太換算係数：0.007m³/枚を使用）
- ・ ④の製材25,000m³ = 42,500m³（工場Bで通常用いられる丸太換算係数：1.7を使用）

◇Step3. 各区分の総量を求め報告の要否について確認

	国産材 【区分1】	輸入木材等		第2種事業者 又は消費者として 譲受けた木材等
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	25,000m ³			
②製材				5,000m ³
③単板		2,500,000枚 = 17,500m ³		
④製材		42,500m ³		
合計	25,000m ³	60,000m ³	0トン	
基準	30,000m ³	30,000m ³	15,000トン	

⇒ 区分2で基準を上回るため、全ての区分について報告の必要あり

◇Step4. 報告内容及び報告先

- ・ 譲受けた木材等の総量：区分1 = 丸太25,000m³、区分2 = 単板2,500,000枚 製材25,000m³、区分3 = 0m³
- ・ 合法性確認木材等の数量：（例）区分1 = 25,000m³、区分2 = 単板2,000,000枚 製材25,000m³

⇒ 木材のみを取り扱うため、農林水産大臣あてに報告

(6) 第1種事業者の定期報告：考え方の例③

【例3】 1年間で以下の木材等を譲受けした商社Cについて

- ①素材生産販売事業者から20,000m³（全量合法性確認木材）の国産丸太を購入し、うち①' 100m³を自社で消費
- ②海外事業者から18,000m³の製材を購入（うち、15,000m³が合法性確認木材）
- ③海外事業者から30,000,000枚のフローリングを購入（うち、20,000,000枚が合法性確認木材等）

◇Step1. 対象となる木材等の整理（第2種又は消費者として譲受けた木材等は対象外）

- ・①、③、④は第1種として譲受けた木材であるため対象（①' は消費者として譲受けた木材であるため対象外）

◇Step2. 対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算も）

- ・②の製材18,000m³ = 30,600m³（商社Cで通常用いられる丸太換算係数：1.7を使用）
- ・③のフローリング30,000,000枚 = 24,000トン（商社Cで通常用いられる換算係数：0.0008トン／枚を使用）

◇Step3. 各区分の総量を求め報告の要否について確認

	国産材 【区分1】	輸入木材等		第2種事業者 又は消費者として 譲受けた木材等
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	19,900m ³			
②製材		30,600m ³		100m ³
③フローリング			30,000,000枚 = 24,000トン	
合計	19,900m ³	30,600m ³	24,000トン	
基準	30,000m ³	30,000m ³	15,000トン	

⇒ 区分3で基準を上回るため、全ての区分について報告の必要あり

◇Step4. 報告内容及び報告先

- ・譲受けた木材等の総量：区分1 = 丸太19,900m³、区分2 = 製材18,000m³、区分3 = フローリング24,000トン
- ・合法性確認木材等の数量：
（例）区分1 = 19,900m³、区分2 = 15,000m³、区分3 = 16,000トン

⇒ 木材及び家具・紙等の物品を取り扱うため、農林水産大臣及び経済産業大臣あてに報告

第1種及び第2種事業者共通の努力義務の概要

(法第13条 合法伐採木材の利用確保のために取り組むべき措置①)

○ 木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を努力義務として規定

1. 体制の整備

- (1) 責任者の設置（合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について）
- (2) 取組方針の作成

2. 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置

譲受け等の取引相手の選定にあたっては、国が提供する情報や取引実績等を踏まえる

3. 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

- (1) 合法性確認木材等でない木材等を譲受けた場合、次の事業者選定にあたり見直しを検討する
- (2) 違法伐採に係る木材等を譲受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う

4. 消費者等への情報伝達

- (1) 内容：合法性確認木材等であるか否か
- (2) 方法：電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す、包装に印字、納品書等に印字等
店舗の掲示板にURLやQRコードを示し、当該ウェブサイト合法性確認情報を掲載する等の間接的な方法も可

5. その他の措置

木材等を譲渡す際に登録事業者等である情報の提供

第2種事業者の努力義務の概要

(法第13条 合法伐採木材の利用確保のために取り組むべき措置②)

- 第2種事業者のみに対する努力義務は、
 - ① 合法性確認木材等か否かの情報を受け取る（伝達されてこない場合は情報提供をリクエスト）
 - ② 合法性確認木材等か否かの情報のみ保存・伝達

1. 情報の受取

(1) 第1種もしくは第2種事業者から情報を受け取る

- ① 第1種事業者から：原材料情報の記録に関する情報及び合法性確認木材等であるか否か
- ② 第2種事業者から：合法性確認木材等であるか否か

(2) 合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、川上に対して原材料情報等のリクエストを行う

2. 情報の保存

(1) 内容：合法性確認木材等であるか否か（原材料情報の記録に関する情報は保存不要）

(2) 方法：紙または電子

(3) 作成の期限：遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

(4) 保存期間：作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

3. 木材関連事業者に対する情報伝達

(1) 内容：合法性確認木材等であるか否か（原材料情報の記録に関する情報は伝達不要）

(2) 方法：電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達
書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す、包装に印字、納品書等に印字 等

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル①

- (1) 違法伐採リスクは、国内外の情勢や取引相手の状況等、様々な要因によって変化することから、合法性の確認だけでなく、信頼性が高い取引先の選定や得られた知見を活用した取組の改善等を継続的に実施することでPDCAサイクルを回し、一連の取組の精度の向上を図ることが重要
- (2) これらの措置を講ずることで、合法性確認木材等のみが取り扱われるようにしていく

1. 体制の整備

責任者の設置、取組方針の作成

2. 違法伐採リスクの低い木材を取り扱う信頼性が高い取引先の選定

譲受け等の取引相手の選定にあたっては、国が提供する情報[※]や取引実績、CW法の登録情報等を踏まえる

[※] 国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令等。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供

3. 合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエスト

第2種事業者が、取引先から合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、より川上の木材関連事業者に対して合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエストを実施

[※] 第2種事業者から木材等を譲受ける場合は合法性確認木材等であるか否かの情報が伝達されない場合があるが、当該措置で合法性を確認することによって合法性確認木材等として譲渡することが可能。

4. 合法性確認木材等でない木材等を譲受けた場合のフィードバック

次の取引先の選定の際、リスクの低い木材を利用できるように見直し措置を検討する

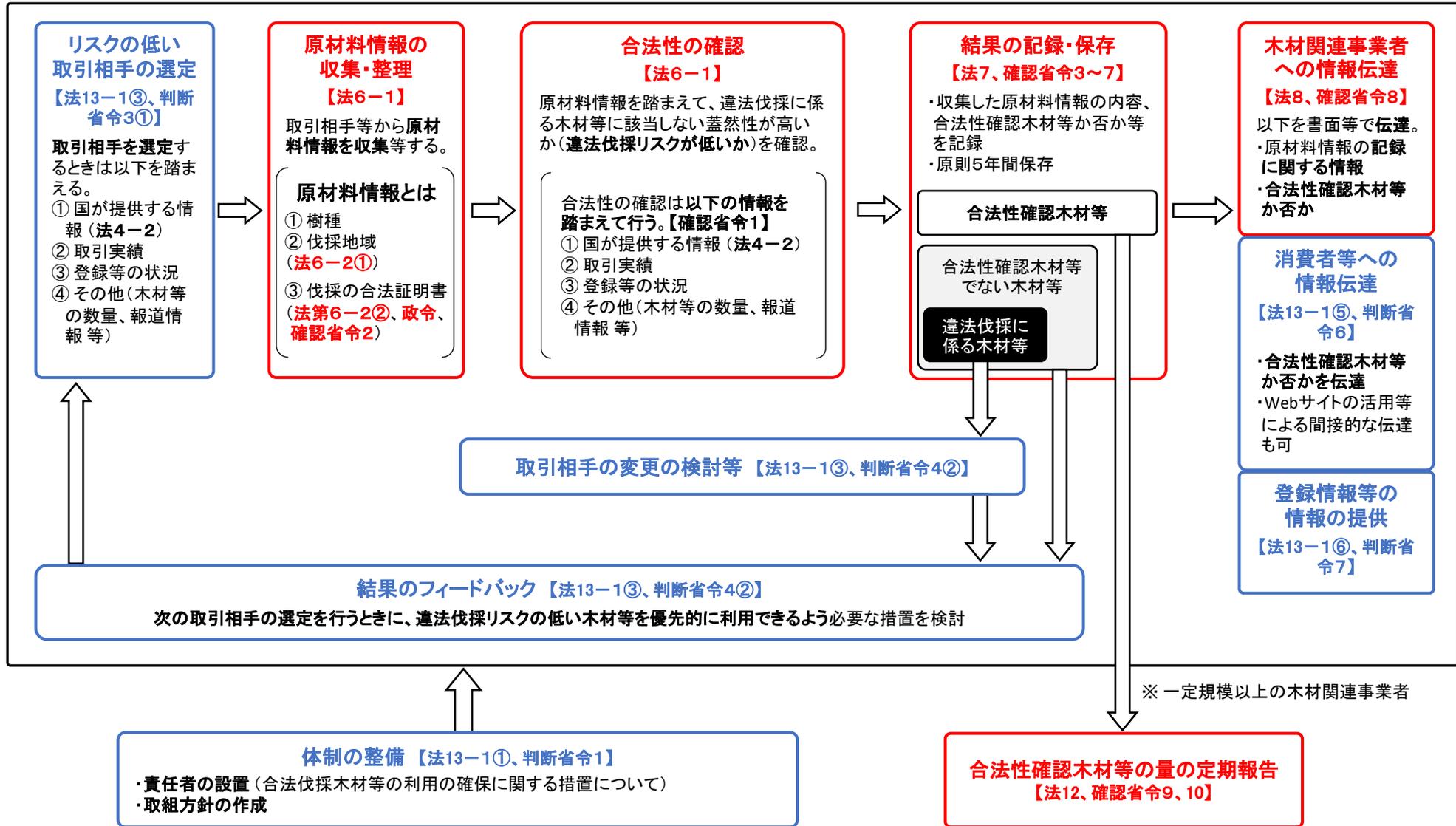
5. 違法伐採に係る木材を譲受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル②

【第1種事業者の取組の全体像】

□ : 義務

□ : 努力義務



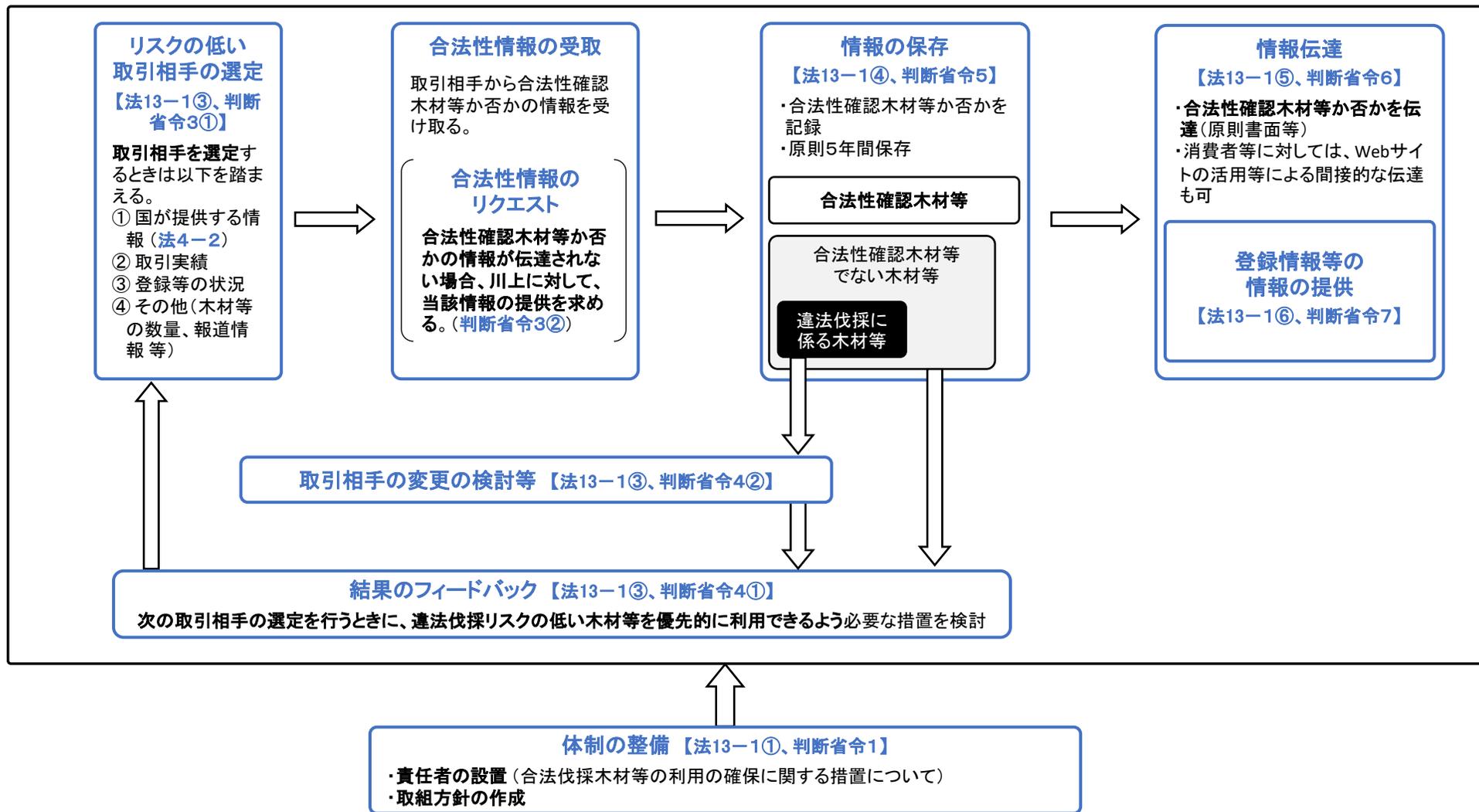
※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、政令：法第6条第2項第2号の情報を定める政令、確認省令：法第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。(例) 第1条第1項第1号：1-1①

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル③

【第2種事業者の取組の全体像】

□ : 義務 □ : 努力義務



※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、判断省令：木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。(例)第1条第1項第1号：1-1①

木材関連事業者の登録について①：取り組むべき措置と要件の関係

- (1) 法第13条第1項の判断の基準となるべき事項を踏まえ、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる事業者を登録
- (2) 改正後も、第1種及び第2種事業者に対する登録制度は存続し、入荷形態(木材等の譲受けの相手方)に合わせた登録を受ける(現行から変更なし)

【取り組むべき措置と登録要件との関係】

※ 改正法第6～8条、12条関連は義務であるため登録要件とはならない

改正法第13条第1項	判断基準省令	第1種(※)	第2種
第1号 体制の整備	第2条第1号 責任者の設置(合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について)	○	○
	第2号 取組方針の作成	○	○
第2号 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	第3条第1号 国が提供する情報や取引実績等を踏まえた取引相手の選定	○	○
	第2号 合法性確認木材等か否かの情報が伝達されない際の、原材料情報のリクエスト	—	○
第3号 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置	第4条第1号 合法性確認木材等でない木材等を利用した場合の、次回の取引相手選定における見直し等の検討	○	○
	第2号 違法伐採に係る木材等を譲受けた場合の、取引相手の変更等の検討	○	○
第4号 義務以外の情報の保存	第5条 第2種が行う情報の保存	—	○
第5号 義務以外の情報伝達	第6条 第2種が行う情報伝達及び消費者等への情報伝達	消費者等への 情報伝達のみ該当	○
第6号 その他必要な事項	第7条 登録や認証情報等の提供	○	○

木材関連事業者の登録について②：登録種別の考え方

- (1) 入荷形態(木材等の譲受けの相手方)に合わせた登録を受ける
- (2) 第1種事業は事業全体のための登録、第2種事業は部門・事業所等の部分登録が可能、第1種と第2種事業の両方の事業を行う事業者は、それぞれについて登録を受ける(現行から変更なし)
- (3) 登録時に入荷・出荷する木材等の種類を報告(現行から明確化)
- (4) 第1種事業の定義が変更されたことに留意

1. 登録の単位

- (1) 第1種事業者
第1種事業に係る事業全体を登録する必要
- (2) 第2種事業者
部門、事務所、工場又は事業場・木材等の種類ごとに部分登録可
- (3) 両方の事業を行う事業者
第1種部分、第2種部分それぞれについて登録する必要(どちらかのみ登録も可)

- (4) 木材等の種類(現行から明確化)

入荷・出荷する木材等の種類について登録

※「建築又は建設をする事業」「木質バイオマス発電事業」については出荷する木材等の種類は報告不要

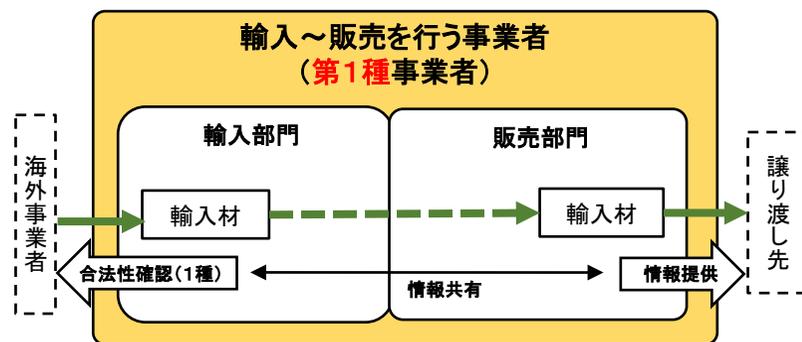
※年間見込取扱量については入荷する木材等についてのみ報告

2. 第1種事業の定義の変更

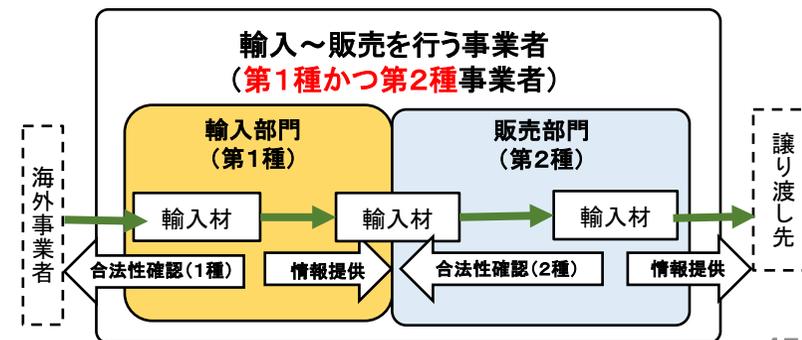
国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者が第1種事業者

- (1) 市場以外の流通事業者も第1種登録が可能
- (2) 輸入事業者は第1種登録のみ(輸入部分を第1種、販売部分を第2種として両方の登録を求めている現行運用から変更)

【輸入事業者の考え方】



(参考:現行)



木材関連事業者の登録について③：登録事業者の年度報告

- (1) 第1種、第2種事業者ともに、報告する数量は「入荷量」ベースとする(第2種事業者は現行から変更)
- (2) 消費者への合法性確認結果の伝達状況を追加(現行から変更)
- (3) 年度報告の様式を一定規模以上の第1種が行う定期報告にも活用できる方向で検討
- (4) 令和7年度報告(令和6年度実績)については、現行の報告(事業の種類に応じて入荷または出荷ベースで報告)を使用し、改正後の制度に基づく報告は令和8年度報告から適用する

1. 報告内容における数量等の考え方

(1) 譲受け等をした木材等の総量(=入荷量)

※現行は第1種(家具、紙等の製造、加工、輸出又は販売をする事業)及び第2種(木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業)は「販売量」(=出荷量)を報告しているが、改正後は全て「入荷量」ベースとなる

(2) (1)のうち合法性確認木材等の数量

※譲受け等の際にCW法に基づく合法性確認結果の伝達がなかった木材等について、第二種事業者がサプライチェーンを遡って合法性確認結果を入手できた場合は「合法性確認木材等」に含まれる

(3) 消費者への合法性確認結果の伝達状況(新規追加。該当する場合のみ)

消費者へ木材等を販売する際に合法性確認結果を伝達した数量(販売量)及びその手法

※小売事業者のみならず、第1種が消費者に販売した場合も対象

2. 定期報告との調整

定期報告の報告項目に対応できるようにすることで、年度報告の様式を、第1種事業者の定期報告にも活用できるものとする方向で検討中

※同じ様式をそれぞれ登録実施機関(年度報告)と主務大臣(定期報告)へ提出することとなる

3. 輸入事業者の経過措置期間中の扱い

輸入事業者については、改正後は第1種登録のみとなる一方、改正前に登録を受けている場合は、次回の登録更新までは現在の登録(輸入部分は第1種、販売部分は第2種)を維持することができるとする経過措置期間中の年度報告における報告は、第1種としての入荷量のみでよい(第2種としての入荷量は不要)

改正法の施行日に係る考え方①：合法性の確認等の義務

(1) 第1種事業者の譲受け等※1の完了※2が施行日以降であれば、改正後の法第6条から第9条の義務の対象となるとともに、当該譲受け等した木材等は同法第12条の総量に含める

(2) 第1種事業者の譲受け等の完了が施行日前であれば、第1種事業者から木材関連事業者等への譲渡しのタイミングに関わらず、改正後の法第6条から第9条のいずれの義務の対象にもならない

※1 「第1種事業者の譲受け等」には、「譲渡しの受託」も含まれる

※2 「譲受け等の完了」は、「譲受け：当該取引に係る材を取得したとき」、「譲渡しの受託：受託契約を締結したとき」を指す

【第1種の譲受け等の完了が施行日以降】

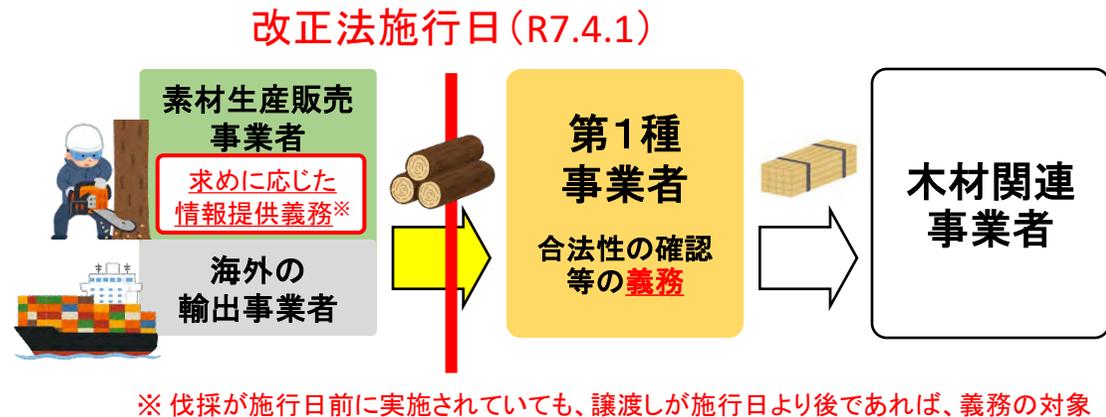
改正後のCW法に基づく義務の対象

1. 第1種事業者

- ① 原材料情報の収集、合法性の確認(第6条)
- ② 記録の作成保存(第7条)
- ③ 情報伝達(第8条)

2. 素材生産販売事業者

- 第1種事業者の求めに応じた情報提供(第9条)



【第1種事業者の譲受け等の完了※が施行日前】

改正前のCW法に基づく努力義務の対象

1. 第1種事業者

- 合法性の確認等(改正前第6条)

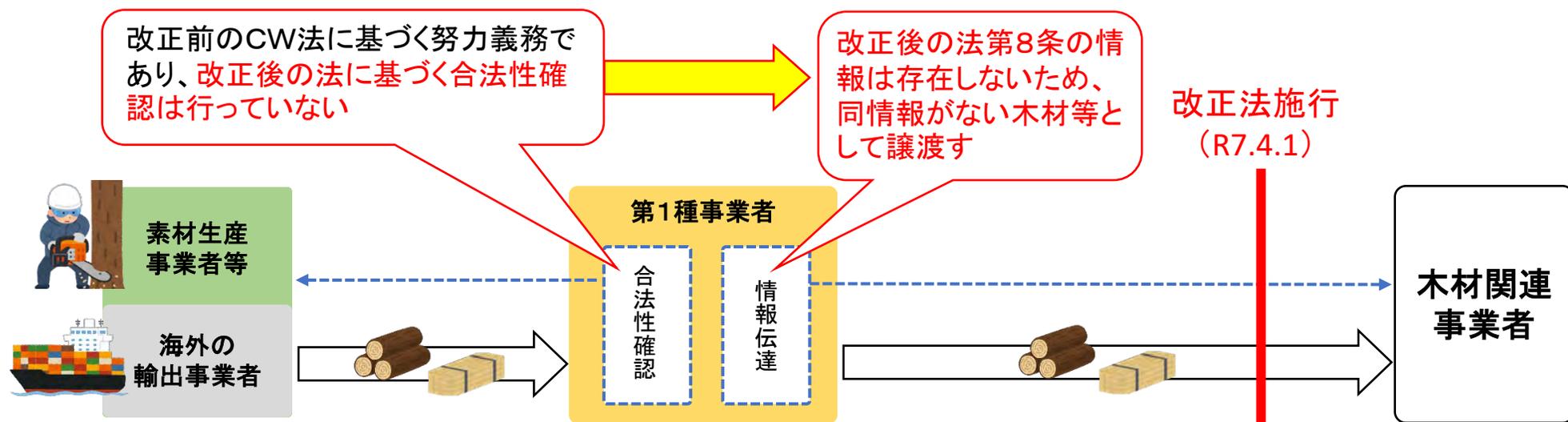
※ 例えば、R7.3に譲受けが完了していれば、R7.5に譲渡す場合でも改正後第8条の情報伝達の義務は発生しない



改正法の施行日に係る考え方②：情報伝達

- (1) 第1種事業者の譲受け等の完了が施行日前であれば、改正後の合法性の確認等の義務の対象とならないことから、改正後の法第8条の情報がない木材等として譲渡す
- (2) 施行日前に譲受けた木材等については、改正後の合法性の確認等を行えば、その結果を伝達可能

【施行日前に第1種事業者が譲受けた木材等の譲渡しに係る基本的な考え方】



※ 施行日前に譲受けた木材等については、改正後の合法性の確認等を行った場合、その結果を伝達してもよい
改正後の原材料情報は改正前の合法性の確認において収集すべき情報に含まれているため、すでに収集した情報を用いて机上で改正後の合法性の確認が可能

改正法の施行日に係る考え方③：登録制度

- (1) 改正前に登録を受けた登録事業者は、更新までの間であれば、改正前後の登録要件で重複している事項を実施すれば、登録は取り消されない
- (2) 改正後の義務に違反した場合は、改正前の登録を取り消される可能性があることに留意

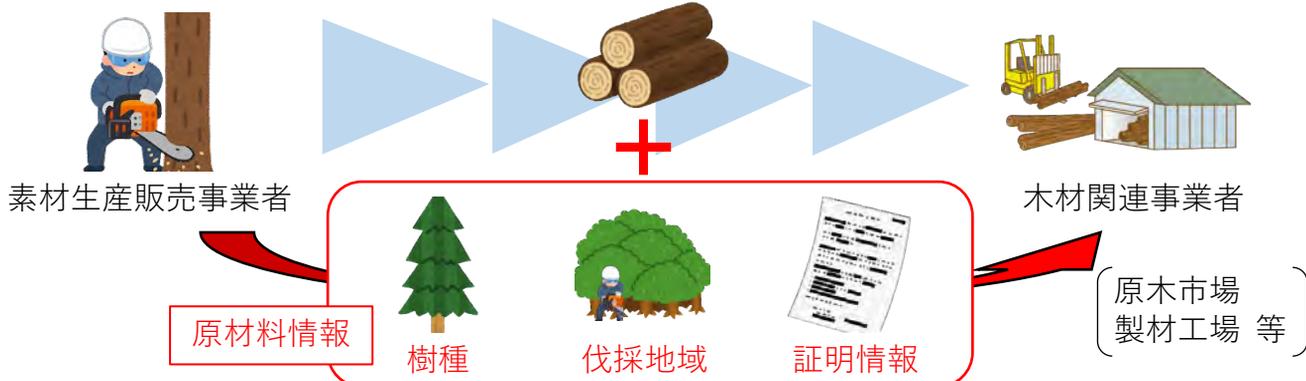
【経過措置】

- (1) 改正前に受けた登録については、更新を受けるまでの間は改正前の登録要件に基づき対応するため、改正後に追加された努力義務を実施しないことをもって登録を取消されることはない。
- (2) 改正によって削除された事項については、改正後は法に基づく履行が不可能となるため、改正前の登録事業者においても実施する必要はない。
 - ⇒ 改正前の登録事業者は、改正前後の登録要件で重複している事項を実施すれば登録は取り消されない
(具体的には、体制の整備、登録等の情報提供のみが要件となる)
- (3) 第1種事業者は、改正後の義務は登録要件ではなくなるが、登録とは別に義務を履行する必要があり、罰則措置にまで至った場合は登録を抹消できることから、義務違反をした場合は、改正前の登録を取り消される可能性があることに留意。

伐採造林届出書を提出される皆様へ

令和7年4月1日以降に樹木を譲り渡す場合は 合法性に関する情報提供が必要です

クリーンウッド法※は、合法性が確認された木材の流通を促進する法律です。
素材生産販売事業者は合法性の確認に必要な原材料情報を提供する役割を担います。



※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

【素材生産販売事業者って？】

○伐採と販売を行う素材生産事業者

※伐採のみを委託されている場合、
素材生産販売事業者になりません。

【何を情報提供すればいいの？】

- 樹種、伐採地域（都道府県や市町村）
- 証明情報：伐採造林届出書、森林経営計画書、国有林における林産物の売買契約書などの該当箇所の写し

※伐採造林届出書には、樹種と伐採地域の情報が含まれていますので、届出書の写しを提供すれば3つの原材料情報を提供したことになります。

【必ず原材料情報を提供しないといけないの？】

- 有償・無償の譲り渡しに関わらず、求められた場合に原材料情報を提供する必要があります。
- 一方、後から求められる場合を考慮し、譲り渡す樹木と一緒に自主的な情報提供が好ましいと考えられます。

素材生産販売事業者が「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」における関係団体の認定を受けている場合について

- ・本ガイドラインの認定事業者として発行した樹木に対する証明書は証明情報として活用可能です（除伐などを含む）。
- ・納品書に樹種、伐採地域、本ガイドラインに基づく証明情報を記載すれば、3つの原材料情報を提供したことになります。

裏面にQ & Aを掲載しています。

Q & A

【譲り渡し相手が誰であれば情報提供するの？】

○消費者以外であれば、情報提供の必要があります。

【樹種情報はどんなものを提供すればよいの？】

○伐採造林届出書に記載されている樹種名等、取引において通常用いられる名称でかまいません。

【証明情報は写しをそのまま提供する必要がありますか？】

○原材料情報としての情報を損なわない範囲において黒塗り・添付資料の省略等をして構いません。契約条件に関する情報等、商取引上不利益になる可能性がある部分は提供する必要はありません。

【除伐等の届出が不要な伐採の場合、どうすればよいですか？】

○「除伐による樹木であるため、証明書が存在しません。」というように、証明情報が手続き上存在しないことを伝えてください。

【どんな方法で情報提供するの？】

○基本的には相手に求められた方法で情報提供してください。書面、電子メール等が考えられます。



クリーンウッド法の詳細は、
林野庁の情報提供サイト
「**クリーンウッド・ナビ**」へ！
※随時、情報更新しています。



PRキャラクター「クリーンウッドちゃん」

令和6年度木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」実施支援事業のうち専門委員会の設置・運営及び
違法伐採関連情報等の提供に係る事業
第1回専門委員会

生産国における情報調査の実施について

2024年6月10日

一般社団法人全国木材検査・研究協会

1. 基本的な調査の項目と手法

調査は、原則として既往の調査報告書の記載事項に生じた変化及び新たに発生した事項に注意しながら、調査対象国別に次の事項について調査する(本事業の「仕様書」に掲げられた事項)。

【調査項目】

(ア) 森林の伐採段階における法令等調査

- ・ 法令等の概要及び運用状況。
- ・ 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要。
- ・ 伐採の合法性が確認できる書類(証明システム)の事例及びその発行条件。

(イ) 木材の流通段階における法令等調査

- ・ 法令等の概要及び運用状況。
- ・ 木材の流通・合法性の確保に関する法令。
- ・ 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例。

(ウ) 木材生産・流通状況

- ・ 調査対象国の木材生産・流通の特徴。
- ・ 違法伐採に関する関連情報。

(エ) その他、調査対象国において個別に調査すべき事項

- ・ 森林認証システムの導入状況。
- ・ その他、サプライチェーン管理その他の合法性確保に係る活動に係る情報(存在する場合)。

【調査手法】

1. 国内調査

- (1) 文献調査
- (2) ヒアリング調査

2. 現地調査

関係法令の正確な把握と法令の実施状況、法令遵守のための活動に係る情報を収集するために、行政機関、研究機関、団体、企業その他の関連機関を訪問。

2. 調査対象国

調査対象国として、フィリピン共和国及びルーマニアを提案。

【調査対象国選定のための条件】

- 日本の木材輸入に影響がある国。
- 違法伐採対策に係る政策や活動に動きがある国。
- クリーンウッドナビの情報が古くなっている国。

2023年国別木材・木材製品(HS 44類)輸入額と最新の調査年度

#	国名	輸入額 (百万円)	調査 年度	#	国名	輸入額 (百万円)	調査 年度	#	国名	輸入額 (百万円)	調査 年度
	総輸入額	1,399,439	—	7	マレーシア	84,300	2021	14	スウェーデン	29,345	2018
1	ベトナム	275,584	2021	8	オーストラリア	67,991	2021	15	ロシア	29,117	2020
2	中国	175,584	2023	9	フィンランド	43,904	2018	16	オーストリア	22,372	2022
3	米国	149,101	2022	10	NZ	35,310	2021	17	ルーマニア	12,021	2018
4	フィリピン	132,006	2018	11	タイ	33,770	2023	18	ドイツ	11,746	2022
5	カナダ	128,350	2022	12	チリ	32,337	2016	19	ブラジル	6,900	2018
6	インドネシア	115,692	2023	13	南アフリカ	31,161	2018	20	エストニア	6,070	2018

資料: 財務省『貿易統計』、林野庁クリーンウッドナビ (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/index.html>)。

3. 国別品目別輸入額 (2023年)

(百万円)

フィリピン		ルーマニア		フィンランド		チリ	
品目	輸入額	品目	輸入額	品目	輸入額	品目	輸入額
計	132,006	計	12,021	計	43,904	計	32,337
建具/建築用木工品	126,941	グルーラム	5,604	製材品	25,640	チップ	24,343
木炭	1,992	製材品	4,363	グルーラム	16,209	製材品	7,882
その他木製品	1,068	OSB	1,629	合板	1,368	その他木製品	62
食卓/台所用品	499	集成材	182	集成材	238	合板	36
加工材	358	建具/建築用木工品	86	加工材	232	ファイバーボード	11
その他	1,148	その他	157	その他	217	その他	2
■法令改正、違法伐採取締強化。 ■輸出相手国企業の審査を経て、木材・木材製品の75%を輸入。		■2020年にEU議会はルーマニアの違法伐採についてEU環境法違反手続を開始。 ■2022年から改良した木材追跡システムの運用開始。		■法令及びEUTRによる合法性確認・確保。 ■民間企業によるサプライチェーン管理。		■法令による厳格な合法性確保。	

南アフリカ		スウェーデン		ブラジル	
品目	輸入額	品目	輸入額	品目	輸入額
計	31,161	計	29,345	計	6,900
チップ	31,158	製材品	26,433	チップ	5,253
製材品	2	建具/建築用木工品	1,613	加工材	1,462
箱、装飾品、家具	2	グルーラム	749	製材品	103
包装容器/梱包材	0	加工材	374	その他木製品	28
		合板	54	単板	21
		その他	122	その他	32
■日本の製紙企業による合法性確認・サプライチェーン管理。		■法令及びEUTRによる合法性確認・確保。 ■民間企業によるサプライチェーン管理。		■2017年から天然林材の追跡システムを運用開始・普及。 ■2024年4月に天然林管理規格の運用を開始。	

資料

- 財務省『貿易統計』
- 林野庁クリーンウッドナビ
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/index.html>)
- EU議会
- USFAS

クリーンウッド法における
合法性の確認（デュー・デリジェンス）手引き

令和6年〇月

林野庁

目次

【はじめに／本手引きの目的】	1
【解説編】	2
1 違法伐採問題を取り巻く状況.....	2
1.1 違法伐採が引き起こす問題.....	2
1.2 世界的な違法伐採対策の潮流.....	2
1.3 我が国の状況.....	3
2 木材・木材製品の合法性の確認の意義	5
2.1 「デュー・デリジェンス (DD)」の広がり事業者のためのリスク管理	5
2.2 リスクベースアプローチによる合法性の確認	7
【実務編】	9
1 本手引きの考え方	9
1.1 効果的で効率的な「リスクベースアプローチ」による合法性の確認 (DD)	9
1.2 合法性の確認等の対象となる事業.....	10
1.3 対象物品.....	15
2 第一種木材関連事業者が取り組むべき措置について	19
2.1 体制の整備	19
2.2 リスクの低い取引相手の選定	19
2.3 違法伐採木材を譲受けた場合の措置	19
2.4 消費者への合法性に関する情報伝達	20
2.5 その他有効と考えられる措置	20
3 木材・木材製品の譲受け等から次の譲渡しまでの流れ.....	20
3.1 手順1-1：原材料情報の収集等.....	21
3.2 手順1-2：その他の情報の収集等	21
3.3 手順2：合法性の確認.....	21
3.4 手順3：記録の作成・保存.....	21
3.5 手順4：譲渡しを行う相手方への情報の伝達	22
4 手順1-1：原材料情報の収集等<チェックリスト1-1参照>	24
5 手順1-2：その他の収集等を検討すべき事項<チェックリスト1-2参照> ..	32
6 手順2：合法性の確認<チェックリスト2参照>	36
6.1 情報の確認	36
6.2 違法伐採リスクの評価.....	36
6.3 合法性確認木材等であるかの判断.....	42

【はじめに／本手引きの目的】

平成 28（2016）年に制定された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下、「クリーンウッド法」という。）」は、我が国又は伐採国の法令に適合して伐採された木材・木材製品（以下、「合法伐採木材等」という。）の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境の保全に資することを目的としています。令和 7 年 4 月 1 日の改正法の施行により、改正後のクリーンウッド法では、国内で一番始めに木材・木材製品を手にする川上・水際の木材関連事業者が木材・木材製品を譲受け又は譲渡しの受託（以下、「譲受け等」という。）する場合に、原材料情報を収集し、その木材・木材製品が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかを確認（以下、「合法性の確認」という。）をすること等が義務付けられています。

合法性の確認の方法については、法令に加え通知などで示していますが、その背景にあるデュー・デリジェンス（以下、「DD」という。）の考え方を示すところから始め、クリーンウッド法の考え方やなすべきことを事業者や関係者の皆様に理解いただくことが重要と考えます。

自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展がはかれる世の中とするためには、クリーンウッド法をより多くの事業者が理解し、合法伐採木材等の利用が促進されることが重要です。このため、事業者が木材・木材製品の合法性の確認をより円滑に行うため、改正法を踏まえた手引きを作成することとしました。本手引きの特徴は、2 点あります。1 つめは、様々な通知等を 1 つにまとめ、できる限り他の資料を参照せずに利用できるよう工夫していることです。2 つめは、解説編 2.1 節で詳しく述べますが、合法性の確認を効率的かつ効果的に行うために、リスクベースアプローチを取り入れていることです。本手引きをそれぞれの事業者の状況や目的に合わせて活用し、これから合法性の確認に取り組み始める事業者においてはその一歩を踏み出すこと、合法性の確認の手法に確信が持てずにいた事業者においてはその内容を確認なものとする、既に合法性の確認を行ってきた事業者においてはより精緻な確認へレベルアップすることなどにつなげていただきたいと思います。

【解説編】

1 違法伐採問題を取り巻く状況

1.1 違法伐採が引き起こす問題

違法伐採とは、法令に反して行われる伐採のことですが、なぜ違法伐採が問題なのでしょう。第一に、森林の持つ機能に負の影響を与えることが挙げられます。森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止（気候変動の緩和）、文化の形成、木材・木材製品の物質生産等の多面的機能を有しており、多くの国ではその機能を維持するために、伐採の方法等が法令によって制限されています。しかし違法な伐採が行われるとこれらの機能が過度に失われ、災害の原因となったり、回復不能になったりする可能性があり、地域及び地球環境の保全に支障が生じる恐れがあります。第二に、違法な伐採によって生産された木材（以下、「違法伐採木材」という。）は適正なコストを支払わないため不当に価格競争力が高く、健全な林業・木材産業の発展に支障となる可能性があることが挙げられます。このように、違法伐採は様々な負の影響をもたらす可能性があるため、違法伐採木材の流通の対策をしっかりと進めることが重要です。

1.2 世界的な違法伐採対策の潮流

1990年代以降、違法伐採対策についての国際的な議論が進み、我が国もこれに貢献してきました。平成10（1998）年のG8バーミンガムサミットでG8森林行動計画が合意され、主要な木材消費国を中心とした違法伐採対策の取組が本格化しました。あわせて、東アジア、アフリカ、欧州及び北アジアなどの各地域で、「森林法の施行と統治（Forest Law Enforcement and Governance、略称：FLEG）に関する閣僚会議」が開催され、合法的に伐採された木材の市場取引を促進すること等も合意されました。平成17（2005）年のG8グレンイーグルズサミットにおいては、各国が政府調達、貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むという、グレンイーグルズ行動計画が合意されました。平成20（2008）年のG8洞爺湖サミットにおける首脳宣言では、違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性が明記され、平成28（2016）年のG7伊勢志摩サミットにおける首脳宣言でも、違法伐採の根絶への共同対応が含まれました。また、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、略称：SDGs）」においては、「陸の豊かさを守ろう」（目標15）や「つくる責任つかう責任」（目標12）が掲げられ、違法伐採対策はこれらの目標を達成するための重要な課題となっています。

これらの国際的な議論を踏まえ、各国・地域において違法伐採対策の法制化等の取組が進められてきました。平成15（2003）年に森林法の施行・ガバナンス・貿易（Forest

Law Enforcement, Governance and Trade、略称：FLEGT)に関する EU 行動計画が策定され、その後、米国レイシー法改正（平成 20（2008）年）、EU 木材規則制定（平成 22（2010）年）、オーストラリア違法伐採禁止法制定（平成 24（2012）年）、韓国木材の持続可能な利用に関する法律改正（平成 29（2017）年）、中国森林法改正（令和元（2019）年）と、各国において違法伐採木材の流通や取扱いに対する法令等の整備が進んでいます。このような世界の状況の中、我が国においても事業者が取り扱う木材が違法伐採木材である可能性が低いことを確認することは、木材産業の振興や木材利用の促進について、今後も引き続き社会的な応援を得ていく上で、いっそう重要性を増していると言えます。

また、近年、違法伐採に関する国際的議論において、伐採の違法性だけでなく、伐採が森林減少・劣化に寄与するかどうかについても検討すべきとの考え方も注目されています¹。また、木材・木材製品に加え、牛肉や皮革、パーム油、大豆、カカオ、コーヒーなど、農地拡大のための森林減少が顕著となっている農産物に対象を拡大する議論も起きています。令和 3（2021）年の気候変動枠組条約締結国会議第 26 回締結国会議（COP26）では、2030 年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させることを目標とする「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が発表され、我が国もこれに署名しました。また EU では、令和 5（2023）年 6 月に EUDR（森林減少フリー規則）が制定され、森林減少リスクの高い商品（牛、カカオ、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材及びこれらの加工品等）に関し、2020 年末以降の森林減少を伴わずに生産されたことの確認が義務付けされようとしています。

1.3 我が国の状況

1.3.1 森林・林業・木材産業に対する注目の高まり

我が国では、戦後植林した森林が本格的な主伐期を迎え、木材生産活動が活発になっています。我が国の林業・木材産業は、長期にわたり木材価格の下落等の厳しい状況が続いてきましたが、近年、国産材の生産量・利用量の増加、木材自給率の上昇、輸出の拡大等の傾向が見られ、その活力を回復させつつあり、この結果、林業産出額や従事者給与の増加などの成果にもつながってきています。他方、地球温暖化やそれに伴う豪雨の増加等による山地災害等への対策として、森林が有する多面的機能に期

¹ OECD と FAO においても、2023 年 7 月に共同で「農業サプライチェーンにおける森林減少 デューデリジェンスに関するハンドブック」を作成

<https://www.oecd.org/publications/oecd-fao-business-handbook-on-deforestation-and-due-diligence-in-agricultural-supply-chains-c0d4bca7-en.htm>

待が集まっており、それらの機能が維持・発揮されるような木材生産の重要性が高まっています。

また、政府としても令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」の実現を令和 2（2020）年から目指しており、令和 3（2021）年 6 月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくこととしています。建築・建設分野においても、令和 3（2021）年に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法、旧法律名：公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律）」等によって、建築物における木材利用の拡大が推進されています。

1.3.2 これまでの違法伐採対策

我が国は、国際的な取組として、熱帯林の持続可能な経営を促進し、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易を発展させるため、木材生産国と木材消費国との間の国際協力を促進する目的で昭和 61（1986）年に設立された国際熱帯木材機関（ITTO）を横浜に誘致し、その活動を支援してきた他、平成 15（2003）年に日本とインドネシアの二国間協力の枠組みにおいて「日インドネシア違法伐採対策協力行動計画」を策定するなど、木材生産国における違法伐採対策の支援を実施してきました。

国内に向けては、平成 12（2000）年に、循環型社会の形成のために、国等の公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品等の調達を推進すること等を定めた「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）」が制定されました。平成 18（2006）年にグリーン購入法の基本方針が見直され、木材や木材製品が調達の対象に追加されるとともに、「原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること」とされました。それに伴い、木材・木材製品の供給者が合法性・持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項を取りまとめた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18（2006）年。以下、「林野庁ガイドライン」という。）」が定められました。林野庁ガイドラインの普及により、政府調達だけでなく、民間取引においても多くの事業者が林野庁ガイドラインに基づき合法性を証明した木材を供給・利用できる体制が広まりました。

そのような中、合法的に伐採された木材及びその製品の流通及び利用をさらに促進

するため、平成 28 (2016) 年にクリーンウッド法が制定されました。クリーンウッド法では、制度の対象範囲について政府調達に限らず民間取引にも拡大されるとともに、すべての事業者に対して、木材・木材製品を利用する場合には合法伐採木材等を利用することが努力義務として定められました。また、森林・林業・木材産業関連事業者のみならず、建設事業者と木質バイオマス発電の FIT 認定事業者を含めて「木材関連事業者」として位置づけ、木材関連事業者に対して、木材・木材製品の取扱いに当たっては合法性確認等を行うことが努力義務として求められています。加えて、合法性確認等を確実にを行う木材関連事業者について第三者機関による登録制度を設け、合法伐採木材等の流通と利用を促進してきました。

こうした取組を進めてきた中、クリーンウッド法施行から 5 年後の見直しにおいて、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量が我が国の木材総需要量の約 4 割であること、G7 関連会合や APEC 林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられたこと等、更なる取組の強化が必要とされたことから、政府内で検討を進め、令和 5 (2023) 年 5 月 8 日に改正クリーンウッド法が公布されました。

改正クリーンウッド法の主な内容は、以下 3 点になります。

1. 川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材・木材製品の譲受け等をする場合に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付けました。

2. 素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

1 で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、「素材生産販売事業者」と位置付けられる森林を伐採し販売等をする事業者に対し、木材関連事業者からの求めに応じた伐採届等の情報提供を行うことを義務付けました。

3. 小売事業者の木材関連事業者への追加

合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けることができるよう措置しました。

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日の改正クリーンウッド法の施行に向けて事業者は必要な準備を行うことが重要です。

2 木材・木材製品の合法性の確認の意義

2.1 「デュー・デリジェンス (DD)」の広がり事業者のためのリスク管理

クリーンウッド法では、川上・水際の木材関連事業者に対し、利用する木材・木材

製品の調達に当たって合法性の確認をすることが求められていますが、その確認に際しては「DD」の考え方が取り入れられています。「DD」とは、「企業／事業者が果たすべき注意義務」や「要求される相当の注意」のように訳されることが多く、「自らの事業、サプライチェーン及びその他のビジネス上の関係における、実際の及び潜在的な負の影響（リスク）を企業が特定し、防止し、軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセス」²であるとされています。元々はビジネスにおける証券取引や企業買収等の際の信用調査等に用いられてきた概念ですが、経済活動のグローバル化が進む中で、事業者が原材料の原産地の環境や人権等に対して適切に配慮することが求められるようになったことに伴って、様々な分野に考え方が広がっています。違法伐採対策の分野においても、我が国のクリーンウッド法だけでなく、多くの国の制度に DD の考え方が導入されています。

事業者が「リスク」という言葉に注目するとき、多くの場合、主に「事業者自体に対して」悪影響を及ぼす可能性である「経営リスク」ととらえます。例えば、自社製品の販売先の喪失等の操業上のリスク、投資先としての評価の降格や投資候補先からの除外・投資引き揚げの検討対象化等の金融や市場におけるリスク、企業イメージの低下等の社会評価のリスク（企業イメージの低下は人材獲得における支障等の操業上のリスク等をもたらす可能性もあります）等が挙げられ、事業者が事業を継続するためには、これらの経営リスクを適切に管理することが重要とされます。一方、DD は、環境や社会等の「事業者の外側に対して」、事業者（及び関係者）が原因等となって悪影響を及ぼす可能性（リスク）を管理するに当たって重要とされます。これら2つのリスクのとらえ方は、一見すると異なるように思えます。しかし、事業者の外側に対するリスクを効果的に防止・緩和することは、社会に対する積極的な貢献を最大化し、関係者との関係を向上させ、事業者の信用を守ることにつながることから、経営リスクの管理と密接不可分な関係であると言えます。それだけでなく、DDはその特性上、関係者とのコミュニケーションや、市場や業界等での情報収集が必要となることから、自社の事業運営の課題把握や管理強化、コスト削減の機会の特定、市場や調達先についての理解向上等にもつながるため、さらなる企業価値の向上に寄与する取組でもあります。

DD はリスク管理の考え方に基づく取組ですので、実施に当たって、想定されるあらゆるリスクに対して画一的に手間や費用をかけて対策することは効率的でない上に、あまり現実的とも言えないことを踏まえ、リスクの内容や所在を特定し、特定さ

² OECD（外務省訳）. 2018. 責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイドランス. p15

れたリスクの深刻性や発生頻度等からその大きさを評価し、リスクの大きさに応じた優先順位付けや対策の措置が必要であるとされています。この考え方を「リスクベースアプローチ」と言います。この際、リスクは、自社の状況、取引の相手や内容、社会環境の変化等によって変動するという性質があることに注意が必要です。

DDの取組は、ある特定の課題を解決するために行うのではなく、悪影響を及ぼす可能性の管理のために実施するものです。そのため、一度実施したら終わりというのではなく、繰り返し実施し、その都度、有効であったもの・なかったものの分析等、実施によって得られた知見を取り込み、継続的な改善や精度の向上を目指すことが重要であるとされています。また、取組実施に当たっての考え方や結果を記録し、必要に応じて開示するなど、いざというときに説明できる体制を整えておくことも重要とされています。

ここまでの解説から、違法伐採対策におけるDDは、実施が困難であったり、専門の人員を配属できるような大企業向けの取組であるように感じられたりするかもしれませんが、DDは、自社が及ぼす影響の範囲や人的資源・財源といった事業者の状況に適合させて実施することが重要です。中小企業においても、まずは可能なことから取り組み、DDの継続を通じて徐々に精度を向上させていくことができます。なお、これまでDDという考え方を意識しなかったとしても、既に取り組んでいる事業者も多いと考えられます。例えば、通常の商取引において新規取引先を検討する場合、相手方がどのような事業者であるか情報収集等を行うことは一般的と考えられますが、このような対応もDDに該当します。DDの第一歩として、既に実施している活動について、DDの取組に該当するものを洗い出すことも有効と考えられます。

2.2 リスクベースアプローチによる合法性の確認

2.1節で述べたように、DDの考え方は違法伐採対策においても世界的に主流となっており、それは我が国のクリーンウッド法も同様です。違法伐採対策におけるDDでは、「違法伐採リスク」をどのように管理するのが重要となります。

「違法伐採リスク」とは、「譲受けた木材・木材製品が違法伐採木材等に該当する蓋然性の高さ」であり、木材関連事業者の視点からは「違法伐採木材等を取り扱ってしまう可能性」を指します。違法伐採木材等を取り扱ってしまうと、当該事業者は、1.1節で述べたような違法伐採による環境や社会への悪影響を引き起こす要因となってしまいます。それが意図的な場合はもちろんのこと、意図的でなかったとしても、違法伐採リスク管理に対する適切なDDを実施していないと社会的にとらえられるおそれがあり、それに伴い、様々な経営リスクが生じることとなります。例えば、ある木材製品を生産している事業者が、違法伐採リスクを確認せずに木材を調達した場合、

- ・違法伐採木材を含んだ製品を生産するリスク
- ・自社が規定する環境物品調達方針等に抵触するリスク
- ・調達予定だった木材と異なる木材を利用することで、加工機械等が壊れるリスク
- ・調達予定だった木材と異なる木材を利用することで、自社のカタログ等と異なる製品を生産するリスク
- ・これらに伴い、取引先や投資企業、需要者等の社会的信用を失うリスク

等の経営リスクを誘引する可能性があります。一方で、違法伐採リスクの確認を適切に行えば、企業価値の向上が期待できます。

このため、譲受けた木材・木材製品の合法性の確認を適切に実施することが重要です。この際、その木材・木材製品が違法伐採に該当する蓋然性が高いかどうかを明らかにするためには、伐採に関する我が国や伐採地域の多岐に渡る法令やその施行状況を確認する必要がありますが、それはおよそ現実的ではありません。そのため、リスクベースアプローチの考え方に基づく DD によって、木材・木材製品の違法伐採リスクを確認し、リスクが無視できるレベルに小さい木材・木材製品は違法伐採でない木材等に該当する蓋然性が高い木材等（以下、「合法性確認木材等」という。）であると判断して取り扱い、リスクの大きいと思われる木材・木材製品は詳細な調査を行ったりする等、リスクの大きさに応じた対応を取ることが重要です。

このことを踏まえ、本手引きの「実務編」では、リスクベースアプローチに基づく木材・木材製品の合法性の確認（DD）の手法を示します。

【実務編】

1 本手引きの考え方

1.1 効果的で効率的な「リスクベースアプローチ」による合法性の確認（DD）

クリーンウッド法では、国内の木材市場において最初に木材・木材製品を譲受ける川上・水際の木材関連事業を「第一種木材関連事業」と位置付け、有償・無償に関わらず譲受けた木材・木材製品に対して原材料情報の収集又は整理（以下、「収集等」という。）や合法性の確認等を行うことを求めています。しかし、取り扱う木材・木材製品の種類や調達先などにより、違法伐採のリスクは大きく異なります。例えば、丸太であっても国産材と輸入材ではリスクが異なると考えられます。また、集成材のような原材料となる樹種の種類が比較的少ない物品は樹種の確認が比較的容易であり、家具のような構成している部材の樹種が多くなる物品は樹種を把握することが比較的容易でないと考えられ、これらの物品ではリスクが異なると考えられます。仮に、これら様々な木材・木材製品それぞれのリスクの高低を考慮せずに、同じ手法で合法性の確認を行うと、事業者にとって過度な負担となる場合や、リスクが高い木材・木材製品に対して不十分な合法性の確認となってしまう場合があります。

このため合法性の確認を実施するに当たっては、取り扱う物品の原材料となる樹木に対する違法伐採リスクに応じて効果的かつ効率的に行うことが重要です。本手引きでは、このような考え方に基づき、事業者が取り扱う木材・木材製品の違法伐採リスクを「見える化」し、違法伐採リスクに応じた合法性の確認を行う「リスクベースアプローチ」の手法を解説しています。具体的には、合法性の確認も含めた違法伐採リスクへの適切な対応に関するフローチャートや、事業者が合法性の確認に当たって収集等すべき情報及びその情報について確認すべき事項等に関するチェックリストなどを示すとともに、それらの活用方法を解説しています。本手引きを用いることで、クリーンウッド法に基づいた木材・木材製品の違法伐採リスクを確認できるようになっています。

確認の結果、違法伐採リスクが無視できるレベルであると判断された場合は、合法性確認木材等として流通させることができます。その一方で、違法伐採リスクが無視できないレベルであると判断された木材・木材製品については、合法性確認木材等でない木材等として流通させなければなりません。

解説編 2.1 節で述べたとおり、合法性の確認の規模や範囲は、事業者の規模や事業の状況、事業形態等に影響を受けるため、合法性の確認の難易度は事業者によって異なります。また、違法伐採リスクについても、国内外の情勢や取引相手の状況等、様々な要因によって変化するものです。そのため、合法性の確認は、単発的な違法伐採リスクへの対処を目的とした臨時的・随時的な活動ではなく、リスクの影響・発生を回

避するために実施される「日常的・継続的な活動」であるべきとされています。これらのことから、合法性の確認においては、取り組みながら PDCA サイクルを回して質を高めていくことが重要です。その取組に係る記録を残し、有効であったもの・なかったもの等の知見を蓄積するとともに、これらの情報を次の取引に活かしていくことで、合法性の確認の効果や効率性をいっそう向上させることができます。

1.2 合法性の確認等の対象となる事業

クリーンウッド法では、第一種木材関連事業を行った場合に、その事業で譲受けた木材・木材製品に対して、原材料情報の収集等や合法性の確認等を求めています。まず、「木材関連事業」とは、以下の事業のことをいい、これらの事業を行う者を「木材関連事業者」といいます。

- ①木材・木材製品の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業
- ②素材生産販売事業者から委託を受けて素材³を販売する事業
- ③木材・木材製品を使用して建築物等を建設する事業
- ④木質バイオマス発電についての FIT 認定事業

その事業の中で、「第一種木材関連事業」とは、国内の木材流通の最上流にあたる事業であり、

- A.素材生産販売事業者⁴からの素材の譲受け等
- B.海外の事業者からの木材・木材製品の譲受け等
- C.自分で所有する樹木や委託を受けて伐採した樹木からの素材の加工

をする事業のことをいいます。なお、それ以外の木材関連事業を「第二種木材関連事業」といいます。

具体的な木材関連事業者の例としては、製材工場や合単板工場、木材市場等の木材産業関連事業者や家具事業者、製紙事業者、輸出入事業者、建築・建設事業者、バイオマス発電事業者等が挙げられます。

その中でも、「第一種木材関連事業者」として、原木市場、素材生産販売事業者から直送で調達する製材工場、輸入事業者等、「第二種木材関連事業者」として、第一種木材関連事業を行う事業者から木材・木材製品を調達して行う集成材製造やプレカット、製紙、建築・建設事業等が該当します。

³ クリーンウッド法においては丸太（枝葉、根株等を含む）を指します。

⁴ 法第2条第3項に規定する「自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売又は販売の委託をする事業を行う者」のことをいう。当該素材の生産及び流通について、譲渡し先や譲渡しの方法を主体的に決定する者が該当するもので、伐採のみの委託を受けている者などは、該当しない。

一方、自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者、クリーンウッド法に規定する木材・木材製品を譲り受けて、木材・木材製品以外のものの製造や加工をする事業のみを行っている者、自家消費者のような木材・木材製品の流通を行わず、自ら消費している者（例えば、木製家具等を使用する飲食店やホテル、学校等）等は木材関連事業者に含まれません。

【法第2条第4項】

この法律において「木材関連事業者」とは、次に掲げる事業を行う者をいう。

- 一 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く。）をする事業
- 二 素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業
- 三 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、木材等を利用する事業であって主務省令で定めるもの

【施行規則第3条】

法第二条第四項第四号の主務省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木に由来するものをいう。）を変換して得られる電気を電気事業者（同条第四項に規定する電気事業者をいう。）に供給する事業
- 二 木材等（法第二条第一項に規定する木材を除く。）を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業

【施行規則第1条】

この省令において使用する用語は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 第一種木材関連事業 法第二条第四項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、法第六条第一項各号に掲げる行為をするものをいう。
- 二 第二種木材関連事業 法第二条第四項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものをいう。

【法第6条第1項】

木材関連事業者は、その事業として次の各号に掲げる行為をするときは、当該各号に規定する木材等について、その原材料情報の収集又は整理をし、当該原材料情報を踏まえ、主務省令で定めるところにより、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認（以下「合法性の確認」という。）をしなければならない。

- 一 素材生産販売事業者からの素材（既に合法性の確認がされた素材であることが第八条又は第十三条第一項第五号の規定により伝達された情報により明らかであるものを除く。第九条において同じ。）の譲受け又は譲渡しの受託
- 二 外国において本邦に輸出される木材等の譲渡しをする事業を営む者からの木材等の譲受け又は譲渡しの受託
- 三 自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の加工

なお、同一の加工・流通事業であっても、木材・木材製品の調達先等によって、第一種木材関連事業か第二種木材関連事業のどちらに該当するかが変わり得るほか、同一の事業者で第一種木材関連事業と第二種木材関連事業の両方を行っている場合もあるため、注意が必要です。

【第一種木材関連事業と第二種木材関連事業の考え方の具体例】

（例1）製材工場の場合

- ① 材料となる丸太の全量を直接素材生産販売事業者から購入している場合は、当該工場は第一種木材関連事業に該当
- ② 材料となる丸太の全量を原木市場や輸入事業者から購入している場合は、当該工場は第二種木材関連事業に該当
- ③ 材料を①と②の両方の方法で調達している場合は、①の丸太が原料→第一種、②の丸太が原料→第二種とそれぞれに該当

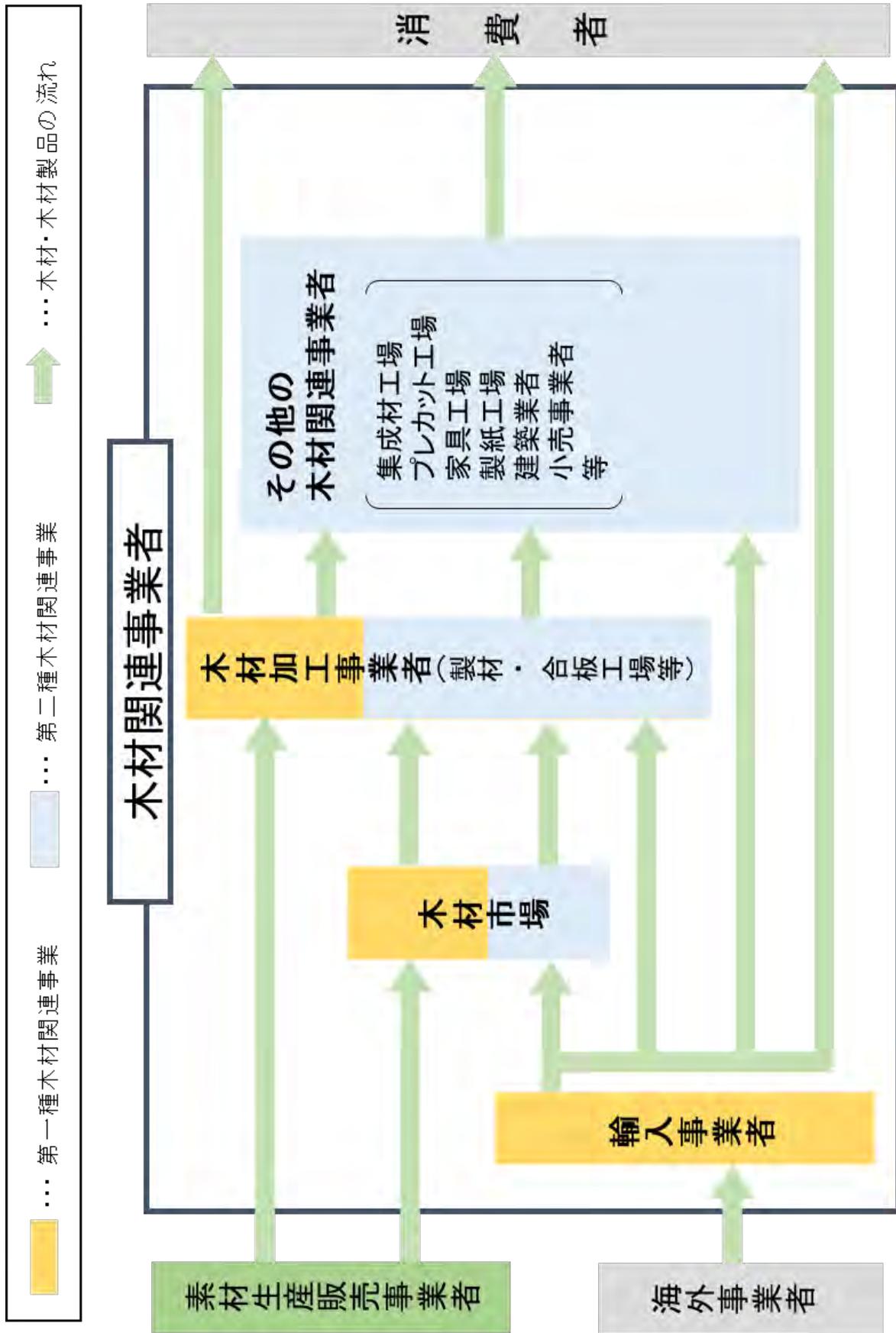
（例2）集成材工場の場合

- ① 材料となる丸太の全量を直接素材生産販売事業者から購入し、ラミナ加工から集成材の製造まで一貫して行っている場合は、第一種木材関連事業に該当
- ② ラミナ加工は行っておらず、ラミナの全量を市場や輸入事業者から購入し、集成材を製造している場合、第二種木材関連事業に該当
- ③ 材料を①と②の両方の方法で調達している場合は、①の丸太が原料→第一種、②のラミナが第二種とそれぞれに該当

（例3）製紙・紙加工業の場合

- ① 原料（パルプ・チップ等）を全量自社輸入し、製紙にしている場合は、第一種木材関連事業に該当
- ② 原料の全量を、商社を介して輸入している場合は、第二種木材関連事業に該当
- ③ 原料について、①に加えて、国内生産されたチップを市場から購入している場合は、①が原料→第一種、市場から購入したチップが原料→第二種とそれぞれに該当

図 1 木材・木材製品の流れと木材関連事業者の区分



1.3 対象物品

クリーンウッド法では、木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品を対象として「木材等」と総称しています⁵。クリーンウッド法が対象とする「木材等」の詳細を表1に示します。木材を使用していれば全てが対象となるわけではないこと、物品としては対象であったとしても、いわゆるリサイクル品、プレコンシューマー品、一度廃棄されたものは対象ではないことに注意が必要です。

1.2 節で述べたとおり、第一種木材関連事業は、主として素材生産販売事業者から素材を譲受けて行う事業又は木材・木材製品を輸入する事業であり、第一種木材関連事業が取り扱う木材・木材製品は、国産材については素材のみが該当します。輸入材については表1の全ての物品が該当します。

【法第2条第1項】

この法律において「木材等」とは、木材（素材を含み、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

【基本方針一－2】

木材には、次に掲げるものが該当する。

- (1) 素材
- (2) 板材、角材及び円柱材
- (3) 単板、突き板及び構造用パネル
- (4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等）
- (5) のこくず・木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない。）、チップ、小片

【施行規則第2条】

法第二条第一項及び第二項の主務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

- 一 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの
- 二 木材パルプ
- 三 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗

⁵ 本手引きにおいては引き続き「木材・木材製品」と表現します。

工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及び
トイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの

四 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの

五 木質系セメント板

六 サイディングボードのうち、木材を使用したもの

七 戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を
使用したものに限る。）

八 前各号に掲げる物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以
後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材
又は木材パルプを使用したもの

表1 クリーンウッド法における木材・木材製品

	項目	解説 ⁶
木材	(1) 素材	丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む。
	(2) 板材、角材及び円柱材	縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの。 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたもの、また、たいこ材等を含む。
	(3) 単板、突き板及び構造用パネル	合板用単板、これに類する積層材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの。 構造用パネルは、J A Sに規定する、いわゆる配向性ストランドボード（O S B）のこと。
	(4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等）	(2)や(3)等を原料に製造した合板やこれに類する積層材のこと。単板積層材、集成材、C L Tなど。 接着等には接合も含むため、D L T、N L T等の接着剤を使用せずに接合したのものやI型複合梁を含む。
	(5) のこくず・木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない。）、チップ、小片	端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む。
家具、紙等の物品（木材製）	(1) 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの	「主たる部材に木材を使用したもの」とは、・・・・。 (経産省が今後公表するガイドラインを踏まえて追記予定。)
	(2) 木材パルプ	
	(3) コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工	

⁶ 木材については手引き、家具、紙等の物品については「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン（経済産業省、林野庁、国土交通省 令和6年〇月〇日）

	紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレトペーパーのうち、木材パルプを使用したもの	
	(4) フローリングのうち、基材に木材を使用したもの	「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のもの。
	(5) 木質系セメント板	
	(6) サイディングボードのうち、木材を使用したもの	
	(7) 戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）	「主たる部材に木材を使用したもの」とは、・・・・・・。 （経産省が今後公表するガイドラインを踏まえて追記予定。）
	(8) 家具、紙等の物品(1)～(7)の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの	椅子の座面、机の天板、棚の棚板などの部材や、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用紙等の材料となるロール紙など。

2 第一種木材関連事業者が取り組むべき措置について

クリーンウッド法では、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を定めています。

本章では、第一種木材関連事業者が取り組むべき措置について解説します。

2.1 体制の整備

クリーンウッド法では、木材関連事業者が取り組むべき事項の一つとして、合法性の確認等の取組の責任者の設置や取組方針の策定などの体制の整備をすることが定められています。

責任者の設置は、状況に応じた合法性の確認等を適切に行うため、また、確認の内容を事後的に説明できるようにしておくためにも有効です。

また、合法伐採木材等の利用を進めていくにあたっては、計画的に利用を確保していくことが重要であるという観点から、木材関連事業者が取り組むべき事項について、取組方針を策定することが有効になります。

2.2 リスクの低い取引相手の選定

体制の整備を行った上で、取り扱う合法性確認木材等の割合を増やしていくための次のステップとして、リスクの低い取引相手すなわち違法伐採でない木材等を提供する信頼性が高いと思われる取引相手を選定することが重要です。

リスクの低い取引先を選定するに当たっては、林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ⁷」に掲載されている情報や取引の相手方とのこれまでの取引実績（例えば、これまで信頼性が高い原材料情報を提供し続けてきている等）、相手方が登録木材関連事業者であるかどうかといった情報を参考にすることが有効です。

2.3 違法伐採木材を譲受けた場合の措置

木材が違法伐採木材であるかは裁判による判決で確定しますが、調達した木材が違法伐採木材であることが判明した場合は、しかるべき措置をとることが重要です。

違法伐採木材を譲受けてしまった原因究明を踏まえ、今後の取引における違法伐採木材を譲渡した調達先の見直しや譲受けてしまった違法伐採木材の取扱いの回避をすることなどが考えられます。いずれの場合においても、次回以降、違法伐採木材を譲受けしないような措置を検討することが重要です。

なお、合法性確認木材等でない木材と判断した木材を利用した場合も、しかるべき措置について検討することが重要です。

⁷ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

2.4 消費者への合法性に関する情報伝達

第一種木材関連事業者が次の木材関連事業者に木材・木材製品を譲渡す場合のみ、第3章に記載のとおり、次の者への合法性に関する情報伝達が義務付けられています。

一方、資源利用において消費者の果たす役割が大きく、消費者から合法伐採木材等が選好されていくことで違法伐採木材が排除されていくことが重要であるため、消費者に対しても譲渡す木材・木材製品が合法性確認木材等であるかどうかを伝達することは木材関連事業者として取り組むべき措置であると考えられます。

2.5 その他有効と考えられる措置

上記 2.1～2.4 以外の措置として、原材料情報の収集等や合法性の確認が適切に行われているか、改善の余地はないかを見直すためには、責任者とは別に、内部に監査担当を設置したり、外部に監査を依頼したりすることが有効であると考えられます。

加えて、合法性の確認を行うために収集等すべき情報や、収集等した情報を基にどのように合法性の確認を行うかをあらかじめ整理しておくことで、合法性の確認を効率的に実施することができます。

本手引きではそのような情報や確認項目をチェックリストとして示しています（4、5章）。合法性の確認に慣れた事業者は、チェック項目等を取捨選択してリストを作り替え、自らの事業の性質に適した内容となるよう改善を継続していくことが有効です。

3 木材・木材製品の譲受け等から次の譲渡しまでの流れ

クリーンウッド法においては、国内に木材・木材製品を最初に流通させる第一種木材関連事業を行う際には、木材関連事業者は、①原材料情報を踏まえた合法性の確認、②原材料情報及び合法性の確認に関する記録の作成・保存、③次の木材関連事業者へ譲渡す際の情報伝達をすることが義務とされています。

本章では、木材・木材製品を第一種木材関連事業として譲受けて、販売先に譲渡すまでの全体像について解説します。これらの手順の流れをフローチャートにまとめたものが図2です。特に、①については、リスクベースアプローチの考え方に基づく合法性の確認を行うことが有効であるため、本手引きでは、この考え方を踏まえた「手順1-1：原材料情報の収集等」、合法性の確認の信頼性をより高めるための「手順1-2：その他の情報の収集等」、手順1-1、1-2による情報に基づいた「手順2：合法性の確認」の大きく2段階に分けて解説していきます。

3.1 手順1-1：原材料情報の収集等

クリーンウッド法では、第一種木材関連事業において譲受けた木材・木材製品について、①樹種、②伐採地域、③違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報（以下、「証明情報」という。）を収集する必要があります。手順1-1ではこれらの情報の収集を行います。収集すべき証明書等の例をチェックリスト1-1に掲載しています。このチェックリスト1-1を用いて、素材生産販売事業者に証明書等の情報提供の依頼をすることも有効です。

なお、自ら所有する樹木を伐採し加工を行い、原材料情報があらかじめ手元にある場合は、法律では「収集」ではなく「整理」という言葉を使用しています。

3.2 手順1-2：その他の情報の収集等

手順1-2「その他の情報の収集等」は、合法性の確認の信頼性をより高めるために行います。原材料情報を基に合法性の確認を行うこととなりますが、この原材料情報は内容や提供元の情勢等によっては、真正性を有しないことがあるため、適切な合法性の確認とならないおそれがあります。このため、事業者は原材料情報に加え、相手方との取引実績、我が国又は外国の政府機関等が公表する情報なども潜在的なリスクに応じた収集等を行うことが必要です（後述の5を参照）。

3.3 手順2：合法性の確認

手順2「合法性の確認」では、事業者は手順1-1、1-2で収集等した情報に基づき、合法性の確認をします。その際、確認すべき事項の例をチェックリスト2に掲載しています。その結果、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認できた木材等については、前述のとおり合法性確認木材となります。確認出来なかった木材等については、合法性確認木材等でない木材となります。

なお、合法性の確認は任意の単位で行ってよく、遅くとも次の者へ当該木材・木材製品を譲渡す時までに行ってください。

3.4 手順3：記録の作成・保存

合法性の確認を行った木材・木材製品について、以下の記録を作成し、原則5年間保存することが求められています。

(1) 収集等した原材料情報の内容

⇒手順1-1で収集等した情報に相当します。

(2) 合法性確認木材等であるか否か

⇒手順2の合法性の確認結果が相当します。

(3) 合法性確認の理由

⇒以下のような記録の仕方が考えられますが、手順1－2で収集した情報を用いて合法性の確認を行った場合は、その旨も併せて記録しておくことが重要です。

- ・〇〇という関連情報を用いて判断した
- ・収集した原材料情報が真正であると判断した
- ・収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
- ・原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であること踏まえて判断した

これらの記録は、クリーンウッド法で求められているものではありませんが、自社の合法性の確認手順を見直したり、確認の精度を向上させたりする際にも役立てることができます。また、事業者が適切に合法性の確認を行ったことの根拠となりますので、取引相手等から合法性の確認に関する報告を求められた場合などにも役立つ他、SDGs等の観点から自社の価値を説明する根拠にも活用可能と考えられます。

なお、記録の作成・保存方法については、書面又は電子によるものとされています。

3.5 手順4：譲渡しを行う相手方への情報の伝達

手順3の記録の作成・保存を行った木材・木材製品を、他の木材関連事業者に譲渡しを行う場合、以下の2項目について、その木材・木材製品の譲渡し先等に伝達することが必要です。

(1) 原材料情報に関する情報

⇒原材料情報の収集等の結果に関する情報

- ① 原材料情報を全て収集等できた場合はその旨

例：全て収集できた／スギ、〇〇県、伐採造林届 など

- ② 収集等できなかった原材料情報がある場合はその内容

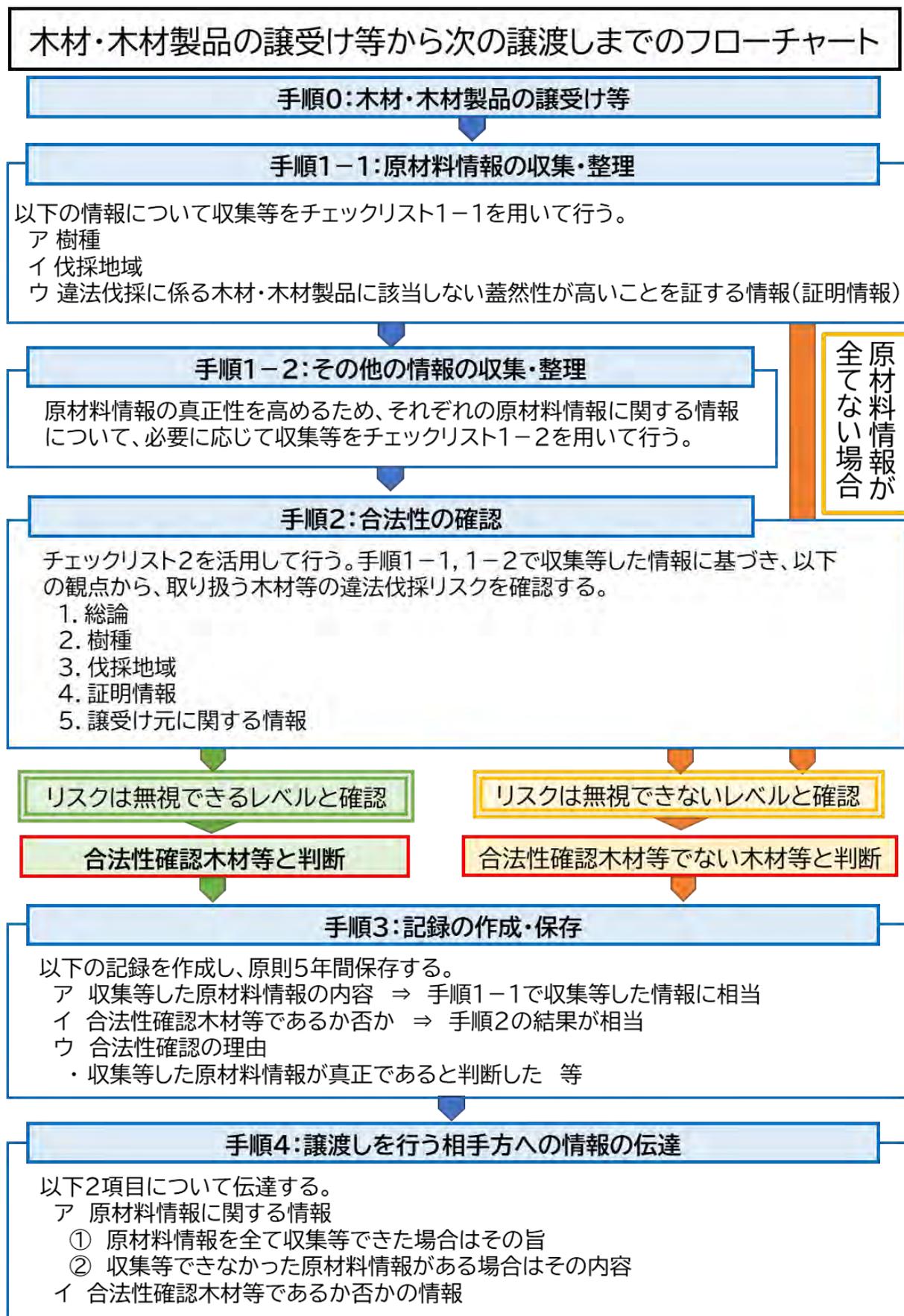
例：証明書なし／樹種、伐採地域なし など

(2) 合法性確認木材等であるか否かの情報

⇒合法性確認木材等です／合法性確認木材等でない木材等です など

なお、記録の伝達の方法については、書面又は電子によるものとされており、相手が知覚できるものでなければなりません。また、電子ファイルを伝達する場合は、伝達相手が出力により書面を作成できるものである必要があります。

図 2 木材・木材製品の譲受け等から次の譲渡しまでのフローチャート



4 手順1-1：原材料情報の収集等<チェックリスト1-1参照>

手順1-1では、原材料情報である、原材料となっている樹木の樹種、伐採地域、証明情報を収集等しなければなりません。伐採地域や木材・木材製品の種類によっては原材料情報の全てを収集等することができない場合もありますが、収集等できなかったということも手順2の違法伐採リスク評価において活用できる情報となり得ますので、そういった情報を記録しておくことが重要です。

なお、いずれの原材料情報も収集等できなかった場合は、合法性の確認において主として踏まえるべき情報がないため、手順1-2に移るまでもなく、譲受けた木材・木材製品は合法性確認木材等でない木材等であると判断することが望ましいです。

ア)～ウ)の情報の詳細については、それぞれ以下のとおりです。

ア) 原材料となっている樹木の樹種名

原材料となっている樹木の樹種名とは、通常取引で使用される樹木の名称です。樹種名には、「スギ」、「ダグラスファー」等、生物学的に単一の種の名称もあれば、「メランティ（マレーシア・インドネシア産サラノキ属の多く）」、「ユーカリ（ユーカリ属）」等、単一の属の中の複数の種を指す名称もあります。さらに「SPF（北米産トウヒ属、マツ属、モミ属の総称）」のように、複数の属を含むものの範囲が明確な総称や「その他広葉樹」等、範囲が明確ではない総称が用いられることもあります。入手した樹種名の情報が示す範囲を把握することが重要です。この際、木材表示推進協議会の「木材に表示する樹種名⁸」にまとめられている樹種名を参考にすることも有効です。

ワシントン条約（CITES）や伐採地域の法令等によって、伐採や流通が禁止・制限されている樹種があることや、希少性が高いなどの理由により、違法伐採の対象となりやすい樹種があることに注意が必要です。樹種情報は、調達先からの書類がなくても、納入された木材・木材製品の目視や分析によって直接確認することができる点が大きな特徴です。

一般的にはア)の書類や納品書、契約書のほか、輸入材については通関時の書類（パッキングリストやタリーシート等）にも記載されている場合があります。

イ) 樹木が伐採された地域

譲受けた木材・木材製品の原材料となっている樹木の伐採地の情報であり、原材料情報としては最低限、国レベルでの把握が必要となります。原材料情報としての伐採地域の把握が困難で、「アジア」等の国より広範な地域の把握しかできない場合、この

⁸ <https://fipcl.jp/jusyumei.html>

地域に関する情報は原材料情報にはなりません、合法性の確認には活用できる情報となります。輸入材の場合、木材・木材製品の調達先がある地域と、その原材料となった樹木が伐採された地域が異なる場合があるため注意が必要です。また、譲受けた木材・木材製品の原材料が複数の地域で伐採された木材から構成されている場合、それぞれの伐採地域の情報が必要です。

一般的には、ア) の書類のほか、輸入材については通関時に必要となる書類（丸太及び製材の場合、原産地証明書等）に記載されている場合があります。

ウ) 原材料となっている樹木が違法伐採に係る木材・木材製品に該当しない蓋然性が高いことを証明する情報（証明情報）

譲受けた木材・木材製品の原材料となっている樹木に関する証明情報は、別紙のものが該当します。

複数の伐採地域で伐採された樹木が原材料となって製造される木材・木材製品の場合には、それぞれについて、証明情報を収集等します。

各国の公的機関が発行する証明書として、具体的にどのような情報が違法伐採に該当しない蓋然性が高い木材等であることを証明する情報なのか、クリーンウッド・ナビの国別情報のページで情報提供を行っています。また、国際機関等も同様の情報を提供しています⁹。

なお、これらの情報の間には優劣があるものではありませんが、森林認証や林野庁ガイドラインに基づく認定は、事業者に対して発行されている認定証や認定番号ではなく、認定制度に基づく、譲受けた木材・木材製品に対する合法性に関する証明書を入手することが必要です。証明情報の形態としては、証明書や届出書のような形のほか、木材・木材製品の合法性を証明する文言が記載された納品書や契約書である場合があります。また、必ずしも証明情報が入手できるとは限りません。証明情報が不存在である理由（森林法に基づく除伐であるため、伐採造林届出を提出する必要がないなど）をしっかりと確認するなど、状況に応じて、合法性の確認を行うに十分な情報を得る工夫をすることが大切です。

海外について、具体例を示しているのみですが、伐採地域の公的機関から発行される書類が必ずしも伐採段階の合法性を担保しているわけではないことに注意が必要です。特に、通関時の書類は最も入手しやすいと考えられますが、伐採段階の合法性を証明する書類と紐づけられている国もあれば、そのような制度になっていない（通関時の書類が伐採段階の合法性を担保しない）国もあります。

伐採された地域によっては、1つの書類で伐採段階の合法性を担保できる場合もあ

⁹ 本手引きの別冊「リスク評価関連情報提供サイトのリスト」に例を記載しています。

れば、複数の情報を揃えることが必要な場合もあります。また、ワシントン条約（CITES）附属書に記載されている樹種の場合などでは、伐採地域ではなく樹種によって許可が必要になる場合があります。

こういった情報が原材料情報として扱えるか判断が難しい場合は、事業者自身で制度を確認する、サプライヤーに追加の説明を求めるなどの工夫を行うことが考えられます。

図3 証明情報として活用できる情報の一覧

証明として活用できる情報の一覧（国産材）		（別紙）
民有林	共通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条におけ 認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法におけ 認定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
		③地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律におけ 地域連携保全活動計画
		④森林経営管理法第3条における命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第18条における農水大臣または首長の命令書
		⑦森林法第10条の8第3項及び同法第34条第9号における緊急伐採後の事後届出書
		⑧森林法第10条の8第1項第1号または同法第4条第1項第1号における法令等による許可書等
		⑨森林法第11条第5項における市町村による森林経営計画認定書
		⑩都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明 合法性を要件にしている制度に限る
		⑪森林認証制度による木材に対する証明 大臣から指定を受けた者による制度であることが必要
		⑫木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明 大臣から指定を受けた者のみ
		⑬条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
民有林	普通林	①森林法第10条の8第1項における伐採造林届
		②市町村による伐採造林届の適合通知
		③森林法第10条の2第1項における林地開発許可書
		④森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定
		⑤森林法第11条第5項における森林経営計画書
民有林	保安林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書
		②森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書
		③森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画
		④森林法施行規則第60条第1項第5号～第9号における届出書
国有林	国有林	①林産物の売買契約書、請書等
		②産物販売委託契約書
		③立木補償に関する契約書、請書等
		④樹木採取権実施契約書

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※公有林についても、国有林の①～③に相当するものを活用することが可能

31

証明として活用できる情報の具体例（輸入材）

証明として活用できる情報の具体例（輸入材）		（別紙）	
原産国	政府機関	許可書	カナダ：丸太輸出許可証 フィリピン：公有林産の丸太輸送の際に発行される木材原産地証明書（CTO）
		届出書	EUDRを批准している国：EUDRにおけるDDステートメント アメリカ：針葉樹原木についての輸出に関する届出書
	準ずる機関	許可書	カナダ：州政府による州有林伐採許可証 アメリカ：アメリカ広葉樹輸出協会による証明
		届出書	オランダ：州政府への伐採報告書 ※我が国における森林法第10条の8に規定する市町村への伐採造林届のイメージ
輸出国	政府機関	許可書	フィリピン：木材・木材製品の輸出許可証
		届出書	※輸出国の政府機関への法令に適合して伐採されたことを証する届出
輸出国	準ずる機関	許可書	インドネシア：木材合法性認証機関（LVLK）による合法性証明書
		届出書	※輸出国の州政府等への法令に適合して伐採されたことを証する届出
その他	その他	①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報（原産国法令の適用がない場合のみ）	
		②森林認証制度による証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）	
		③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による証明（大臣から指定を受けた者であることが必要）	

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※政府機関に準ずる機関：州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体

※本表に掲載する情報は一例であり、その他条文にあてはまる情報であれば、原材料情報として活用可能

32

(参考) 森林認証とは

森林認証とは、持続可能な管理がなされている森林に対して、独立した第三者機関が一定の基準に基づいて審査・認証を行い、認証された森林から産出される木材及び木材製品を分別し、認証材として表示管理する仕組みです。認証の基準等はそれぞれの機関によって異なりますが、適正な森林管理に対する FM (Forest Management) 認証と、そこから生産された木材の加工流通段階における適切な管理に対する CoC (Chain of Custody) 認証の二種類の認証によって仕組みが構成されることが一般的です。事業者は経営している森林の一部のみについて FM 認証を取得することができますし、一部の事業所や製品グループに限って CoC 認証を取得することもできます。また CoC 認証を取得した事業者は非認証材を取り扱うこともできます。代表的な森林認証としては FSC や PEFC、SGEC が挙げられます (表 3)。

また、FSC や PEFC では「ミックス製品」というカテゴリーもあります。これは CoC 認証を受けた事業者が、認証林から生産された認証材に、合法性などについての一定の規格に合致して調達された木材 (FSC では「管理木材 (Controlled Wood)」、PEFC では「管理原材料 (Controlled Source)」と呼ばれます。) を混ぜて製造した製品です。

表 2 主な森林認証

FSC (森林管理協議会：Forest Stewardship Council)	<ul style="list-style-type: none">• WWF (世界自然保護基金：World Wide Fund for Nature) を中心に発足した認証の仕組み。• 世界的規模で森林認証を実施。
PEFC (PEFC 森林認証プログラム：Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes)	<ul style="list-style-type: none">• ヨーロッパ 11 カ国の認証組織が連携して発足した認証の仕組み。• PEFC の基準・指標に合致した各国の認証制度と相互承認する仕組みによって、世界的規模で広がっている。• 相互承認している各国の認証制度の例：SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council、日本)、SFI (Sustainable Forestry Initiative、北米)、CSA (Canadian Standards Association、カナダ)、MTCC (Malaysian Timber Certification Council、マレーシア)、Responsible Wood (オーストラリア・ニュージーランド)
SGEC (一般社団法人 緑の循環認証会議：Sustainable Green Ecosystem Council)	<ul style="list-style-type: none">• 我が国の林業団体や環境 NGO 等により発足した認証の仕組み。• 我が国の実情に応じた基準等を設定。• PEFC と相互承認している。

(参考) 林野庁ガイドラインに基づく合法性証明とは

林野庁ガイドラインは、正式には、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」といい、解説編 1.3.2 項でも解説したとおり、我が国の違法伐採対策として、平成 18 (2006) 年にグリーン購入法の基本方針が見直され、政府調達において合法性や持続可能性が証明された木材の調達を促進する措置が導入されたことに併せて、木材の合法性や持続可能性の証明の基準として示されたものです。

林野庁ガイドラインでは、合法性等の証明方法として、森林認証等を活用する方法、業界団体の認定を活用する方法、個別企業等の独自の取組による方法が示されています (表 3)。

林野庁ガイドラインでは、上記の何らかの認証や認定を受けた事業者間での取引において、森林所有者等から国等の発注者までの商流上の全ての事業者が、「調達先から受領した証明書等を踏まえて証明書を作成し、次の取引相手に交付する」ことを繰り返していくことを基本としています。伐採の合法性を伝達するという面ではクリーンウッド法と似ていますが、クリーンウッド法は「対象事業者は認証や認定を受けた者に限られない」、「第一種木材関連事業者のみが合法性の確認を行う」という面で林野庁ガイドラインとは異なる取組です。

表 3 林野庁ガイドラインに基づく合法性の証明方法

森林認証制度及び CoC 認証制度を活用した証明方法 ¹⁰	<ul style="list-style-type: none">事業者は、森林認証又は CoC 認証を取得する。伐採事業者等は、認証森林から生産された木材・木材製品であることの証明書を販売先に発行。流通・加工事業者は、認証木材・木材製品を譲渡す際は、CoC 認証取得の証明書を発行するとともに、各認証制度の基準に準じて、製品にラベリング等を実施。
森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法	<ul style="list-style-type: none">森林・林業・木材産業関係団体は、合法性の証明された木材・木材製品を供給するための自主行動規範等を作成。上記団体が、当該規範等に基づき適切な取組を実施している事業者について、申請に基づき認定。認定事業者は、取り扱う木材・木材製品について、合法に伐採されたこと及び、本取組に係る木材・木材製品とそれ以外が分別管理されていること等の証明書を、取引先に発行。
個別企業等の独自の取組による証明方法	<ul style="list-style-type: none">上記 2 つの方法によらず、個別の事業者が独自の取組によって、伐採から納入に至るまでの流通経路等を把握した上で証明を実施。

¹⁰ 森林認証制度及び CoC 認証制度については、p23 「(参考) 森林認証とは」を参照

(参考) その他の認証制度について

その他の認証制度として、認証企業などが一定の基準に基づいた審査を行い、木材・木材製品が、伐採国の法律に適合して伐採されたことを証明する制度があり、OLB、LegalSource (旧 VLO 及び VLC) などが知られています¹¹ (表 4)。森林認証と同様、伐採段階と流通段階で異なった基準が用意されている場合があります。

表 4 主な合法性検証

Origine et Légalité des Bois (OLB) ¹²	<ul style="list-style-type: none"> EU 木材規則 (EUTR) のモニタリング機関である検査・認証企業 Bureau Veritas (本拠フランス) 提供。 森林事業者認証 (17 事業者が取得、2023 年現在。以下、この表において時点同じ) は主にアフリカの事業者が、CoC 認証 (48 事業者) は欧米の事業者も取得。
LegalSource ¹³	<ul style="list-style-type: none"> EUTR のモニタリング機関である非営利団体 Preferred by Nature (本拠デンマーク) 提供。 非営利団体 Rainforest Alliance の SmartWood プログラムが提供していた合法産地検証 Verification of Legal Origin (VLO) と法順守検証 Verification of Legal Compliance (VLC) が統合、移管。 16 か国 48 事業者が取得。
Timber Legality Verification (TLV) ¹⁴	<ul style="list-style-type: none"> EUTR のモニタリング機関である管理・監査・認証企業 Control Union Certifications (本拠オランダ) 提供。 米国レイシー法や EU 木材規則に合わせた基準を策定。
Legal Harvest ¹⁵	<ul style="list-style-type: none"> 森林認証などの第三者認証・監査企業 Scientific Certification Systems (SCS) (本拠米国) 提供。 米国レイシー法、EUTR 等の要求事項を遵守していることを証明。インドネシアの 2 社が取得。
Verification of Legal Compliance (VLC) ¹⁶	<ul style="list-style-type: none"> UKTR のモニタリング機関であり、英国木材貿易連合 (UK TTF) が監査機関として契約している英国の第三者認証機関 Soil Association 提供。

¹¹ 出典：平成 30 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業報告書 p17

¹² <https://www.bureauveritas.fr/besoin/certification-olb>

¹³ <https://preferredbynature.org/certification/legalsource/certify-your-due-diligence>

¹⁴ <https://certifications.controlunion.com/en/certification-programs/certification-programs/tlv-timber-legality-verification>

¹⁵ <https://ja.scsglobalservices.com/services/timber-legality-verification-legal-harvest>

¹⁶ <https://www.soilassociation.org/certification/forestry/forest-management-fm/is-your-timber-legal/>

木材・木材製品の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日： 年 月 日

取引内容： _____ / 調達先： _____

担当者： _____ / 責任者： _____

チェックリスト1-1 原材料情報として収集等すべき事項

社内管理番号： _____

事項	確認した書類等の情報（該当するものを選択）	自由記載欄
ア 原材料となっている樹木の樹種 樹種名： _____	<input type="checkbox"/> 納品書	
	<input type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	
	<input type="checkbox"/> ウの情報の中で、樹種の記載があるもの	
	<input type="checkbox"/> 口頭での伝達	
	<input type="checkbox"/> 目視等により自ら確認	
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）：	
	<input type="checkbox"/> 収集等できませんでした	
イ 原材料となっている樹木が伐採された地域 伐採地域名： _____	<input type="checkbox"/> 納品書	
	<input type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	
	<input type="checkbox"/> ウの情報の中で、伐採地域の記載があるもの	
	<input type="checkbox"/> 口頭での伝達	
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）：	
	<input type="checkbox"/> 収集等できませんでした	
	ウ 原材料となっている樹木が違法伐採に係る木材・木材製品に該当しない蓋然性が高いことを証明する情報（証明情報） ※別紙を参考	<input type="checkbox"/> 国産材における情報（具体的に記載）：
<input type="checkbox"/> 輸入材における情報（具体的に記載）：		
<input type="checkbox"/> 証明書等が発行されない伐採であった（具体的に記載）：		
<input type="checkbox"/> 収集等できませんでした		

5 手順1-2：その他の収集等を検討すべき事項<チェックリスト1-2参照>

合法性の確認を行うに当たっては、原材料情報だけでなく、木材・木材製品の流通及び利用に関する情報を踏まえて合法性の確認の信頼性を高めることが重要です。

以下にチェックリスト1-2に具体的な情報の例を示しますが、これらに限定されるものではありません。

エ) 樹種に関する補足情報

・ 自身で樹種を確認した情報

サンプル品を含め、譲受けた木材・木材製品が手元にある場合は、書類等によって樹種を把握できていたとしても、木材・木材製品そのものを調べることにより、樹種情報の信頼性を高めることができます。確認の手法としては、目視によるものだけでなく、組織観察（樹皮等の観察）、DNA分析、安定同位体分析等の科学的な分析に基づいた手法もあります。木材関連事業者自らが主体的に調べることができることから、精度の高い情報が取得できることが特徴であり、樹種の植生などから伐採地域に関する情報を得ることもできます。

・ 伐採地域に分布する樹種であり、当該地域において伐採や取引の禁止対象となる樹種が含まれていないことを確認した情報

調達先から提供された情報による樹種が伐採地域に分布するものでない場合、樹種若しくは伐採地域のいずれか、又は両方が間違っている可能性があります。伐採国に分布する樹種であるかを確認することは、違法伐採リスクの確認を行う上で重要です。

また伐採地域によっては、伐採や流通が禁止されている樹種がある場合があります。これらに該当しないことを確認することも、違法伐採リスクの確認を行う上で重要です。

<参照情報>

- 木材図鑑：樹種ごとに自然分布域、植栽されている国が掲載されている場合があります。様々な木材図鑑が市販されています。また Web サイト¹⁷もいくつか公開されています。
- 木材に表示する樹種名（木材表示推進協議会）¹⁸
- クリーンウッド・ナビの国別情報

¹⁷ 例：日本木材情報センター<<https://www.jawic.or.jp/woods/sch.php>>

¹⁸ <https://fipcl.jp/jusyumei.html>

- リスク評価関連情報提供サイト¹⁹:特に IUCN レッドリスト²⁰には樹種ごとに自然分布域、植栽されている国が掲載されています。

オ) 伐採地域に関する補足情報

- 伐採箇所について確認した情報

伐採箇所の衛星データの確認や伐採地域への現地調査により、実際の伐採地の状況（伐採跡地や植生等）を確認することで、伐採地域に関する情報の信頼性を高めることができます。また、現地調査を行う場合は伐採地の調査だけでなく、素材生産事業者に関するヒアリング等を併せて実施することで、より合法性の確認の信頼性を高めることも有効と考えられます。

カ) 証明情報に関する補足情報

- 情報の真正性について確認した情報

原材料情報として、該当する届出書や証明書等の書類を収集した場合、例えば届出先又は発行元である、これらに記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうか確認をとることで、当該書類の信頼性を高めることができます。

また、当該伐採地域において、汚職や腐敗が行われている可能性が高い等、法制度が適切に機能しているか懸念がある場合や、違法伐採対策に関する法令が整備されていない場合などでは、輸入する木材・木材製品に関するウ)の書類が合法性の確認に十分なものであるか、より慎重な判断が求められます。

<参照情報>

- クリーンウッド・ナビの国別情報
- リスク評価関連情報提供サイト

キ) 調達先に関する情報

合法性の確認の信頼性を高めるためには、上記の原材料情報に関する補足情報を収集・確認することに加えて、調達先に関する情報を収集・確認することも有効です。

- 調達先と「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨の契約を交わしている

契約によって調達先は一定の制限を課されることから、納入する木材・木材製

¹⁹ クリーンウッド・ナビに活用できる主なサイトを掲載しています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/links.html>

²⁰ <https://www.iucnredlist.org/ja>

品について、合法性に関する条件が付与されているか否かという情報は、調達先の評価に活用できます。

- 取引実績、木材・木材製品の合法性に関し、これまで問題になったことはないか
調達先との取引実績や、その中で調達先が木材・木材製品の合法性に関し問題になったことがなかったか等の情報は、調達先の評価に活用できます。
- 調達先が合法性に関する第三者機関による認証、認定、登録等を受けているか
ウ) で述べたように、事業者に対する認定証等は原材料情報ではありませんが、調達先は第三者機関から合法性に関するお墨付きを与えられていることであり、調達先の評価に役立てることが出来ます。

<参照情報>

- 認証機関等のホームページ
- 調達先のホームページ
- 調達先の合法性に関する自己宣言や取組についての報告等

<参照情報>

- 調達先のホームページ
- 輸入材：リスク評価関連情報提供サイト
- 調達先が過去に問題を起こしたことはないか等の確認
調達先が信用に足るか等を判断するために、調達先周辺の第三者への問合せやヒアリングにより、過去に問題を起こしたことはないか等を確認します。
- 森林所有者又は樹木の伐採を行った事業者までのサプライチェーンの情報
森林所有者又は樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係についての情報は、ウ) の情報が譲受けた木材等と対応するものかの確認に活用でき、違法伐採リスクの確認に役立ちます。

木材・木材製品の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日： 年 月 日

取引内容： _____ / 調達先： _____

担当者： _____ / 責任者： _____

チェックリスト1-2 その他の収集等を検討すべき事項

社内管理番号： _____

事項	収集・整理した情報（該当するものを選択）	自由記載欄	
エ	樹種に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 木材の目視、組織観察、DNA分析、安定同位体分析等を行い、信頼性を高めました	
		<input type="checkbox"/> 国が提供する情報等により、記載された地域に分布する樹種であることや、伐採地域で伐採や取引の禁止対象となる樹種が含まれていないことを確認しました	
		<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載)：	
オ	伐採地域に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認し、信頼性を高めました	
		<input type="checkbox"/> 現地調査を行い、信頼性を高めました	
		<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載)：	
カ	証明情報に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 証明書等の届出先や発行元に実際に届出されたか、許可書を発行した書類であるかどうか等を照会しました	
		<input type="checkbox"/> 証明書等の届出先等は汚職の可能性が低く、違法伐採対策に関する法令が整備されていることを確認しました	
		<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載)：	
キ	調達先に関する情報	<input type="checkbox"/> 「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨の契約等を結んでいます	
		<input type="checkbox"/> 取引実績があり、木材・木材製品の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	
		<input type="checkbox"/> 合法性に関する第三者機関による認証(森林認証等)、認定(合法木材供給事業者認定等)等を受けています	
		<input type="checkbox"/> 木材・木材製品の合法性に関する行動規範や、取組等について公表しています	
		<input type="checkbox"/> 関係者へ問合せを行い、過去に問題を起こしたことはないか等を確認しました	
		<input type="checkbox"/> 譲受けた木材・木材製品について、森林所有者や樹木の伐採をした事業者までのサプライチェーンを把握しています	
		<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載)：	

6 手順2：合法性の確認<チェックリスト2参照>

6.1 情報の確認

手順1-1、1-2における書類の収集の結果についてチェックリスト1-1、1-2を用いて確認した後、違法伐採リスクの確認をチェックリスト2で行います。

6.2 違法伐採リスクの評価

収集した書類等の内容をチェックリスト2に当てはめ、譲受けた木材・木材製品の違法伐採リスクについての確認を行います。具体的には下記の考え方や留意事項を踏まえ、「確認内容」の各項目に該当するかを判断し、該当する場合はチェック欄にチェックします。なお、チェック欄は「低リスク評価寄与度」が3段階に分かれています。低リスク評価寄与度が高い項目にチェックできれば、点線で囲まれた寄与度が更に低い項目の確認を省略することも可能と考えられます。

各項目に「自由記載欄」を設けています。この欄に、チェックを行った根拠や、参照した情報(クリーンウッド・ナビの国別情報やリスク評価関連情報提供サイト等)、特記事項等を具体的に記載することにより、次回以降の合法性の確認に役立てることができます。また、事業者において、木材・木材製品に関する情報や参照情報が別途整理されている場合は「自由記載欄」に情報を記載するのではなく、チェックリストと木材・木材製品に関する情報が紐付くように管理することも有効と考えられます。

以下にチェックリスト2の各項目の考え方や、参照できる情報に関する留意事項(以下、行頭「■」で列記。)などを記載します。

1 総論
<p>(1) 収集等した全ての書類は、期限は有効、発行日は適当なものです</p> <p>収集等した情報が書類の場合、その期限が有効か及び発行日は適当かについて確認を行います。違法伐採由来の木材に対して、有効期限が切れた書類のコピーが使いまわされる事例が散見されるため、書類の有効期限や発行日を確認することが重要です。</p> <p>■ 保管期間が長期にわたる木材・木材製品もあることから、発行日が古いことのみをもって、違法伐採リスクが高いとは言えませんが、調達先への聞き取りや棚卸記録などの確認によって適当であるかを確認することが有効です。</p> <p>(2) 木材・木材製品の全量についての原材料情報(樹種、伐採地域、証明情報)を把握できています。</p> <p>手順1-1、1-2で収集した情報により、調達する木材・木材製品の全</p>

量についての情報が得られる場合、違法伐採リスクが低いと考えられます。

- 情報が全量を証明するものなのか、一部のみを証明するものなのか、確認することが重要です。

(3) 木材・木材製品は、単一の樹種で構成されているものです。

単一の樹種から成る木材・木材製品はサプライチェーンが比較的単純であると考えられることから、違法伐採リスクが相対的に低い可能性があります。

- 複数の部材や材料を組み合わせた製品の場合、収集した書類や情報はその一部についてのみの可能性があるため、注意が必要です。
- 1種類の部材や材料からなる製品であっても、複数の伐採地域や樹種の木材・木材製品で構成されている場合があることに注意が必要です。

(4) 木材・木材製品の一部についての原材料情報（樹種、伐採地域、証明情報）を把握できています。

樹種、伐採地域、証明情報の根拠が原材料の一部しか把握できない場合は全部把握できる場合と比べてリスクが高いと考えられますが、リスクの高さは、不明な量が譲受けた量全体の中に占める割合によっても変わってくるものと考えられます。

- 複数の部材や材料を組み合わせた製品の場合、その一部の部材についてのみの書類である場合があります。また、製材やチップ等の加工度の低い木材でも、複数のコンセッションで伐採された樹木を原材料として調達しているにも関わらず、一部の情報しか提供されていない場合があります。
- 提供された情報による数量より譲受けた木材・木材製品の量が下回る場合においても、全ての木材・木材製品についての証明となっていない場合があります。注意が必要です。

2 原材料となっている樹木の樹種

(1) 木材・木材製品の原材料の樹木について、樹種名を把握しています

クリーンウッド法で求められている樹種名は、通常取引で使用されている樹種名ですが、特に生物学的な種や属までが把握できる場合、違法伐採リスクが低いと評価することが可能と考えられます。一方、「その他広葉樹」などの樹種名は多様な種を含み、通常取引で使用されていたとしても、樹

種による違法伐採リスクの評価が困難な場合があります。

- 「スギ」、「ダグラスファー」などは生物学的に単一の樹種名です。「メランティ（マレーシア・インドネシア産サラノキ属の多く）」、「ユーカリ（ユーカリ属）」、「アカシア（アカシア属）」等は単一の属の中の複数の種を指す樹種名です。

- (2) 譲受けた木材・木材製品の樹種名は、範囲が明確な総称（SPF など）です。通常の取引で使用されている樹種名のうち、「SPF（北米産トウヒ属、マツ属、モミ属の総称）」などのように、生物学的には複数の属を含みますが、範囲が明確なものもあります。また「その他広葉樹」のように幅広い樹種が該当し得る総称であっても、伐採地域が特定されている、ある程度のサプライチェーンの把握ができていたといった調達先から範囲を明確にする情報が得られる状況により、生物学的な樹種名が限定的に推測される場合は、樹種名を把握していると判断しても差し支えありません。これらの情報は違法伐採リスクの評価を行う上でプラスの情報とすることが可能と考えられます。

- ハードウッド等、樹種ではなく商品名のみしか明らかでない場合があることに注意が必要です。

- (3) 木材・木材製品の樹種は、記載された伐採地域に分布するものであり、かつ、その地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません

調達先から提供された情報での樹種が伐採地域に分布するものでない場合、樹種若しくは伐採地域のいずれか、あるいは両方が間違っている可能性があります。伐採地域に分布する樹種であるかを確認することは、違法伐採リスクの確認を行う上で重要です。

また伐採地域によっては、伐採や流通が禁止されている樹種があります。これらに該当しないことを確認することは、違法伐採リスクの確認を行う上で重要です。

- 樹種によっては伐採や取引に許可制などの規制がある場合もあります。この場合には、許可書等の必要な手続きが行われていることを示す情報を確認することが重要です。

- (4) 植林木／人工林由来の木材のみが原材料として使われています。

チークやマホガニーなど、同一樹種であっても、植林木や人工林由来の木材は天然林由来の木材よりも違法伐採とならない場合もあることから、これらの情報を確認し違法伐採リスクの確認に用いることも可能と考えられます。

(5) 伐採地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません。

伐採地域において、高価で希少性が高い樹種等、特定の樹種に対して選択的に違法伐採が行われている場合があります。このような場合には、調達した木材・木材製品の原材料となっている樹木の樹種名について特定できなくても、伐採地域で違法伐採が行われている樹種を特定し、譲受けた木材・木材製品の原材料には含まれていないことを確認できれば、違法伐採リスクが低いと確認することも可能です。

3 樹木が伐採された地域

(1) 木材・木材製品の原材料の樹木について、伐採地域を把握しています

クリーンウッド法において求められる伐採地域は、国単位での情報となりますが、より詳細な単位（都道府県や州など）で把握することができる場合は、より違法伐採リスクが低いと確認することが可能です。

(2) 伐採地域に関し、国よりも広範な地域（アジアなど）は把握しています

(1) のとおり、伐採地域として国より広範な地域で把握することは、原材料情報とはなりません。補足の情報として違法伐採リスクの確認に活用することができます。

(3) 現地で伐採跡地を調査することにより、真正性を確認しました

伐採跡地などの現地を実際に確認・調査することは収集できた伐採地域の情報の真正性の確認に大きく寄与し、違法伐採リスクに大きく影響するものと考えられます。

(4) 伐採地の衛星データ等を確認し、真正性を確認しました

(3) による確認は、特に海外での調査はコストがかかるものであることから、衛星データ等により現地を確認した結果も違法伐採リスクの確認に有効なものと考えられます。

■ 確認をする衛星データ等は、いつ時点の情報であるか注意しましょう。

4 原材料となっている樹木が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報

(1) 当該情報を収集等することができ、届出先等へ確認しました

クリーンウッド法では、証明情報として P.24～26 に記載している情報を収集等することとされていますが、収集等した証明情報の真正性が確保されていることが重要です。このためには、チェックリスト 1-2、特にカ) に示されている情報を踏まえて、証明情報の真正性を高めていくことができれば、違法伐採リスクが低いものと確認することが可能です。

(2) 当該情報を収集等することができました

(1) のとおり、証明情報は真正性があることが重要ですが、汚職・腐敗が行われている可能性が低い地域由来の樹木であるといったことや、自ら整理した情報である等、潜在的なリスクが低い場合等は、証明情報を収集等できたことをもって、証明情報に関する違法伐採リスクは低いものと評価することも可能です。

(3) 譲受けた木材・木材製品について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています

直接の調達先から森林所有者又は樹木の伐採を行った事業者までの取引関係が明確であれば、流通経路をたどることができるという点で、違法伐採リスクの確認に用いることができます。公的機関からの証明情報や、第三者機関等に基づく証明情報がない木材・木材製品、また公的機関からの証明情報があってもリスクが高い伐採地域や樹種からの木材・木材製品の違法伐採リスクの確認にも有益です。

(4) 伐採地域は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています

汚職・腐敗が行われている可能性が高い場合、証明情報が事業者によって偽造されることや必要な審査等を経ずに発行される可能性もあることから、伐採された地域の情勢や法令の執行情報を違法伐採リスクの確認に活用することができます。

■ 我が国については、トランスペアレンシー・インターナショナルが公開

している 2021 年の腐敗認識指数（C P I）は 73 であり、腐敗は少ないと評価されており、違法伐採対策に関する法律として、クリーンウッド法が施行されています。

(5) 伐採地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません

伐採地域において汚職・腐敗が深刻だったとしても、森林・林業・木材産業とは特に関連がない場合も考えられます。伐採地域における違法伐採や違法行為等の報道の確認を行い、そのようなケースが稀であることを確認できれば、違法伐採リスクは低いと確認することが可能と考えられます。

(6) 伐採された樹木は法令による規定が適用されない樹木であることを確認しました（除伐等の手続不要な伐採など）

前述のとおり、森林法に規定する地域森林計画の区域外の森林の伐採等、伐採に関する法令や制度がそもそも存在しない場合や森林法に基づく除伐等の法令や制度上、証明情報が不存在となる場合があります。このような伐採は、森林法の趣旨を達成するためには制限等不要で伐採をしてもよいとされているものであるため、そういった伐採であることが、補足情報なども含めて確認できたときは、違法伐採リスクは低いと評価することが可能と考えられます。

5 調達先に関する情報

(1) 調達先と「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨の契約等を結んでいます

調達先と「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨を契約等に盛り込んでいる場合、調達先の信頼性のある程度担保するものであることから、違法伐採リスクは低いと確認することが考えられます。

(2) 調達先とは取引実績があり、木材・木材製品の合法性に関し、これまで問題になったことはありません

調達先との取引実績や問題の有無は、調達先の信頼性に関するものであり、違法伐採リスクの確認に用いることができます。

(3) 調達先は、森林認証（F S C や P E F C）等の第三者機関による認証等を受

けた事業者です。

調達先の事業者が、森林認証や林野庁ガイドラインに基づく合法木材事業者認定など、木材の合法性に関する認証や認定を受けている場合、第三者からの信頼性の担保という点で、違法伐採リスクの確認に用いることができます。

■ 木材・木材製品の品質など、合法性とは関係がない認証や認定はこの項目に該当しないことに留意が必要です。

(4) 調達先の事業者は、木材・木材製品の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています。

調達先の事業者が、木材・木材製品の合法性に関する自己宣言や、独自に構築した環境マネジメントシステムや監査委員会による合法性確認の取り組みを行い、自社のホームページ等で公表している場合があります。このような調達先の取組状況を違法伐採リスクの評価に用いることができます。

6.3 合法性確認木材等であるかの判断

チェックリスト2の各項目のチェック結果に基づき、総合的なリスク評価とそれに基づく合法性確認木材等であるかの判断を行います。どの程度又はどの項目にチェックが付けば違法伐採リスクが無視できるレベルと評価し、合法性確認木材等であると判断するかは、チェックリスト2の低リスク評価寄与度を参考として事業者自身が判断します。

例えば、調達した木材・木材製品の原材料となっている樹木が証明情報を取得できなくても(4)、樹種や伐採地域(2,3)から違法伐採リスクが低いと評価することは可能と考えられます。反対に、証明情報を取得できても(4)、その国で汚職や腐敗が行われている可能性が高く(4(4))、違法伐採も知られている(4(5))場合には、取引先との合法的に伐採された木材に関する契約(5(1))などと合わせなければ、違法伐採リスクが低いと評価することは難しいと考えられます。いずれの場合においても、収集等した情報を確認し、合法性の確認に至った経緯を説明できるようにすることが重要です。

なお、前述のとおり、原材料情報のいずれも収集等できない場合は、補足情報を確認するまでもなく、合法性確認木材等でない木材等であると判断することが望ましいです。

チェックリスト2 木材・木材製品の違法伐採リスクの確認に係る確認事項

社内管理番号: _____

「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認できれば、下位の項目の確認は省略可能です。

No.	低リスク評価寄与度			確認内容	チェックリスト1-1, 1-2の事項	自由記載欄
	大	中	小			
1 総論						
(1)	<input type="checkbox"/>			収集等した全ての書類は、期限は有効、発行日は適当なものです	ウ、カ	
(2)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の全量についての原材料情報(樹種、伐採地域、証明書)を把握できています	ア、イ、ウ	
(3)		<input type="checkbox"/>		木材・木材製品は、単一の樹種で構成されているものです	ア、エ	
(4)			<input type="checkbox"/>	木材・木材製品の一部についての原材料情報(樹種、伐採地域、証明書)を把握できています	ア、イ、ウ	
2 樹種						
(1)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	ア、エ	
(2)		<input type="checkbox"/>		木材・木材製品の樹種に関し、範囲が明確な総称(SPFなど)を把握しています	ア、エ	
(3)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の樹種は、記載された伐採地域に分布するものであり、かつ、その地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	エ	
(4)		<input type="checkbox"/>		植林木/人工林由来の樹木のみが原材料として使われています	ア	
(5)			<input type="checkbox"/>	伐採地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
3 伐採地域						
(1)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の原材料の樹木について、伐採地域を把握しています	イ、オ	
(2)		<input type="checkbox"/>		伐採地域に関し、国よりも広範な地域(アジアなど)は把握しています	イ、オ	
(3)	<input type="checkbox"/>			現地で伐採跡地を調査することにより、真正性を確認しました	オ	
(4)		<input type="checkbox"/>		伐採地の衛星データ等を確認し、真正性を確認しました	オ	
4 証明情報						
(1)	<input type="checkbox"/>			当該情報を収集等することができ、補足情報を用いて真正性を確認しました	ウ、カ	
(2)		<input type="checkbox"/>		当該情報を収集等することができました	ウ	
(3)			<input type="checkbox"/>	譲受けた木材・木材製品について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
(4)	<input type="checkbox"/>			伐採地域は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	カ	
(5)		<input type="checkbox"/>		伐採地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	カ	
(6)	<input type="checkbox"/>			伐採された樹木は法令による規定が適用されない樹木であることを確認しました(除伐等の手続不要な伐採など)	ウ、カ	
5 調達先に関する情報						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達先と「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達先とは取引実績があり、木材・木材製品の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)		<input type="checkbox"/>		調達先は、森林認証(FSCやPEFC)等の第三者機関による認証等を受けた事業者です	キ	
(4)			<input type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材・木材製品の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと確認し、合法性確認木材等であるかどうかを判断						
	<input type="checkbox"/>			違法伐採リスクは無視できるレベルと確認し、合法性確認木材等であると判断しました		
	<input type="checkbox"/>			違法伐採リスクは無視できないレベルと確認し、合法性確認木材等でない木材だと判断しました		

令和6年度 第1回

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 議事概要

1. 開催日時 2024（令和6）年6月10日（月）15:00～16:55
2. 開催場所 Microsoft Teams によるWeb開催
3. 参加者 岡田委員、池田委員、岩永委員、相馬委員、立花委員、原田委員、森田委員、山ノ下委員
※説明者……林野庁木材利用課、事務局（全木連、全木検）

4. 議事内容

はじめに、林野庁木材利用課長よりご挨拶があり、立花委員に座長をお願いして議事に入った。

議事①来年の改正CW法施行に向けた林野庁からの取組共有と専門委員会の位置づけ
（林野庁及び全木連より説明）

【質疑応答】

（森田委員）秋には全国各地で説明会を開催するとの説明があった。今回の法改正では、第一種木材関連事業者に対する合法性確認の義務化などの改正点があるが、木材関連事業者に小売事業者が追加されるなど対象が広がったことも大きな変化。現行法の説明会では建築とか家具など、他省庁所管の業界の対応があまり活発でなかったと認識しているが、今回はそれぞれの省庁で責任をもって対応するという事になっているのか。

（林野庁）従来の対応の反省もあり、建築等所管の国土交通省、家具等所管の経済産業省、それと私ども林野庁の三省庁で連携して対応していく体制を整備してきているところ。

（森田委員）資料1-8の素材生産販売事業者へのチラシの案には、情報提供資料として伐採造林届出書の写しとあるが、各地で合法伐採木材の取組みが進められている中で、届出書だけではなく市町村による適合通知をクリーンウッド法における証明書として位置付けることは難しいのか。

（林野庁）伐採造林届出書は森林法に明確に位置付けられており、この点が市町村による適合通知とは異なる点ではあるが、違法伐採対策の一環として一部都道府県が市町村による適合通知を積極的に発出いただいていることに鑑み、資料1-7の運用資料でも一例として適合通知が証明書として活用できることをお示ししているところ。市町村による適合通知を資料1-8に記載することについては検討したい。

（岡田委員）3点お尋ねしたい。1点目は、第1種事業者の記録保存義務に関して、保存する義務があるのは合法性確認の結果の保存だけで、譲渡し先に結果を伝達したという事実は保存する

必要はないのか。2点目、第1種事業者の報告義務に関して、3万㎡を上回った場合に報告とあるが、中小の事業者を把握しなくてよいのか。3点目は、報告結果に関して監査するなどの仕組みは考えられているのか。

(林野庁) 1点目について、譲渡し先に結果を伝達したという事実は、保存する必要はない。2点目について、国内の流通量の相当量、具体的には6割程度は捕捉できるようにという観点から、報告の対象を大規模層に絞っているが、中小のところをどのように効率的に把握できるかは引き続き検討したい。3点目について、監査等の仕組みは法律上設けられていない。

(岡田委員) 3点目に関して、数量の報告のみでは、合法性が確認できない商品の具体例など問題点の個々具体的内容が明らかにならないので、改善策の分析や課題への対処が進められないと考えられるがどうか。

(林野庁) ご指摘のとおりそうした内容については第1種事業者の報告による把握はできないが、これまでも「クリーンウッド法定着実態調査」等によりクリーンウッド法に係る事業者側の状況調査を行ってきたところであり、事業者が抱える課題等を把握するための方法を今後検討したい。

(森田委員) 岡田委員のご発言の趣旨に賛同したい。せっかく報告いただくものを法律運用の改善につなげていくということは、制度の仕組みとして大事な点でもあるので、今後の検討課題としてしっかりと取り組んで欲しい。

(森田委員) 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書もクリーンウッド法で活用できるなど、ガイドラインがクリーンウッド法に取り込まれたとの印象を受けるが、今後ガイドラインに関してメッセージを発出することを考えているのか。

(林野庁) ガイドラインはクリーンウッド法とは別制度であり、ガイドラインは引き続き維持していく。ガイドラインに基づく証明書をクリーンウッド法における証明書として活用いただけるよう、ガイドラインを11月に予定する告示の中に位置づけていくことを考えている。

(岩永委員) 資料1-5に県産材証明リスト公表とあるが、各県等それぞれで対応できるよう準備していくことも重要と思われるがどのような状況になっているのか。

(林野庁) それぞれの制度の内容について昨年度各県等に対しアンケート調査を実施し、現在、結果の取りまとめ作業を実施しているところ。今後、各県等に証明書としての活用の意向等を確認した上で、11月にリストを公表できるよう対応していく考え。

(岩永委員) 法の施行日である4月1日以前に伐採された木材等に係る注釈を資料1-8に付すなど、丁寧な情報発信をお願いしたい。

議事②生産国における情報調査への助言

(全木検より説明)

【質疑応答】

(岡田委員) フィリピンとルーマニアの2か国を調査することに異論はない。以下の2点を助言したい。1点目、フィリピンに関して、日本を含む多くの国から木材を輸入し加工して日本の

大手住宅メーカー向けに輸出している点が特徴的であり、第三国で加工委託する場合における合法性の確認の連鎖の観点から参考になる事例として調査をお願いしたい。2点目は、ルーマニアに関して、EU議会からの勧告以降の改善点やウクライナからの輸入状況、DDステートメントがどう機能しているか等に焦点を当てて調査をお願いしたい。

(森田委員) 今回の生産国調査の課題ということではないが、EUや北米の実際の通関における合法性確認の運用状況など、参考になるような情報があれば提供いただけるとありがたい。

(岩永委員) フィリピンの現地調査に関して、ミンダナオ島における反政府組織による違法伐採が盛んと聞いており、政治情勢なども不安定で現地調査は難しいかもしれないが、オンラインでの聞き取り等でフィリピンにおける違法伐採の状況等についても調査をお願いしたい。

(相馬委員) ルーマニアに関して、依然として違法伐採リスクは高い状況であるが、FSC認証の現地オフィスが開設され、FSC認証への取組みが開始されるなど積極的な動きも踏まえて調査をお願いしたい。

(全木検) 可能な範囲で調査等に努めたい。

議事③合法性確認 (DD) 手引き改訂版

(林野庁より説明)

【質疑応答】

(岩永委員) 改正法に対応したものであるということを表紙に記載するなどしてほしい。

(岡田委員) 秋には全国で説明会を開催するという予定であるが、その頃までには活用できる状況になっていると理解してよいか。

(林野庁) 現時点の想定だが、運用資料(資料1-7)と同様のタイミングで整理できるよう進めていきたい。

その他

【質疑応答】

(池田委員) 改正法の施行に向けた資料としては本日の資料が基本になるのか。

(林野庁) このほかにもパンフレットやQ&Aなどを年末に向けて用意していきたいと考えており、委員の皆様には、他に具体的なスライドの用意などご意見があれば、引き続きご教示をお願いしたい。

最後に、全木連より挨拶があり会議を終了した。

以上

令和6年度 第2回合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

議事次第

1. 日時：令和6年9月27日（金）10:00～12:00
2. 会場：全国町村議員会館第4会議室（1F）[千代田区一番町25番地]
Microsoft TeamsによるWebも併用
〔 会議ID: 456 400 723 072 〕
〔 パスコード：6qW62m 〕
3. 議事
 - (1) 開 会
 - (2) 林野庁挨拶
 - (3) 出席者紹介
 - (4) 議 事
 - ① 改正クリーンウッド法の制度説明会及び指導者養成講座の資料作成
 - ② 改正クリーンウッド法施行に伴うパンフレット等の作成
 - ③ 国産材原木の合法性確認（DD）手引き改訂版
 - ④ その他
 - (5) 閉 会

[配付資料]

- 議事次第
- 委員名簿
- 第2回専門委員会出席者名簿
- 資料
 - 資料1-1 改正クリーンウッド法 説明会 資料案
 - 資料1-2 改正クリーンウッド法 指導者養成講座 資料案
 - 資料2-1 改正クリーンウッド法 パンフレット案
 - 資料2-2 改正クリーンウッド法 リーフレット案
 - 資料2-3 改正クリーンウッド法 チラシ案
 - 資料3 国産原木のDD手引き（改正法版）案

以上

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

委員名簿

[敬称略・五十音順]

- 岡田 清隆 日本木材輸入協会 専務理事
- 池田 直弥 (一社) 日本林業経営者協会 専務理事
- 岩永 青史 名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授
- 相馬 真紀子 (公社) 自然保護基金 (WWF) ジャパン
森林グループ長
- 立花 敏 京都大学大学院農学研究科 教授
- 原田 隆行 日本製紙連合会 常務理事
- 森田 一行 日本特用林産振興会 専務理事 (木材流通専門家)
- 山ノ下麻木乃 (公社) 地球環境戦略研究機関 (IGES)
ジョイント・プログラムディレクター

以上

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

令和6年度第2回専門委員会出席者名簿

[令和6年9月27日]

(敬称略)

[委員]

岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
池田 直弥	(一社)日本林業経営者協会 専務理事
岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授
相馬 真紀子	(公社)自然保護基金(WWF)ジャパン 森林グループ長
立花 敏	京都大学大学院農学研究科 教授 [Web参加]
森田 一行	日本特用林産振興会 専務理事(木材流通専門家)
山ノ下麻木乃	(公社)地球環境戦略研究機関(IGES) ジョイント・プログラムディレクター

※ 原田委員はご欠席

[林野庁]

齋藤 綾	林野庁林政部木材利用課	監査官
坂本 朋美	林野庁林政部木材利用課	合法伐採木材利用普及指導班担当課長補佐
早坂 直樹	林野庁林政部木材利用課	合法伐採木材利用推進班担当課長補佐
村上 大輝	林野庁林政部木材利用課	企画調整係長
乗富 真理	林野庁林政部木材利用課	合法伐採木材利用企画係長

[事務局]

- (一社)全国木材組合連合会
- (一社)全国木材検査・研究協会
- (一社)全国林業改良普及協会

以上

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の改正について

令和6年度「クリーンウッド」実施支援事業 合法性確認実施指導者養成
第1部 説明会

令和6年10月

林野庁木材利用課

クリーンウッド法制定及び改正の経緯

- (1) 違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、各国で関連法が制定
- (2) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「クリーンウッド法」という。)は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に成立(平成29年5月施行)
- (3) 更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和5年に成立(令和7年4月施行)

■ クリーンウッド法をめぐる経緯

国際的な動き

国内の動き

平成17(2005)年	グレンイーグルズサミット(英国)	「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記 我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明
平成18(2006)年	グリーン購入法基本方針改定 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定	政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定
平成20(2008)年	洞爺湖サミット 欧米等における法律の制定	首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記 (米) レイシー法(平成20年) (欧) EU木材規則(平成25年) (豪) 違法伐採禁止法(平成26年)
平成28(2016)年	伊勢志摩サミット クリーンウッド法成立	
令和4(2022)年	G7宮崎農業大臣会合 第5回 APEC林業担当大臣会合(タイ)	違法伐採の根絶に向けた取組を課題として取り上げ
令和5(2023)年	広島サミット 改正クリーンウッド法成立	

デュー・デリジェンスの意義・目的

- (1) デュー・デリジェンス(DD)とは、自らの事業等が要因となって生じる負の影響(リスク)を特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて説明責任を果たすこと
- (2) 違法伐採対策においては、違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小限にするため、違法伐採リスクの確認(合法性の確認)やリスクの低い木材の利用等が重要
- (3) DDの実施は、経営リスクの回避や企業価値の維持・向上に寄与

デュー・デリジェンス (DD)

- ・ リスク管理の取組のひとつ
- ・ **自らの事業等が要因**となって生じる**リスク**を特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて**説明責任を果たすこと**
- ・ 経済活動のグローバル化が進む中、事業者が原材料の原産地の環境や人権等に対して適切に配慮することが求められるようになったことに伴い、様々な分野で取組が拡大

違法伐採対策におけるDD

違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小限にするため、**違法伐採リスクの確認(合法性の確認)**及び**違法伐採リスクの低い木材の利用等**を実施

実施

経営リスクの回避や企業価値の維持・向上に寄与

実施
しない

違法伐採木材を利用してしまい、**取引先や投資企業、需要者等の社会的信用を失うおそれ**

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

- 違法伐採は、地球温暖化の防止や森林の多面的機能、木材市場の公正な取引に悪影響を与えるおそれ
- 法令に適合して伐採された木材や木材製品（合法伐採木材等）の流通及び利用を促進
- これらの取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを指向

そのために

国

- 基本方針の策定（第3条）
- 諸外国を含む法令等に関する情報等の提供（第4条）
- 法の意義に関する国民・事業者への広報（第4条）
- 登録実施機関の登録（第23条）
- 諸外国・民間団体、関係行政機関等と連携・協力（第38、39条、41条）
- 木材関連事業者等に対する指導・助言、勧告・命令、罰則措置、報告徴収・立入検査（第10、11、14、40、45条）

そのために

事業者

- 合法伐採木材等の利用の努力義務（第5条）

木材関連事業者

木材や木材製品の製造・加工・輸入・販売（消費者に対する販売を含む）又は木材を使用した建築等をする事業者

- 川上・水際の木材関連事業者の、木材等の合法性の確認（デュー・デリジェンス（DD））等及びそのうち一定規模以上の者における定期報告の義務（第6～8、12条）
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を行う努力義務（第13条）
- 第13条の措置を適切かつ確実にを行う者に対する登録制度（第20条）

素材生産販売事業者

川上の木材関連事業者に素材を譲渡す事業者

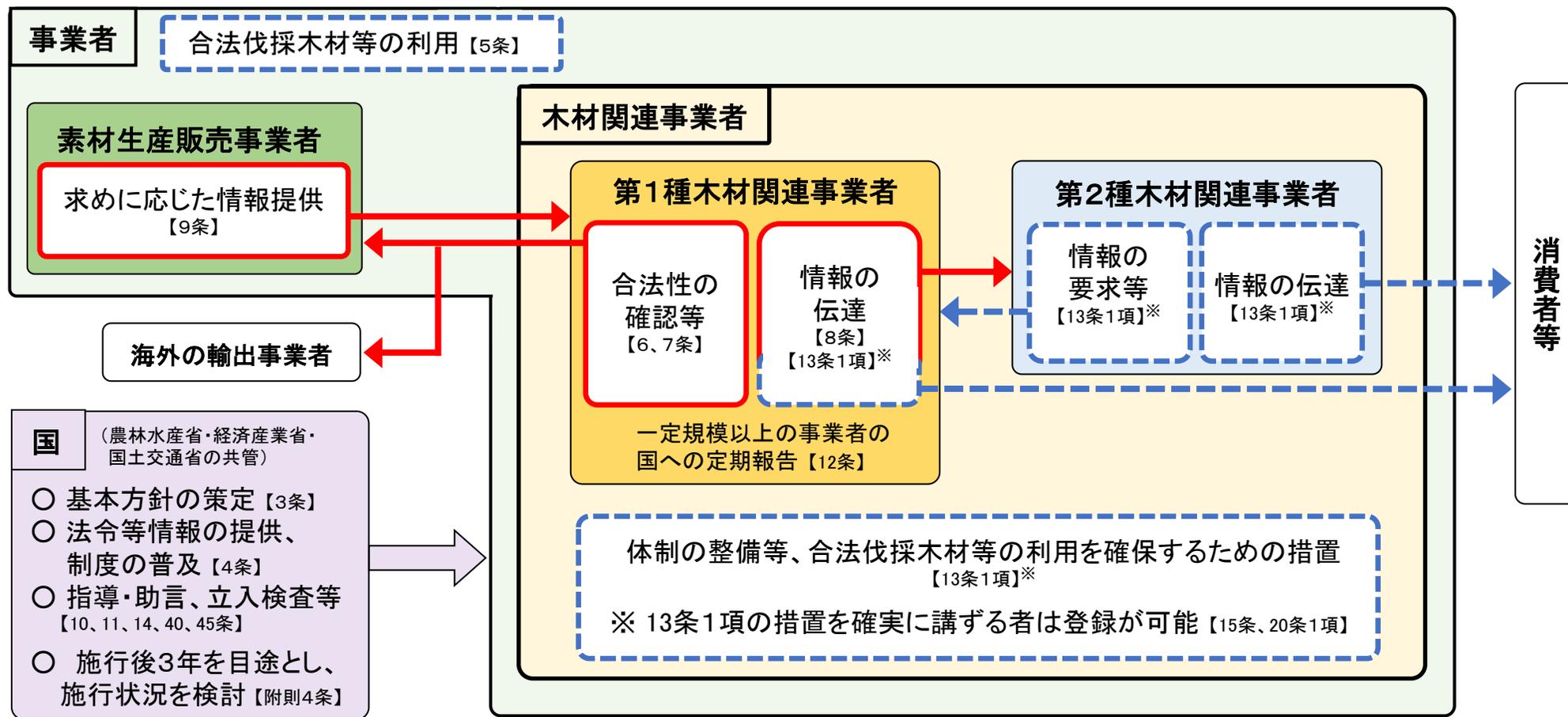
- 川上の木材関連事業者への情報提供義務（第9条）

改正クリーンウッド法の概要

令和7年4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

☐➡ : 義務 ☐➡ : 努力義務



対象物品の考え方

- (1) いわゆる木材については、基本的に広く該当し基本方針に規定
- (2) 家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定

1. 対象物品 (赤字は改正部分)

木材	木材等(家具・紙等の物品)
<p>基本方針 一の2</p> <p>(1) 素材 丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む</p> <p>(2) 板材、角材及び円柱材 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む</p> <p>(3) 単板、突き板及び構造用パネル(OSB)</p> <p>(4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等) DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む</p> <p>(5) のこくず・木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない)、チップ及び小片 端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む</p>	<p>施行規則 第2条</p> <p>1 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの</p> <p>2 木材パルプ</p> <p>3 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレトペーパーのうち、木材パルプを使用したもの</p> <p>4 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの</p> <p>5 木質系セメント板</p> <p>6 サイディングボードのうち、木材を使用したもの</p> <p>7 戸(主たる部材に木材を使用したものに限る。)及びその枠(基材に木材を使用したものに限る。)</p> <p>8 1～6の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるものうち、木材又は木材パルプを使用したもの</p>

2. 家具の考え方

- (1) 主たる部材に木材を使用したもの
 - ・主たる部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等 (※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない)
- (2) 施行規則第2条第8号に該当するもの (例：椅子の座面、机の天板等の部材 等)

※家具以外の他の機能が付加されたものは対象外 (例：車椅子、調理台、キッチンユニット 等)

義務対象となる事業者の考え方①（素材生産販売事業者、木材関連事業者）

○ 義務対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者

- ① 木材等の所有権の有無は、義務対象となるかに影響しない（販売受託も義務対象となり得る）
- ② 自家消費等の流通に関与しない場合は、木材関連事業者に該当せず、義務対象とならない

1. 素材生産販売事業者

素材の生産及び流通について、譲渡し先や譲渡しの方法を主体的に決定する者が該当

※ 伐採のみを行う事業者は、伐採木の売却等の判断を行わないため該当しない

（1）所有する樹木について、譲渡し先等を自ら決定する樹木の所有者

- ① 自ら伐採及び販売（販売の委託を含む）を行う自伐林家
- ② 伐採のみ委託し、販売（販売の委託を含む）は自ら行う樹木の所有者

（2）樹木の所有者から、当該樹木の譲渡し先等の決定を委ねられた事業者

- ・ 伐採と販売（販売の再委託を含む）の両方を受託した素材生産事業者等

2. 木材関連事業者

木材等の譲渡しを行う等、流通に関与する事業者が該当

※ 木材等を自家消費する事業者は譲渡しを行わないため、基本的に木材関連事業者に該当しない

例外として、建築・建設事業者、FIT認定事業者は木材関連事業者に該当する

※ 加工や物流のみを担う事業者は、譲渡し先等の決定権をもたないため、木材関連事業者に該当しない

（1）第1種木材関連事業者（以下、「第1種事業者」）

素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を譲受ける等、国内市場に最初に木材等を持ち込む者（詳細後述）

（2）第2種木材関連事業者（以下、「第2種事業者」）

第1種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業者

義務対象となる事業者の考え方②（第1種事業者）

- 第1種事業者は国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者
 - ① 丸太の販売の受託について、第1種事業者の範囲を変更
【改正前】市場のみ ⇒ 【改正後】市場以外の流通事業者も含む
 - ② 所有権の移転を伴わない販売受託も含まれる
 - ③ 無償の譲渡しもクリーンウッド法に該当する

1. 国産材を取り扱う事業者

- (1) 素材生産販売事業者から素材（丸太等）を購入する事業者
 - ① 伐採事業者から丸太を購入する製材工場
 - ② 原木市場
 - ③ 原木を購入して輸出する事業者
- (2) 素材生産販売事業者から素材（丸太等）の販売を受託する事業者
 - ① 原木市場
 - ② 原木流通事業者
- (3) 自ら所有する樹木を伐採し加工する事業者
 - ① 自社林を自社工場で製材し販売する事業者（伐採の直営、委託を問わない）

2. 輸入材を取り扱う事業者

- (1) 木材・木材製品の輸入を行う事業者
 - ① 輸入商社
 - ② 代行輸入事業者
 - ③ 自ら輸入を行う合板工場等

第1種事業者が合法性の確認等の義務の対象となる

義務対象の考え方 国産材の場合

(1) 原木市場等の素材流通事業者、山元から「直送」を受ける製材工場、加工まで行う樹木の所有者等、国内市場に木材を最初に流通させる者が第1種事業者

(2) 第1種事業者に素材の譲渡し(委託を含む)を行う者が素材生産販売事業者

: 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

類型		類型の解説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者	
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者		
①	自伐タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、伐採と販売の両方を行う場合 	自伐林家、 立木買いの素材生産事業者		原木市場、 流通事業者 (ブローカー)	製材工場等	製材工場、 流通事業者、 建築事業者等	
②	伐採・販売請負タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の事業者にて伐採から販売まで委託する場合 	森林所有者、 立木購入者	伐採～販売まで 一環で請負う 事業者	原木市場、 流通事業者 (ブローカー)	製材工場等	製材工場、 流通事業者、 建築事業者等	
③	自社林所有工場タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、伐採と販売のいずれも行い、加工まで行う場合 	自社林を有する製材工場等					製材工場、 流通事業者、 建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（伐採・加工のみ委託のケース）

(1) 木材等の譲渡しを行う者が、素材生産販売事業者や木材関連事業者該当

(2) 委託されて伐採や加工等のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため、法の対象外

: 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

類 型		素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
		樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
④	伐採請負タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が伐採のみ委託し、販売は自ら行う又は他の事業者へ委託する場合 	森林所有者、立木購入者 ↓ 伐採委託	伐採のみ請負事業者 ↓	製材工場等 ↓ 原木市場、流通事業者 (ブローカー)	製材工場、流通事業者、建築事業者等
⑤	貫加工タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、加工のみを委託し、販売は自ら行う場合 	自ら木材等の販売を行う樹木の所有者等 ↓ 加工委託		加工のみ請負事業者	製材工場、流通事業者、建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（森林組合のケース）

- (1) 伐採～素材の販売まで請負い、原木市場等に譲渡す場合は、素材生産販売事業者に該当
- (2) 共販所（原木市場）を営んでおり、伐採～当該共販所での素材販売まで請負う場合は、素材生産販売事業者と第1種事業者の両方に該当
- (3) 製材設備を有しており、伐採～素材の加工・販売まで請負う場合は、第1種事業者に該当

 : 森林組合
 : 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

類 型		類 型 の 解 説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
①	作業班タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から販売まで委託する場合 	森林所有者、立木購入者 ↓ 委託	伐採～販売まで一貫で請負う森林組合	原木市場、流通事業者、県森連	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
②	共販所経営タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から販売まで委託し、当該森林組合が自ら営む共販所で販売する場合 	森林所有者、立木購入者 ↓ 委託	伐採～共販所での販売まで請負う森林組合 ↓ 作業班	共販所		製材工場、流通事業者、建築事業者等
③	加工施設経営タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から素材の加工・販売まで委託する場合 	森林所有者、立木購入者 ↓ 加工・販売委託	加工まで行う森林組合			製材工場、流通事業者、建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（素材生産事業者のケース）

- (1) 立木の購入又は伐採の委託を受け、かつ素材の販売を行う場合は、素材生産販売事業者に該当
- (2) 委託されて伐採のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため、CW法の対象外

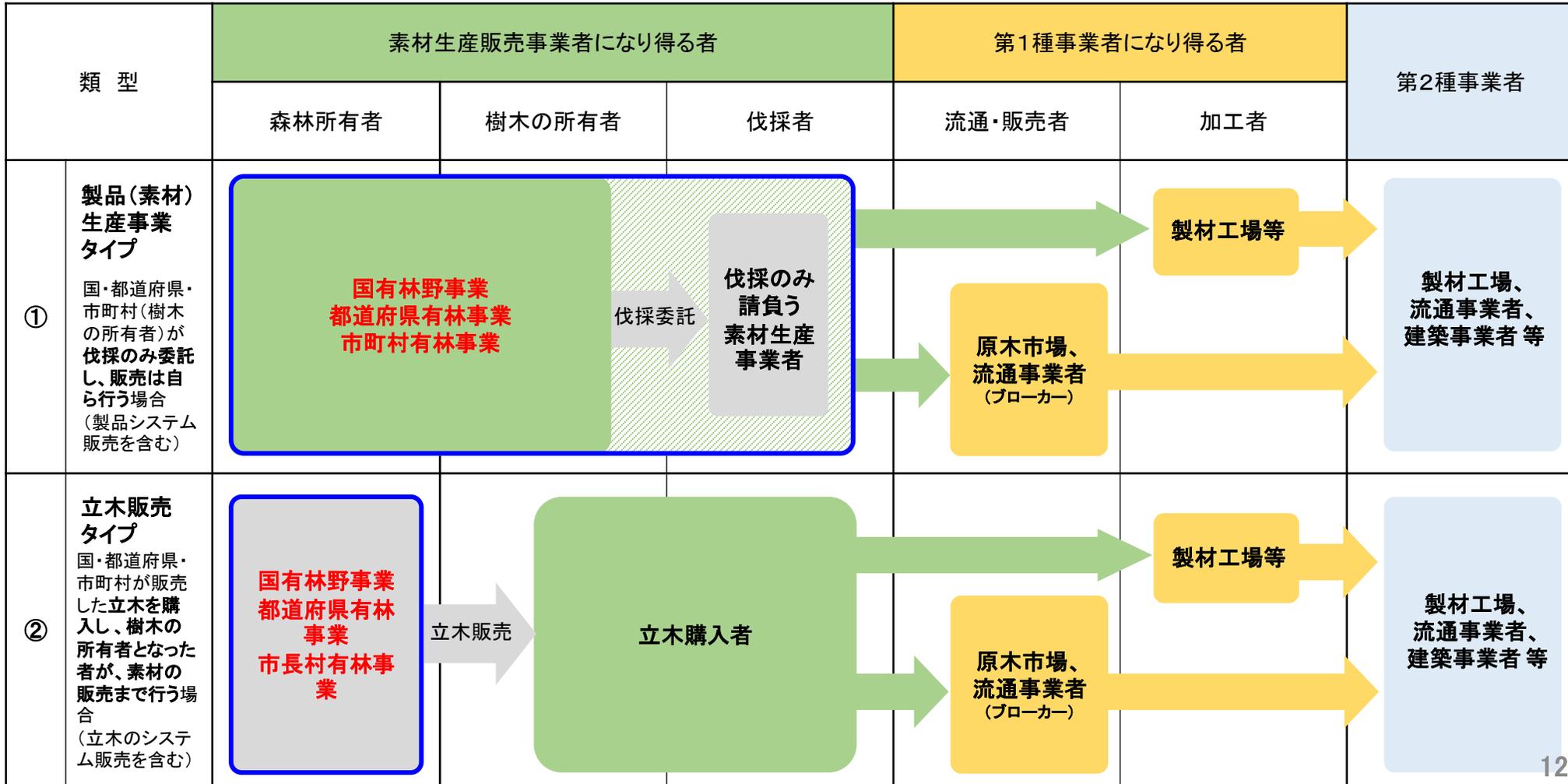
□ : 素材生産事業者
 □ : 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 □ : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 □ : 第2種事業者
 □ : その他の事業者等

類 型		類 型 の 解 説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
①	立木購入タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 素材生産事業者等が、立木を購入し（樹木の所有者となり）、素材の販売まで行う場合 	立木買いの素材生産事業者		原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
②	伐採・販売請負タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の事業者にて伐採から販売まで委託する場合 	森林所有者、立木購入者	伐採～販売まで一貫で請負う素材生産事業者	原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
③	伐採請負タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が伐採のみ委託し、販売は自ら行う又は他の事業者にて委託する場合 	森林所有者、立木購入者	伐採のみ請負う素材生産事業者	原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（国有林野・公有林事業のケース）

- (1) 製品生産事業の場合は、譲渡しを行う国・都道府県・市町村が素材生産販売事業者に該当
- (2) 立木販売の場合は、購入者が樹木の所有者となり、素材生産販売事業者に該当

 : 国有林野事業
 : 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等



義務対象の考え方 輸入材の場合

(1) 木材等の輸入事業者は、第1種事業者に該当

(2) 輸入事業者と同一の法人格を持つ、海外の部署等を通じて直接調達する場合、事業者全体が第1種事業者に該当

: 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)

: 第2種事業者

: その他の事業者等

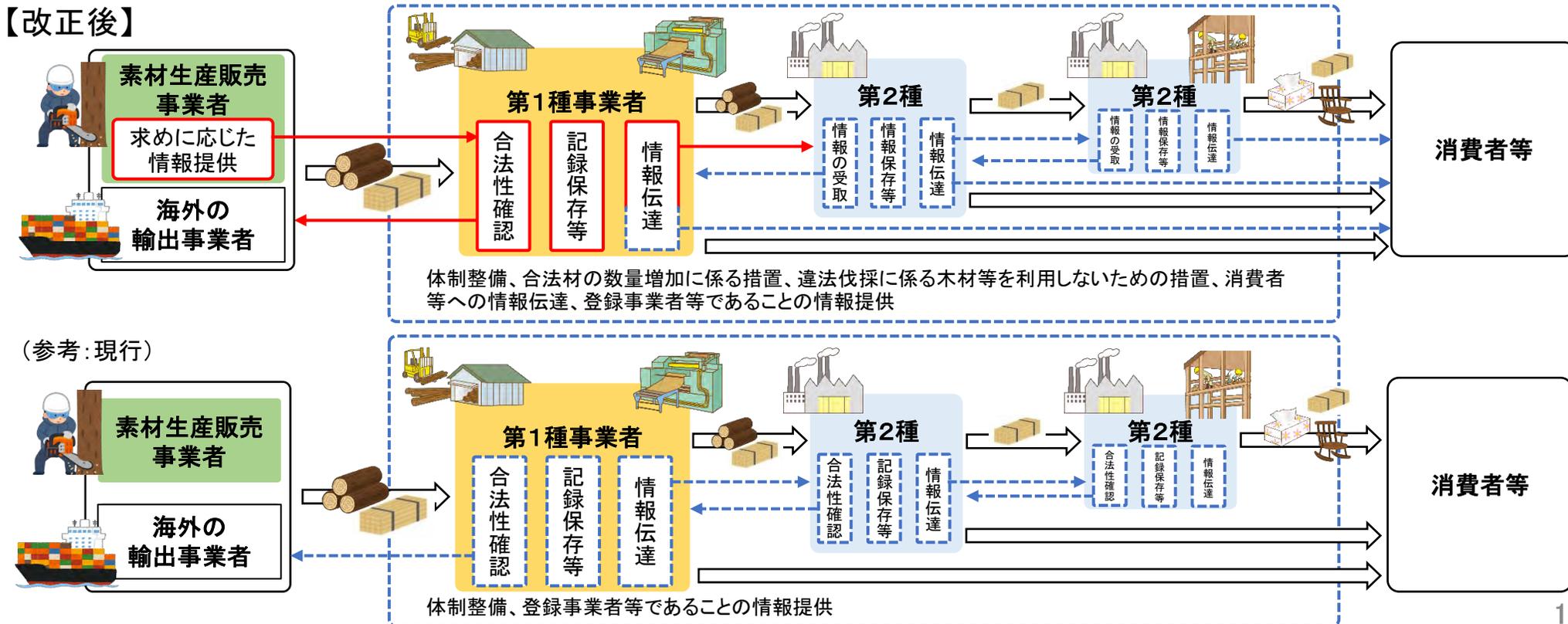
類 型		類型の解説	第1種事業者になり得る者					第2種事業者
			海 外			国 内		
			伐採者	流通・加工・販売者等	輸出者	流通・販売者	加工者	
①	輸入事業者タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 流通事業者が木材等を輸入して販売したり、輸入を請負ったりする場合 	伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者	商社等 (輸入者)		製材工場、流通事業者、建築事業者等
②	直輸入タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 製材工場等が海外の輸出事業者から木材等を直接輸入する場合 	伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者		製材工場等 (輸入者)	製材工場、流通事業者、建築事業者等
③	直接調達タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 法人格が輸入者と同一の者 (現地での伐採・調達・輸出等を担当する海外事業部等) を介して輸入する場合 	伐採者	海外事業部を有する商社等		海外事業部を有する製材工場等		製材工場、流通事業者、建築事業者等

※ グループ企業等であっても、法人格が分かれている現地法人等は法の対象外。この場合、現地法人から輸入する事業者が第1種事業者

木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容

素材生産販売事業者	第1種事業者	第2種事業者
【義務】 第1種事業者の求めに応じた情報の提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 【努力義務】 ①体制の整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供

⇒ : 木材等の流れ → : 義務 → : 努力義務



木材等の譲受け等に係る義務内容

(1) 原材料情報の収集・整理

(1) 第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務

(2) 義務として収集すべき情報(原材料情報)は、樹種、伐採地域、証明書の3つ

1. 樹種

(1) 取引において通常用いている名称

① 国産材：伐採造林届出書に記載されている樹種等

② 輸入材：ベイマツ、ユーカリ等

(2) 取引先に提供を求めず、自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能

2. 伐採地域

(1) 国産材：①から③のいずれか。①国産 ②都道府県 ③市町村 など

(2) 輸入材：国名（「台湾」等の地域名は可、「アジア」といった国の範囲を超える地域名は不可）

3. 証明書

以下の書類を使用することができる（詳細は別紙）

(1) 国産材：①伐採造林届出書 ②森林経営計画認定書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物
売買契約書 ⑤伐採造林届出書適合通知 ⑥森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等） ⑦合法木
材GLに基づく合法木材証明書 など※

※ 森林外の樹木（屋敷林等）はCW法の対象外のため、義務は生じない（CW法に準じた確認等を行った場合、合法性確認木材として扱うことができる）

(2) 輸入材：①各国が発行する証明書 ②森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等） など

(3) 複数の証明書を入手可能な場合も想定されるが、少なくとも1つ収集すれば義務を履行したとみなす

※1 原材料情報の提供を求める手法は問わない（書面でも、口頭でもよい）

※2 樹種・伐採地域については収集する情報の媒体は問わないが、証明書は書面（電子可）が必要

※3 原材料情報が収集等できなかつた場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要

※4 自ら所有する樹木を伐採し加工を行う場合など、原材料情報があらかじめ手元にある場合は、「収集」ではなく「整理」を行う

民有林	共通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
		③地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律における地域連携保全活動計画
		④森林経営管理法第43条における命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第188条における農水大臣または首長の命令書
		⑦森林法第10条の8第3項及び同法第34条第9号における緊急伐採後の事後届出書
		⑧森林法第10条の8第1項第1号または同法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
		⑨森林法第11条第5項における市町村による森林経営計画認定書
		⑩都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明（合法性を要件にしている制度に限る）
		⑪森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）
		⑫木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明（大臣から者の指定を受けたもののみ）
		⑬条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
普通林	①森林法第10条の8第1項における伐採造林届出書	
	②市町村による伐採造林届出書の適合通知	
	③森林法第10条の2第1項における林地開発許可書	
	④森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定	
	⑤森林法第11条第5項における森林経営計画書	
保安林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書	
	②森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書	
	③森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画	
	④森林法施行規則第60条第1項第5号～第9号における届出書	
国有林	①林産物の売買契約書、請書等	
	②産物販売委託契約書	
	③立木補償に関する契約書、請書等	
	④樹木採取権実施契約書	

原産国	政府機関	許可書	カナダ：丸太輸出許可証
		許可書	フィリピン：公有林産の丸太輸送の際に発行される木材原産地証明書（CTO）
		届出書	EUDRを批准している国：EUDRにおけるDDステートメント
		届出書	アメリカ：針葉樹原木についての輸出に関する届出書
	準ずる機関	許可書	カナダ：州政府による州有林伐採許可証
		許可書	アメリカ：アメリカ広葉樹輸出協会による証明
		届出書	オランダ：州政府への伐採報告書
		届出書	※我が国における森林法第10条の8に規定する市町村への伐採造林届出書のイメージ
輸出国	政府機関	許可	フィリピン：木材・木材製品の輸出許可証
		届出	※輸出国の政府機関への法令に適合して伐採されたことを証する届出
	準ずる機関	許可	インドネシア：木材合法性認証機関（LVLK）による合法性証明書
		届出	※輸出国の州政府等への法令に適合して伐採されたことを証する届出
その他	①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報（原産国法令の適用がない場合のみ）		
	②森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）		
	③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者であることが必要）		

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※政府機関に準ずる機関：州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体

※本表に掲載する情報は一例であり、その他条文にあてはまる情報であれば、原材料情報として活用可能

木材等の譲受け等に係る義務内容

(2) 合法性の確認

(1) 原材料情報に加えて、国が提供する情報等を踏まえ、リスクに応じた合法性確認を実施

(2) 合法性の確認の単位は任意

合法性の確認については罰則は適用されないが、違法伐採リスクは取り扱う木材等や調達先等によって異なり、画一的な対応を行った場合、合法性の確認が不十分になったり、事業者負担が過大になったりするため、リスクを踏まえ、合理的に行うことが重要

1. 合法性の確認の信頼性の向上

(1) 収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報※を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要

※ ・国が提供する情報：国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供

・取引の実績

・その他原材料情報に関する情報：木材等の材積、伐採地の違法伐採状況に関する報道、納品書と商品の突合結果、取引相手のCW法の登録情報、報告書など

(2) 収集等できなかつた原材料情報がある場合、「当該情報を収集できなかつた」ことをもって義務履行

2. 合法性の確認の単位

任意

※ 必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はない

※ 確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となる

3. 合法性の確認の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

木材等の譲受け等に係る義務内容

(3) 記録の作成・保存

- (1) ①収集等した原材料情報に関する情報、②合法性確認の結果、③確認の理由について記録を作成
- (2) 合法性確認を行った木材等を譲渡すまでに作成
- (3) 原則5年間保存

1. 記録作成の単位

- (1) 簿冊等の作成単位：原則事業所ごと（複数事業所が一括して譲受けを行っている場合はこの限りではない）
- (2) 簿冊内の整理の単位：国産・輸入の区分、取引をした期間など任意の区分に応じて整理
- (3) 記録の作成単位：合法性確認を行った単位（合法性確認はトラック、コンテナ等の譲受け単位で行う必要はない）

2. 記録の内容

- (1) 収集した原材料情報の内容（例 スギ／宮崎県／伐採造林届出書）
 - ① 樹種：取引において通常用いている名称（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ② 伐採地域：国名。国産は、A. 国産、B. 都道府県、C. 市町村など（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ③ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい）
- (2) 合法性確認木材等であるか否か
- (3) 合法性確認の理由：（2）の根拠が分かるように記録
 - 例1 ○○という関連情報を用いて判断した
 - 例2 収集した原材料情報が真正であると判断した
 - 例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
 - 例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した

3. 記録の方法

書面又は電子

4. 記録の作成の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

5. 記録の保存期間

作成の日から5年間（ただし、作成の日から譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

木材等の譲受け等に係る義務内容

(4) 情報の伝達

- (1) ①原材料情報の記録に関する情報及び②合法性確認木材等であるか否かの情報を伝達
- (2) 伝達方法は、書面、電磁的方法など
- (3) 木材関連事業者に木材等を譲渡す際に情報伝達の義務

1. 伝達する情報

- (1) 原材料情報の記録に関する情報：原材料情報の収集結果に関する情報
 - ① 原材料情報（樹種、伐採地域、証明書等）をすべて収集できた場合はその旨
 - ※ 収集できた原材料情報の具体的な内容を伝達してもよい（例：スギ、〇〇県、伐採造林届出書）
 - ② 収集できなかった原材料情報があった場合はその内容（例：証明書なし）
- (2) 合法性確認木材等であるか否かの情報（例：合法性確認木材等です／合法性確認木材等ではありません）

2. 伝達の方法

- (1) 電子メールやFAXを送信、情報をクラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
- (2) 包装に印字、納品書等に印字

※ 口頭は不可

3. 情報伝達の義務が課されない場合

- (1) 消費者への譲渡し：第1種事業者が自社のウェブサイトで消費者への販売を行う場合
- (2) 木材関連事業者ではない事業者への譲渡し：CW法対象外物品である木製食器を作る事業者に製材を譲渡す場合、学校法人に木製机を譲渡す場合
- (3) 輸出する場合

※1 情報伝達の義務が課されない場合においても、合法性の確認及び記録保存の義務は課されることに留意

※2 消費者等への譲渡しや輸出に関しては努力義務

木材流通の各段階における情報の変遷と具体例（国産丸太の場合）

(1) 第1種事業者は、収集した情報を踏まえて合法性の確認を行った結果を保存、伝達

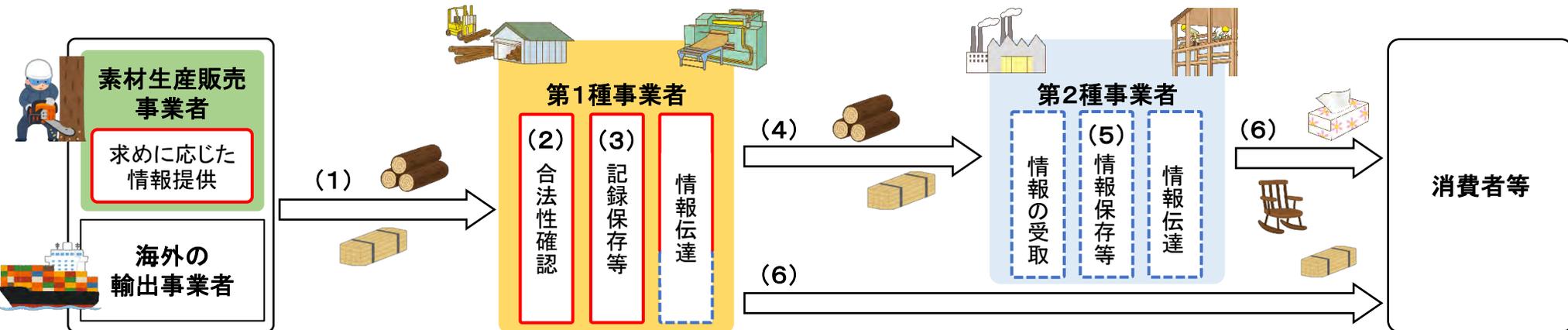
(2) 第2種事業者は、受け取った情報をそのまま保存、伝達

➡ : 情報の変遷

➡ : 木材等の流れ

□ : 義務

□ : 努力義務



(1) 原材料情報の収集

- ① 樹種: スギ
- ② 伐採地域: 宮崎県
- ③ 証明書等: 伐採届

(2) 合法性の確認

- ① 原材料情報
スギ、宮崎県、伐採届
- ② 関連情報
ガイドライン認定事業者
取引実績 等

合法性確認木材等
か否か
合法性確認木材

(3) 記録の作成・保存

- ① 原材料情報
スギ、宮崎県、伐採届
- ② 合法性確認木材
等か否か
合法性確認木材
- ③ ②の理由
事業者情報を鑑み、収集した
原材料情報が真正と判断

(4) 情報伝達

- ① 原材料情報の
記録に関する
情報
原材料情報全て
収集済み
- ② 合法性確認
木材等か否か
合法性確認木材

(5) 情報の保存等

合法性確認木材
等か否か
合法性確認木材

(6) 情報伝達

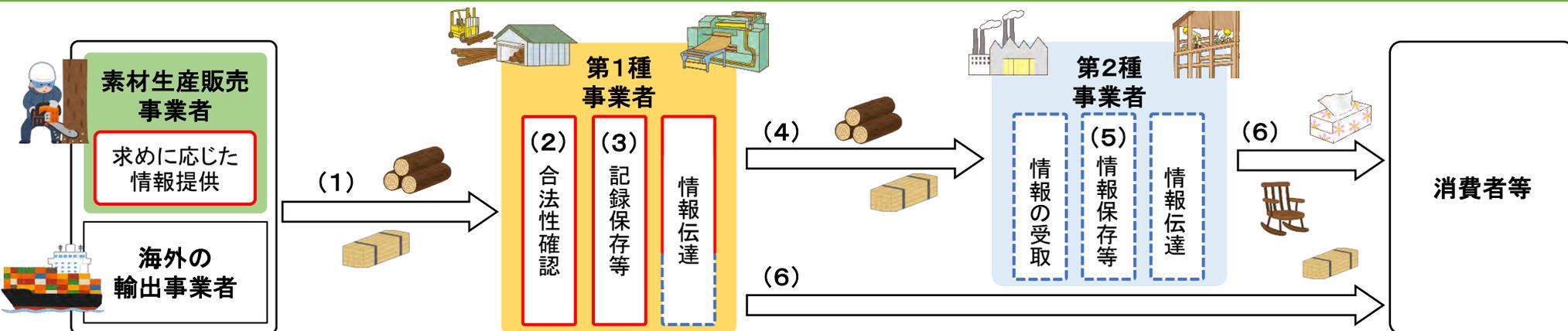
合法性確認木材
等か否か
合法性確認木材

収集した情報及び合法性の確認結果を保存、伝達

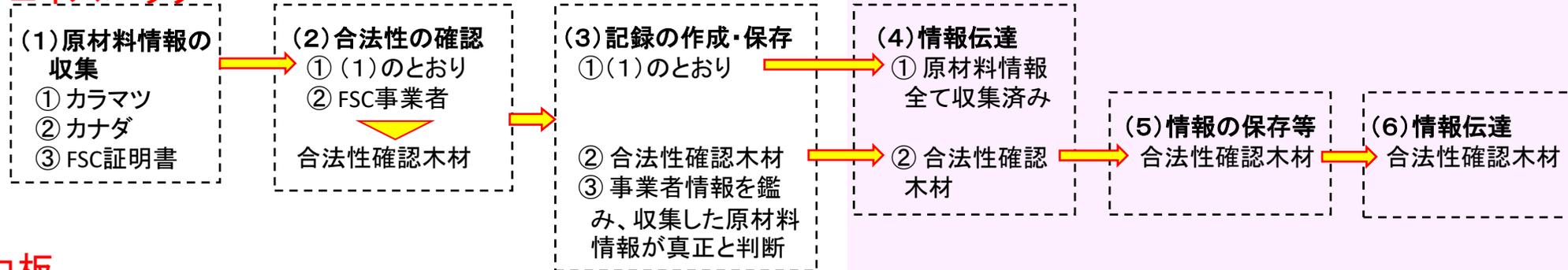
受け取った情報をそのまま保存、伝達

※ 第2種事業者から木材を譲受ける場合は、「合法性確認木材であるか否か」の情報のみを受け取る
 ※ 木材の流通に関与せず、加工のみを行う事業者（賃加工を行う事業者）は、木材関連事業者には該当しない

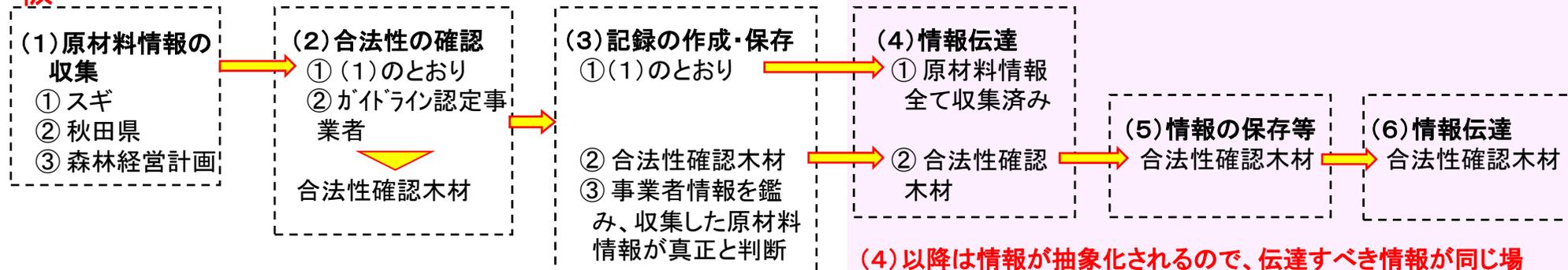
伝達情報の変遷（合板の例）



フェイスバック



中板



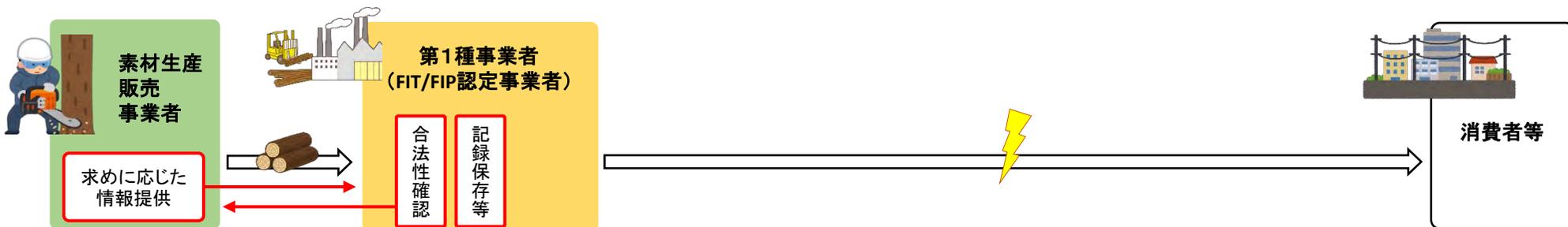
(4)以降は情報が抽象化されるので、伝達すべき情報が同じ場合は、部材ごとではなく、まとめて伝達すればよい
例：(原材料情報全て収集できた)合法性確認木材のみからなる合板です

建築・建設事業者及びFIT/FIP認定事業者の取扱い

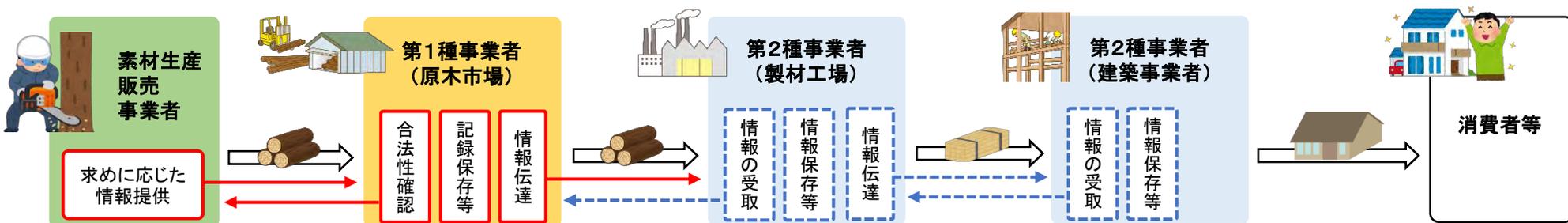
- (1) 建築・建設事業者※1、FIT/FIP認定事業者※2は木材等の譲渡しを行わないが、例外的に木材関連事業者に該当
- (2) 建築物、電気等は対象物品ではないため、譲渡しをする場合の情報伝達の義務等の対象外
- (3) 木材等を譲受ける場合の合法性の確認、記録の作成・保存の義務等の対象であることに留意

⇒ : 木材等、建築物、電気の流れ ⇒ : 義務 ⇒ : 努力義務

【例：FIT/FIP認定事業者が素材生産販売事業者から素材を購入し、電気を販売する場合】



【例：建築事業者が製材工場から木材を購入し、建築物を販売する場合】



※1 型枠用合板を用いて型枠工事を行うなど、木材等を仮設資材として利用する場合は木材関連事業者には該当しない

※2 PKSを用いて発電を行うなど、対象物品である木材等を譲り受けていない場合は木材関連事業者には該当しない

木材等の譲受け等に係る義務内容

(5) 素材生産販売事業者の情報提供

○ 素材生産販売事業者は、木材関連事業者の求めに応じて合法性の確認に資する情報を提供する義務

1. 提供すべき情報の範囲

- (1) 「合法性の確認に資する情報」とは譲渡す木材の原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）
- (2) 原材料情報のうち、証明書が複数存在する場合、複数求められれば応じる必要

2. 情報提供の方法

原則として、木材関連事業者に求められた方法で情報提供を行う

3. 義務が生じる期間

- (1) 木材関連事業者の求めがあった時点から、当該木材関連事業者が合法性確認を完了するまで
- (2) 素材生産販売事業者が応諾義務に応じるか否かに関わらず、当該木材が譲渡されれば、応諾義務は消滅する

4. 応諾義務違反となる場合

木材関連事業者の求めに対して、何も応じない場合

- ※1 情報提供に応じられない旨、木材関連事業者に回答した場合は、対応したことにはなるので応諾義務違反とはならない
- ※2 木材関連事業者の求めに応じて情報提供を行ったからといって、当該木材が必ず合法性確認木材として確認される訳ではない
- ※3 原材料情報としての情報を損なわない範囲において黒塗り等をしてよく、契約条件に関する情報等の素材生産販売事業者にとって商取引上、不利益になり得る部分などは提供する必要はない

参考①：伐採届を活用する例 素材生産販売事業者→第1種

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

届出人 氏名

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
 本伐採は届出者である(のうち)〇〇が所有する立木(又は長期受委託者所有する立木)を伐採するものです。

1 森林の所在場所

尾鷲	市	町	大字	字	地番
郡	村				

2 伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

原材料情報：証明書

原材料情報：伐採地域

(別添) 伐採計画書

(伐採する者の住所・氏名)

1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種	ヒノキ		
伐採年齢			
伐採の期間			
集材方法			
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

2 備考

原材料情報：樹種

※伐採造林届出書は原材料情報の証明書として活用可能ですが、樹種及び伐採地域も記載されているので、これ1枚で3つの原材料情報全てを提供することができます

参考②：納品書記載例（素材生産販売事業者→第1種）

納品書

〇〇株式会社
 〇〇〇〇部署
 代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日
 発行者： 〇〇株式会社〇〇〇〇部署
 所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34
 代表： 山元 花子

本体金額：¥999,999,999
 消費税：¥999,999,999
 合計金額：¥999,999,999

樹種	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用
スギ									宮崎県

原材料情報：樹種

原材料情報：伐採地域

〇〇県木連00XX号（林野庁GLの団体認定番号）
 ■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています
 ■ 森林経営計画認定書の写しを添付しています

〇〇マーク等

添付：森林経営計画認定書の写し

原材料情報：証明書
 この例では、林野庁ガイドラインに基づく証明を使用
 ガイドラインに基づき森林経営計画認定書の写しを添付

木材等の譲受け等に係る義務内容

(6) 第1種事業者の定期報告：一定規模の基準

- (1) 一定規模以上の木材等を取り扱う第1種事業者は、毎年1回、取り扱った木材等の数量等を報告
- (2) 一定規模の基準は、事業の内容(国産／輸入)や物品(木材／木材製品)ごとに区分
- (3) いずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

1. 一定規模の基準

第1種事業として譲受けた区分1～3ごとの量

区分1	： 国産材（丸太）の総量	3万m ³
区分2	： 輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m ³
区分3	： 輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン

※使用する丸太換算係数は任意

※輸出された国産材(もしくは「伐採国が日本の木材等」)を輸入した場合は、区分1ではなく区分2に該当

2. 報告対象

- (1) 第1種事業として譲受けた木材等についてのみ報告
- (2) 区分1～3のいずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

＜定期報告の対象となるか否かの考え方の例＞

	国産材 【区分1】	輸入木材等		定期報告の対象
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
事業者A	5万m ³	0m ³	0トン	全ての区分について報告
事業者B	1万m ³	3万m ³	0トン	全ての区分について報告
事業者C	2万m ³	2万m ³	1万トン	報告対象外

(6) 第1種事業者の定期報告：報告内容等

○ 基準以上となった第1種事業者は、毎年1回①及び②を主務大臣に報告

① 第1種事業者として譲受けた木材等の総量

② ①のうち合法性確認木材等の数量

1. 報告内容

一定規模の「基準の区分」ごとに、以下の①、②について報告

(1) 譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を種類別に報告

① 【区分1、区分2】木材の単位：任意

木材の種類：「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」

② 【区分3】家具・紙等の単位：トン（任意の換算係数で単位を統一）

家具・紙等の種類：「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」

※1 報告がない種類については、0と報告されたこととする

※2 自家消費や第2種として譲受けた木材等は報告不要（合法性確認の義務に係る木材等のみ報告すればよい）

※3 複数の区分に係る事業を行っている場合、区分をまたいでの合算は不要

※4 自ら所有する/所有者から委託を受け伐採した樹木の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量

(2) (1)のうち合法性確認木材等の数量

① (1)で用いた単位と揃えること

② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、合法性が確認できた木材等の数量

2. 対象期間・報告方法・報告期限

(1) 対象期間：前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも）

(2) 報告方法：メール、書面、システム（P） ※なお登録木材関連事業者が定期報告を行う場合は、登録実施機関へ提出する年度報告と同じものを提出すればよいこととする予定

(3) 報告期限：毎年6月末日

(4) 報告先：
① 木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合 農林水産大臣
② 輸入の家具・紙等のみ扱った場合 経済産業大臣
③ ①、②の両方を扱った場合 農林水産大臣及び経済産業大臣

第1回の報告は、令和7年度実績を令和8年6月末までに行っていただくこととなります

第1種及び第2種事業者共通の努力義務の概要

(法第13条 合法伐採木材の利用確保のために取り組むべき措置①)

○ 木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を努力義務として規定

1. 体制の整備

- (1) 責任者の設置（合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について）
- (2) 取組方針の作成

2. 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置

譲受け等の取引相手の選定にあたっては、国が提供する情報や取引実績等を踏まえる

3. 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

- (1) 合法性確認木材等でない木材等を譲受けた場合、次の事業者選定にあたり見直しを検討する
- (2) 違法伐採に係る木材等を譲受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う

4. 消費者等への情報伝達

- (1) 内容：合法性確認木材等であるか否か
- (2) 方法：電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す、包装に印字、納品書等に印字 等
店舗の掲示板にURLやQRコードを示し、当該ウェブサイト合法性確認情報を掲載する等の間接的な方法も可

5. その他の措置

木材等を譲渡す際に登録事業者等である情報の提供

第2種事業者の努力義務の概要

(法第13条 合法伐採木材の利用確保のために取り組むべき措置②)

○ 第2種事業者のみに対する努力義務は、

- ① 合法性確認木材等か否かの情報を受け取る（伝達されてこない場合は情報提供をリクエスト）
- ② 合法性確認木材等か否かの情報のみ保存・伝達

1. 情報の受取

(1) 第1種もしくは第2種事業者から情報を受け取る

- ① 第1種事業者から：原材料情報の記録に関する情報及び合法性確認木材等であるか否か
- ② 第2種事業者から：合法性確認木材等であるか否か

(2) 合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、川上に対して合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエストを行う

2. 情報の保存

(1) 内容：合法性確認木材等であるか否か（原材料情報の記録に関する情報は保存不要）

(2) 方法：紙または電子

(3) 作成の期限：遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

(4) 保存期間：作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

3. 木材関連事業者に対する情報伝達

(1) 内容：合法性確認木材等であるか否か（原材料情報の記録に関する情報は伝達不要）

(2) 方法：電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達
書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す、包装に印字、納品書等に印字 等

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル①

- (1) 違法伐採リスクは、国内外の情勢や取引相手の状況等、様々な要因によって変化することから、合法性の確認だけでなく、信頼性が高い取引先の選定や得られた知見を活用した取組の改善等を継続的に実施することでPDCAサイクルを回し、一連の取組の精度の向上を図ることが重要
- (2) これらの措置を講ずることで、合法性確認木材等のみが取り扱われるようにしていく

1. 体制の整備

責任者の設置、取組方針の作成

2. 違法伐採リスクの低い木材を取り扱う信頼性が高い取引先の選定

譲受け等の取引相手の選定にあたっては、国が提供する情報[※]や取引実績、CW法の登録情報等を踏まえる

[※] 国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令等。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供

3. 合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエスト

第2種事業者が、取引先から合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、より川上の木材関連事業者に対して合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエストを実施

[※] 第2種事業者から木材等を譲受ける場合は合法性確認木材等であるか否かの情報が伝達されない場合があるが、当該措置で合法性を確認することによって合法性確認木材等として譲渡することが可能。

4. 合法性確認木材等でない木材等を譲受けた場合のフィードバック

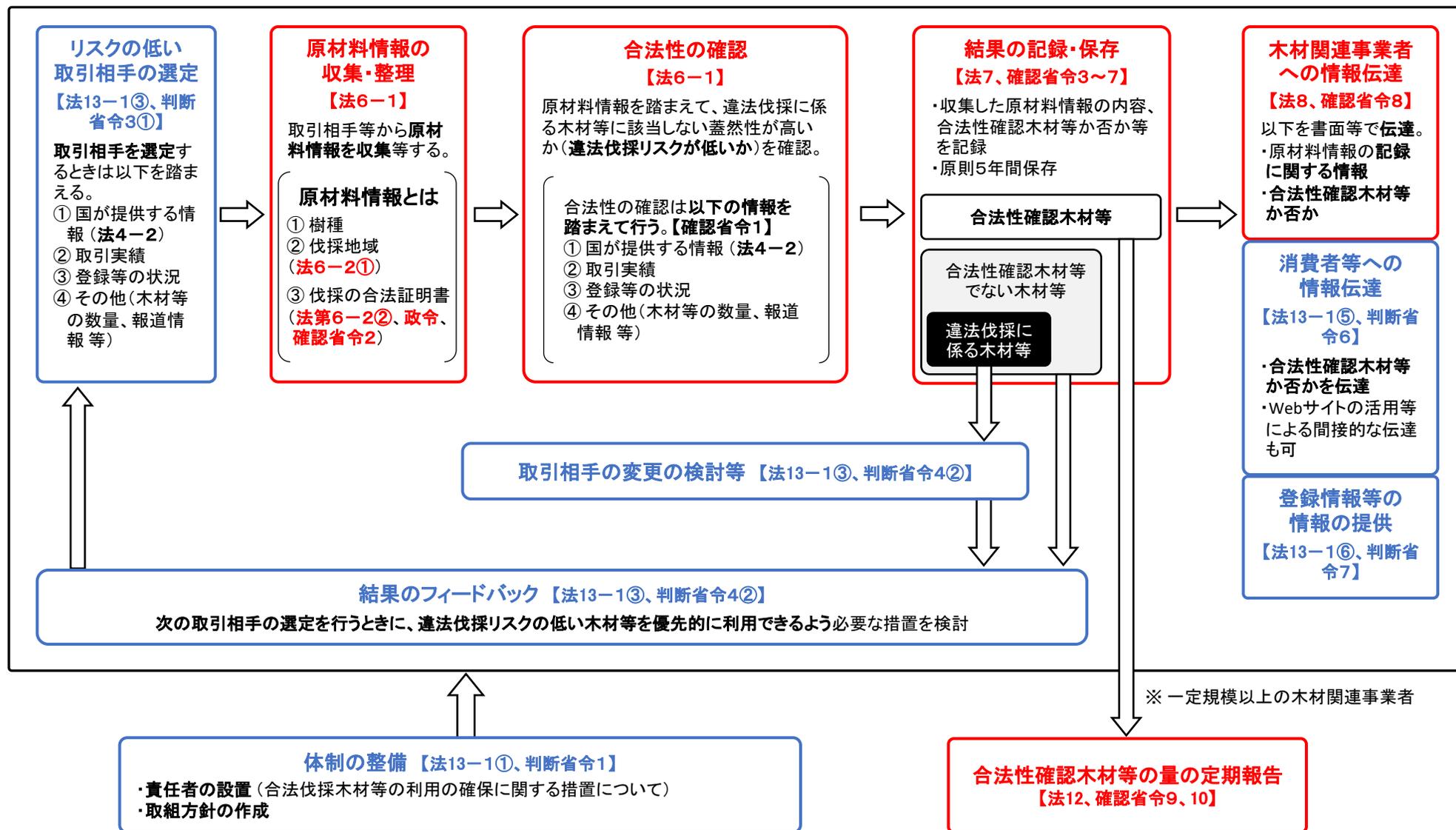
次の取引先の選定の際、リスクの低い木材を利用できるように見直し措置を検討する

5. 違法伐採に係る木材を譲受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル②

【第1種事業者の取組の全体像】

□ : 義務 □ : 努力義務



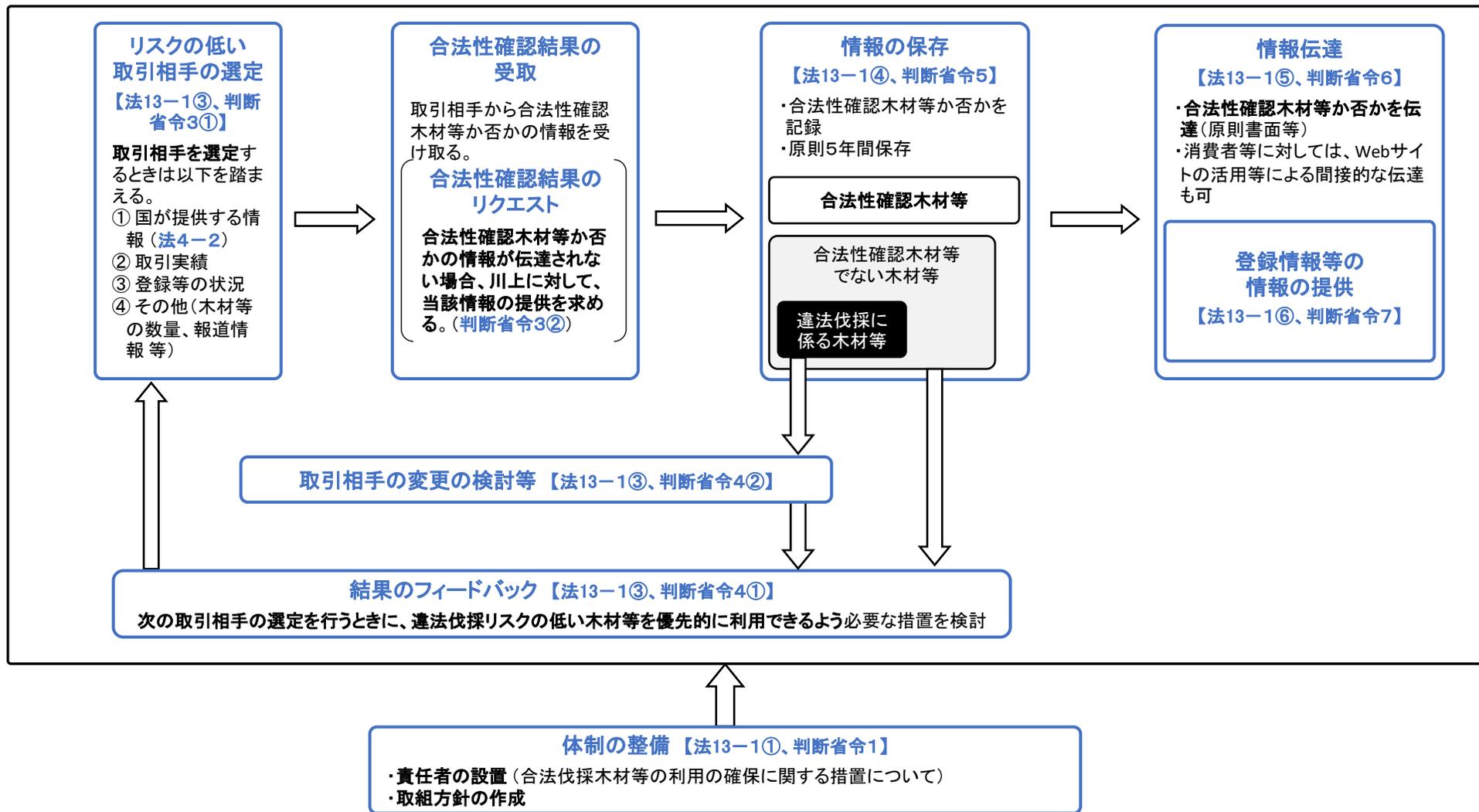
※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、政令：法第6条第2項第2号の情報を定める政令、確認省令：法第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。(例)第1条第1項第1号：1-1①

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル③

【第2種事業者の取組の全体像】

□ : 義務 □ : 努力義務



※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。(例)第1条第1項第1号：1-1①

木材関連事業者の登録について①：取り組むべき措置と要件の関係

- (1) 法第13条第1項の判断の基準となるべき事項を踏まえ、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる事業者を登録
- (2) 改正後も、第1種及び第2種事業者に対する登録制度は存続し、入荷形態(木材等の譲受けの相手方)に合わせた登録を受ける(現行から変更なし)

【取り組むべき措置と登録要件との関係】

※ 改正法第6～8条、12条関連は義務であるため登録要件とはならない

改正法第13条第1項	判断基準省令	第1種(※)	第2種
第1号 体制の整備	第2条第1号 責任者の設置(合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について)	○	○
	第2号 取組方針の作成	○	○
第2号 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	第3条第1号 国が提供する情報や取引実績等を踏まえた取引相手の選定	○	○
	第2号 合法性確認木材等か否かの情報が伝達されない際の、原材料情報のリクエスト	—	○
第3号 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置	第4条第1号 合法性確認木材等でない木材等を利用した場合の、次回の取引相手選定における見直し等の検討	○	○
	第2号 違法伐採に係る木材等を譲受けた場合の、取引相手の変更等の検討	○	○
第4号 義務以外の情報の保存	第5条 第2種が行う情報の保存	—	○
第5号 義務以外の情報伝達	第6条 第2種が行う情報伝達及び消費者等への情報伝達	消費者等への 情報伝達のみ該当	○
第6号 その他必要な事項	第7条 登録や認証情報等の提供	○	○

木材関連事業者の登録について②：登録種別の考え方

- (1) 第1種事業は事業全体のみでの登録、第2種事業は部門・事業所等の部分登録が可能、第1種と第2種事業の両方の事業を行う事業者は、それぞれについて登録を受ける(現行から変更なし)
- (2) 登録時に入荷・出荷する木材等の種類を報告(現行から明確化)
- (3) 第1種事業の定義が変更されたことに留意

1. 登録の単位

(1) 第1種事業者

第1種事業に係る事業全体を登録する必要

(2) 第2種事業者

部門、事務所、工場又は事業場・木材等の種類ごとに部分登録可

(3) 両方の事業を行う事業者

第1種部分、第2種部分それぞれについて登録する必要(どちらかのみ登録も可)

(4) 木材等の種類(現行から明確化)

入荷・出荷する木材等の種類について登録

※「建築又は建設をする事業」「木質バイオマス発電事業」については出荷する木材等の種類は報告不要

※年間見込取扱量については入荷する木材等についてのみ報告

2. 第1種事業の定義の変更

国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者が第1種事業者

(1) 市場以外の流通事業者も第1種登録が可能

(2) 輸入事業者は第1種登録のみ(輸入部分を第1種、販売部分を第2種として両方の登録を求めていた現行運用から変更)

木材関連事業者の登録について③：登録事業者の年度報告

- (1) 第1種、第2種事業者ともに、報告する数量は「入荷量」ベースとする(第2種事業者は現行から変更)
- (2) 消費者への合法性確認結果の伝達状況を追加(現行から変更)
- (3) 年度報告の様式を一定規模以上の第1種が行う定期報告にも活用できる方向で検討
- (4) 令和7年度報告(令和6年度実績)については、現行の報告(事業の種類に応じて入荷または出荷ベースで報告)を使用し、改正後の制度に基づく報告は令和8年度報告から適用する

1. 報告内容における数量等の考え方

(1) 譲受け等をした木材等の総量(=入荷量)

※現行は第1種(家具、紙等の製造、加工、輸出又は販売をする事業)及び第2種(木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業)は「販売量」(=出荷量)を報告しているが、改正後は全て「入荷量」ベースとなる

(2) (1)のうち合法性確認木材等の数量

※譲受け等の際にCW法に基づく合法性確認結果の伝達がなかった木材等について、第二種事業者がサプライチェーンを遡って合法性確認結果を入手できた場合は「合法性確認木材等」に含まれる

(3) 消費者への合法性確認結果の伝達状況(新規追加。該当する場合のみ)

消費者へ木材等を販売する際に合法性確認結果を伝達した数量(販売量)及びその手法

※小売事業者のみならず、第1種が消費者に販売した場合も対象

2. 定期報告との調整

定期報告の報告項目に対応できるようにすることで、年度報告の様式を、第1種事業者の定期報告にも活用できるものとする方向で検討中

※同じ様式をそれぞれ登録実施機関(年度報告)と主務大臣(定期報告)へ提出することとなる

3. 輸入事業者の経過措置期間中の扱い

輸入事業者については、改正後は第1種登録のみとなる一方、改正前に登録を受けている場合は、次回の登録更新までは現在の登録(輸入部分は第1種、販売部分は第2種)を維持することができるとする経過措置期間中の年度報告における報告は、第1種としての入荷量のみでよい(第2種としての入荷量は不要)

改正法の施行日に係る考え方①：合法性の確認等の義務

(1) 第1種事業者の譲受け等※1の完了※2が施行日以降であれば、改正後の法第6条から第9条の義務の対象となるとともに、当該譲受け等した木材等は同法第12条の総量に含める

(2) 第1種事業者の譲受け等の完了が施行日前であれば、第1種事業者から木材関連事業者等への譲渡しのタイミングに関わらず、改正後の法第6条から第9条のいずれの義務の対象にもならない

※1 「第1種事業者の譲受け等」には、「譲渡しの受託」も含まれる

※2 「譲受け等の完了」は、「譲受け：当該取引に係る材を取得したとき」、「譲渡しの受託：受託契約を締結したとき」を指す

【第1種の譲受け等の完了が施行日以降】

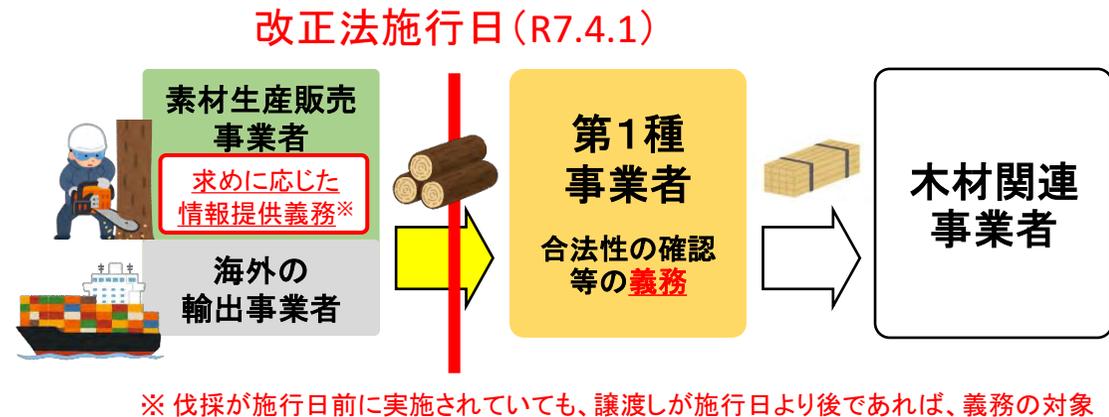
改正後のCW法に基づく義務の対象

1. 第1種事業者

- ① 原材料情報の収集、合法性の確認(第6条)
- ② 記録の作成保存(第7条)
- ③ 情報伝達(第8条)

2. 素材生産販売事業者

- 第1種事業者の求めに応じた情報提供(第9条)



【第1種事業者の譲受け等の完了※が施行日前】

改正前のCW法に基づく努力義務の対象

1. 第1種事業者

- 合法性の確認等(改正前第6条)

※ 例えば、R7.3に譲受けが完了していれば、R7.5に譲渡す場合でも改正後第8条の情報伝達の義務は発生しない



改正法の施行日に係る考え方③：登録制度

- (1) 改正前に登録を受けた登録事業者は、更新までの間であれば、改正前後の登録要件で重複している事項を実施すれば、登録は取り消されない
- (2) 改正後の義務に違反した場合は、改正前の登録を取り消される可能性があることに留意

【経過措置】

- (1) 改正前に受けた登録については、更新を受けるまでの間は改正前の登録要件に基づき対応するため、改正後に追加された努力義務を実施しないことをもって登録を取消されることはない。
- (2) 改正によって削除された事項については、改正後は法に基づく履行が不可能となるため、改正前の登録事業者においても実施する必要はない。
 - ⇒ 改正前の登録事業者は、改正前後の登録要件で重複している事項を実施すれば登録は取り消されない
(具体的には、体制の整備、登録等の情報提供のみが要件となる)
- (3) 第1種事業者は、改正後の義務は登録要件ではなくなるが、登録とは別に義務を履行する必要があり、罰則措置にまで至った場合は登録を抹消できることから、義務違反をした場合は、改正前の登録を取り消される可能性があることに留意。

情報提供：現在開発中のシステムについて

- ◆改正クリーンウッド法に基づく情報の伝達、各種記録の作成・保存、報告書の作成等に活用可能なシステムを開発中です
- ◆詳細については令和7年1月以降に説明会等を行う予定です

クリーンウッド法における木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容とシステム化対象範囲（黄色マーカー）

素材生産 販売事業者	木材関連事業者	
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
【義務】 第1種木材関連事業者の求めに応じた情報提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ④（一定規模以上）定期報告	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	【努力義務】 ①体制整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④その他事業者等（消費者を含む）に対する情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供
	<登録木材関連事業者> 登録実施機関への年度報告	

システムの主な機能：情報の登録、伝達、データベース、自動集計、報告書作成、帳票出力 等

原材料情報や伝達情報の保存や検索が容易に

前に買った材の伐採届の写しをもらえる？

どこに保存したっけ？

どのファイル？

- ・一覧表で一目で分かる
- ・登録日や取引先等から容易に検索可能

制度への対応支援

合法性確認って何をすればいいの？

納品書の様式の変更は必要？

合法性確認システム

xxxxxxxx

xxxxxxxx

- ・必須項目を入力、保存、送信することで制度対応
- ・必要に応じ参考情報提供
- ・必要事項が記載された帳票作成

今後のスケジュール

時期	内容
令和6(2024)年	
10～11月	改正法説明会(4回、委託事業)
11月頃	・原材料情報に係る告示の公布 ・県産材証明リスト公表
12月頃	Q&A等の更なる運用資料公表
令和7(2025)年	
4月1日	改正法施行

クリーンウッド法に関する情報サイト・お問い合わせ先

- 林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」において、法の制度解説や様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載
- 本資料についてのご質問やご相談は、下記リンク先の窓口へ

【クリーンウッド・ナビ お問い合わせ窓口】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html>



「クリーンウッド・ナビ」: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の改正について

令和6年度「クリーンウッド」実施支援事業 合法性確認実施指導者養成
第2部 指導者養成講座

令和6年10月

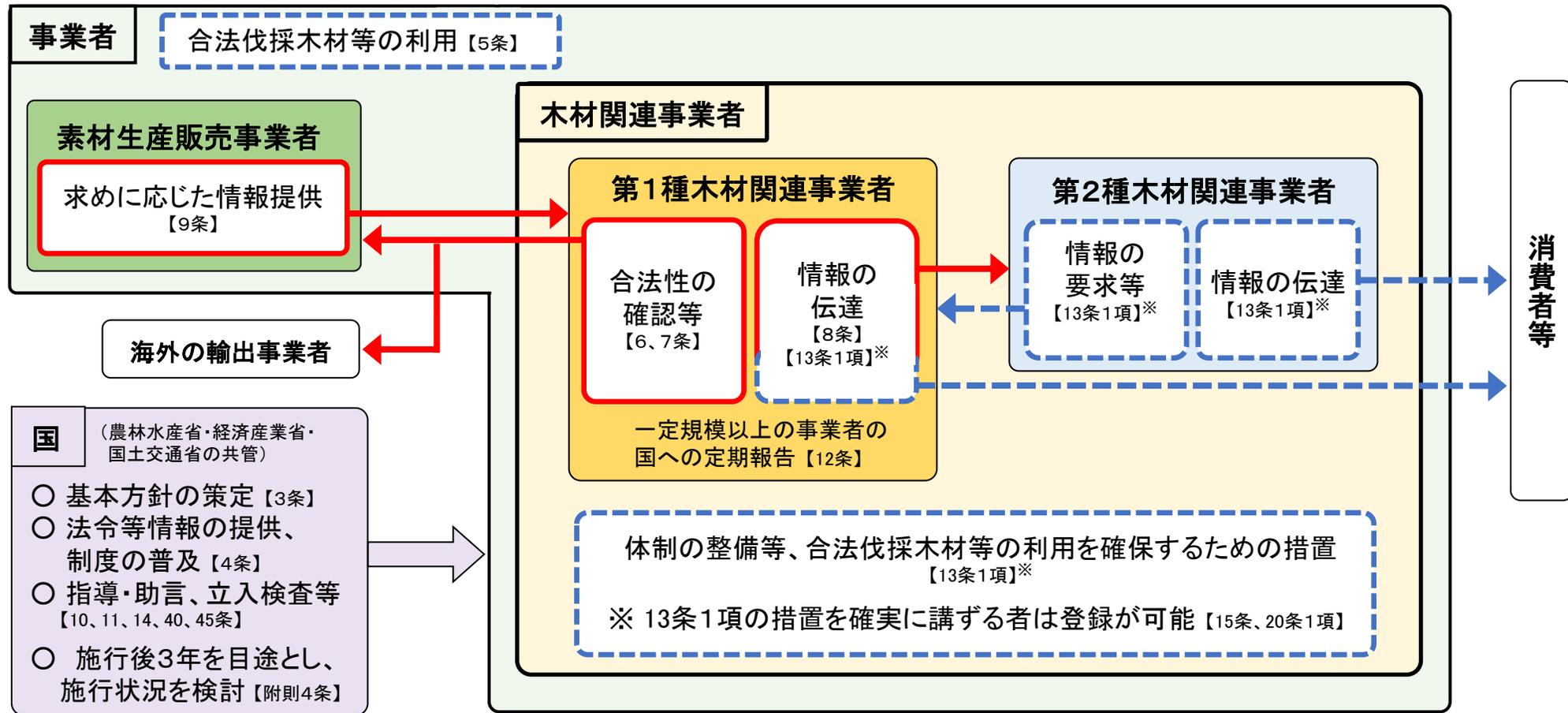
林野庁木材利用課

改正クリーンウッド法の概要

令和7年
4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

☐➡ : 義務 ☐➡ : 努力義務



木材流通の各段階における情報の変遷と具体例（国産丸太の場合）

(1) 第1種事業者は、収集した情報を踏まえて合法性の確認を行った結果を保存、伝達

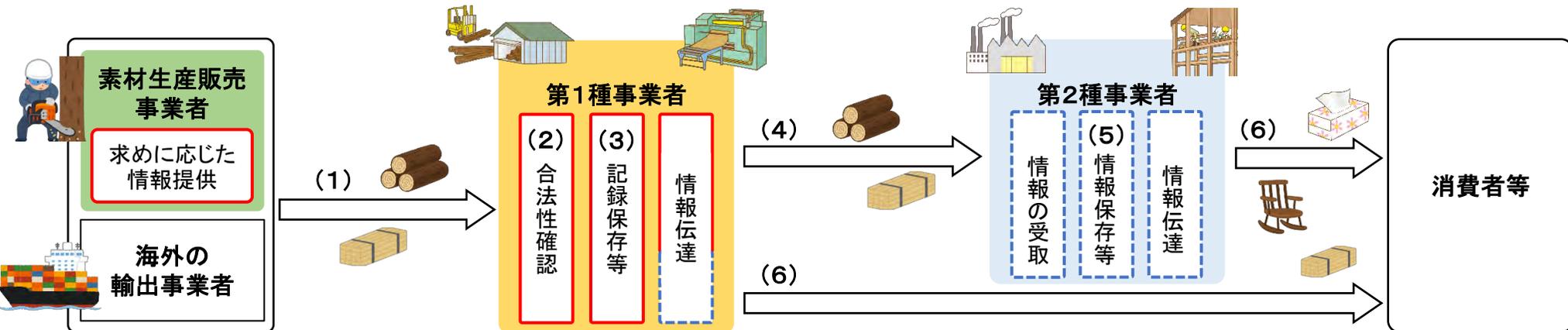
(2) 第2種事業者は、受け取った情報をそのまま保存、伝達

➡ : 情報の変遷

➡ : 木材等の流れ

□ : 義務

□ : 努力義務



(1) 原材料情報の収集

- ① 樹種: スギ
- ② 伐採地域: 宮崎県
- ③ 証明書等: 伐採届

(2) 合法性の確認

- ① 原材料情報
スギ、宮崎県、伐採届
- ② 関連情報
ガイドライン認定事業者
取引実績 等

合法性確認木材等
か否か
合法性確認木材

(3) 記録の作成・保存

- ① 原材料情報
スギ、宮崎県、伐採届
- ② 合法性確認木材
等か否か
合法性確認木材
- ③ ②の理由
事業者情報を鑑み、収集した
原材料情報が真正と判断

(4) 情報伝達

- ① 原材料情報の
記録に関する
情報
原材料情報全て
収集済み
- ② 合法性確認
木材等か否か
合法性確認木材

(5) 情報の保存等

合法性確認木材
等か否か
合法性確認木材

(6) 情報伝達

合法性確認木材
等か否か
合法性確認木材

収集した情報及び合法性の確認結果を保存、伝達

受け取った情報をそのまま保存、伝達

※ 第2種事業者から木材を譲受ける場合は、「合法性確認木材であるか否か」の情報のみを受け取る
※ 木材の流通に関与せず、加工のみを行う事業者（賃加工を行う事業者）は、木材関連事業者に該当しない

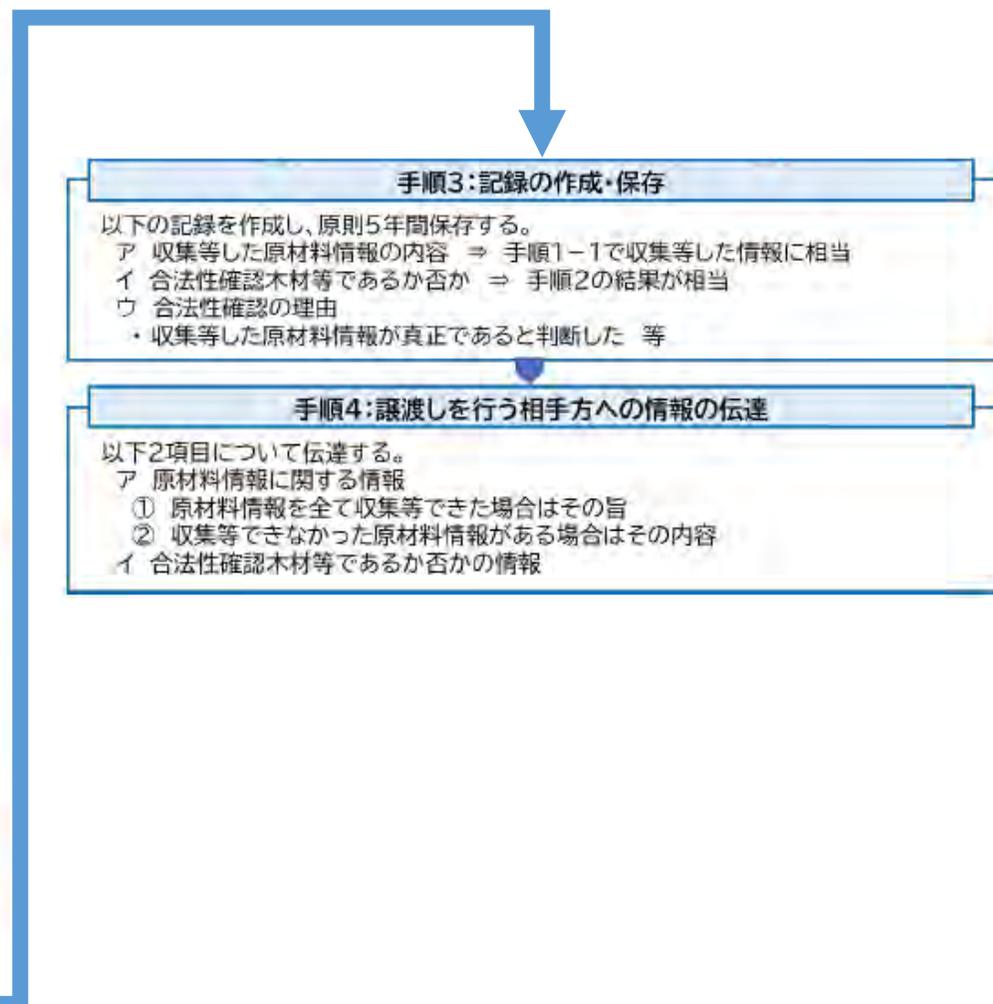
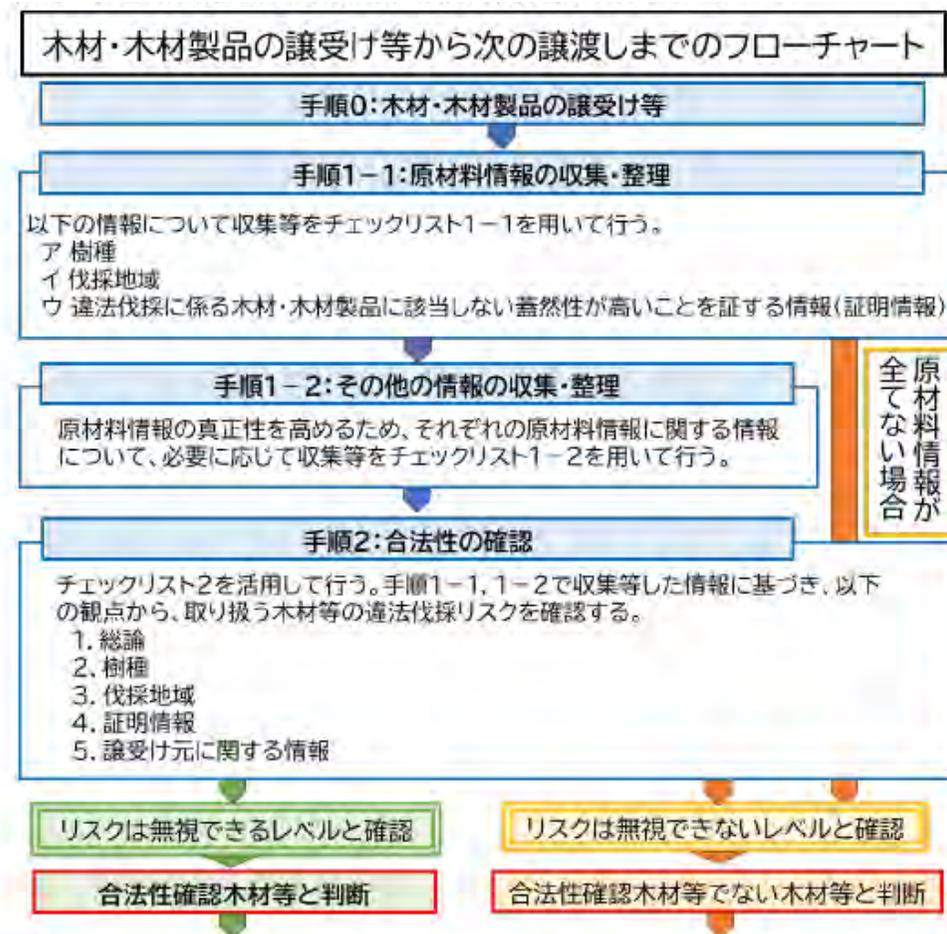
合法性確認の手引き

現在クリーンウッドナビにて「合法性確認のためのフローチャート等」を公表しています

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/howto.html>

改正クリーンウッド法を踏まえた更新版を年内に公表予定です

【更新版イメージ】



合法性確認の手引き

【更新版イメージ】

木材・木材製品の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日: 年 月 日

取引内容: / 調達先:

担当者: / 責任者:

チェックリスト1-1 原材料情報として収集等すべき事項 社内管理番号:

事項	確認した書類等の情報 (該当するものを選択)	自由記載欄
ア 原材料となっている樹木の樹種 樹種名:	<input type="checkbox"/> 納品書	
	<input type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> ウの情報の中で、樹種の記載があるもの	
	<input type="checkbox"/> 口頭での伝達	
	<input type="checkbox"/> 目視等により自ら確認	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
イ 原材料となっている樹木が伐採された地域 伐採地域名:	<input type="checkbox"/> 納品書	
	<input type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> ウの情報の中で、伐採地域の記載があるもの	
	<input type="checkbox"/> 口頭での伝達 その他(具体的に記載):	
ウ 原材料となっている樹木が違法伐採に係る木材・木材製品に該当する蓋然性が高いことを証する情報(証明情報) ※別紙を参考	<input type="checkbox"/> 国産材における情報(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/> 輸入材における情報(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/> 証明書等が発行されない伐採であった(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/> 収集等できませんでした	
	<input type="checkbox"/> 収集等できませんでした	

木材・木材製品の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日: 年 月 日

取引内容: / 調達先:

担当者: / 責任者:

チェックリスト1-2 その他の収集等を検討すべき事項 社内管理番号:

事項	収集・整理した情報 (該当するものを選択)	自由記載欄
エ 樹種に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 木材の目視、組織観察、DNA分析、安定同位体分析等を行い、信頼性を高めました	
	<input type="checkbox"/> 国が提供する情報等により、記載された地域に分布する樹種であることや、伐採地域で伐採や取引の禁止対象となる樹種が含まれていないことを確認しました	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
オ 伐採地域に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認し、信頼性を高めました	
	<input type="checkbox"/> 現地調査を行い、信頼性を高めました	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
カ 証明情報に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 証明書等の届出先や発行元実際に届出されたか、許可書を発行した書類であるかどうか等を照会しました	
	<input type="checkbox"/> 証明書等の届出先等は汚職の可能性が低く、違法伐採対策に関する法令が整備されていることを確認しました	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
キ 調達先に関する情報	<input type="checkbox"/> 「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨の契約等を結んでいます	
	<input type="checkbox"/> 取引実績があり、木材・木材製品の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	
	<input type="checkbox"/> 合法性に関する第三者機関による認証(森林認証等)、認定(合法木材供給事業者認定等)等を受けています	
	<input type="checkbox"/> 木材・木材製品の合法性に関する行動規範や、取組等について公表しています	
	<input type="checkbox"/> 関係者へ問合せを行い、過去に問題を起こしたことはないか等を確認しました	
	<input type="checkbox"/> 譲受けた木材・木材製品について、森林所有者や樹木の伐採をした事業者までのサプライチェーンを把握しています	
<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):		

合法性確認の手引き

【更新版イメージ】

チェックリスト2 木材・木材製品の違法伐採リスクの確認に係る確認事項

「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認できれば、下位の項目の確認は省略可能です。

No.	低リスク評価寄与度			確認内容	チェックリスト1-1, 1-2の事項
	大	中	小		
1 総論					
(1)	<input type="checkbox"/>			収集等した全ての書類は、期限は有効、発行日は適当なものです	ウ、カ
(2)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の全量についての原材料情報(樹種、伐採地域、証明書)を把握できています	ア、イ、ウ
(3)		<input type="checkbox"/>		木材・木材製品は、単一の樹種で構成されているものです	ア、エ
(4)			<input type="checkbox"/>	木材・木材製品の一部についての原材料情報(樹種、伐採地域、証明書)を把握できています	ア、イ、ウ
2 樹種					
(1)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	ア、エ
(2)		<input type="checkbox"/>		木材・木材製品の樹種に関し、範囲が明確な総称(SPFなど)を把握しています	ア、エ
(3)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の樹種は、記載された伐採地域に分布するものであり、かつ、その地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	エ
(4)		<input type="checkbox"/>		植林木／人工林由来の樹木のみが原材料として使われています	ア
(5)			<input type="checkbox"/>	伐採地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ
3 伐採地域					
(1)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の原材料の樹木について、伐採地域を把握しています	イ、オ
(2)		<input type="checkbox"/>		伐採地域に関し、国よりも広範な地域(アジアなど)は把握しています	イ、オ
(3)	<input type="checkbox"/>			現地で伐採跡地を調査することにより、真正性を確認しました	オ
(4)		<input type="checkbox"/>		伐採地の衛星データ等を確認し、真正性を確認しました	オ

4 証明情報

(1)	<input type="checkbox"/>			当該情報を収集等することができ、補足情報を用いて真正性を確認しました	ウ、カ
(2)		<input type="checkbox"/>		当該情報を収集等することができました	ウ
(3)			<input type="checkbox"/>	譲受けた木材・木材製品について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ
(4)	<input type="checkbox"/>			伐採地域は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	カ
(5)		<input type="checkbox"/>		伐採地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	カ
(6)	<input type="checkbox"/>			伐採された樹木は法令による規定が適用されない樹木であることを確認しました(除伐等の手続不要な伐採など)	ウ、カ

5 調達先に関する情報

(1)	<input type="checkbox"/>			調達先と「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ
(2)		<input type="checkbox"/>		調達先とは取引実績があり、木材・木材製品の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ
(3)			<input type="checkbox"/>	調達先は、森林認証(FSCやPEFC)等の第三者機関による認証等を受けた事業者です	キ
(4)			<input type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材・木材製品の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ

上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと確認し、合法性確認木材等であるかどうかを判断

<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと確認し、合法性確認木材等であると判断しました
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと確認し、合法性確認木材等でない木材だと判断しました

クリーンウッド法改正で 何が変わる？

現行法と改正法で大きく変更となるポイントや、具体例等をご紹介します

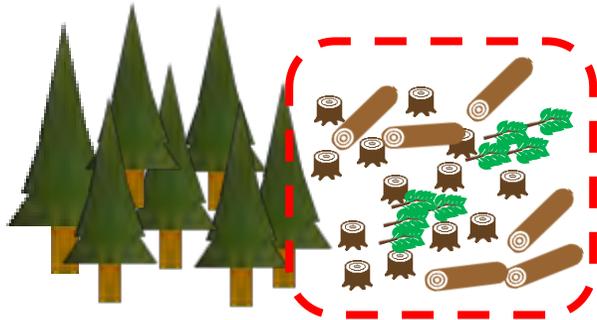
1. 対象物品の考え方（林地残材、製材端材等の扱い）

【現行法】林地残材や製材残材等は対象外

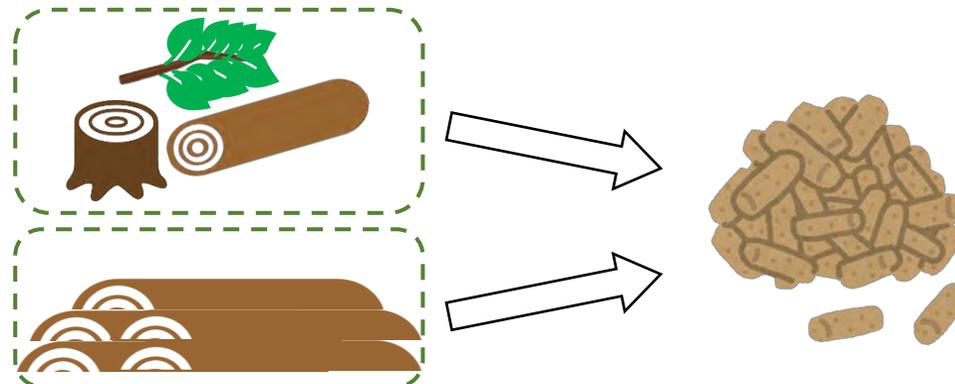
【改正法】以下は法の対象

- ① 譲渡す目的で収集した林地残材や製材等残材
- ② ①が原料である木材等

【例1】林地残材



【例2】背板等の製材端材



【例3】林地残材や製材等残材が原料であるチップ・木質ペレット

これらの物品を他の事業者へ譲渡す場合は、国産・輸入問わず改正法の義務等の対象

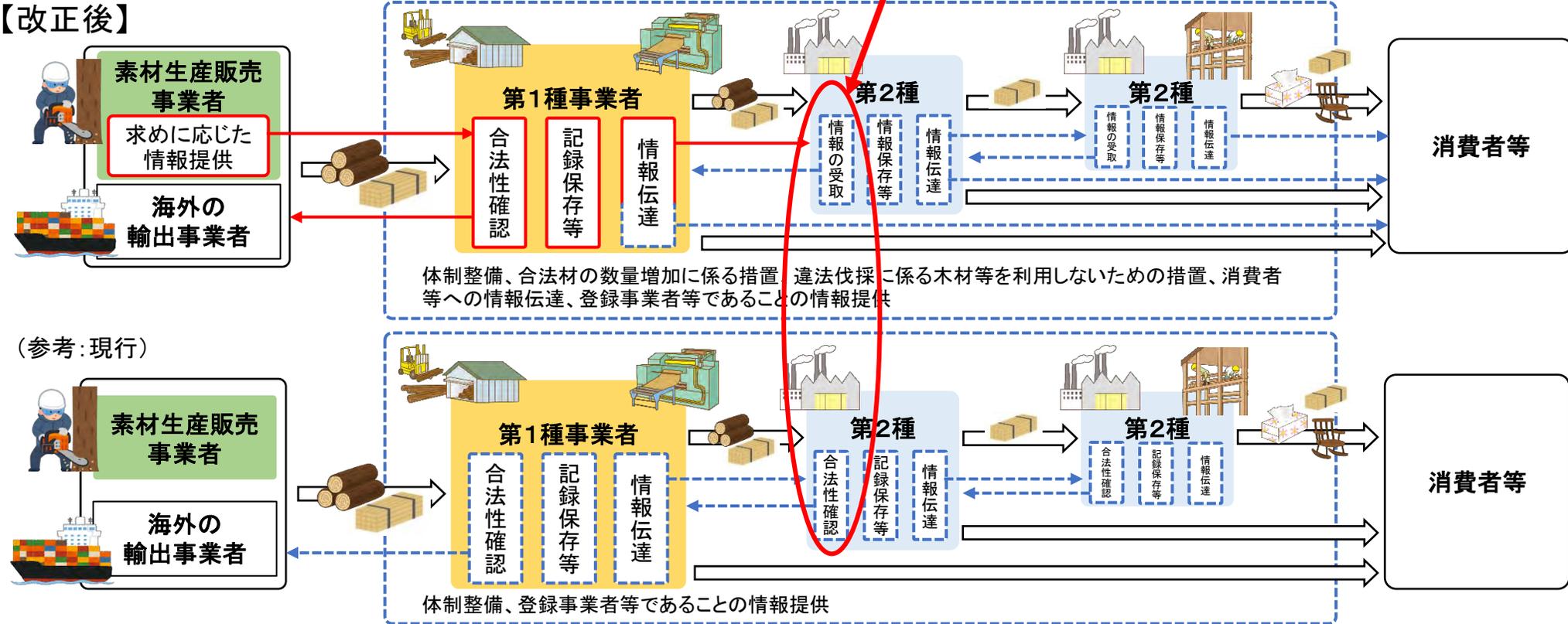
2. 第2種事業者における情報伝達について

【現行法】 第1種事業者から提供された情報を元に、第2種事業者は合法性確認を行い、出荷物全体としての合法性確認結果を伝達

【改正法】 第1種事業者から合法性確認結果等の情報を受領し、その内容をそのまま伝達

⇒ : 木材等の流れ ◻⇒ : 義務 ◻⇒ : 努力義務

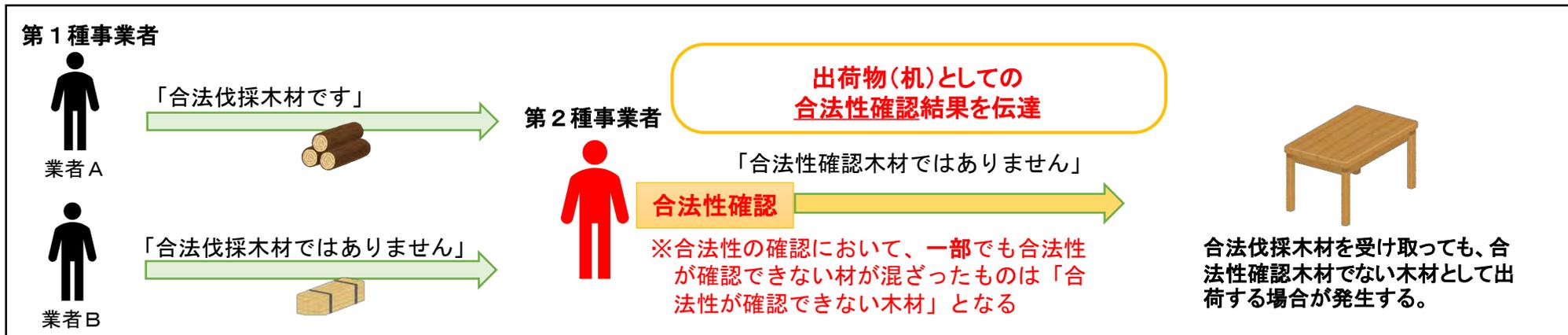
ここに注目



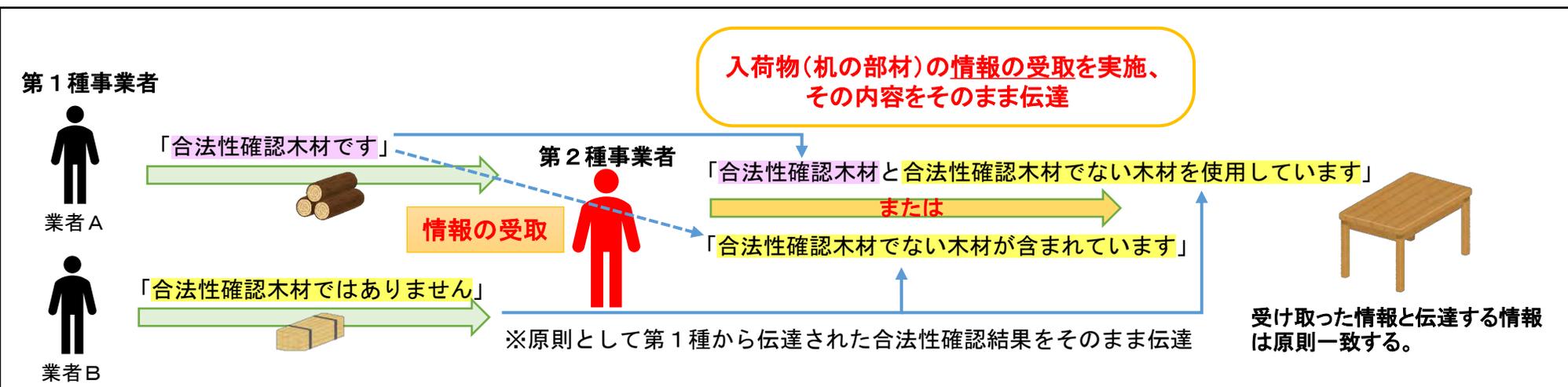
2. 第2種事業者における情報伝達について

現行（合法性確認）と改正後（情報の受取）の違いについて

現行【合法性確認による伝達】



改正後【情報の受取による伝達】



2. 第2種事業者における情報伝達について

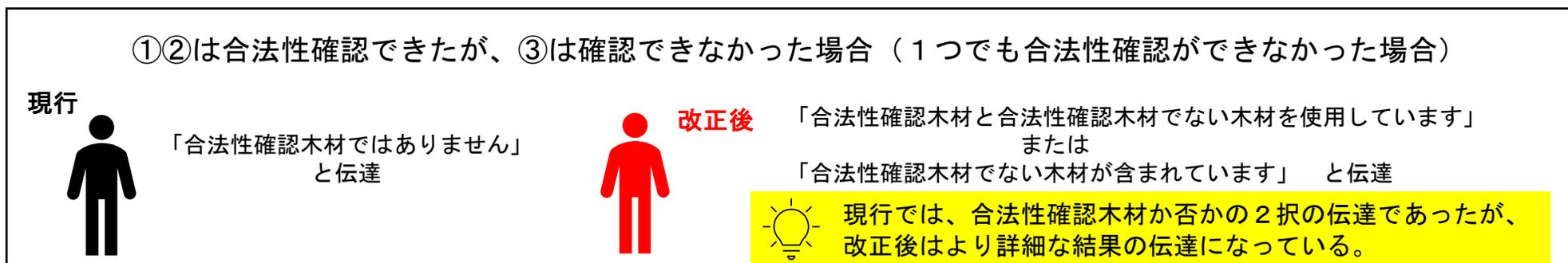
I 【1つの確認材の情報伝達】

(例) 第1種事業者1社のみから入荷した丸太を加工した柱材10本組の情報伝達



II 【複数の確認材の情報伝達】

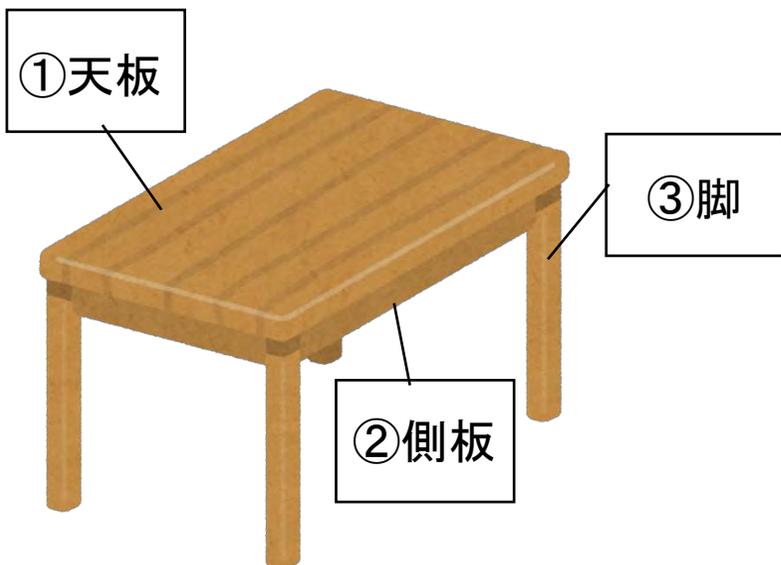
(例1) 複数の第1種事業者 (①②③) から入荷した丸太を加工した柱材10本組の情報伝達



2. 第2種事業者における情報伝達について

Ⅱ つづき【複数の確認材の情報伝達】 (例2) 複数の部材からなる家具等の情報伝達

複数の第1種事業者①②③から
譲受けた材を使用し、作成した机



改正後では、小売事業者も
木材関連事業者追加されます。

①②③すべてで合法性が確認できた場合

現行



「合法性確認木材です」
と伝達

改正後



原則は

「3種類の合法性確認木材です」と伝達

※「3種類の」は省略可。
※全て合法性確認木材である旨を
強調する文言の追加可。

①②は合法性確認できたが、③は確認できなかった場合
(1つでも合法性確認ができなかった場合)

現行



「合法性確認木材ではありません」
と伝達

改正後



「合法性確認木材と合法性確認木材でない木材を使用しています」
または
「合法性確認木材でない木材が含まれています」 と伝達



現行では、合法性確認木材か否かの2択の伝達であったが、
改正後はより詳細な結果の伝達になっている。

2. 第2種事業者における情報伝達について

情報伝達に関する対照表

事例		現行	改正後
1つの確認材の情報伝達 (第1種事業者1者のみから木材を入荷した場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・合法性確認が出来た場合「合法性確認木材です」と伝達 ・合法性確認が出来なかった場合「合法性確認木材ではありません」と伝達 <p>※変更無し</p>	
複数の確認材の情報伝達 (複数の第1種事業者①②③)から木材を入荷、またその木材を使用し家具等を作成した場合	①②③のすべてで合法性が確認できた場合	「合法性確認木材です」と伝達	<p>原則は「3種類の合法性確認木材です」と伝達</p> <p>※「3種類の」は省略可。 ※全て合法性確認木材である旨を強調する文言の追加可。</p>
	①②③のいずれかで合法性が確認できなかった場合	「合法性確認木材ではありません」と伝達	<p>「合法性確認木材と合法性確認木材でない木材を使用しています」</p> <p>または</p> <p>「合法性確認木材でない木材が含まれています」と伝達</p>



現行では、出荷物が合法性確認木材か否かの2択の伝達であったが、改正後は出荷物を構成する各入荷した部材の確認結果の伝達が必要になっている。

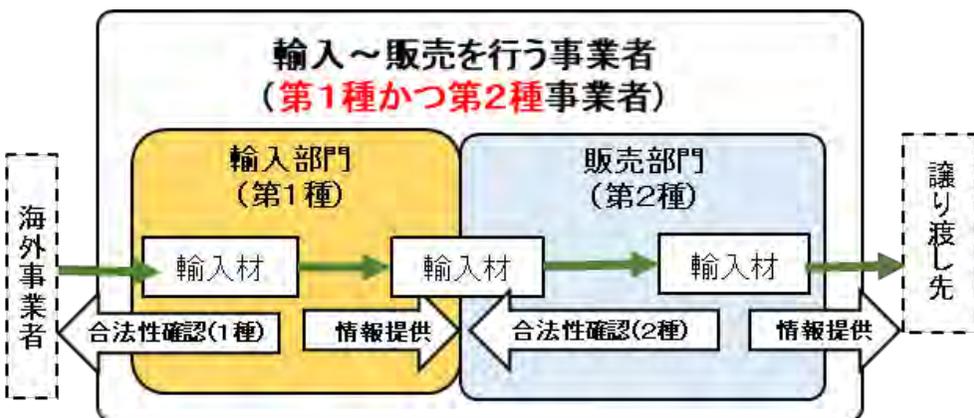
3. 輸入事業者の登録種別の考え方

【現行法】 輸入部分を第1種、販売部分を第2種として両方の登録

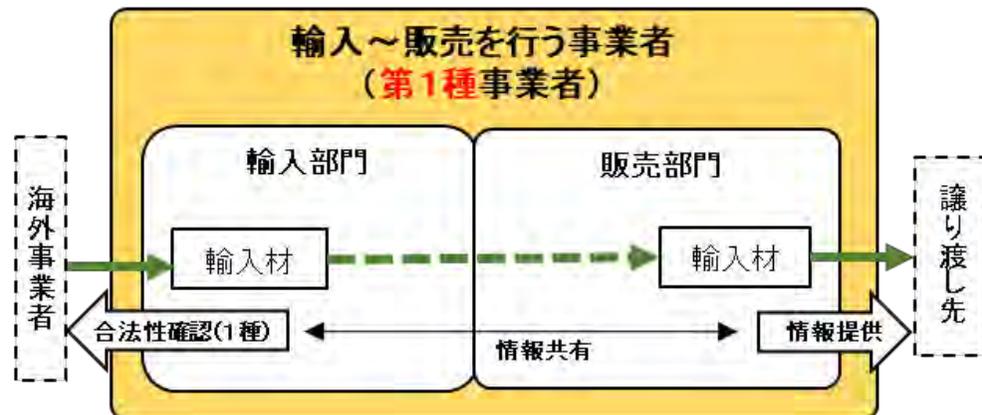
【改正法】 輸入事業者は輸入～販売を含めて第1種登録のみ

※ただし、国内の他の木材関連事業者から木材等を調達して販売している場合は、当該事業は第2種事業に該当するため第2種登録が必要

(現行法)



(改正法)



4. 第1種事業者の定期報告 一定規模以上の考え方

【改正法】基準以上となった第1種事業者は、毎年1回①及び②を主務大臣に報告

- ① 第1種事業者として譲受けた木材等の総量
- ② ①のうち合法性確認木材等の数量

1. 一定規模の基準

第1種事業として譲受けた区分1～3ごとの量

区分1	： 国産材（丸太）の総量	3万m ³
区分2	： 輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m ³
区分3	： 輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン

2. 報告対象

- (1) 第1種事業として譲受けた木材等についてのみ報告
- (2) 区分1～3のいずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

3. 報告内容

(1) 譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を種類別に報告

① 【区分1、区分2】木材の単位：任意

木材の種類：「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」

② 【区分3】家具・紙等の単位：トン（任意の換算係数で単位を統一）

家具・紙等の種類：「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」

(2) (1)のうち合法性確認木材等の数量

① (1)で用いた単位と揃えること

② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、合法性が確認できた木材等の数量

4. 第1種事業者の定期報告 一定規模以上の考え方 例①

【例1】 1年間で以下の木材等を木材関連事業者として譲受けをした製材工場Aについて

- ① 素材生産販売事業者αから10,000m³の国産丸太を購入（全量が合法性確認木材）
- ② 素材生産販売事業者βから20,000m³の国産丸太を購入（うち、10,000m³が合法性確認木材）
- ③ 自社有林から5,000m³の丸太を調達（全量が合法性確認木材であり、全て製材に加工して譲渡しを行った）

◇Step1. 対象となる木材等の整理（第2種又は消費者として譲受けた木材等は対象外）

- ・ ①～③いずれも第1種として譲受けた木材であるため、全て対象

◇Step2. 対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算も）

- ・ ①～③いずれも“m³”の丸太で統一されているため作業不要

◇Step3. 各区分の総量を求め報告の要否について確認

	国産材 【区分1】	輸入木材等		第2種事業者 又は消費者として 譲受けた木材等
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	10,000m ³			
②丸太	20,000m ³			
③丸太	5,000m ³			
合計	35,000m ³	0m ³	0トン	
基準	30,000m ³	30,000m ³	15,000トン	

⇒ 区分1で基準以上となるため、全ての区分について報告の必要あり

◇Step4. 報告内容及び報告先

- ・ 譲受けた木材等の総量 : 区分1 = 35,000m³、その他の区分 = 0m³
- ・ 合法性確認木材等の数量 : 区分1 = 25,000m³

⇒ 木材のみを取り扱うため、農林水産大臣あてに報告

4. 第1種事業者の定期報告 一定規模以上の考え方 例②

【例2】 1年間で以下の木材等を譲受けをした合板工場Bについて

- ① 素材生産販売事業者から25,000m³の国産丸太を購入（全量が合法性確認木材）
- ② 流通事業者から5,000m³の製材を購入（うち、3,000m³が合法性確認木材）
- ③ 海外事業者から2,500,000枚の単板を輸入（うち、2,000,000枚が合法性確認木材）
- ④ 海外事業者から25,000m³の製材を購入（うち、全量が合法性確認木材）

◇Step1. 対象となる木材等の整理（第2種又は消費者として譲受けた木材等は対象外）

- ・ ①、③、④は第1種として譲受けた木材であるため対象（②は第2種として譲受けた木材であるため対象外）

◇Step2. 対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算も）

- ・ ③の単板2,500,000枚 = 17,500m³（工場Bで通常用いられる丸太換算係数：0.007m³/枚を使用）
- ・ ④の製材25,000m³ = 42,500m³（工場Bで通常用いられる丸太換算係数：1.7を使用）

◇Step3. 各区分の総量を求め報告の要否について確認

	国産材 【区分1】	輸入木材等		第2種事業者 又は消費者として 譲受けた木材等
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	25,000m ³			
②製材				5,000m ³
③単板		2,500,000枚 = 17,500m ³		
④製材		42,500m ³		
合計	25,000m ³	60,000m ³	0トン	
基準	30,000m ³	30,000m ³	15,000トン	

⇒ 区分2で基準以上となるため、全ての区分について報告の必要あり

◇Step4. 報告内容及び報告先

- ・ 譲受けた木材等の総量：区分1 = 丸太25,000m³、区分2 = 単板2,500,000枚 製材25,000m³、区分3 = 0m³
- ・ 合法性確認木材等の数量：（例）区分1 = 25,000m³、区分2 = 単板2,000,000枚 製材25,000m³

⇒ 木材のみを取り扱うため、農林水産大臣あてに報告

5. 第1種事業者の記録の作成・保存

- (1) ①収集等した原材料情報に関する情報、②合法性確認の結果、③確認の理由について記録を作成
- (2) 合法性確認を行った木材等を譲渡すまでに作成
- (3) 原則5年間保存

1. 記録作成の単位

- (1) 簿冊等の作成単位：原則事業所ごと（複数事業所が一括して譲受けを行っている場合はこの限りではない）
- (2) 簿冊内の整理の単位：国産・輸入の区分、取引をした期間など任意の区分に応じて整理
- (3) 記録の作成単位：合法性確認を行った単位（合法性確認はトラック、コンテナ等の譲受け単位で行う必要はない）

2. 記録の内容

- (1) 収集した原材料情報の内容（例 スギ／宮崎県／伐採造林届出書）
 - ① 樹種：取引において通常用いている名称（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ② 伐採地域：国名。国産は、A. 国産、B. 都道府県、C. 市町村など（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ③ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい）
- (2) 合法性確認木材等であるか否か
- (3) 合法性確認の理由：（2）の根拠が分かるように記録
 - 例1 ○○という関連情報を用いて判断した
 - 例2 収集した原材料情報が真正であると判断した
 - 例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
 - 例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した

3. 記録の方法

書面又は電子

4. 記録の作成の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

5. 記録の保存期間

作成の日から5年間（ただし、作成の日から譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

5. 第1種事業者の記録の作成・保存 具体例

必要事項（①原材料情報の内容、②合法性確認結果、③合法性確認の理由）が記録されていれば形式は自由ですが、いくつか例を示します

【保存方法】



紙ファイル

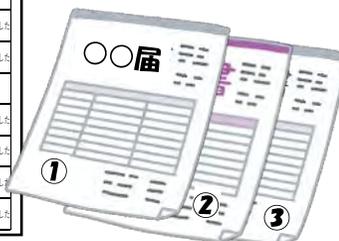


電子データ

例① 合法性確認結果等一覧表＋原材料情報

証明書No	樹種	伐採地域	合法性確認結果	理由
①	スギ	福島	合法性確認木材	取集した原材料情報等を踏まえて、内容に照り判断した
	ヒノキ	栃木	合法性確認でない	十分な情報を収集できなかった
②	スギ	福島	合法性確認木材	取集した原材料情報等を踏まえて、内容に照り判断した
③	スギ	福島	合法性確認木材	取集した原材料情報等を踏まえて、内容に照り判断した
④	広葉樹	茨城	合法性確認でない	原材料情報の真正性に疑義
⑤	スギ	福島	合法性確認木材	取集した原材料情報等を踏まえて、内容に照り判断した
⑥	マツ	福島	合法性確認木材	取集した原材料情報等を踏まえて、内容に照り判断した
⑦	ヒノキ	宮城	合法性確認木材	取集した原材料情報等を踏まえて、内容に照り判断した
⑧	スギ	宮崎	合法性確認木材	取集した原材料情報等を踏まえて、内容に照り判断した

原材料情報や合法性確認結果・理由等を整理した表と証明書をセットで保管



例② 合法性確認単位毎の確認結果等＋原材料情報のセット

合法性確認を行った単位ごとに結果の記録と証明書をセットで保存

○月○日
合法性確認木材
自社DD基準に
基づき合法性を
確認した



△月×日
合法性確認木材
取引実績も踏まえ
原材料情報は真
正と判断



△月○日
合法性確認木材
相手方は認定事
業者であり原材料
情報は真正と判断



例③ 確認結果等別に保管

合法性確認結果や判断理由が同じものをまとめて保管
※確認結果や理由を表紙等に記載し、当該物件の
原材料情報を保管



例④ システムに登録

現在開発中のシステムに登録すべき事項を登録

※画面イメージ

合法性確認結果登録

合法性確認結果の登録をします。必須事項を入力後、登録ボタンを押してください。

原材料情報

原材料ID:2507-000025

原材料情報1		収集した原材料情報の内容	
伐採地域・国	日本 山形県		
樹種	ヒノキ クロマツ		
合法性証明書	証明書種別	伐採造林届適合通知	
	証明書	xxxの伐採造林届.pdf	
原材料情報2			
伐採地域・国	日本 栃木県		
樹種	スギ クヌギ		
合法性証明書	証明書種別	森林経営計画書	
	証明書	xxxに関する森林経営計画書.pdf	

その他関連情報

その他関連情報がある場合に入力してください

合法性確認の信頼性を向上させる
ためのその他関連情報

その他ファイル

その他に添付したいファイルがある場合に登録してください。ファイルサイズは5MBが上限です

ここにファイルをドロップまたは

[ファイルを選択](#)

ファイルが未選択です

確認結果 必須

合法性確認結果 (定型文から選択or自由記載)

確認結果を選択してください。選択肢に当てはまるものがない場合は他を選択後、確認結果を入力してください。

その他

確認結果の理由 必須

合法性確認理由 (定型文から選択or自由記載)

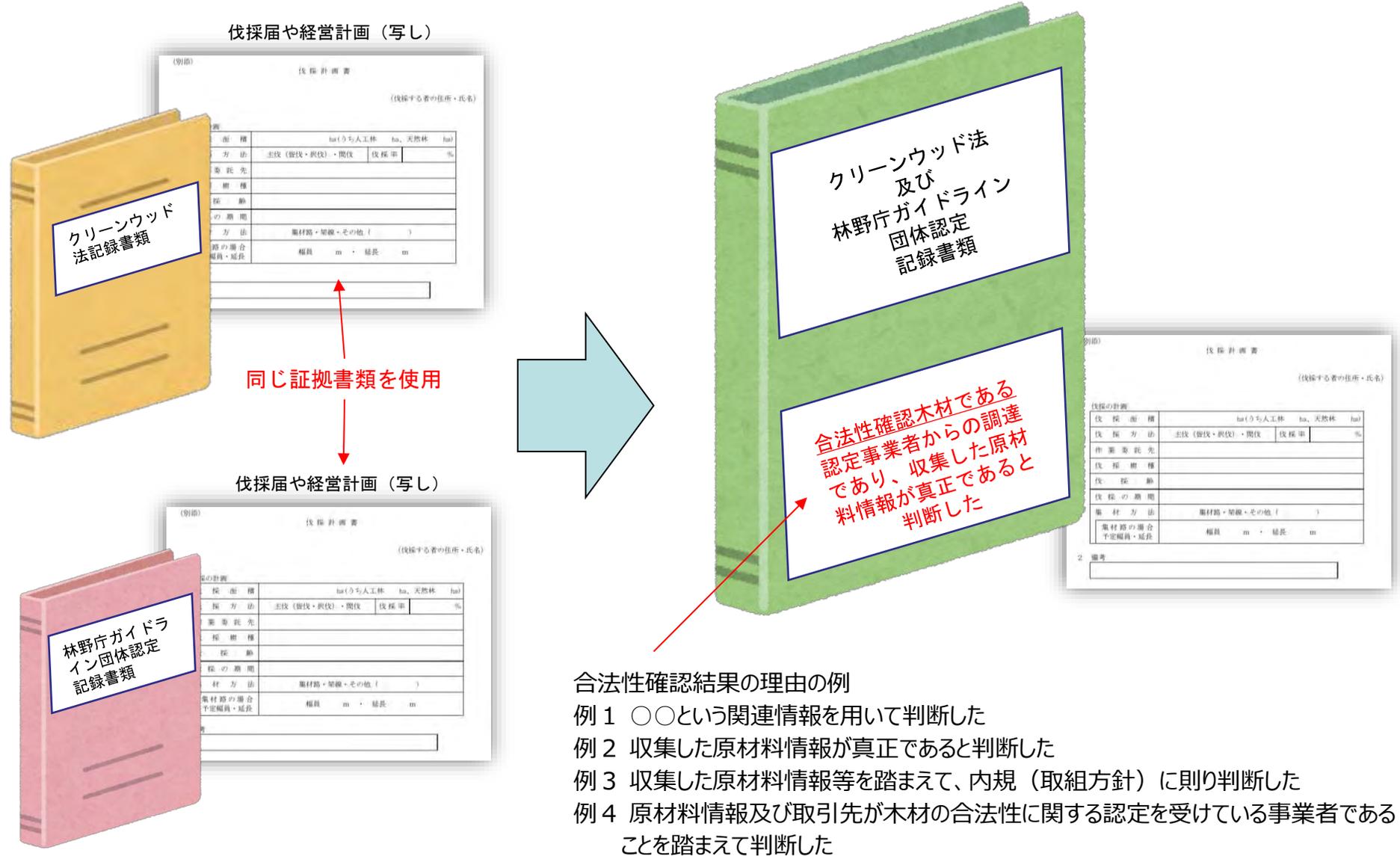
確認結果の理由を選択してください。選択肢に当てはまるものがない場合は他を選択後、確認結果を入力してください。

その他

参考：他制度の記録とまとめたの保管

他制度に基づく合法性関係の記録の保存においてグリーンウッド法と重複する場合、1つのファイルにまとめて保管してもかまいません。同じ書類をコピーして複数のファイルで保存する必要はありません。

※あくまでグリーンウッド法としては問題ないとの解釈ですので、他制度の運用においても問題ないかは別途ご確認ください



参考：原材料情報の保存パターン

1. 証明書だけで原材料情報として完結

証明書に樹種、伐採地域の記載あり



2. 証明書+αで原材料情報として完結

① 証明書+別書類



原材料情報の一部（樹種等）の記載がない証明書

証明書に記載ない情報（樹種や伐採地域）を記載した納品書等

② 証明書に直接追記



不足する原材料情報を証明書に直接書き込むことで原材料情報として完結

③ 証明書+一覧表等

証明書No	樹種	伐採地域	合法性確認結果	理由
①	スギ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を踏まえて、内部に割り判断した
	ヒノキ	栃木	合法性確認でない	十分な情報を収集できなかった
②	スギ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を踏まえて、内部に割り判断した
③	スギ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を踏まえて、内部に割り判断した
④	広葉樹	茨城	合法性確認でない	
⑤	スギ	福島	合法性確認木材	
⑥	マツ	福島	合法性確認木材	
⑦	ヒノキ	宮城	合法性確認木材	
⑧	スギ	宮崎	合法性確認木材	

樹種・伐採地域

証明書と対応できる形で樹種や伐採地域を一覧表にとりまとめ

改正クリーンウッド法 Q&A

改正法に関するよくある質問についてご紹介します。

Q1: クリーンウッド法の対象物品でないものを製造するために対象物品(素材や製材等)を譲り受けた場合、合法性の確認等は必要か

A: 対象物品(木材等)でないものを製造する者は木材関連事業者該当せず、合法性確認等は不要です。

ただし、譲り受けの時点で製造する物品が対象物品か対象外物品か決まっていな、または同じ原料を用いて対象物品と対象外物品を製造しており入荷の際に分別できない場合などは、入荷分全体について合法性確認等を行うことが必要です。なおその場合も、製造した対象外物品については譲り渡す際の情報伝達は不要です。

Q2: 製材端材をチップ用としてチップ製造業者へ販売する場合、製材端材および製造されたチップは対象物品に該当するか

A: 該当します。

素材生産の過程で発生する枝葉や林地残材、風倒木処理や流木採取等の伐採に類する行為により生産した丸太、工場から発生する端材やのこくず等について、譲渡しや木材等への加工を目的として収集する場合は、法の対象となります。譲渡しを目的として生産されているので、クリーンウッド法における「木材」の対象外となる「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするもの」には該当しません。

Q3: 第1種木材関連事業者は、取り扱う全ての木材等に対して、合法性確認等の義務が課されるのか

A: 第1種事業者が取り扱う全ての木材等について合法性確認等の義務が課される訳ではありません。

(1) 合法性確認、記録の保存、情報伝達いずれの義務も課されない場合

① 第2種事業者として木材等を譲受ける場合

例) 原木市場から丸太を購入する製材工場
輸入商社から単板を購入する合板工場

② CW法の対象外物品を製造するために木材等を譲受ける場合

例) 丸太を素材生産販売事業者から購入し玩具(対象外物品)を作る工場
丸太(しいたけ原木)を森林所有者から購入し、ほだ木を作る工場

③ 消費者として木材等を譲受ける場合

例) 製材工場が事務所で使用する木製家具を自ら輸入する場合
原木市場が素材生産販売事業者から購入した丸太をベンチに加工し、事務所で使用する場合

(2) 情報伝達の義務のみ課されない場合(情報の収集、合法性の確認、記録の保存の義務は課される)

第1種事業者が木材等を消費者等に譲渡す場合

例) 家具工場が素材生産販売事業者から購入した丸太を家具に加工し、消費者に販売する場合
原木市場が丸太を法の対象外物品を製造する事業者に譲渡す場合

素材生産販売事業者が行う原材料情報の提供

Q4: 原材料情報の提供において、証明書等の一部を黒塗りしてもよいか

A: 適宜黒塗りして問題ありません。

情報提供にあたっては、原材料情報としての情報を損なわない範囲において、黒塗り等をして差し支えありません。例えば、契約条件に関する情報等の、原材料情報に該当しない部分であって、素材生産販売事業者にとって商行為上、不利益になり得る部分などについては、提供する必要はありません（提供を拒否してもよい）。

第1種木材関連事業者が行う原材料情報の収集

Q5: 同一の事業者から継続的に木材等を譲り受ける場合、二回目以降についても原材料情報を収集する必要があるのか

A: 2回目以降の譲受けにおいても、原材料情報に変更がないかを確認する必要があります。

同一の事業者から同一の商品を継続的に譲り受ける場合であっても、原材料となる樹木の樹種や伐採地点は途中で変わることも想定されます。このため、2回目以降の譲受けにおいても、原材料情報に変更がないかを確認するようにしてください。

原材料情報が変わらないことが確認できれば、1回目に収集したものを使い回すことは差し支えありません。

Q6: 伐採造林届出書や特定間伐等促進計画等は原材料情報であるが、それらに対して自治体が発行する適合通知書等も原材料情報になるのか

A: 原材料情報となります。

政令第1条第12号で規定する「地方公共団体が（中略）違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報」に該当します。

Q7: 森林外の樹木(屋敷林や街路樹等)についても合法性確認が必要か

A: 国産材の場合、森林外の樹木はクリーンウッド法対象外のため合法性確認等の義務は生じません。ただしクリーンウッド法に準じた合法性確認（この場合は原材料情報となる証明書が収集できないので、“その他関連情報”として所有者からの聞き取りや独自証明等を踏まえて合法性を確認するなど）を行った場合、合法性確認木材（法対象）と混ぜても当該物件は「合法性確認木材」として取り扱えます。

※合法性確認において、一部でも合法性確認木材等でない木材等が含まれると「合法性確認木材でない木材等」となりますが、一部庭木等を含むチップ材等の取扱において分別管理による過度な事業者負担を避ける観点から、法に準じた合法性確認ができたものは「合法性確認木材」と一緒に扱えるものとします。

Q8: 支障木等、伐採届が不要な伐採にかかる木材の合法性はどう確認すればよいのか

A: 伐採造林届書に代えて、政令に定める書類も原材料情報として合法性確認に活用できます。「伐採届等の写しに代わる当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報として政令で定める情報」（改正法第6条）については「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令」に定めているところです。例えば保安施設事業や地すべり防止工事等に伴う支障木伐採については、それを証する書類（当該工事の請負契約書写し等）をもって確認いただけます。

Q9: 民間企業独自の証明書等は合法性確認に使用可能か

A: 原材料情報としての証明書とはなりませんが、「その他関連情報」として活用いただけます。企業の独自証明は、原材料情報としての証明書とはみなせません。ただし合法性の確認は、収集した原材料情報（樹種・伐採地域・証明書）に加え、「その他関連情報」を踏まえて行うことが規定されているので、企業等の独自証明を「その他関連情報」として合法性確認に活用いただくことは差し支えありません。

Q10: すべての原材料情報が収集できれば必ず「合法性確認木材」になるか。逆に一つでも原材料情報を収集できなかつたら「合法性が確認できない木材」となるのか

- A: 原材料情報が全て収集できたことをもって、機械的に合法性確認木材等とはなりません。
収集した原材料情報が必ずしも真正なものであるとは限らないことから、原材料情報に加え、国が提供する情報、素材生産販売事業者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他の木材等の流通及び利用に関する情報を踏まえて合法性確認を行うものとしています。
収集できなかった原材料情報がある場合は、収集できなかったという事実とその他関連情報を踏まえて合法性確認を行っていただくこととなります。

Q11: 合法性が確認できなかった木材等は流通できなくなるのか

- A: 「合法性確認木材等ではない木材等」として流通させることとなります。
クリーンウッド法は流通規制を課すものではなく、合法性の確認とその結果の伝達を通じて合法性が確認された木材等の流通及び利用を促進するものです。
合法性の確認ができなかった場合は、次の取引に際し信頼性の高い取引先を選定するなど、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置（努力義務）に取り組んでいただくことで、合法性が確認された木材等の割合を高めていくことを目指しています。

Q12: 合法性の確認は入荷単位ごとに行わなければならないのか

- A: 合法性確認を行う単位は任意です。
トラックや船といった物理的な木材の入荷単位に加え、事業者、入荷時期等任意のまとまりで合法性の確認を行って差し支えありません。

7/23日の市 入荷材内訳

A. 入荷業者：〇〇林産 入荷日：7/17日
【林野庁GL認定事業者】

トラック 1



証明書①

トラック 2



証明書①

トラック 3



証明書②

B. 入荷業者：△△林業 入荷日：7/17日

トラック 4



証明書③

トラック 5



証明書③

C. 入荷業者：□□組合 入荷日：7/19日
【林野庁GL認定事業者】

トラック 6



証明書④

トラック 7



証明書⑤

トラック 8



証明書⑤

＜考えられる単位の例＞

1. トラックごと：8回確認
(トラック1～8)
2. 証明書ごと：5回確認
(証明書①～⑤)
3. 入荷業者ごと：3回確認
(入荷業者A、B、C)
4. 林野庁GL認定の有無ごと：2回確認
(認定有：A・C、無：B)
5. 入荷日ごと：2回確認
(7/17、7/19)
6. 市ごと：1回確認

※確認をまとめて行う場合、対象に一部でも「合法性確認木材等でない木材」が含まれる場合は、当該木材全体を「合法性確認木材等でない木材」とする必要があることに留意

Q13: 合法性確認結果の異なる材をまとめて出荷する場合、結果をどう伝えればよいか

A: それぞれの確認結果を伝達することが原則ですが、確認結果が同じ場合はまとめて伝達することも可能です。合法性確認木材等でないものが含まれる場合はその旨を明確にすることが重要です。

【例1】3ヶ所の伐採現場から入荷した丸太を加工した柱材10本組

- 丸太① → 証明書：伐採造林届出書 確認結果：合法性確認木材
- 丸太② → 証明書：森林経営計画 確認結果：合法性確認木材
- 丸太③ → 証明書：国有林売買契約書 確認結果：合法性確認木材

⇒ 原則は、「3種類の合法性確認木材です」と伝達（※）する
「3種類の」を省略しても可とする。
全て合法性確認木材である旨を強調する旨の文言を追加してもよい。

【例2】2つの取引先から入荷した丸太から加工した合板100枚

- 丸太① → 証明書：伐採造林届出書 確認結果：合法性確認木材
- 丸太② → 証明書：なし 確認結果：合法性確認木材でない木材

⇒ A. 合法性確認木材と合法性確認木材でない木材を使用しています
B. 合法性確認木材でない木材が含まれています

※ 第1種事業者については、収集等した原材料情報に関する情報も伝達する必要あり

Q14: 第1種事業者として譲受けた木材等と第2種事業者として譲受けた木材等を混ぜて譲渡する場合、合法性確認結果の伝達は義務か

A: 第1種事業者として譲り受けた木材等の合法性確認結果の伝達は義務です。
第2種事業者として譲り受けた木材等の合法性確認結果伝達は努力義務ですが、譲受ける事業者の利益を考えれば第2種として譲受けた木材等も含めた譲り渡す木材等すべての合法性確認結果を伝達することが望ましいです。

【例1】 2つの取引先から入荷した丸太を加工した柱材10本組

丸太① → 第1種事業者として譲受け	証明書：伐採造林届出書	確認結果：合法性確認木材
丸太② → 第2種事業者として譲受け		確認情報：合法性確認木材

⇒ 「（2種類の）合法性確認木材です」

【例2】 2つの取引先から入荷した丸太を加工した柱材10本組

丸太① → 第1種事業者として譲受け	証明書：伐採造林届出書	確認結果：合法性確認木材
丸太② → 第2種事業者として譲受け		確認情報：合法性確認木材でない木材

- ⇒ A. 「合法性確認を行った木材は合法性確認木材です」
（第2種事業者として譲受けた合法性確認木材でない部分については伝達しない）
- B. 「合法性確認木材でない木材が含まれています」
（第1種及び第2種事業者の両方について伝達したこととなる）
- ※ 「合法性確認木材です」のみは譲渡す全ての木材について表現しているとの誤解を与えるので好ましくない

Q15: 情報伝達の際、「合法性確認木材等です」の「等」は必須なのか

A: クリーンウッド法における「木材」を譲り渡す際は「合法性確認木材」と伝達いただいても問題ありませんが、家具・紙等の物品を譲り渡す際は「合法性確認木材等」と伝達してください。

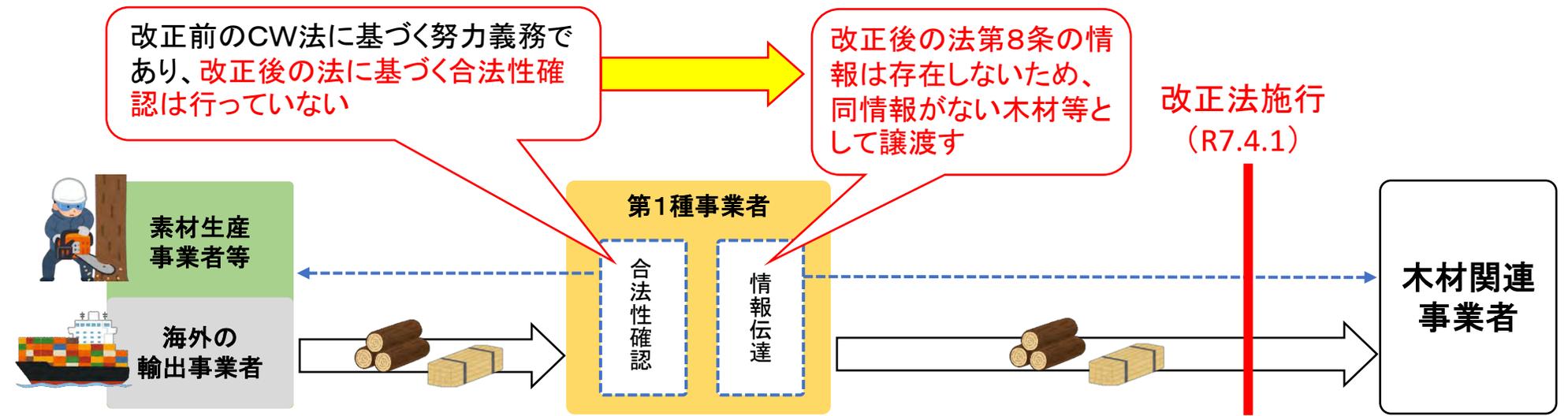
クリーンウッド法における「木材等」(法第2条)

木材	木材等(家具・紙等の物品)
<p>基本方針 一の2</p> <p>(1)素材 丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む</p> <p>(2)板材、角材及び円柱材 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む</p> <p>(3)単板、突き板及び構造用パネル(OSB)</p> <p>(4)(2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等) DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む</p> <p>(5)のこくず・木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない)、チップ及び小片 端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む</p>	<p>施行規則 第2条</p> <ol style="list-style-type: none"> 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの 木材パルプ コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの フローリングのうち、基材に木材を使用したもの 木質系セメント板 サイディングボードのうち、木材を使用したもの 戸(主たる部材に木材を使用したものに限る。)及びその枠(基材に木材を使用したものに限る。) 1～6の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるものうち、木材又は木材パルプを使用したもの

Q16: 第1種木材関連事業者が改正法の施行(令和7年4月1日)以前に仕入れた木材等について、第2種事業者へ出荷の際にどのような情報を伝達すればよいか

A: 第1種事業者の譲受け等の完了が施行日前であれば、改正後の合法性の確認及び情報伝達等の義務の対象とならないことから、合法性確認結果及び原材料情報に関する情報を伝達しなくて差し支えありません。

【施行日前に第1種事業者が譲受けた木材等の譲渡しに係る基本的な考え方】



※ 施行日前に譲受けた木材等については、改正後の合法性の確認等を行った場合、その結果を伝達してもよい
改正後の原材料情報は改正前の合法性の確認において収集すべき情報に含まれているため、すでに収集した情報を用いて机上で改正後の合法性の確認が可能

Q17: すべての製材品や合板について合法性を確認済である旨をホームページ等に掲載することで、取引先の木材関連事業者へ合法性確認結果の情報伝達をしたと見なせるか

A: ホームページへの掲載だけでは情報伝達とは見なせません。

「木材関連事業者は、木材等の譲渡しをする場合における相手方への情報の伝達について、当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を当該譲渡しの相手方に伝達することにより行うものとする。」と規定しています。

情報の伝達とは①他者が知覚できる、②相手方に届いたことが分かる、の2つを満たしている必要があります。合法性確認結果をホームページに掲載する場合、そのホームページのURL等を伝票や契約書などに記載し、相手方へ確実に渡すことができれば、情報伝達をしたこととなります。

Q18: 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」やその他の制度等による合法性に係る情報伝達を、クリーンウッド法の情報伝達に代えられるか

A: 他制度に基づき合法性に関する情報伝達を行っていても、別途クリーンウッド法に基づく情報伝達を行っていただく必要があります。

クリーンウッド法の下で伝達すべき以下の事項をカバーする必要があります。

第一種木材関連事業者においては

①合法性確認結果：「合法性確認木材等である」か否か

②原材料情報に関する情報

第二種木材関連事業者においては

①合法性確認結果：「合法性確認木材等である」か否か

なお、クリーンウッドでは「合法伐採木材」と「合法性確認木材」を区別しているため、「合法伐採木材です」ではなく「合法性確認木材等」である旨を伝達いただく必要があります。

Q18の参考：納品書記載例（第1種→第2種）

納品書

〇〇 株式会社
 〇〇〇〇 部署
 代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日
 発行者： 〇〇 株式会社〇〇〇〇 部署
 所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34
 代表： 山元 花子

本体金額：¥ 999,999,999
 消費税：¥ 999,999,999
 合計金額：¥ 999,999,999

樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用

クリーンウッド法登録木材関連事業者：〇〇〇 - CLW - XXX
 ◆ クリーンウッド法に基づき以下原材料情報を収集しています
 樹種（スギ） 伐採地域（福島県） 証明書等（森林経営計画書）
 ◆ 上記の物件は合法性確認木材です

ロゴマーク等

〇〇県木連00XX号
 ■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています

CW法に基づく伝達情報

- ・登録番号（登録業者の場合）
- ・原材料情報収集結果※ 1
- ・合法性確認結果※ 2

他制度に基づく伝達情報

例：林野庁GLの団体認定
100%SGEC認証材です

※ 1 原材料情報の中身（上記記載例の（スギ）（経営計画書）等）まで伝達するかは任意です。

「全ての原材料情報を収集しています」「原材料情報のうち、証明書は収集できませんでした」などの記載でもかまいません。

※ 2 林野庁ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります

Q18の参考：納品書記載例（第2種→第2種）

納品書

〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日
発行者： 〇〇 株式会社〇〇〇〇 部署
所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34
代表： 山元 花子

本体金額：¥999,999,999

消費税：¥999,999,999

合計金額：¥999,999,999

樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用

CW法に基づく伝達情報

- ・登録番号（登録業者の場合）
- ・合法性確認結果

クリーンウッド法登録木材関連事業者：〇〇〇 - CLW - XXX
◆ 上記の物件は合法性確認木材です。

ロゴマーク等

他制度に基づく伝達情報
例：林野庁GLの団体認定

〇〇県木連00XX号
■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています。

※林野庁ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります

Q18の参考：合法性確認情報記載例（第1種→第2種）

登録事業者の場合は必須→

〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日

発行者： 〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
所在地： 〇〇県 〇〇〇市
〇〇〇〇町
〇〇〇〇〇 12-34
代表： 山元 花子

グリーンウッド法登録木材関連事業者
登録番号：〇〇〇 - CLW - XXX

グリーンウッド法に基づく合法性確認情報

1. 原材料情報の記録に関する情報

原材料情報の収集結果

収集結果	原材料情報	詳細（任意）
<input checked="" type="checkbox"/>	樹種	スギ
<input checked="" type="checkbox"/>	伐採地域	福島県
<input checked="" type="checkbox"/>	証明書等	伐採届

表ではなく「グリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集済みです」といった文章でも可

2. 合法性確認結果

当該物件は合法性確認木材等です

3. その他情報

登録・認証等の情報

制度名等	登録番号	備考
合法木材供給事業者認定	全木連第●●-XX号	合法的に伐採された木材です
SGEC森林認証	JIA-COC-12345	100%SGEC材です

各制度に則した伝達事項等

備考

・2024年●月●日～△月△日納品分

ロゴマーク等

納品書や請求書とは別に、CW法に基づく伝達情報のみ添付書類として提供する場合など

Q19: 素材生産販売事業者による原材料情報の提供義務について、どのような場合に罰則の対象となるのか

- A: 合法性の確認に資する情報について、何も答えない場合であって、主務大臣（農林水産省）の指導及び助言、勧告、公表、命令をしても改善が見られない場合に罰則の対象となる場合があります。
- 原材料情報が不明（樹種が分からない）や不存在（伐採に係る手続そのものがないため証明書が不存在）の場合においては、その旨を木材関連事業者に伝達すれば応諾義務は履行されたこととなります。
- 原材料情報そのものではなく、情報提供の意思がないことを含め、何らか情報を提供すれば義務履行したこととなります。

Q20: 木材関連事業者はどのような場合に、罰則の対象となるのか

- A: 情報収集・整理、記録の作成・保存、伝達の実施に関し必要があると認められるとき、指導、助言、勧告、公表、命令の段階を経ても改善が見られない場合等に、罰則がかかる可能性があります。
- 合法性の確認については、実施状況に疑義が生じた場合には、法第40条第1項の報告徴収・立入検査の対象になる可能性があります。

チェック

いくつかの事例について
回答を考えてみてください

チェック①:

机と玩具を製造するために素材生産販売事業者から木材を調達している。
合法性確認は義務でしょうか？

答え

机は対象物品なので原料となる木材の合法性確認が義務。

一方、玩具は法対象物品ではないので、玩具の原料となる木材の合法性確認は不要。

※同じ木材から机と玩具を製造しており
区分け不可な場合は、玩具分も含めて
合法性確認を行う

チェック②:

第1種木材関連事業者が、パレットのみ製造しているパレット製造事業者へ木材を譲り渡す際に、合法性確認結果等の情報伝達は義務でしょうか？



ヒント: パレットはクリーンウッド法対象物品ではありません

答え

法対象物品のみ製造する事業者への譲り渡しにおいて、情報伝達義務は課されません。

チェック③:

1年間で以下の木材等を譲受けした商社について、定期報告では①～③のどの情報を誰に報告する必要があるでしょうか？

- ① 素材生産販売事業者から20,000m³（全量合法性確認木材）の国産丸太を購入し、うち100 m³を自社で消費
- ② 海外事業者から17,650m³の製材（丸太換算30,000m³）を購入（うち、15,000m³が合法性確認木材）
- ③ 海外事業者から30,000,000枚のフローリング（トン換算で24,000トン）を購入（うち、20,000,000枚が合法性確認木材等）

答え

- ①（自社消費分100m³除く）及び
- ②③全ての数量を
農林水産大臣及び
経済産業大臣へ報告

1年間で以下の木材等を譲受けした商社Cについて

- ①素材生産販売事業者から20,000m³（全量合法性確認木材）の国産丸太を購入し、うち①' 100m³を自社で消費
- ②海外事業者から17,650m³の製材を購入（うち、15,000m³が合法性確認木材）
- ③海外事業者から30,000,000枚のフローリングを購入（うち、20,000,000枚が合法性確認木材等）

◇Step1. 対象となる木材等の整理（第2種又は消費者として譲受けた木材等は対象外）

- ・①、②、③は第1種として譲受けた木材であるため対象（①' は消費者として譲受けた木材であるため対象外）

◇Step2. 対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算も）

- ・②の製材17,650m³ = 30,000m³（商社Cで通常用いられる丸太換算係数：1.7を使用）
- ・③のフローリング30,000,000枚 = 24,000トン（商社Cで通常用いられる換算係数：0.0008トン／枚を使用）

◇Step3. 各区分の総量を求め報告の要否について確認

	国産材 【区分1】	輸入木材等		第2種事業者 又は消費者として 譲受けた木材等
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	19,900m ³			
②製材		30,000m ³		100m ³
③フローリング			30,000,000枚 = 24,000トン	
合計	19,900m ³	30,000m ³	24,000トン	
基準	30,000m ³	30,000m ³	15,000トン	

⇒ 区分2及び3で基準以上となるため、全ての区分について報告の必要あり

◇Step4. 報告内容及び報告先

- ・譲受けた木材等の総量：区分1 = 丸太19,900m³、区分2 = 製材17,650m³、区分3 = フローリング24,000トン
- ・合法性確認木材等の数量：
（例）区分1 = 19,900m³、区分2 = 15,000m³、区分3 = 16,000トン

⇒ 木材及び家具・紙等の物品を取り扱うため、農林水産大臣及び経済産業大臣あてに報告

チェック④:

第2種木材関連事業者が、「合法性確認木材」と「合法性確認木材でない木材」をまとめて（または組み合わさった製品等を）出荷する場合、当該物件の合法性確認結果をどのように伝達すべきでしょうか？

- A. 「合法性確認木材ではありません」
- B. 「合法性確認木材と合法性確認木材ではない木材を使用しています」
- C. 「合法性確認木材でない木材が含まれています」

答え

BまたはC

※現行法のもとではAでした

チェック⑤:

以下の対応は正しいでしょうか？

「現在森林認証材を調達し、自らもCoC認証を取得しており伝票には『森林認証材』である旨記載して出荷しているので、グリーンウッド法における情報伝達のために新たに対応する必要はない。」

答え

正しくありません。

合法性に係る他制度に基づく伝達を行っている場合でもグリーンウッド法に基づく合法性確認等を実施のうえ

- ・ 原材料情報に関する情報(第1種のみ)
- ・ 合法性確認木材等であるか否か

を伝達いただく必要があります

今後のスケジュール

時期	内容
令和6(2024)年	
10～11月	改正法説明会(4回、委託事業)
11月頃	・原材料情報に係る告示の公布 ・県産材証明リスト公表
12月頃	Q&A等の更なる運用資料公表
令和7(2025)年	
4月1日	改正法施行

クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ 「クリーンウッド・ナビ」

「クリーンウッド・ナビ」は、林野庁が運営するクリーンウッド法に関する情報を提供するWEBサイトです。クリーンウッド法の仕組みや合法性の確認に役立つ情報などを幅広く掲載しています。



クリーンウッド・ナビは以下よりアクセスできます
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>



クリーンウッド法 についての情報

クリーンウッド法における対象事業者、事業者の役割などについて詳細な情報を掲載しています。

各国における合法 伐採等の取組の情報

木材関連事業者の方々が、木材等の合法性を適切に確認できるように、主要な生産国における木材の流通や関連法令など、実務に活用していただける情報を提供しています。

木材関連事業者の 登録制度

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録制度、登録方法について掲載しています。また、登録された木材関連事業者の一覧も掲載しており、検索機能を使って事業者を簡単に探すことができます。

ご質問やご相談はこちらにお問い合わせください

法制度全般、木材に関すること



林野庁 林政部 木材利用課
合法伐採木材利用推進班

☎ 03-6744-2496

✉ cleanwood@maff.go.jp

家具、紙等の物品 に関すること



経済産業省 製造産業局
生活製品課

☎ 03-3501-1511

✉ bzl-cleanwood@meti.go.jp

建築・建設 に関すること



国土交通省 住宅局 住宅生産課
木造住宅振興室

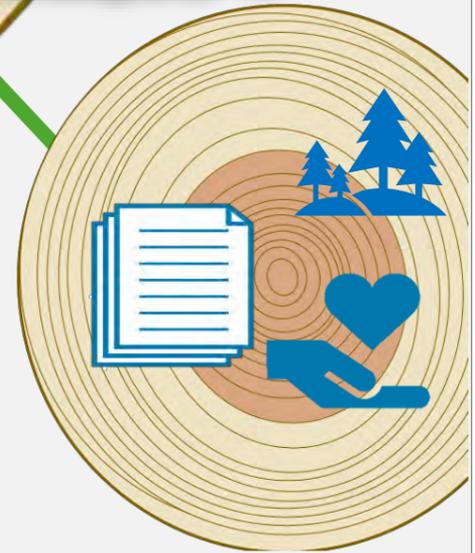
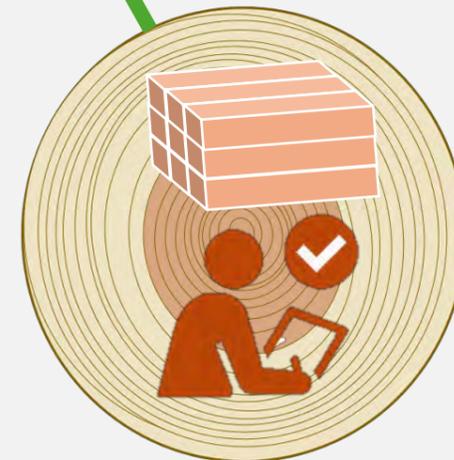
☎ 03-5253-8111

✉ hqt-cleanwood@gxb.mlit.go.jp

これで完璧！

クリーンウッド法

誰もが安心して使える木材の供給を目指して



2017年に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称：クリーンウッド法）は、合法性が確認された木材等の流通を促進し、違法伐採及び違法伐採木材等の流通を抑制することを目指すものです。この冊子では、クリーンウッド法のあらままと、事業者の皆様の役割を紹介します。



事業者は合法伐採木材等の利用に取り組む必要があります



クリーンウッド法とは

違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、我が国では、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考えのもと、2006年から、グリーン購入法に基づき政府調達においては、合法性が証明された木材が調達されることとなりました。このような取り組みを、民間の調達まで拡大する仕組みとして、2016年5月「クリーンウッド法」が制定されました。

この法律は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的として、登録制度等を定めるとともに、事業者が行う義務及び事業者や国が取り組むべき措置等について定めています。

クリーンウッド法と対象となる各事業者の役割（義務と努力義務）

クリーンウッド法における各事業者の役割（義務と努力義務）は次のとおりです。

○素材生産販売事業者

木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する情報を提供する**義務**（詳細は→p.4）

○木材関連事業者

- ・第1種木材関連事業には合法性の確認等を行う**義務**（詳細は→p.5～6）
- ・第2種木材関連事業には情報受取等の**努力義務**（詳細は→p.7～8）
- ・第1種・第2種ともに合法伐採木材の利用確保のための措置に関する**努力義務**（詳細は→p.8）

義務と努力義務とは

義務：法律によって定められた行動を必ず行うべき事項
努力義務：法律によって努力することを求められるもの

クリーンウッド法の対象となる物品

木材

- ① 素材
- ② 板材、角材
- ③ 単板、突き板及び構造用パネル（OSB）
- ④ ②、③又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等）（DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む）
- ⑤ のこくず・木くず（ペレット状）・チップ

建材 建具

フローリング、木質系セメント板、サイディングボードのうち、木材を使用したもの、戸（主たる部材に木材を使用したものに限り。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限り。）など

家具

いす、机、棚、収納用じゅう器（ロッカー等）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレーム

パルプ 紙

木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、印刷用紙、トイレトーパー、ティッシュペーパー、インクジェットカラープリンター用塗工紙

対象となる事業者

具体的なケースについては次ページへ

素材生産販売事業者

素材生産販売事業者は、素材の生産及び流通について主体的に決定する(1)(2)の事業者です。

(1)所有する樹木について、譲渡先等を自ら決定する樹木の所有者

- ・自ら伐採及び販売(販売の委託を含む)を行う自伐林家
- ・伐採のみ委託し、販売(販売の委託を含む)は自ら行う樹木の所有者

(2)樹木の所有者から、当該樹木の譲渡先等の決定を委ねられた事業者

- ・伐採と販売(販売の再委託を含む)の両方を受託した素材生産販売事業者等

⚠ 伐採のみを行う事業者は伐採木の売却等の判断を行わないため素材生産販売事業者には該当しません。

木材関連事業者

木材関連事業者とは、木材等の加工・製造・譲渡し等を行う事業者です。

以下の2つの事業者に区分されます。

第1種木材関連事業者（以下、「第1種事業者」）

素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を譲受ける等、国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者

国産材を取り扱う事業者

- ・伐採事業者から丸太を購入する製材工場
- ・原木市場
- ・原木を購入して輸出する事業者
- ・自社林を自社工場で製材し販売する事業者など

輸入材を取り扱う事業者

- ・輸入商社
- ・代行輸入事業者
- ・自社で輸入を行う合板工場など



第2種木材関連事業者（以下、「第2種事業者」）

第1種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業者



ポイント

（木材等を自家消費する場合）

木材の譲渡しを行わないため、基本的に木材関連事業者には該当しません。

（建築・建設事業者、FIT/FIP認定事業者）

自家消費する場合でも、例外として木材関連事業者に該当します。

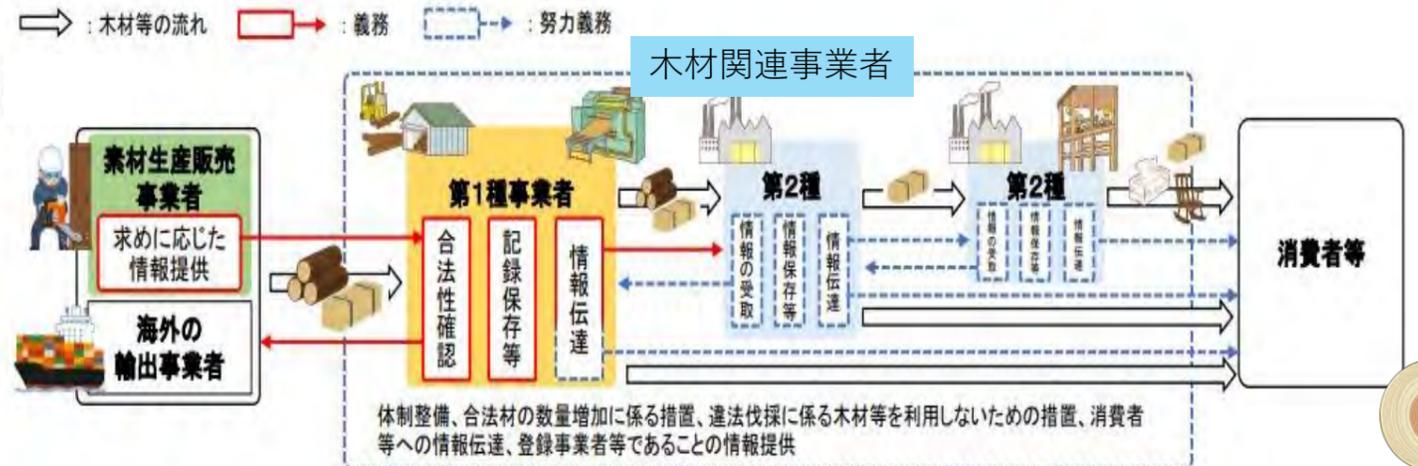
（加工や物流のみを担う事業者）

譲渡し先等の決定権をもたないため、木材関連事業者に該当しません。

（所有権の移転を伴わない販売受託）

木材関連事業者に該当します。

クリーンウッド法における各事業者の役割



対象となる事業者の具体的な該当ケース

対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者です。※無償の譲渡しも該当します。

国産材の場合



● 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象) ● 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象) ● 第2種事業者 ● その他の事業者等

類型	類型の解説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
		樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
① 自伐タイプ	・ 樹木の所有者が、伐採と販売の両方を行う場合	自伐林家、立木買いの素材生産事業者		原木市場、流通事業者 (ブローカー)	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
② 伐採・販売請負タイプ	・ 樹木の所有者が、同一の事業者が伐採から販売まで委託する場合	森林所有者、立木購入者	伐採～販売まで一環で請負う事業者	原木市場、流通事業者 (ブローカー)	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
③ 自社林所有工場タイプ	・ 樹木の所有者が、伐採と販売のいずれも行い、加工まで行う場合	自社林を有する製材工場等				製材工場、流通事業者、建築事業者等

国産材の場合

伐採・加工のみ委託のケース



類型	類型の解説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
		樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
④ 伐採請負タイプ	・ 樹木の所有者が伐採のみ委託し、販売は自ら行う又は他の事業者へ委託する場合	森林所有者、立木購入者	伐採のみ請負う事業者	原木市場、流通事業者 (ブローカー)	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
⑤ 買加工タイプ	・ 樹木の所有者が、加工のみを委託し、販売は自ら行う場合	自ら木材等の販売を行う樹木の所有者等		加工委託	加工のみ請負う事業者	製材工場、流通事業者、建築事業者等

※委託されて伐採や加工等のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため法の対象外

輸入材の場合



類型	類型の解説	第1種事業者になり得る者					第2種事業者
		海外		国内			
		伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者	流通・販売者	加工者	
① 輸入事業者タイプ	・ 流通事業者が木材等を輸入して販売したり、輸入を請負ったりする場合	伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者	商社等 (輸入者)	加工者	製材工場、流通事業者、建築事業者等

※グループ企業等であっても、法人格が分かれている現地法人等は方の対象外。この場合、現地法人から輸入する事業者が第1種事業者

素材生産販売事業者における役割については p.4へ

第1種事業者における役割については p.5～6、8へ

第2種事業者における役割については p.7～8へ

素材生産販売事業者の役割

情報提供 (義務) の内容

素材生産販売事業者は、第1種木材関連事業者からの求めに応じ、**原材料情報**を提供することが義務付けられています。

原材料情報とは 樹種 伐採地域 証明書 の3つのです (※)

樹種

取引において通常用いている名称

国産材の場合
伐採造林届出書に記載されている樹種 など

輸入材の場合
・ ベイマツ、ユーカリ など

※自ら樹種の特定を行い、樹種情報を収集してもOK

伐採地域

国レベルの情報が必要

国産材の場合
・ 国産・都道府県・市町村

輸入材の場合
・ 国名
・ 「台湾」等の地域名は○
・ 「アジア」等国の範囲を超えるものは×

証明書

国産材の場合

- 伐採造林届出書※
- 森林経営計画書認定書
- 保安林における許可書、届出書
- 国有林における林産物の売買契約書

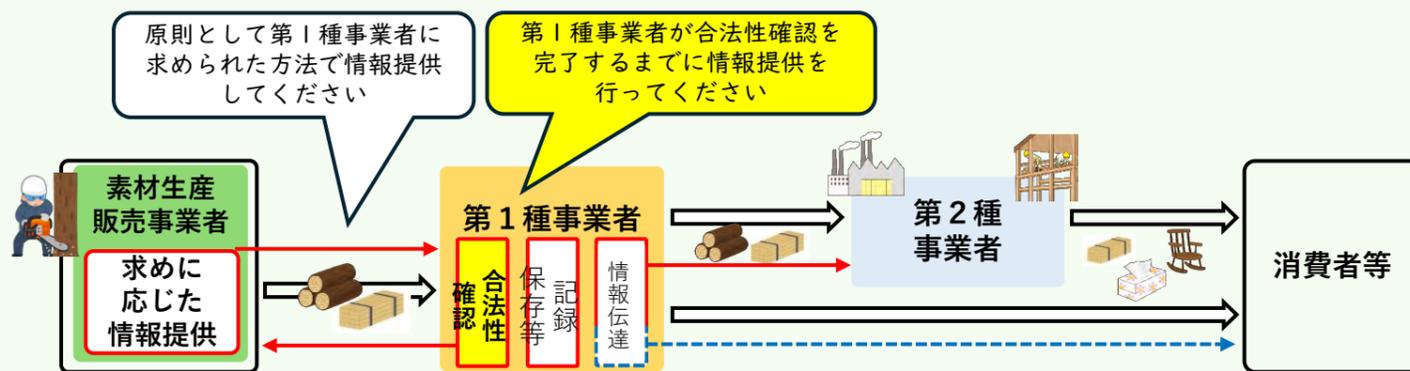
・ 伐採造林届出書に係る適合通知書
・ 森林認証材であることを示す書類 (SGEC、FSC等)
・ 合法性木材GLに基づく合法木材証明書 など

輸入材の場合

- 各国が発行する証明書
- 森林認証材であることを示す文書 (PEFC、FSC等) など

※伐採造林届出書には、樹種と伐採地域の情報が含まれているため、届出書の写しを提出すれば3つの原材料情報 (樹種、伐採地域、証明情報) を提出したことになります。

第1種事業者から情報提供を求められたら



情報提供のポイント

- ・ 第1種事業者の求めに対して、何も応じない場合、応諾義務違反となります。
- ・ 原材料情報としての情報を損なわない範囲において、提供資料に黒塗り等を行うことは可能です。素材生産販売事業者にとって商取引上、不利益になる情報 (契約条件に関する情報等) は提供する必要はありません。



第1種事業者の義務～合法性の確認等～

(1) 原材料情報の収集・整理

第1種は事業者は原材料情報を収集する義務があります。
 収集すべき情報（原材料情報）については、p4（※）を参照してください。

(2) 合法性の確認

原材料情報に加えて、関連情報も踏まえることで合法性確認の信頼性を高め、リスクに応じた合法性確認を行います。

原材料情報
 ・ 樹種
 ・ 伐採地域
 ・ 証明書

合法性の確認

原材料情報が収集できない場合や収集できても信憑性にかける場合…

関連情報を収集し、合法性の信頼性を高めることが重要です！

（関連情報とは）

- ・ 林野庁HP「クリーンウッド・ナビ」で提供する国内外の木材等に関する法令等の情報
- ・ 取引の実績
- ・ 取引相手の事業者認定（森林認証、合法伐採GL等）
- ・ 伐採地の違法伐採状況に関する報道
- ・ 納品書と商品のと突合結果 など

合法性の確認にはデュー・デリジェンス（DD）の実施が重要です！

DDとは自らの事業等が要因となって生じうる負の影響（リスク）を特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて説明責任を果たすことです。

違法伐採対策におけるDD

違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小限にするため、違法伐採リスクの確認（合法性の確認）及び違法伐採リスクの低い木材の利用等を実施します

DDの実施は、**経営リスクの回避や企業価値の維持・向上に寄与します！**



(3) 記録の作成・保存

（記録する内容）

- ・ 収集等した原材料情報
- ・ 合法性確認木材等であるか否かの結果
- ・ 合法性確認の理由（上記結果の根拠）

（保存期間）

作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

（作成期限）

遅くとも合法性確認を行った木材等を次の者に譲渡すまで

(4) 情報の伝達

（伝達する情報）

- ・ 原材料情報の記録に関する情報
- ・ 合法性確認木材等であるか否かの情報

（伝達方法） ※口頭は不可

- ・ 書面
- ・ 電子メール
- ・ FAX
- ・ クラウド共有
- ・ 書状やCD-ROM等への記録媒体を渡す
- ・ 包装に印字、納品書等に印字等

(5) 定期報告（一定規模の基準に該当する場合のみ）

一定規模以上の木材等を取り扱う第1種事業者は、毎年1回、定期報告を行う義務があります。

（定期報告の対象となる基準）

第1種事業として譲受けた区分1～3ごとの量	
区分1：国産材（丸太）の総量	3万m ³
区分2：輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m ³
区分3：輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン

（報告対象）

- ・ 第1種事業者として譲受けた木材等についてのみ報告
- ・ 上記区分1～3のいずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

（報告内容）

- ①譲受け等をした木材等の総量（種類別に報告）
- ②①のうち合法性が確認できた木材等の数量

（その他報告について）

対象期間：前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも）

報告方法：メール、書面、クリーンウッドシステム（※p.11）

報告期限：毎年6月末日

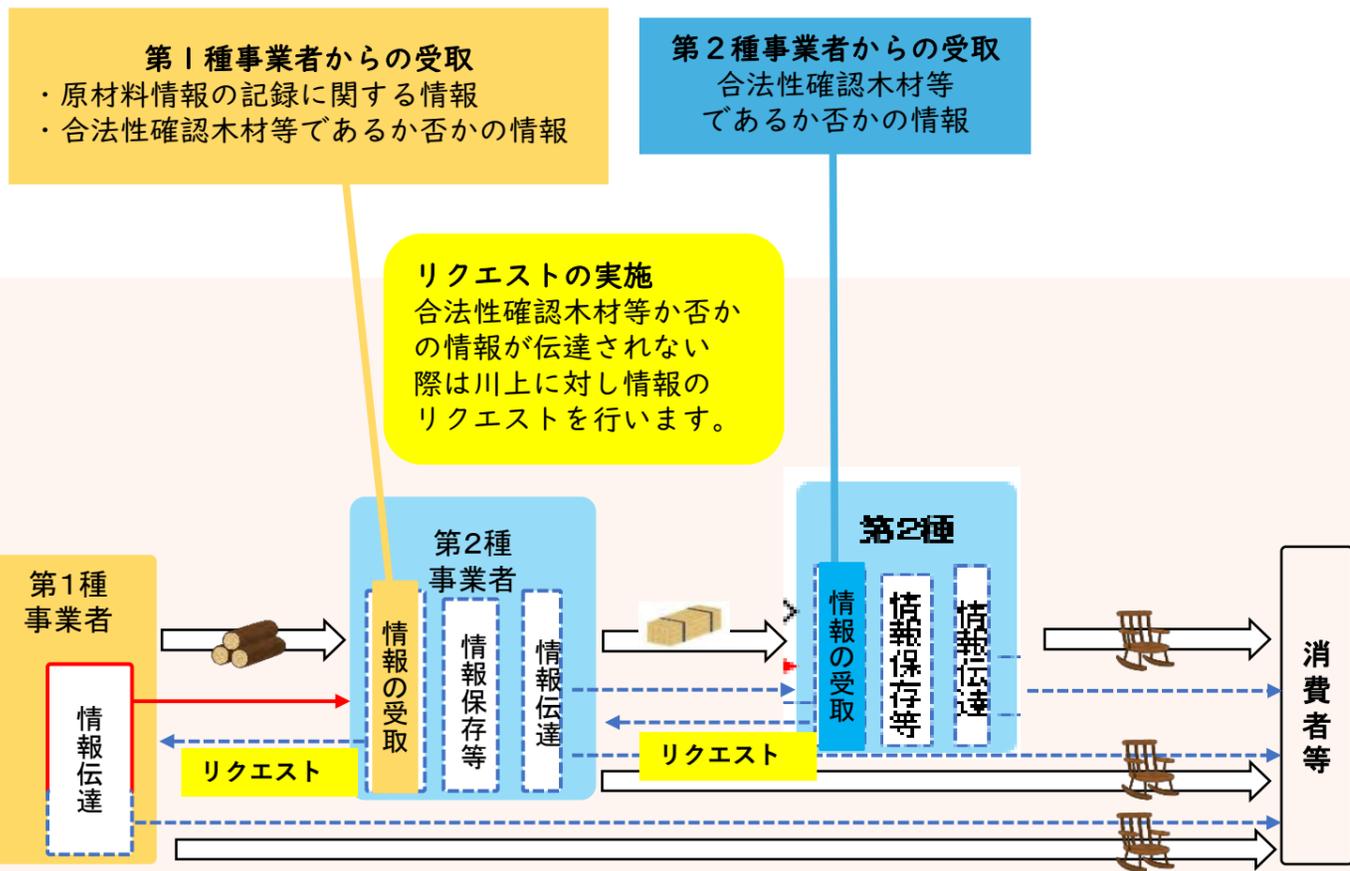
- 報告先：
- ①木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合 農林水産大臣
 - ②輸入の家具・紙等のみ扱った場合 経済産業大臣
 - ③①②両方を扱った場合 農林水産大臣及び経済産業大臣



第2種事業者の努力義務～情報の受取等～

(1) 情報の受取

第1種もしくは第2種事業者から情報を受け取ります。
受け取る情報は以下のとおりです。



(2) 情報の保存

(保存する情報)
合法性確認木材等であるか否かの結果（原材料情報の記録に関する情報は保存不要）

(保存期間)
作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

(作成期限)
遅くとも木材等を次の者に譲渡すまで

(3) 情報の伝達

(伝達する情報)
合法性確認木材等であるか否かの結果（原材料情報の記録に関する情報は保存不要）

(伝達方法) ※口頭は不可

- 書面
- 電子メール
- FAX
- クラウド共有
- 書状やCD-ROM等への記録媒体を渡す
- 包装に印字、納品書等に印字等

第1種、第2種事業者の努力義務～合法伐採木材の利用確保のための措置～

違法伐採リスクを軽減するためには、木材等の合法性確認等を行うだけでなく木材の流通・利用に係るさまざまな取組について日々改善していくことが重要です。
以下の措置を継続的に実施していくことで、合法性確認木材等のみが取り扱われるようになっていきます。

(1) 体制の整備

- 責任者の設置
- 取組方針の作成

(2) 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置

- 譲受け等の取引相手の選定にあたっては、国が提供する情報や取引実績等を踏まえる

(3) 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

- 合法性確認木材等でない木材等を譲受けた場合、次の事業者選定にあたり見直しを検討する 等

(4) 消費者等への情報伝達

(伝達する情報)
合法性確認木材等であるか否かの結果

(伝達方法) ※口頭は不可
事業者への伝達方法に加え、店舗の掲示板にURLやQRコードを示し、当該ウェブサイト合法性確認情報を掲載する等の間接的な方法も可

(5) その他の措置

- 木材等を譲渡す際に登録事業者等である情報の提供

クリーンウッド法に基づく

事業者登録のすすめ



登録木材関連事業者は信頼できる木材関連事業者として市場からの評価が期待できます。ぜひ登録を検討してみませんか。

木材関連事業者の登録制度とは

クリーンウッド法に基づき、取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置（詳細はp.8）を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は「登録実施機関」による登録を受けることができます。

登録種別の考え方

木材関連事業者の行う事業に応じた登録となります。

(1) 第1種木材関連事業と第2種木材関連事業

- ①第1種事業者：第1種事業に係る事業全体の登録が必要
- ②第2種事業者：部門、事務所、工場又は事業場・木材等の種類ごとに登録可
- ③両方の事業を行う事業者：第1種部分、第2種部分それぞれについて登録が必要（どちらかのみ登録も可）

(2) 事業内容

- ①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業
- ②消費者へ木材等を販売する事業
- ③木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
- ④木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

登録木材関連事業者になるまでのプロセス

「登録木材関連事業者」になるには、どのようにすればよいのでしょうか。登録を受けるまでのプロセスを紹介します。

①登録の申請

- ・登録は下記の登録実施機関にて行われます。受け付けている事業が各機関で違うため、ご確認の上、申請する機関を選んでください。申請する登録実施機関のHP等で申込み方法を確認し、申請を行ってください。
- ・申請が受理されると、登録申請（受理・不受理）通知書が送付されます。不受理の場合は理由を記載して通知されます。

②事業者の審査

- ・登録実施機関が登録のための書類審査を行います。
- また、必要に応じて現地への訪問調査をする場合があります。
- ・審査が終了し、登録の可否が決定したら結果が通知されます。

③事業者の登録・公示

- ・審査に合格し、登録された事業者には登録証が交付されます。
- ・登録事業者であることが登録実施機関のHP等に公示されます。
- ・事業者は登録木材関係事業者の名称を、自社のHPやパンフレット等で自ら示すことができます。

登録実施機関（林野庁HP「クリーンウッド・ナビ＊」より）

* <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

登録実施機関名	対象事業	登録実施事務の対象	
		事業の別	
公益財団法人日本合板検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	(1)、(2)、(3)
公益財団法人日本住宅・木材技術センター	第二種木材関連事業	(1) ((2)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。)	(2)
一般財団法人日本ガス機器検査協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)、(2)、(3)	(1)、(2)、(3)
一般社団法人日本森林技術協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)、(3) ※対象とする木材等の種類は木材とし、地域等は国産材とする。（ただし、品揃え等のため、取り扱う木材の量の過半が国産材である場合に限って南洋材及び北洋材以外の木材を取り扱う場合等は対象とする。）	(1)、(3)
一般社団法人北海道林産物検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 (北海道内に本社を有する者が行うものに限る。)	(1)、(2)、(3)	(1)、(2)、(3)

登録木材関連事業者のメリット

登録木材関連事業者になると、どんなメリットがあるのでしょうか。

登録していない事業者と差がつき、企業ブランドが向上

登録木材関連事業者であることを示して、未登録の木材関連事業者との差別化を図れます。例えば、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）を意識した投資行動（ESG投資）や、人・環境・社会に配慮した消費行動（エシカル消費）が注目される中、合法伐採木材等の利用確保に適切に取り組んでいることを社会にアピールすることで、環境等に配慮した企業として、企業ブランドの向上が期待できます。

消費者からの信頼性がUP

合法伐採木材等を適切に取り扱う木材関連事業者として、環境問題等に関心のある消費者等からの信頼性の向上が期待できます

クリーンウッドシステムについて

クリーンウッドシステムは、クリーンウッド法に基づく記録の作成・保存、情報伝達や報告書の作成等を行うことができるシステムです。本システムはWebシステムとして無償で提供され、スマートフォンやタブレット、PC等で利用可能です。



クリーンウッドシステムの主な機能

1. 原材料情報の登録

原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）、その他任意情報を記録できます。

2. 合法性確認結果の登録・記録の作成

原材料情報や関連情報、合法性確認結果、合法性確認の判断理由等をセットで記録できます。

3. 情報伝達

原材料情報や合法性確認結果等の伝達を行えます。
納品情報、木質バイオマス証明関連情報、登録・認定情報等の任意情報も一緒に伝達できます。

4. 集計・報告書作成

登録木材関連事業者が登録実施機関へ提出する年度報告、一定規模以上の第1種木材関連事業者が国へ提出する定期報告を作成・提出できます。そのほか集計データとして活用できます。

利用にはユーザー登録が必要です。

ユーザ登録の申請やシステムの詳細は下記サイトをご確認ください
ナビまたはシステムポータル <https://XXXXXXXXXX>

システムを使うと
記録の保存や検索が容易になります



- ・ 一覧で整理、検索可能
- ・ 大量の書類の保管不要

クリーンウッド法に関する Q & A

合法伐採木材等の流通及び促進に関する法律について、よくある質問をまとめました。

Q1 「合法伐採木材等」と「合法性確認木材等」は何が違うのか

A 「合法伐採木材等」は、我が国又は原産国の法令等に適合して伐採された樹木を材料とする木材等を指し、「合法性確認木材等」とは、木材関連事業者が法第6条第1項に規定する合法性の確認により、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等のことをさします。

Q2 クリーンウッド法の対象となる物品は具体的にどのようなものか。

A クリーンウッド法の対象とする物品には、以下の①～⑧が該当します。

- ① 素材[丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む]
- ② 板材、角材及び円柱材[化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む]
- ③ 単板、突き板及び構造用パネル（OSB）
- ④ ②、③又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等）[DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む]
- ⑤ のこくず・木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない）、チップ及び小片[端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む]
- ⑥ 家具
- ⑦ 戸（主たる部材に木材を使用したものに限る）、及び扉（基材に木材を使用したものに限る）、机、棚、収納用ボード、ベネチア
- ⑧ パルプ類

木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、印刷用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー

Q&Aについては、本編で書ききれなかった内容や今後の説明会でのQ & Aのフィードバックなども踏まえ内容を検討（現時点では仮で記載）

Q3 クリーンウッド法の対象外となる「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く」とはどういうことか。

A 【一度使用され収集されたもの】
消費者等によって、当該木材等を生産した者が本来意図した用途に使用されたもの一般であって、譲渡しや別の用途に使用するために収集されたもの。いわゆるリユース品。

【使用されずに収集されたもの】
当該木材等を生産した者が本来意図した用途には一度も使用されないまま、譲渡しや別の用途に使用するために、収集という客観的に把握しうる行為の対象となったもの。具体的には、破損在庫、不良品、余剰在庫、意図した目的のために使用されずに販売中止になったもの等の、いわゆるプレコンシューマー原材料や、新品のまま廃品回収されたもの。

【廃棄されたもの】
当該木材等を生産した者が本来意図した用途に使用された後、廃棄物処理の手続きを踏む等、明確に廃棄のプロセスを経たもの。いわゆるリサイクル品。

Q4 法改正前に登録を受けた木材関連事業者は、法改正後登録を取り消されるのか。

A 改正前に登録を受けた登録木材関連事業者は、改正前後の登録要件で重複している事項（具体的には体制の整備、登録等の情報提供）を実施すれば登録は取り消されません

Q5 素材生産販売事業者は、必ず原材料情報を提供しなければならないのか。

A 有償・無償の譲り渡しに関わらず、求められた場合に原材料情報を提供する必要があります。後から求められる場合を考慮して、譲り渡す樹木と一緒に自主的な情報提供が好ましいと考えられます。情報提供の方法は、基本的には相手に求められた方法で情報提供してください。書面、電子メール等での提供が考えられます。

クリーンウッド 法 ってなに？



クリーンウッド法※は、合法性が確認された木材や木材製品の利用を促進し、世界の違法伐採を抑制することを目指す制度です。
この冊子では、クリーンウッド法が皆さんにどのように関わってくるのかを紹介します。

※「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律J(通称「クリーンウッド法」)





なぜ違法伐採が問題なの？



地球環境をはじめ、
さまざまな悪影響があるためです。

違法伐採とは、その国の法令に違反した伐採のことです。

<違法伐採の例>

- ① 国立公園や保護区の森林といった伐採禁止エリアでの伐採
- ② 得るべき許可を受けていない伐採（許可証の偽造を含む）
- ③ 許可された量、面積、区域等を越えた伐採
- ④ 先住民等の権利を不当に侵害した伐採 等

違法伐採や違法伐採木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼしたり木材市場における公正な取引を害するおそれがあります。

(イメージイラスト入れる。
現時点はダミーのイラスト)





クリーンウッド法って？



合法性の確認された木材のみが
流通する世界を目指す法律です。

□ クリーンウッド法は違法伐採を抑制し、合法性
確認木材100%を目指します。

そのために、

- ✓ 対象となる木材等や事業者の範囲
- ✓ 事業者が行うべき義務
- ✓ 事業者や国が取り組むべき措置
- ✓ 登録制度

などについて定めています。

□ この取組を通じて、自然環境の保全に配慮した
木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域
及び地球環境の保全に貢献します。

(イメージイラスト入れる。
現時点はダミーのイラスト)





クリーンウッド法は 何を対象としているの？



「木材」および「家具、紙等の
木材製品」が法の対象です。

対象となるものは

クリーンウッド法の対象となる「木材等」は丸太や製材品、それらを原材料として加工した建材や家具、木製品、さらにコピー用紙など、どれもみなさんの暮らしに欠かせないものばかりです。

木材



丸太、角材、合板
集成材など



チップ、ペレット
など

家具



椅子、机、棚など

建材・建具



フローリング、
戸など

紙・パルプ



コピー用紙、
トイレトペーパーなど



どんな人たちがクリーンウッド法に関する取組を行うの？



クリーンウッド法の対象となる木材・木材製品の製造、加工、販売などを行う事業者です。

○素材生産販売事業者

第1種木材関連事業者へ木材を譲り渡す事業者

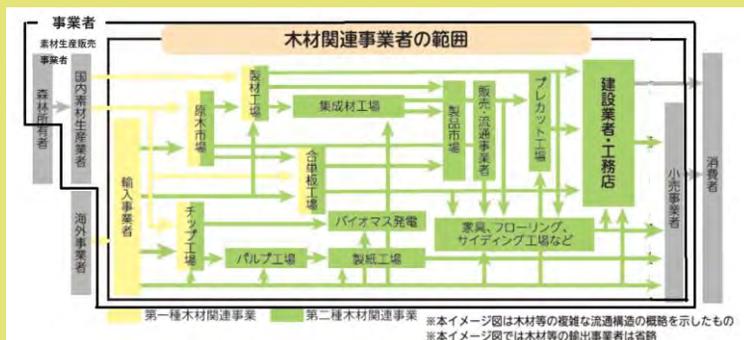
- ・素材生産事業者
- ・森林組合
- ・自ら伐採・販売を行う自伐林家 など

○木材関連事業者

木材等の製造、加工、販売等、流通に関与する事業者

- ・第1種木材関連事業者
国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者
原木市場、製材工場、輸入事業者 など
- ・第2種木材関連事業者
家具工場、製紙工場、建設事業者、
FIT/FIP認定事業者、小売事業者 など

(イメージイラスト入れる。
現時点はダミーの図)





事業者の役割は？



◆ 素材生販売事業者

原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）を第1種木材関連事業者に提供します。

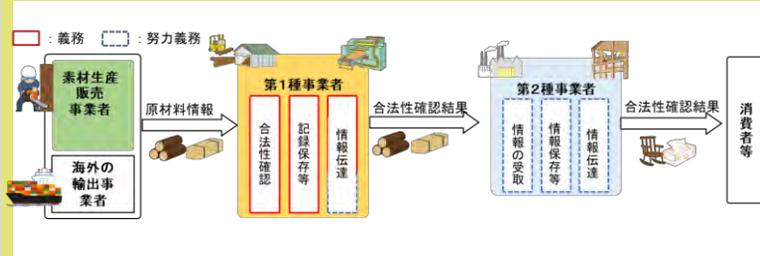
◆ 第1種木材関連事業者

原材料情報を用いて合法性を確認し、その結果を伝達します。

◆ 第2種木材関連事業者

取引先から受け取った合法性確認の情報を次の事業者に伝達します。

(イメージイラスト入れる。現時点はダミーの表)



合法性確認の結果が消費者に伝達され、
合法性確認木材100%となることを
目指します。



消費者の皆さんへ のお願い

近年は「SDGs（エスディージーズ）」、つまり、持続可能な社会を作るための対応が求められています。「これからは環境に配慮した木材を使っていこう」というのが、国際的な流れです。合法性確認木材の利用は、環境保全、木材等の調達における取引の公正化につながります。

世界と日本の森林を守るためにも、木材・木材製品をご購入の際には、合法性確認木材をぜひお選びください。

消費者の皆さんが、購入する商品に使われている木材が、合法的に伐採された木材なのかどうかを確認する方法として、たとえば家を建てる時なら、工務店やハウスメーカーなどに、「その木材は合法的に伐採されたものですか？」と尋ねてみてください。



※SDGsとは

持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12（2030）年を達成年限とし、17のゴールから構成されています。クリーンウッド法は4つのゴール（上のマーク）に貢献しています。

（イメージイラスト入れる。
現時点はダミーのイラスト）



クリーンウッド法について更に知りたいからはクリーンウッド・ナビをご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>



林野庁林政部木材利用課

令和7（2025）年4月1日施行版

STOP!

違法伐採をなくそう！！

資料2-3

「クリーンウッド法」

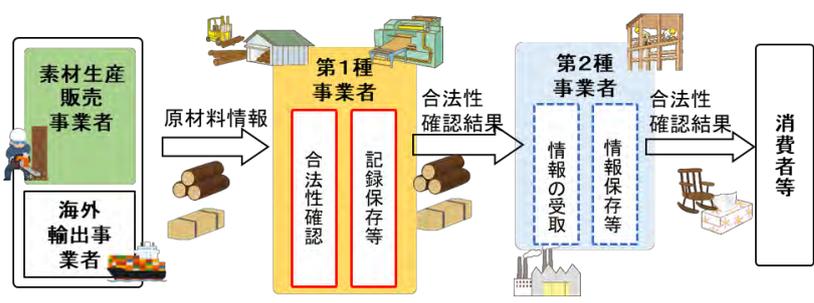
違法に伐採された木材等の流通によって地球の自然環境が脅かされていることを背景に、合法的に伐採された木材や木材製品（合法伐採木材等）の流通・利用を進めようという取組が、日本はもとより世界各国でも進められています。

あなたの暮らしに関わる制度「クリーンウッド法」！

- 違法伐採は自然環境の保全や公正な木材取引に悪影響をあたえます
- クリーンウッド法では、合法的に伐採された木材や木材製品の流通及び利用を促進し、合法性確認木材100%を目指します
- この取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に貢献します

事業者の役割

- ◆ 素材生販売事業者
原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）を第1種木材関連事業者に提供します
- ◆ 第1種木材関連事業者
原材料情報を用いて合法性を確認し、その結果等を伝達します
- ◆ 第2種木材関連事業者
取引先から受け取った合法性確認の情報を次の事業者に伝達します



対象となるものは

クリーンウッド法の対象となる「木材等」は丸太や製材品、それらを原材料として加工した建材や家具、木製品、さらにコピー用紙など、どれもみなさんの暮らしに欠かせないものばかりです

木材



丸太、角材、合板
集成材など



チップ、ペレット
など

家具



椅子、机、棚など

建材・建具



フローリング、
戸など

紙・パルプ



コピー用紙、
トイレットペーパー
など

POINT!

合法伐採木材の利用で地球環境を守る！

近年は「SDGs（エスディーゼズ）」、つまり、持続可能な社会を作るための対応が求められています。「これからは環境に配慮した木材を使っていこう」というのが、国際的な流れです。合法伐採木材等の利用は、環境保全、木材等の調達における取引の公正化を進めることとなります。

※SDGsとは持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12（2030）年を達成年限とし、17のゴールから構成されています。クリーンウッド法は4つのゴール（上のマーク）に貢献しています。



クリーンウッド法に関する情報提供

クリーンウッド・ナビ

Clean Wood Navi



「クリーンウッド・ナビ」は、クリーンウッド法や合法伐採木材等に関する情報を提供するために、林野庁が運営しているWEBサイトです。クリーンウッド法が制定された背景や法の制度解説、様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載しています。



法概要

法律や政省令、参考資料やQ&Aなど、クリーンウッド法にかかる情報を集約・整理して掲載しています。



国別情報

クリーンウッドに関連する法令や合法性確認に活用可能な書類例等、37の国・地域について掲載しています。

(令和6年8月時点)

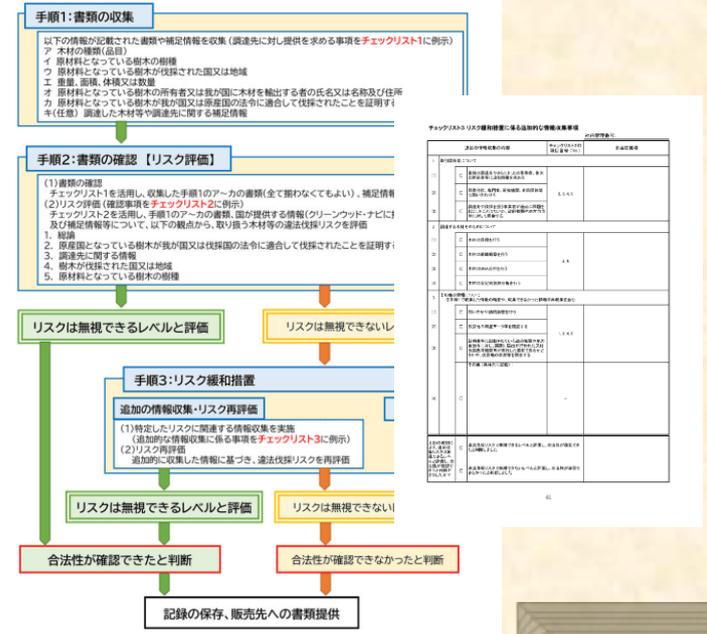
国別情報 (調査年は国によって異なります。)



合法性確認の手引き等

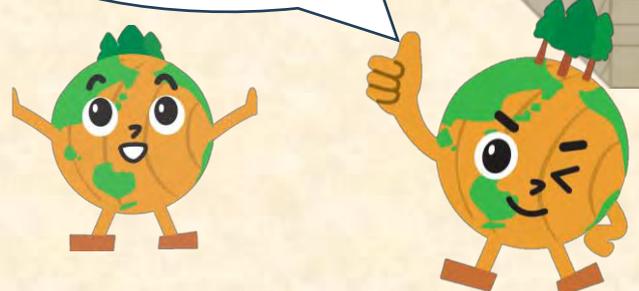
合法性確認の具体的なフローチャートやチェックリストを掲載しています。

クリーンウッド法における合法性確認手順フローチャート



消費者のみなさまへ

木材製品を購入するときは
合法性が確認されたもの
を
選ぼう!



クリーンウッドちゃん
(一般社団法人全国木材組合連合会)



登録木材関連事業者一覧

クリーンウッド法に基づいて登録された木材関連事業者の一覧を掲載しています。検索機能を備え、お住まいの地域で登録されている事業者を簡単に探すことができます。

クリーンウッド法における
国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）
手引き（案）

令和6年9月

一般社団法人全国木材組合連合会

目次

1.	本手引きの目的	3
2.	リスクに基づく合法性確認.....	4
2.1.	国産原木の違法伐採リスク	4
3.	本手引きの対象事業者・対象物品.....	5
3.1.	対象事業者.....	5
3.2.	対象物品	5
4.	合法性確認の実施に向けた体制の整備	6
5.	合法性確認の方法.....	6
5.1.	手順1：原材料情報及びリスク情報の収集.....	9
5.1.1.	手順1－1：原材料情報の収集	9
5.1.2.	手順1－2：リスク情報収集.....	10
5.2.	手順2：合法性の確認	11
5.3.	手順3：記録の作成・保存.....	12
5.4.	手順4：譲渡しを行う相手方への情報の伝達	13
6.	資料：参考サイトのQRコード	13

1. 本手引きの目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）」は、地球環境の保全に資するため、法令に適合して伐採された木材等（以下「合法伐採木材等」という。）の流通及び利用を促進することを目的としています。

2025年4月から施行される改正クリーンウッド法では、川上・水際の木材関連事業者が、合法性確認を行うことが義務付けられました。この手引きは、合法性確認の方法について、林野庁の「クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」を参考に、国産原木の合法性確認に特化したものです。

クリーンウッド法に基づく合法性確認は、既に国内の多くの木材関連事業者によって通常の商取引の一貫として実施されている内容を含んでいると考えられます。まずは、事業者自らが本手引きを参考に自社の商取引を見直し、合法性確認が適切に行われているかを確認することが重要です。実際の合法性確認にあたっては、本手引き掲載のチェックリストをそのまま利用することも可能ですが、自社の取引形態等に合わせたチェックリストを作成することも有効と考えられます。本手引きを参考に、多くの事業者が適切な合法性確認を行うことを願います。

2. リスクに基づく合法性確認

一般に、取り扱う木材の種類や調達先などにより、違法伐採リスクは大きく異なるため、リスクの大小に関わらず同じ手間をかけて合法性確認を行うと、事業者にとって過度な負担となったり、合法性確認が不十分となったりする可能性が生じます。このため効果的かつ効率的な合法性確認のためには、違法伐採リスクを評価し、リスクに応じて確認すべき書類や情報を判断する「リスクベースアプローチ」が有効です。

2.1. 国産原木の違法伐採リスク

我が国は、汚職が少なく¹、国内の違法伐採リスクは非常に低い²と国際的に評価されています。我が国でも故意か否かを問わず所有者に無断で伐採が行われる事例（無断伐採）が発生していないわけではありませんが、林野庁による調査結果³において、近年では無断伐採の報告件数の減少がみられます。また輸入木材等と比較して、国産原木は、森林所有者や素材生産事業者から原木市場や木材加工事業者等までのサプライチェーンが短いことも特徴です。

これらのことから、本手引きでは国産原木の違法伐採リスクは一般的に低いことを前提とし、国産原木を取り扱う第一種木材関連事業において事業者が行う合法性確認の手法を示しています。

¹ NGO トランスペアレンシー・インターナショナルが公表している腐敗認識指数<<https://www.transparency.org/en/>>でも汚職が少ない国であると評価されています。

² 英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）の情報提供サイト「森林ガバナンスと合法性」<<https://forestgovernance.chathamhouse.org/countries/japan>>

森林管理協議会（FSC）の「リスク評価プラットフォーム」<<https://connect.fsc.org/document-centre/documents/resource/359>>

NGO プリファードバイネチャーの「ソーシングハブ」

<<https://sourcinghub.preferredbynature.org/country-risk-profiles/aDB0X000000k9bSWAQ/a04b0000001GEU1AAO/?date=>>>

NGO フォレスト・トレンドの「違法森林減少と関連取引リスク」<https://www.forest-trends.org/idad_countries/japan/>

³ https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/240719_7.html

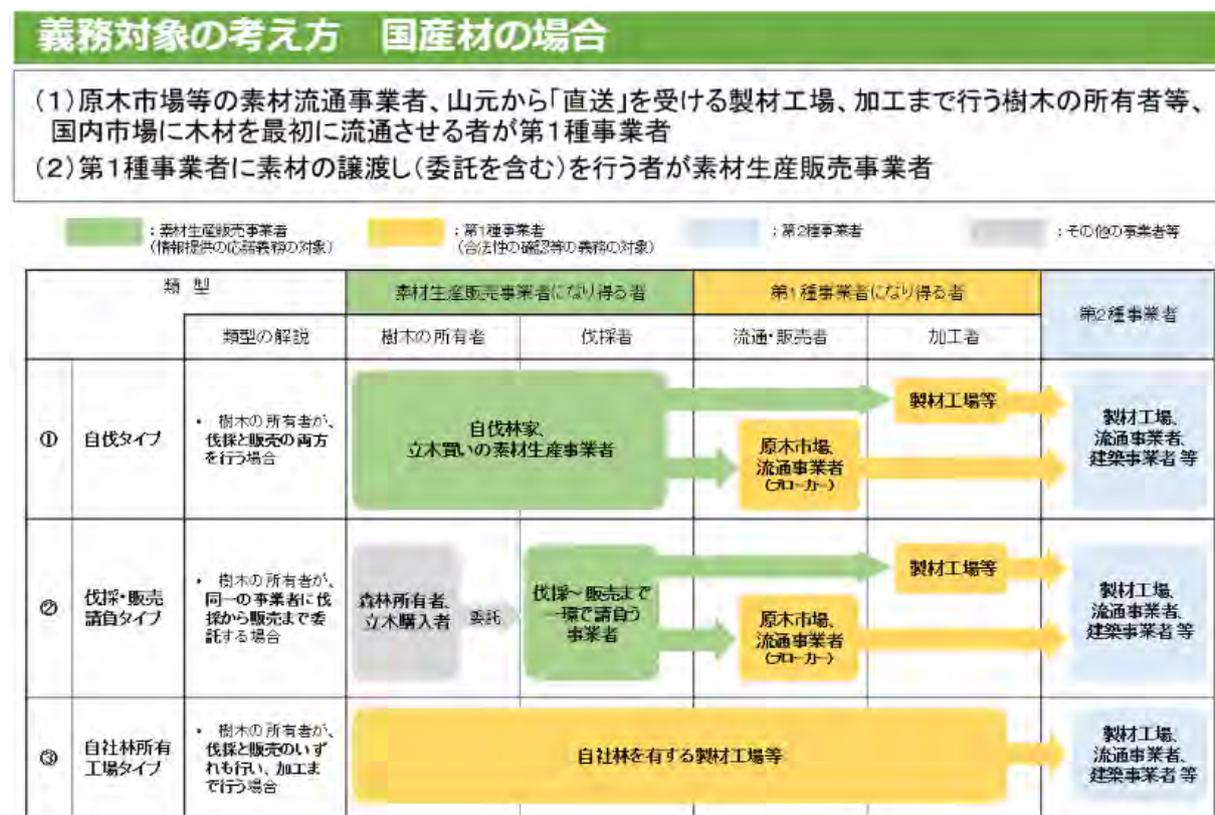
3. 本手引きの対象事業者・対象物品

3.1. 対象事業者

本手引きは、合法性の確認が義務付けられる、国内の木材流通の最上流にあたる第一種木材関連事業を行う事業者を対象としています。具体的には、樹木の所有者（立木購入を行った素材生産事業者を含む）から直接原木を譲り受けて加工、輸出又は販売を行う製材所等の木材加工事業者や原木市場等の流通事業者及び自ら所有する樹木の原木の加工又は輸出を行う事業者です。

なお、本手引きは、クリーンウッド法に基づく登録や、林野庁ガイドライン⁴の合法木材供給事業者認定を受けているか否かにかかわらず、活用することができます。

図1 クリーンウッド法の義務対象（素材生産販売事業者、第一種木材関連事業者）



3.2. 対象物品

本手引きは国産の原木を対象とします。

⁴ <https://www.goho-wood.jp/>

4. 合法性確認の実施に向けた体制の整備

クリーンウッド法では、木材関連事業者が取り組むべき事項（努力義務）として、体制の整備が定められています。合法性確認の適切な実施のためには、体制の整備として責任者の設置や取組方針の策定を行うことが有効です。本手引きで示すチェックリストを活用し、合法性確認の手順や判断基準をあらかじめ整理しておくことができると考えています。

また、合法性の確認においては、取り組みながら PDCA サイクルを回して質を高めていくことが重要です。例えば、合法伐採木材でない木材を譲り受けてしまった際に、次回以降の取引相手の選定にあたっては追加的に情報を求めるなど、リスクの低い取引相手を選定するための結果のフィードバックを PDCA サイクルに組み込むことで、次回以降の取引における合法性の確認の効果をいっそう向上させることができると考えられます。

5. 合法性確認の方法

本手引きでは、国産原木の合法性確認の方法について、フローチャート（図2）で示しているとおり、以下の4手順に分け、「国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト」（図3）を活用する方法を示します。

手順1-1：原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）を収集する

手順1-2：リスク情報を収集する

手順2：手順1及び2の結果に基づき、合法性確認を行う

手順3：記録の作成・保存を行う

手順4：譲り渡しを行う相手方へ情報を伝達する

これらの手順で行った合法性確認の記録を保存することは、違法伐採リスクに対する取組を行った証拠を残すという観点からも、自社の合法性確認の精度を向上させ、必要に応じてその手順を見直すためにも重要です。

図2 国産原木の譲受け等から次の譲渡しまでのフローチャート

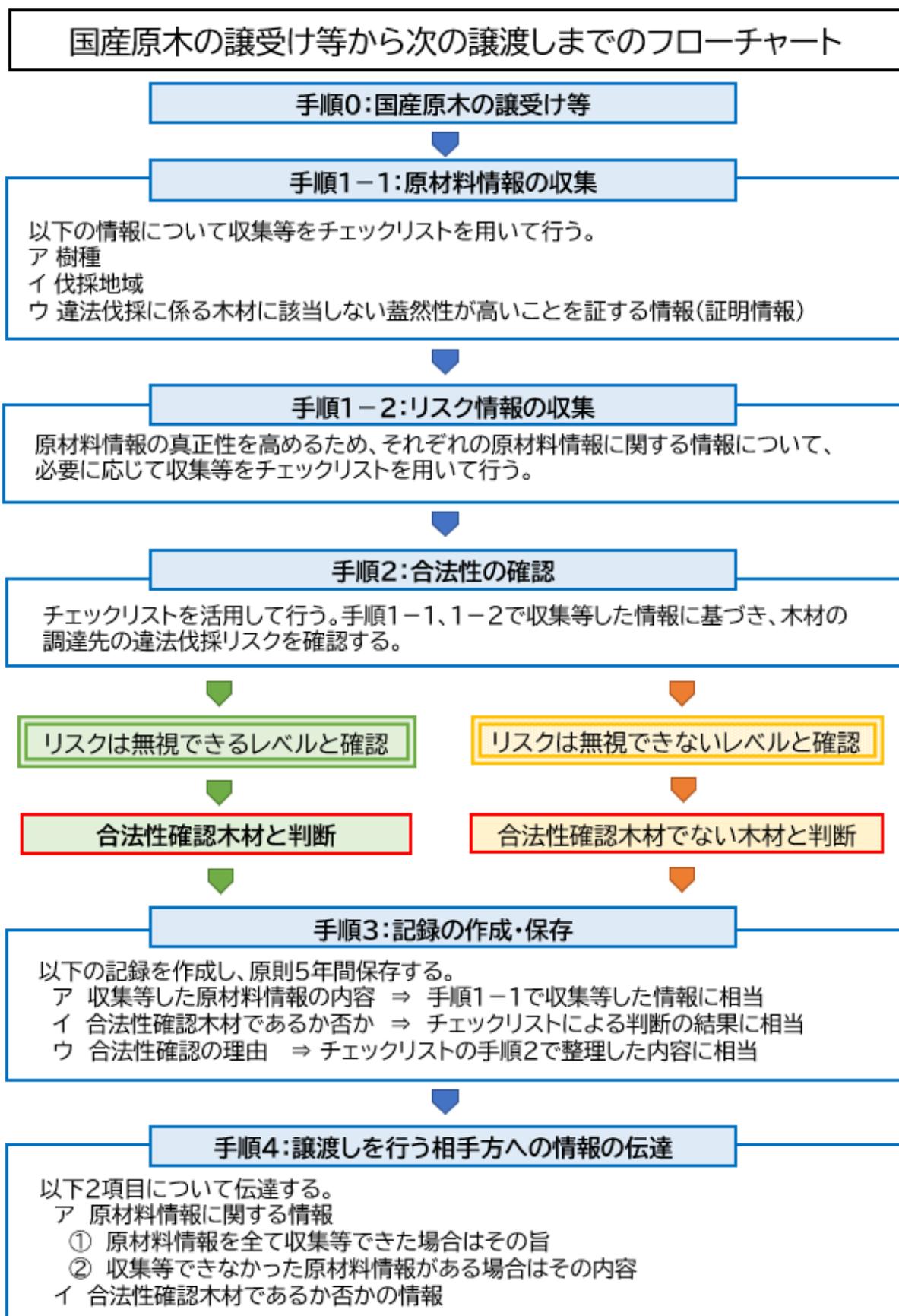


図3 国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト

国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

取引内容: _____

取引相手: _____

担当者: _____ 責任者: _____

社内管理番号: _____

No.	確認内容	自由記載欄
手順1-1: 原材料情報の収集(必須)		
1	調達する原木の樹種に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 樹種の把握ができています 又は 把握する見込みがあります	
2	調達する原木の伐採地に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 国産材であると把握ができています 又は 把握する見込みがあります	
	<input type="checkbox"/> 都道府県を把握しています <input type="checkbox"/> 市町村を把握しています	
3	調達する原木の証明書に関する情報	
	【行政手続書類】	
	<input type="checkbox"/> 伐採造林届出書(適合通知書及び確認通知書を含む)	
	<input type="checkbox"/> 森林経営計画認定書 <input type="checkbox"/> 林地開発許可証	
	<input type="checkbox"/> 保安林内立木伐採許可決定通知書等 <input type="checkbox"/> 国有林野事業に関する契約書等	
	【第三者認定に関する書類】	
	<input type="checkbox"/> 森林認証(FSCやSGEC等)による証明書 <input type="checkbox"/> 地域材証明制度に基づく証明書	
	<input type="checkbox"/> 林野庁合法性ガイドラインの認定事業者からの合法性証明書	
手順1-2: リスク情報の収集		
1	調達先(素材生産販売事業者)に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 「合法的に伐採された原木を供給する」旨の契約等を結んでいます	
	<input type="checkbox"/> 当該調達先と原木の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	
	<input type="checkbox"/> 調達先は森林認証、林野庁の合法ガイドラインの合法木材供給事業者認定等を受けている事業者です	
	<input type="checkbox"/> 調達先は、原木の合法性に関する行動規範や取組等について公表しています	
2	その他の証明書	
	<input type="checkbox"/> 樹木の所有者等が発行した法令に適合した伐採であることの自主証明(除伐、線下伐採、2条森林など)	
	<input type="checkbox"/> 工事の元請け等が発行した、法令に適合して伐採したことの証明書(工事契約書等)	
	<input type="checkbox"/> その他(自由記載欄に具体的に記載)	
3	その他の確認項目(任意で設定)	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
手順2: 合法性確認		
	<input type="checkbox"/> 収集した書類等は、申請書、発行者、期限、発行日等が適切で真正なものです	
	<input type="checkbox"/> 原材料情報について、見込みどおりの物品が搬入されたことを確認しました	
	<input type="checkbox"/> リスク情報から、リスクが十分に小さいことを確認しました	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性確認であるかどうかを判断		
	<input type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できるレベルと確認し、合法性確認木材であると判断しました	
	<input type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できないレベルと確認し、合法性確認木材でないと判断しました	

5.1. 手順1：原材料情報及びリスク情報の収集

チェックリスト（図3）に基づき原材料情報及びリスク情報の収集を行います。

各項目に設けた「自由記載欄」は参照した情報、特記事項等を具体的に記載することに活用できます。また、事業体において、木材等に関する情報や参照情報が別途整理されている場合は「自由記載欄」に別途整理している情報に紐付くように管理することも有効と考えられます。

5.1.1. 手順1－1：原材料情報の収集

手順1－1では、原材料情報である樹木の樹種、伐採地域、証明書を収集します。原材料情報の収集は第一種木材関連事業者の義務ですので、必ず行います。仮に情報が得られない場合は、その旨を記録し収集を試みたことが分かるようにしておくことが重要です。

① 樹種

樹種は通常取引で用いている樹種名を把握します。国産材であれば伐採造林届出書に記載されている樹種名やケヤキ、サクラといった個別の樹種名を把握します。樹種については、素材生産販売事業者から情報提供を受けずに自らが判断しても差し支えありません。

② 伐採地域

伐採地域については、国産材である旨、都道府県、市町村のいずれかの把握が必要です。

③ 証明書

違法伐採に該当しない蓋然性が高い木材であることを証明するものを収集します。国産材については、図4のとおりです。これらの情報の間には優劣があるものではありませんが、森林認証や林野庁ガイドラインに基づく認定は、事業者に対して発行されている認定証や認定番号ではなく、認定制度に基づく譲り受けた原木に対する合法性に関する証明書を入手することが必要です。また、独立した証明書の形で提供される場合に加え、納品書等に木材の合法性を証明する文言が記載されている場合もあります。

なお、証明書については、複数入手可能なケースが考えられますが、全て入手しなければ合法性確認ができない訳ではありません。事業者は違法伐採のリスクに応じて収集する証明書を選ぶこととなります。

図4 証明情報として活用できる情報の一覧

証明として活用できる情報の一覧（国産材）		（別紙）
民有林	共通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
		③地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律における地域連携保全活動計画
		④森林経営管理法第43条における命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第188条における農水大臣または首長の命令書
		⑦森林法第10条の8第3項及び同法第34条第9号における緊急伐採後の事後届出書
		⑧森林法第10条の8第11項第1号または同法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
		⑨森林法第11条第5項における市町村による森林経営計画認定書
		⑩都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明（合法性を要件にしている制度に限る）
	⑪森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）	
	⑫木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明（大臣から者の指定を受けたもののみ）	
	⑬条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等	
普通林	①森林法第10条の8第11項における伐採造林届出書	
	②市町村による伐採造林届出書に係る適合通知書	
	③森林法第10条の2第11項における林地開発許可書	
	④森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定	
	⑤森林法第11条第5項における森林経営計画書	
保安林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書	
	②森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書	
	③森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画	
	④森林法施行規則第60条第1項第5号～第9号における届出書	
国有林	①林産物の売買契約書、請書等	
	②産物販売委託契約書	
	③立木補償に関する契約書、請書等	
	④樹木採取権実施契約書	

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※公有林についても、国有林の①～③に相当するものを活用することが可能

5.1.2. 手順1－2：リスク情報収集

手順1－2では、リスクに関する情報として調達先に関する情報と必要に応じその他の証明書を収集します。

(1) 調達先に関する情報

適切な調達先の選定は、違法伐採リスクを減らす重要なポイントです。具体的には、①調達先との契約書、②取引実績、③調達先の合法性に関する認証等の情報、④調達先が公開している情報の活用が考えられます。なお、調達先が自社の場合、法令に適合して伐採することについても自社が責任を持っているため、書類を取得する必要はありません。

(2) その他の証明書に関する情報

除伐や線下伐採、農地・宅地の樹木、街路樹の伐採といった森林法等に基づく行政手続不要の伐採において、樹木の所有者等が発行した自主的な証明書を、リスクを低減させる情報として活用することができます。公的機関などの第三者が介在しない証明書の活用においては、証明書の信憑性を慎重に判断することが重要です。

5.2. 手順2：合法性の確認

手順2では、収集した原材料情報及びリスク情報について、チェックリストに記載の観点から事業者自身で違法伐採リスク評価を行います。

リスクが無視できるレベルだと判断するためには、原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）を全て収集するとともに、譲り受けた原木と収集した情報の突合などにより、原材料情報が適切で真正だと確認することが重要です。仮に、森林法における手続がない伐採である等の理由で証明書が取得できなくても、国産原木の違法伐採リスクは一般的に低いことから、手順1－2で収集したリスク情報を踏まえることで、リスクが無視できるレベルだと判断することは可能と考えられます。

リスクが無視できるレベルと評価できそうにない場合は、例えば下記の表の要素について、追加的に情報収集を行うなど、リスク情報の収集のその他の確認項目を任意で設定し、リスク軽減を図ることも考えられます。

なお、合法性の確認については任意の単位で行ってよいため、自社の取引形態に応じて①譲受け等ごとに行う、②譲受け日ごとに行う、③取引先ごとに行うなど、適切な単位を選択できます。

表：追加的に収集する情報の具体例

1. 取引関係者について
<ul style="list-style-type: none">直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める 例：森林所有者から素材生産販売事業者までの取引関係の確認同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、地方自治体等に対して照会する
2. その他の情報について
<ul style="list-style-type: none">伐採契約に関する問合せ等を行う 例：樹木の所有者と素材生産販売事業者間の契約状況の確認 樹木の所有権を示す書類の確認衛星データ等を用いて伐採地を確認する証明書等に記載されている地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する

コラム：原材料情報及びリスク情報の収集と合法性の確認を行うタイミング

①原材料情報及びリスク情報の収集については、取引先に関する情報や取引先から提供された情報が必要です。その一方で、②合法性の確認については①で収集した情報に加えて、譲り受けた原木と原材料情報を突合し、見込み通りの物品を譲り受けていることを確認する必要があります。

このため、①②は可能な限り下記のタイミングで実施することで、効率的にクリーンウッド法に対応できると考えられます。

- | | | | |
|---|-----------------|---|----------|
| ① | 原材料情報及びリスク情報の収集 | ： | 取引先との契約時 |
| ② | 合法性の確認 | ： | 原木の譲受け時 |

5.3. 手順3：記録の作成・保存

クリーンウッド法では、合法性の確認に関する以下（1）～（3）の記録を作成し、原則5年間保存することが義務として求められています。記入済みのチェックリストは（2）及び（3）の保存に活用できます。

（1）収集等した原材料情報の内容

⇒手順1－1で収集等した情報に相当します。

（2）合法性確認木材であるか否か

⇒チェックリストによる確認結果に相当。

（3）合法性確認の理由

⇒チェックリストの手順2の結果に相当。チェックリストに例示しているもののほか、以下のような記録の仕方も考えられます。また、手順1－2で収集した情報を用いて合法性の確認を行った場合は、その旨も併せて記録しておくことが重要です。

- ・〇〇という関連情報を用いて判断した
- ・収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
- ・取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であること踏まえて判断した

これらの記録は、クリーンウッド法で求められているものではありませんが、自社の合法性の確認手順を見直したり、確認の精度を向上させたりする際にも役立てることができます。また、事業者が適切に合法性の確認を行ったことの根拠となりますので、取引相手等から合法性の確認に関する報告を求められた場合などにも役立つ他、SDGs等の観点から自社の価値を説明する根拠にも活用可能と考えられます。

なお、記録の作成・保存方法については、書面又は電子によるものとされています。

5.4. 手順4：譲渡しを行う相手方への情報の伝達

手順3の記録の作成・保存を行った原木を、他の木材関連事業者に譲渡しを行う場合、以下の2項目を譲渡し先に伝達することが必要です。

(1) 原材料情報に関する情報

⇒原材料情報の収集等の結果に関する情報

① 原材料情報を全て収集等できた場合はその旨

例：全て収集できた／スギ、〇〇県、伐採造林届出書 など

② 収集等できなかった原材料情報がある場合はその内容

例：証明書なし／樹種、伐採地域なし など

(2) 合法性確認木材であるか否かの情報

⇒合法性確認木材です／合法性確認木材でない木材です など

なお、記録の伝達の方法については、書面又は電子によるものとされており、相手が知覚できるものでなければなりません。また、電子ファイルを伝達する場合は、伝達相手が出力により書面を作成できるものである必要があります。

6. 資料：参考サイトのQRコード

クリーンウッドナビ



合法木材ナビ



FSC



SGEC/PEFC



各サイトのURLは本文脚注に記載

国産原木の譲受け等から次の譲渡しまでのフローチャート

手順0:国産原木の譲受け等

手順1-1:原材料情報の収集

以下の情報について収集等をチェックリストを用いて行う。

- ア 樹種
- イ 伐採地域
- ウ 違法伐採に係る木材に該当しない蓋然性が高いことを証する情報(証明情報)

手順1-2:リスク情報の収集

原材料情報の真正性を高めるため、それぞれの原材料情報に関する情報について、必要に応じて収集等をチェックリストを用いて行う。

手順2:合法性の確認

チェックリストを活用して行う。手順1-1、1-2で収集等した情報に基づき、木材の調達先の違法伐採リスクを確認する。

リスクは無視できるレベルと確認

リスクは無視できないレベルと確認

合法性確認木材と判断

合法性確認木材でない木材と判断

手順3:記録の作成・保存

以下の記録を作成し、原則5年間保存する。

- ア 収集等した原材料情報の内容 ⇒ 手順1-1で収集等した情報に相当
- イ 合法性確認木材であるか否か ⇒ チェックリストによる判断の結果に相当
- ウ 合法性確認の理由 ⇒ チェックリストの手順2で整理した内容に相当

手順4:譲渡しを行う相手方への情報の伝達

以下2項目について伝達する。

- ア 原材料情報に関する情報
 - ① 原材料情報を全て収集等できた場合はその旨
 - ② 収集等できなかった原材料情報がある場合はその内容
- イ 合法性確認木材であるか否かの情報

国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

取引内容:

取引相手:

担当者:

責任者:

社内管理番号:

No.	確認内容	自由記載欄
手順1-1: 原材料情報の収集(必須)		
1	調達する原木の樹種に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 樹種の把握ができています 又は 把握する見込みがあります	
2	調達する原木の伐採地に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 国産材であると把握ができています 又は 把握する見込みがあります	
	<input type="checkbox"/> 都道府県を把握しています	<input type="checkbox"/> 市町村を把握しています
3	調達する原木の証明書に関する情報	
	【行政手続書類】	
	<input type="checkbox"/> 伐採造林届出書(適合通知書及び確認通知書を含む)	
	<input type="checkbox"/> 森林経営計画認定書	<input type="checkbox"/> 林地開発許可証
	<input type="checkbox"/> 保安林内立木伐採許可決定通知書等	<input type="checkbox"/> 国有林野事業に関する契約書等
	【第三者認定に関する書類】	
	<input type="checkbox"/> 森林認証(FSCやSGEC等)による証明書	<input type="checkbox"/> 地域材証明制度に基づく証明書
	<input type="checkbox"/> 林野庁合法性ガイドラインの認定事業者からの合法性証明書	
手順1-2: リスク情報の収集		
1	調達先(素材生産販売事業者)に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 「合法的に伐採された原木を供給する」旨の契約等を結んでいます	
	<input type="checkbox"/> 当該調達先と原木の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	
	<input type="checkbox"/> 調達先は森林認証、林野庁の合法ガイドラインの合法木材供給事業者認定等を受けている事業者です	
	<input type="checkbox"/> 調達先は、原木の合法性に関する行動規範や取組等について公表しています	
2	その他の証明書	
	<input type="checkbox"/> 樹木の所有者等が発行した法令に適合した伐採であることの自主証明(除伐、線下伐採、2条森林など)	
	<input type="checkbox"/> 工事の元請け等が発行した、法令に適合して伐採したことの証明書(工事契約書等)	
	<input type="checkbox"/> その他(自由記載欄に具体的に記載)	
3	その他の確認項目(任意で設定)	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
手順2: 合法性確認		
	<input type="checkbox"/> 収集した書類等は、申請書、発行者、期限、発行日等が適切で真正なものです	
	<input type="checkbox"/> 原材料情報について、見込みどおりの物品が搬入されたことを確認しました	
	<input type="checkbox"/> リスク情報から、リスクが十分に小さいことを確認しました	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性確認であるかどうかを判断		
	<input type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できるレベルと確認し、合法性確認木材であると判断しました	
	<input type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できないレベルと確認し、合法性確認木材でないと判断しました	

令和6年度 第2回

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 議事概要

1. 開催日時 2024（令和6）年9月27日（金）10:00～12:05
2. 開催場所 全国町村議員会館 第4会議室（オンライン併用）
3. 参加者 岡田委員、池田委員、岩永委員、相馬委員、立花委員（オンライン参加）、森田委員、山ノ下委員
※説明者……林野庁木材利用課、事務局（全木連）

4. 議事内容

はじめに、林野庁木材利用課齋藤監査官より挨拶があり、オンライン参加の立花委員に座長をお願いして議事に入った。

議事①改正クリーンウッド法（以下「CW法」という。）の制度説明会及び指導者養成講座の資料作成
（林野庁より説明）

【質疑応答】

（山ノ下委員）資料1-2指導者養成講座の資料において、第2種木材関連事業者が「合法性確認木材」と「合法性確認木材でない木材」をまとめて伝達する場合、「合法性確認木材ではありません」という伝達も妥当だと思うが、なぜ適切でないのか。

（林野庁）改正クリーンウッド法においては、合法性の確認を行うのは第1種木材関連事業者のみであり、スライド9に示しているとおり第2種木材関連事業者は自らの判断を加えずに、原則として第1種から伝達された結果をそのまま伝達することになる。一部でも合法性確認木材と伝達されたのであれば、その旨が分かるように伝える必要がある。

（山ノ下委員）了解した。説明会等におけるCW法の周知はどの程度進んでいるのか。周知できていないのはどのような団体・事業者なのか。

（林野庁）登録木材関連事業者向けや都道府県職員向けの説明会はこれまで開催してきており、今回資料を確認いただいた制度説明会及び指導者養成講座の案内もCW法の登録機関を通じたルート、都道府県を通じたルートで情報発信を行うとともに、クリーンウッド・ナビ等により情報発信している。制度説明会及び指導者養成講座は現在参加者募集中でありどの程度の参加者になるのかは不明である。

（山ノ下委員）想定されるルートの外にいる事業者への情報発信が重要であり、引き続きの努力に期待している。また、資料の内容として輸入材を扱っている事業者にも有効なものになっているのかどうか、認識を伺いたい。

(岡田委員) そもそも輸入材は相手方が海外の事業者であり、原材料情報の提供が義務ではないことから、原材料情報を入手する難易度は事業者間相互の親密度等に左右され、国産材ほどの情報入手は難しい。したがって、状況証拠等を積み上げていく作業により、総合判断せざるを得ないというのが実情であるが、CW法に基づく合法性の確認手引きやそれに含まれるチェックリストが公表されており、輸入材についても従来よりは合法性の確認に対応しやすくなっているという認識である。

(山ノ下委員) CW法に基づく定期報告に関して、単位を統一するなど定量化ができるようにすべき。報告を受けた数量は、林野庁においてどのように活用していくのか。また、開発中のシステムで定期報告も行えるとよい。

(林野庁) 定期報告のとりまとめ・公表方針について詳細は決まっていないが、木材については事業者からは任意の単位で報告いただいたものを、林野庁で丸太換算してとりまとめる想定。現在の登録木材関連事業者からの年度報告のとりまとめと同様の手法を想定している。なお家具等ではトン換算で報告させるとの経産省方針。また、システムでは、定期報告を含め全ての義務に対応できるものとして考えている。

(山ノ下委員) 海外の政府への働きかけも重要だが、これまでそうした働きかけを行っているのか伺いたい。

(林野庁) 先般もAPEC会合にオンラインで参加し、説明を行ったところ。今後とも、対応に努めていく考え。

(池田委員) 原材料情報を提供する応諾義務の対象になるので、森林所有者への情報発信が必要だと認識するかがいかがか。また、事業者の関心事項として義務違反に対する罰則を説明資料の中に入れておいた方がよいのではないかと。

(森田委員) 関連するが、「義務」と「努力義務」の違いに触れる必要があるのではないかと。

(林野庁) 森林所有者等の伐採者に対する情報発信としては、市町村に対し、伐採届を提出しに窓口に来た方に配布いただく用のチラシを送付し、周知できるよう対応しているところ。また、罰則について説明資料への追加を検討したい。

議事②改正クリーンウッド法施行に伴うパンフレット等の作成

(林野庁より説明)

【質疑応答】

(森田委員) 3つの資料に共通して「事業者」という用語の使用に注意していただきたい。CW法では「事業者」と「木材関連事業者」には異なる定義が置かれている。義務と努力義務にもかわるので整理して使った方がよい。

(岡田委員) パンフレットの7ページに第2種木材関連事業者から第2種木材関連事業者への「リクエストの実施」が努力義務として掲載されているが、リクエストへの応諾義務が法律で位置付けられていないので、読み手の誤解を招くのではないかと。消費者から合法性に関する要求が出てくるようになれば、取引関係の中で可能になっていくとは思われるが、通常の努力義務の範疇では自主的なものになると思われる。

(山ノ下委員) 消費者向けのリーフレットとチラシ(以下「リーフレット等」という。)については、消費者の視点で整理することが重要だと思う。CW法に取り組んでもらうには、消費者からの合法性に関する要求を高めること又はCW法を遵守することによる事業者へのメリットを措置することのいずれかが必要になる。リーフレット等は前者に関する取組であり、消費者には法制度の内容ではなく、「合法的に伐採された木材から作られている商品を買いたろう」というメッセージを伝えることが重要である。

(林野庁) 事業者という用語の使い方については整理したい。「リクエスト」の記載ぶりについては検討したい。リーフレット等の構成については、消費者視点で見直したい。

(山ノ下委員) 日本のCW法は、違法伐採木材の流通を規制する海外の制度とは違って合法伐採木材等の流通を促進するところに特徴があり、その仕掛けが重要だと思う。例えば、登録木材関連事業者とそうでないところで見分けるのか、消費者がどう選択できるのかという視点も大切なところ。

(林野庁) CW法においては、木材関連事業者によるPDCAの取組により合法伐採木材等の供給を拡大していく仕掛けとし、その中で「登録木材関連事業者」はPDCAの取組を確実に行う事業者という位置づけで他の事業者と差別化している。

議事③国産原木の合法性確認(DD)手引き改訂版

(事務局説明)

【質疑応答】

(特になし)

議事④その他

【質疑応答】

(立花座長) その他、全体についてお気づきの点や提案などがあればご発言いただきたい。

(池田委員) 説明会等の参集範囲について考え方を確認したい。

(林野庁) できるだけ周知徹底を図りたいと考えている。

(森田委員) 国交省や経産省での周知等の対応はどうなっているのか。周知等の全体像を整理する必要があるのではないか。

(林野庁) 共管3省による連絡調整会議において、それぞれの省庁の責任で対応する旨整理したところ。全体像については、不明である。

(森田委員) 以前地域協議会として建築側も入れた会議を開催していたがどうなっているのか。

(林野庁) 地域協議会を続けているところに対しては、林野庁補助事業により、研修会やセミナー、一般市民を対象にしたフェア等での普及活動を支援しているところ。

(森田委員) 消費者に近い下流の事業者や消費者への普及が課題であり一層の取組を期待したい。

(山ノ下委員) 繰り返しになるが、制度の効果を得ようとすれば消費者やそこに近い事業者のモチベーションを上げて、いかに熱心に対応してもらえるかが大事である。

(相馬委員) 2つある。1つ目はリーフレット等に関する内容だが、まず、CW法の法制度の説明から入るのは消費者には敷居が高いと思う。普段使っている物や住宅が「違法伐採の可能性がある」といったように消費者目線に立つ必要がある。また、グリーンウォッシュの観点にも留意する必要がある。持続可能性や地球環境の問題に触れているが、「合法性確認」はあくまで入り口であり、それだけで持続可能になるわけではない。EUにおいてはグリーンウォッシュが規制されていることも念頭に置き、消費者に間違った情報を伝えることにならないよう注意が必要である。もし持続可能性等とCW法を結びつけるのであれば、例えば「合法的に伐採された木材から作られている商品を購入することは、持続可能性への貢献の第一歩」といった程度の表現ではないか。2つ目は、資料1の32ページにあるPDCAについて、例えば「違法伐採に係る木材等」について流通規制や報告義務等がない中で、どのように回して100%にしていけるのか考え方があれば教えて欲しい。

(林野庁) リーフレット等については、CW法の説明から入らずに、手に取ってもらえるように構成等を再考したい。また、持続可能性に関するご指摘については表現ぶりに注意していきたい。PDCAについては、努力義務を含めて回していく必要があり、「登録木材関連事業者」は努力義務を含めてしっかり対応していただける事業者であり、その事業者を増やすことで合法伐採木材等の流通を増やしていきたい。

(岩永委員) 相馬委員ご指摘のような持続可能性等の表現に注意する必要があるが、事業者向けの説明会資料についてはわかりやすくまとめられていると思う。リーフレットについては、既にご指摘があったように、CW法ではなく最後の「合法伐採木材を選んでください」から入った方がよい。また、クリーンウッドシステムについては、その良さをPRして速やかに普及するように努めていただきたい。なお、その他、細かい点については別途個別に指摘をするのでよろしくお願ひしたい。

(立花委員) 事務局から他に何かありますか。

(事務局) 本日いただいたご意見等を踏まえた対応について、説明会等のスケジュールを踏まえ、議事①の説明会等の資料及び議事③のチェックシート改訂版については、修正を座長一任とさせていただきます、議事②のパンフレット等については、12月に予定する専門委員会の書面開催の場でお示しするということがいかがでしょうか。

(各委員) 異議なし。

最後に、全木連からの閉会の挨拶により会議を終了した。

以上

(書面開催)

令和6年度 第3回合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

議事次第

令和6年12月13日

1 書面開催

年末のご多用のところ恐縮ですが、12月20日(金)までにご意見を賜りたいと考えています。

2 議事

資料1～4についてご意見を伺う。各資料の作成目的は以下のとおり。

資料1：クリーンウッド・ナビ掲載予定

資料2：事業者向けパンフレット

資料3：消費者向けパンフレット

資料4：イベント等で使うポスター

【資料名】

資料1 改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(令和7年4月1日施行)に係るQ&A

資料2 パンフレット：これで完璧「クリーンウッド法」誰もが安心して使える木材の供給を目指して

資料3 リーフレット：合法的に伐採された木材を使おう！(クリーンウッド法で、世界と日本の森林を守る第一歩を)

資料4 チラシ：STOP 違法伐採をなくそう!! 「クリーンウッド法」

【案】

改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（令和7年4月1日施行）に係るQ&A

令和6年〇月〇日作成

No	大分類	中分類	質問	回答
1	法制度	CW法と各種法律・制度	クリーンウッド法と「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」はどのような関係か。	「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」は、公共調達における環境物品の調達を定めたグリーン購入法に対応するためのもので、同ガイドラインには、合法木材供給事業者の団体認定等の仕組みがございます。こちらはクリーンウッド法とは別の制度となります。ただし、木材の合法性確認等において両制度で共通する部分も多いことから、クリーンウッド法の合法性確認において、当ガイドラインによる団体認証による木材に対する証明（大臣から者の指定を受けたもののみ）を活用できることとしています。「大臣から指定を受けた者」については下記リンクをご確認ください。 URL: XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
2	法制度	CW法と各種法律・制度	クリーンウッド法は森林認証制度のように持続可能性や生物多様性、人権等も合法性確認の要件としているのか。	クリーンウッド法は伐採における合法性の確認を行うものであり、伐採が行われた森林の持続可能性や生物多様性等の確認を求めるものではありません。例えば、持続可能な林業でなければ合法的に伐採できないような制度を持っている国や地域であれば、合法的に伐採された木材は持続性も担保されていると考えられます。このように、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等が必ず持続可能性を有するかどうかは、それぞれの伐採地の制度によります。なお取引先の持続可能性等に関する取組状況については、原材料情報に加え合法性確認に用いるその他関連情報としてや、事業者の選定に用いる情報として活用可能と考えられます。
3	法制度	定義	クリーンウッド法における「譲渡し」とは、どの時点を指すのか。物品の物理的な受け渡しを指すのか、一般的な商習慣の支払いをもって所有権移転をなされたタイミングを指すのか、あるいはその他のタイミングなのか。	基本的には、取引にかかる材を取得したことをもって、譲受けが完了したと判断します。なお、譲渡しの受託についても改正法の義務の対象となるため、必ずしも所有権の移転が譲受け完了の判断基準という訳ではないことに留意が必要です。より具体的には、譲受け材について、次の事業者に譲渡するための処分を行う決断をしたタイミングが譲受け完了の判断基準の1つとなります。輸入材については、通関のタイミングも分かりやすい指標と考えられます。現地港で所有権が変わるのであればそのタイミングや、又は通関のタイミングで考えていただいても構いません。なお、クリーンウッド法における「譲渡し」は、有償・無償を問いません。
4	法制度	定義	「合法性確認木材等」と「合法伐採木材等」の違いは何か。改正法施行後、流通する木材はどちらになるのか。	「合法伐採木材等」は我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるものをいいます。「合法性確認木材等」とは、木材関連事業者が法第6条第1項に規定する合法性の確認により、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認された木材等のことを指します。クリーンウッド法においては、法第6条に基づき木材関連事業者によって合法性確認が行われた「合法性確認木材等」、「合法性確認木材等でない木材等」、「合法性確認木材等と合法性確認木材等でない木材等で構成された木材等」が流通します。
5	法制度	定義	法第5条「事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」の「事業者」とは具体的にどのような事業者を指すのか。	木材関連事業者を含む木材等を利用するあらゆる事業者を指します。木材を自らの事業で取り扱う者であり、具体的には以下の3つのパターンが含まれると整理できます。 ①木材を譲り受けて木材を譲り渡す事業者（木材関連事業者） ②木材を譲り受けて、木材以外のものに加工し譲り渡す事業者（木材を購入しおもちゃ等の法対象外物品を製造し譲り渡す場合など） ③木材を譲り受けて、自らの事業に使用する事業者（ホテルが家具等の法対象物品を購入し、客室で使う場合など）
6	法制度	対象	登録木材関連事業者でなくても法律の義務・努力義務は適用されるのか。	登録の有無にかかわらず、全ての木材関連事業者は法律が定める義務事項、努力義務事項に則った対応を行っていただくこととなります。なお登録木材関連事業者となるかは任意です。
7	法制度	対象	原木を輸出する場合はクリーンウッド法の対象外となるのか。	輸出に関しても法の義務・努力義務の対象となります。第1種事業者として輸出する場合、情報の伝達以外（原材料情報収集、合法性確認、記録保存）は義務、情報伝達は努力義務となります。第2種事業者として輸出する際は情報の受領、記録保存、情報伝達が努力義務となります。
8	法制度	対象	森林外の樹木（屋敷林や街路樹等）についてもクリーンウッド法の対象か。	国産材の場合、森林外の樹木はクリーンウッド法対象外のため合法性確認等の義務は生じません。ただし法の対象外の木材を合法性確認木材等と混ぜて譲渡す場合は、事業者の利便性の観点から、CW法に準ずる方法で合法性の確認ができた場合（この場合は伐採届等の原材料情報となる証明書が収集できないので、“その他関連情報”として所有者からの聞き取りや独自証明等を踏まえて合法性を確認するなど）、全体を合法性確認木材等として取り扱うことは差し支えありません。輸入材の場合、森林外の樹木においてもクリーンウッド法の対象となります。
9	対象事業者	素材生産販売事業者と木材関連事業者の区分	樹木の所有者が伐採を行い、素材の加工のみを他者に委託し、加工品を自ら販売する場合、義務の対象はどのようなものか。	この場合、当該樹木の所有者が加工品の譲渡しを行うため、第1種事業者に該当し、合法性の確認等を行う義務があります（法第6条第1項第3号「自ら所有する樹木を材料として生産した素材の加工」には委託して行う加工も含まれている）。なお、この際、素材生産販売事業者は不存となります。また加工のみを委託された事業者は譲渡し先や方法の判断をしないため、木材関連事業者に該当しません。

10	木材関連事業者	定義	グリーンウッド法における木材関連事業者とは。	この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の譲受けと譲渡しの両方を行う事業者が該当し、次に掲げる事業を行う者をいいます。 1 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く。）をする事業 2 素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業 3 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 4 FIT/FIP認定事業者：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木に由来するものをいう。）を変換して得られる電気を電気事業者（同条第四項に規定する電気事業者をいう。）に供給する事業 5 木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 単に木材の輸送や賃加工を行う事業者は該当しません。
11	木材関連事業者	定義	第1種木材関連事業者と第2種木材関連事業者とは。	木材関連事業者は第1種と第2種に区別されます。 （1）第1種木材関連事業者（以下、「第1種事業者」） 素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を譲受ける等、国内市場に最初に木材等を持ち込む者 （2）第2種木材関連事業者（以下、「第2種事業者」） 第1種木材関連事業者以外の事業を行う木材関連事業者
12	木材関連事業者	定義	法第6条の義務の対象となる木材関連事業者とは、改正前の「第1種事業を行う者」と一致するのか。	法第6条の義務の対象となる木材関連事業者が第1種事業者ですが、見直しにより第1種事業者の範囲が広がることから、改正前の「第一種木材関連事業を行う者」とは一致しません。具体的には、改正前は丸太の販売の受託を行う第1種事業としては市場のみを規定していましたが、改正後の法第6条においては市場に限定していません。よって市場以外で販売受託を行う木材関連事業者は、改正前は第2種事業者扱いでしたが改正後は第1種事業者となります。
13	木材関連事業者	定義	「木材等」の物流と商流に関わる事業者が異なる場合には、どちらが木材関連事業者に該当するのか。	基本的に商流上に介在する木材等を取り扱う事業者が木材関連事業者に該当します。物理的に手元に木材が来るかどうかではなく、木材等の譲渡しの決定に直接関与することがポイントになります。また、商流を担わない場合においても、輸入代行を行う事業者や木材の譲り渡しの受託を行う事業者は木材関連事業者に該当します。
14	木材関連事業者	定義	法対象物品を譲り受けて対象物品でないものを製造する場合、木材関連事業者に該当するのか。	法対象物品（木材等）でないものを製造する者は木材関連事業者には該当せず、義務・努力義務の対象にもなりません。
15	木材関連事業者	定義	木材等を自家消費する事業者は木材関連事業者に含まれるのか。	自家消費（製造した木製家具を事務所で使用するなど、事業において木材等を使用・利用する場合）については譲渡しを行わないため、原則として木材関連事業者に該当しません。ただし、木材等の譲り渡しを行わない事業であっても、木材を使用する建築・建設事業、FIT/FIPの認定を受けて行う事業については木材関連事業者に該当します。
16	木材関連事業者	定義	木材関連事業者に該当する建築・建設事業者とは。	木材関連事業者に該当する建築・建設事業者とは、木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業を行う者を指します。単に設計を行うだけで木材等の売買等に直接関わらない設計業者や、下請けの工務店が木材調達を行い自らは木材調達に関与しない元請けの建築業者等は木材関連事業者に該当しません。
17	木材関連事業者	定義	木材関連事業者に該当する「木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業」とは。	木材関連事業者に該当するバイオマス発電事業者とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が行う木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業を指します（いわゆる、FIT/FIP認定を受けて行う発電事業です。）。従って自家発電のみやバイオマスボイラーによる熱利用のみを行う者は含まれません。
18	木材関連事業者	第1種・第2種の区分	改正前のグリーンウッド法では、木材関連事業者の中で、①調達部門と②加工・販売部門が一連の事業（工程）となっているような場合は、①を第1種事業、②を第2種事業と整理し、調達部門（第1種）が販売部門（第2種）に情報伝達を行うこととなっていたが、改正後も同様の考え方か。	改正後のグリーンウッド法では、合法性の確認を行った木材等について他の木材関連事業者へ譲渡す際に情報伝達を行うと規定しています。従来のように事業者の内部で第1種部門が第2種部門に伝達を行うという概念がないため、一連の事業を第1種事業と整理し、販売部門から他の木材関連事業者に木材等の譲渡しを行う場合に、法第8条の情報伝達義務を履行することとなります。なお、法人格が別の親会社と子会社やグループ企業のような場合には、グリーンウッド法上別の木材関連事業者として整理します。この場合は各社間での木材等の譲り渡しの際に、他社（木材関連事業者）に対するのと同じく情報伝達の義務または努力義務が生じます。
19	木材関連事業者	第1種・第2種の区分	複式市場方式により市場の運営を行っているが、複式市場における問屋と市場のグリーンウッド法上の位置づけはどうなるか。	素材の譲り渡し先は問屋が決定しているものの、素材の譲り渡しは「荷主（伐採業者等）→問屋→木材市場→買い方（製材工場等）の流れと整理され、市場が買方から代金を徴収している場合、問屋が第1種事業者、市場が第2種事業者に該当します。
20	木材関連事業者	第1種・第2種の区分	輸入した木材と、商社から購入した木材を用いて家具等を製造しているが、その場合は第1種事業者と第2種事業者のどちらに当たるか。	輸入した木材については第1種事業者に係る義務等が、商社から購入した木材については第2種事業者に係る努力義務がかかります。このように、事業形態によっては一法人の中で第1種事業と第2種事業が併存する場合もあります。
21	素材生産販売事業者	定義	法第2条第3項に規定する「素材生産販売事業者」とは何か。素材生産事業者との違いはあるのか。	素材の生産及び流通について譲渡し先や方法を主体的に決定する樹木の所有者（森林所有者）や素材生産事業者等が素材生産販売事業者に該当します。具体的には、自ら伐採及び素材の販売を行う自伐林家や、伐採と素材の販売の両方を受託した素材生産事業者等が該当します。なお、伐採のみを委託された素材生産事業者等については、譲渡しの判断を行わないため、素材生産販売事業者には該当しません。

22	対象物品	定義	グリーンウッド法の対象となる「木材等」とは具体的に何を指すのか。	この法律において「木材等」とは、木材（素材を含み、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則」で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）を指します。具体的には以下のとおりです。 【木材】 ①素材（丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む）、②板材、角材及び円柱材（化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む）、③単板、突き板及び構造用パネル（OSB）、④②③又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等。DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む）、⑤のこくず・木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない）、チップ及び小片端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む ※プレカット材も含みます 【木材等（家具・紙等の物品）】 ①椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの、②木材バルブ、③コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレペーパーのうち、木材バルブを使用したもの、④フローリングのうち、基材に木材を使用したもの、⑤木質系セメント板、⑥サイディングボードのうち、木材を使用したもの、⑦戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）、⑧①～⑦の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるものうち、木材又は木材バルブを使用したもの
23	対象物品	定義	法第2条第2項「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く」とは具体的に何を指すか。	【一度使用され収集されたもの】 消費者等によって、当該木材等を生産した者が本来意図した用途に使用されたもの一般であって、譲渡しや別の用途に使用するために収集されたもの。いわゆるリユース品。 【使用されずに収集されたもの】 当該木材等を生産した者が本来意図した用途には一度も使用されないうまま、譲渡しや別の用途に使用するために、収集という客観的に把握しうる行為の対象となったもの。具体的には、破損在庫、不良品、余剰在庫、意図した目的のために使用されずに販売中止になったもの等の、いわゆるプレコンシューマー原材料や、新品のまま廃品回収されたもの。 【廃棄されたもの】 当該木材等を生産した者が本来意図した用途に使用された後、廃棄物処理の手続きを踏む等、明確に廃棄のプロセスを経たもの。いわゆるリサイクル品。
24	対象物品	定義	特用林産物関係で対象物品となるのは何か。	植菌前のきのこ原木、菌床用おが粉、薪炭生産用の原木は対象物品としての「木材」に該当しません。 一方、植菌後のほだ木、菌床、木炭、薪、竹は対象外物品となります。
25	対象物品	定義	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙又は塗工されている印刷用紙に印刷を行ったものは、「家具、紙等の物品」に該当するのか。	印刷を行った紙は「紙、家具等の物品」に該当しません。
26	対象物品	定義	家具について、主たる部材とは何か	主たる部材にわずかも木材を使用している場合はグリーンウッド法の対象となります。 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したものが対象となります。 詳細は経済産業省『「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン』（令和6年6月28日）もご確認ください。
27	対象物品	定義	家具について、主たる部材にわずかも木材が使用されていればグリーンウッド法の対象となるのか。	主たる部材にわずかも木材を使用している場合はグリーンウッド法の対象となります。 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したものが対象となります。 なお法改正前は「部材に主として木材を使用したもの」を対象としており、原則として部材の総重量に占める木材の割合が50%以上としておりましたが、この基準は改正法のもとではなくなります。
28	対象物品	定義	フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」と規定されているが、基材に少しでも木材を使用していれば対象となるのか。	基材に少しでも木材を使用していれば対象になります。なお、ここでいう「木材」とは、「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材」及び「木質ペレット、チップ及び小片」が該当します。なお、繊維板やパーティクルボードは、「木材」に該当しません。
29	対象物品	定義	いわゆる耳付き材、太鼓材、DLT、NLTは対象物品に該当するのか。	該当します。具体的な考え方は以下のとおりです。 基本方針一の2（2）の「板材、角材及び円柱材」については、皮をはいであるか否かを問わず、また、粗く角にしたものも含まれますので、いわゆる耳付き材及び太鼓材は当該項目に該当します。 また、同（4）の「（2）、（3）、又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの」については、接着剤による接合だけでなく、ダボやクギを用いて接合されたものも含まれます。したがって、DLTやNLTは当該項目に該当します。
30	対象物品	定義	MDFやパーティクルボードは対象物品に該当するのか	MDF、パーティクルボード等については本法の対象外としております。
31	対象物品	定義	輸送用木箱や梱包材、ペレットは対象物品に該当するのか	輸送用木箱や梱包材、ペレットは対象物品に含まれません。
32	対象物品	定義	改正法で対象物品に追加された、端材、枝葉・背板・のこくず、及びこれらを由来とするチップ・ペレットには、プレカット端材、パークも含まれるか。	改正法の下では、譲渡す目的で収集した枝葉を含む林地残材等やこれらを原料とするチップ、木質ペレットも対象物品となります。端材は、背板等の製材端材などを指し、プレカット端材、燃料用のパーク等も含まれます。

40	原材料情報	証明書	森林認証制度は原材料情報の証明書として活用できるのか。	グリーンウッド法に活用可能な森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）として、Q37で触れた告示にFSCとPEFC、SGECを定めています。 なお、これには森林認証制度によるコントロールウッドも含まれます。一方、事業者が当該認定を取得しているだけでは、取引される当該木材自体の合法性を担保することにはなりませんので、事業者の認定証ではなく、あくまで当該木材が「森林認証制度による木材である」ことの証明書が必要です。
41	原材料情報	証明書	輸入材における原材料情報の証明書はどのようなものがあるか。	原産国または輸出国における、政府機関または政府機関に準ずる機関（州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体）が発行した合法性を担保する証明書のほか、以下の書類も活用できます。 ①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報（原産国法令の適用がない場合のみ） ②森林認証制度による木材に対する証明※ ③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明※ ※大臣から指定を受けた者による制度であることが必要です。大臣から指定を受けた者については下記リンクをご確認ください。 URL: XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
42	原材料情報	素材生産販売事業者の情報提供義務	素材生産販売事業者は、第1種事業者の求めに応じて合法性の確認に資する情報を提供する義務とは具体的にどうなるのか。またどのような場合に応諾義務違反となり罰則等の対象となるのか。	素材生産販売事業者は「合法性の確認に資する情報」として譲渡す木材の原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）を提供します。なお原材料情報のうち、証明書が複数存在する場合、第1種事業者から複数求められれば応じる必要があります（第1種事業者は少なくとも1つ証明書を収集すれば義務履行）。 なお、原材料情報が不明（樹種が分からない）や不存在（証明書が存在しない）の場合においては、その旨を第1種事業者に伝達すれば応諾義務は履行されたこととなります。また、情報提供は書面や電子メール等第1種事業者に求められた方法で行います。 応諾義務違反となるのは、以下の場合です。 ・合法性の確認に資する情報について第1種事業者からの要求に何も回答しない場合 ・地方公共団体へ提出される書類の写しが証明書に該当する場合（伐採造林届出書等）であって、提出したものと異なるものの写しを第1種事業者からの求めに応じて提供した場合 こうした応諾義務違反については、主務大臣（農林水産省）の指導及び助言、勧告、公表、命令を経て改善が見られない場合には、罰則に至る可能性があります。
43	原材料情報	素材生産販売事業者の情報提供義務	法第6条で規定されている原材料情報以外の情報の提供を求められた場合、応じる必要はあるのか。	原材料情報以外の情報提供は任意の協力となります。ただし、第1種事業者が行う合法性確認の判断に大きく影響するような情報（誤伐の発生等）はできる限り速やかに提供することが望ましいと考えられます。
44	原材料情報	素材生産販売事業者の情報提供義務	第1種事業者からの求めがない場合は、合法性の確認に資する情報を提供しなくても、法第9条違反とはならないのか。	木材関連事業者からの求めがない場合は、情報を提供しなくても応諾義務違反とはなりません。
45	原材料情報	素材生産販売事業者の情報提供義務	証明書の提供にあたり、原材料情報に係る部分以外については黒塗り等してよいのか。	情報提供にあたっては、原材料情報としての価値を損なわない範囲において、黒塗り等を差し支えありません。例えば、契約条件に関する情報等の、原材料情報に該当しない部分であって、素材生産販売事業者にとって商行為上、不利益になり得る部分などについては、提供する必要はありません（提供を拒否してもよい）。
46	原材料情報	第1種木材関連事業者の収集	原材料情報の樹種、伐採地域は具体的にどこまで詳しい情報を収集すればよいのか。	樹種については「取引において通常用いている名称」としており、これは商慣習上用いられている名称であって、客観的に樹種の絞り込みが可能な名称のことです。国産材であれば、伐採造林届出書への記載が目安となりますが、個別の取引の事情に応じて、学名等、より範囲が狭い名称を個別の取引において使っている場合は、当該名称を使います。 伐採地域は原則「伐採国」となります。国産材についてはさらに都道府県や市町村まで収集の対象とすることもできます。輸入材についても原産国名を1つに特定されることを基本とします。やむを得ず複数国とすることが許容されますが、「アジア地域」「アメリカ大陸」といったものは許容されません。
47	原材料情報	第1種木材関連事業者の収集	原材料情報の証明書について、複数入手できる場合はどのように対応すればよいのか。	証明書は、最低1つ入手できれば、原材料情報の収集の義務を履行したことになりますが、リスクに応じた合法性の確認を行うことが重要であることから、複数の証明書を入手できる場合に、信頼性や簡明性を踏まえ、より適当な証明書を活用したり、複数の証明書を収集したりすることが重要です。
48	合法性の確認		木材等の合法性の確認とはどのように行うのか。	第1種事業者は、原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）及びその他関連情報を踏まえて合法性を判断します。原材料情報が揃えば機械的に「合法性確認木材等」となるわけではありません。逆に原材料情報のいずれかが揃わない場合でも、収集できた情報及びその他関連情報等を踏まえて「合法性確認木材等」と判断しうる可能性もあります。 なお合法性確認の単位は任意となります。必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はありません。ただし確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となることにご留意ください。また、譲り渡しを行う前で合法性確認を完了させることも必要です。

49	合法性の確認		合法性の確認に使用するその他関連情報とは何か。	収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要です。これには国が提供する情報（国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など）、取引実績、取引先の合法伐採木材等に関する取組情報（取引相手が受けている事業者認定など）、譲受け等をした木材等の数量、伐採地の違法伐採状況に関する報道や報告書等（人権尊重や持続可能性に関する情報を考慮することも可能）が該当します。
50	合法性の確認		原材料情報の証明書は収集できなかった場合、「合法性確認木材等でない」となるのか。	全ての原材料情報が収集できなかったことをもって機械的に「合法性確認木材等でない木材等」となるわけではありません。原材料情報のいずれかが揃わない場合でも、収集できた情報及びその他関連情報等を踏まえて「合法性確認木材等」と判断しうる可能性もあります。収集できた情報に加え、先述の「その他情報」を踏まえて合法性確認木材等か否かの判断を行ってください。
51	合法性の確認		合法性が確認できなかった木材等は流通できなくなるのか。	「合法性確認木材等でない木材等」として流通させることとなります。クリーンウッド法は流通規制を課すものではなく、合法性の確認とその結果の伝達を通じて合法性が確認された木材等の流通及び利用を促進するものです。合法性の確認ができなかった場合は、次の取引に際し信頼性の高い取引先を選定するなど、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置（努力義務）に取り組んでいただくことで、国内を流通する木材のうち合法性が確認された木材等の割合を高めていくことを目指しています。
52	合法性の確認		合法性の確認を行う単位において、合法性の確認ができた木材等と合法性の確認ができない木材等とが混在したものは、合法性の確認ができたものとして取り扱うのか、あるいは、合法性の確認ができないものとして取り扱うのか。	合法性の確認ができた木材等と合法性の確認ができない木材等が混在したものをまとめて合法性確認を行う場合には、「合法性確認木材等でない木材等」として取り扱います。
53	合法性の確認		「家具、紙等の物品」について、どのように合法性の確認を行えばよいか。	取り扱う「家具、紙等の物品」の原材料である木材や木材パルプについて、その原材料である樹木が法令に適合して伐採されたことの確認を行うこととなります。但し、フローリングは、基材に使用されている木材について合法性の確認を行えばよく、基材以外について合法性の確認を行う必要はありません。また椅子、机、棚などについては主たる部材について合法性の確認を行えばよく、その他部品（ダゴなど）について合法性の確認を行う必要はありません。家具に関しては、経済産業省『「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン』（令和6年6月28日）もご確認下さい。 『「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン』（令和6年6月28日）： https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/guideline.pdf
54	合法性の確認		紛争木材の合法性確認に関し特別な措置が必要か。	紛争地からの木材に関しても、その他の産地の木材と同じ方法で合法性の確認が行われることとなります。ただし合法性の確認はニュースなどの関連情報も踏まえて行われるべきであるため、紛争地からの木材についてはより慎重に合法性確認がなされるべきと考えられます。
55	記録の作成・保存		第1種事業者が行う「記録の作成・保存」とは何を記録するのか。	記録すべき内容は以下（1）（2）（3）です。 （1）収集した原材料情報の内容（例 スギ/宮崎県/伐採造林届出書、カナダ/ペイマツ/FSC） ① 樹種：取引において通常用いている名称（原材料情報の収集・整理のスライド参照） ② 伐採地域：国名。国産は、A.国産、B.都道府県、C.市町村など ③ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい） （2）合法性確認木材等であるか否か（例 合法性確認木材等/合法性確認木材等でない） （3）合法性確認の理由：（2）の根拠が分かるように記録 例1 ○○という関連情報を用いて判断した 例2 収集した原材料情報が真正であると判断した 例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した 例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した
56	記録の作成・保存		原材料情報が収集できなかった場合、どのように記録するのか。	収集行為自体を行ったことが分かるようにしておく必要があります。従って収集を試みたが収集できなかったことを記録します。
57	情報の伝達		第1種事業者から第2種事業者への情報伝達とは何を伝えるのか。	第1種事業者から伝達すべき情報は以下（1）（2）です。 （1）原材料情報の記録に関する情報：原材料情報の収集結果に関する情報 ① 原材料情報（樹種、伐採地域、証明書等）をすべて収集できた場合はその旨（例：全ての原材料情報を収集した）※1、※2 ② 収集できなかった原材料情報があった場合はその内容（例：証明書なし） （2）合法性確認木材等であるか否かの情報（例：合法性確認木材等です/合法性確認木材等ではありません） ※1 収集できた原材料情報の具体的な内容を伝達してもよい（例1：スギ、宮崎県、伐採造林届出書、例2：樹種不明、米国、PEFC） ※2 ①②もしくは※1の情報伝達すれば、証明書そのものを添付する必要はありません。その一方で、証明書そのものの提供をもって伝達とすることは可能です。

58	情報の伝達		第2種事業者から第2種事業者への情報伝達は何を伝えるのか。	第2種事業者は、受け取った合法性確認結果（合法性確認木材等です／合法性確認木材等ではありません）を次の第2種木材関連事業者へ伝えます。（努力義務）この場合、原材料情報の記録に関する情報の伝達は不要です。
59	情報の伝達		情報伝達の方法や様式は決まっているのか。	情報の伝達は以下いずれかの方法で行います。様式は任意です。 ○メール、FAXで送信、クラウドにアップロードし当該URLを伝達、CD-ROM等記録媒体を渡す ○林野庁にて開発中の「流通木材の合法性確認システム」を使用し伝達 ○包装、送り状等に記載し渡す ※伝達には、①他者が知覚できる、②相手方に届いたことが分かる、要件を満たしている必要があります。ホームページ等に情報を掲載するだけでは不十分です。当該情報が掲載されたHPのURL等を伝票やメールなどに記載し、相手方へ渡していただく必要があります。
60	情報の伝達		法の対象物品と対象外物品の両方を製造等している事業者に木材等を譲渡す場合、情報伝達の義務はどの様になるのか。	法対象物品の製造等のみが木材関連事業者に該当するため、情報伝達の義務は対象物品を製造する部門への木材等の譲渡時のみ発生します。 なお譲渡しにおいて、木材等の用途を確認することはコストがかかる上に、商習慣としても存在しないと考えられます。したがって、木材関連事業者以外への譲渡しにおいても情報伝達の努力義務が規定されていることを鑑み、この場合第1種事業者においては譲渡し先の事業内容に関わらず情報伝達を行うことで確実に義務を履行することが望ましいと考えられます。
61	情報の伝達		第1種事業者として譲受けた材（1種材）と第2種事業者として譲受けた材（2種材）を合わせて譲り渡す場合、どのように伝達するのか。	情報伝達について1種材は義務、2種材は努力義務ですが、出荷製品全体に対して行うことが望ましいと考えられます。 ○合法性確認結果について、1種材と2種材の結果に応じて下記のような伝達が考えられます。 〔伝達例〕 1種材（合法性確認木材等）+2種材（合法性確認木材等）の場合：合法性確認木材等である 1種材（合法性確認木材等）+2種材（合法性確認木材等でない）場合：合法性確認木材等と合法性確認木材等でない木材等である ○原材料情報の記録に関する情報については、1種材に関してのみ行えばよいので、「第1種として合法性確認を行った木材について原材料情報がいくつ収集できています（原材料情報のうち樹種と証明書は収集できています、等）など、一部ですということを明記して伝達してください。 ※クリーンウッド法では第2種事業者が原材料情報の記録に関する情報を伝達する制度とはなっていないため、2種材については合法性確認結果のみを伝達いただきます。
62	情報の伝達		「合法性確認木材等」と「合法性確認木材等でない木材等」をまとめて譲り渡す場合や、これらを組み合わせた製品等を譲り渡す場合、合法性確認結果についてはどのように伝達すべきか？	「合法性確認木材等と合法性確認木材等でない木材等を使用しています」もしくは「合法性確認木材等でない木材等が含まれています」と伝達してください。
63	情報の伝達		情報伝達の際、法に基づく登録事業者であることや、合法性GLに基づく認定番号等も提供が必要なのか。	努力義務ですが、法第13条第1項第6号の「合法伐採木材等の利用を確保するために必要な事項」として「木材関連事業者の登録又はその他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する登録、認証若しくは認定を受けている木材関連事業者は、法第十三条第一項第六号の主務省令で定める事項として、木材等について譲渡しをするときは、当該木材関連事業者が受けている登録、認証又は認定に関する情報を、当該譲渡しの相手方に対し提供することとする。」となっておりますので、提供いただくことが望ましいです。なおクリーンウッド法の登録木材関連事業者の登録要件に「登録情報の提供」がありますので、登録木材関連事業者は登録情報を伝達いただく必要があります。
64	情報の伝達		「その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定」には、どのようなものがあるのか。	森林認証、森林・林業・木材産業関係団体の認定、あるいは、都道府県等による森林、木材等の認証で伐採の合法性確認等を行うものなどがあります。
65	情報の伝達		FIT/FIP事業者や建築事業者等も木材関連事業者とのことだが、売電先や施主等に情報伝達する必要があるのか。	電気や建築物は木材等に該当しないため、情報伝達は必要ありません。 ただし、FIT/FIP事業者や建築事業者は木材関連事業者に該当するので、第1種事業者であれば合法性の確認、記録の作成・保存は義務、第2種事業者であれば情報の受取、記録の作成・保存は努力義務となります（登録事業者であれば義務）。
66	情報の伝達		第1種事業者が木材や木材製品を譲渡す際は、常に情報伝達の義務が発生するのか。	譲渡す物品がクリーンウッド法の対象物品であり、かつ木材関連事業者に譲渡す場合に義務が発生します。なお、対象物品を譲渡す場合であっても、木材関連事業者以外の事業者（消費者と同様に購入するだけの事業者、クリーンウッド法対象外物品を製造する事業者など）や消費者に譲渡する場合の情報伝達は努力義務となります。また、海外の事業者は木材関連事業者にあたりませんので、木材等を輸出する場合も、情報伝達の義務は発生しませんが、努力義務の対象となります。
67	情報の伝達		判断基準省令に情報伝達方法として規定されている「電子情報処理組織を使用する方法」とは具体的にどのようなものを指すのか。	電子メール、企業で整備するシステム、クラウドへのアップロード等の伝達元の電子計算機と伝達先の電子計算機とを電気通信回線で接続したものを指します。
68	第2種の取り組むべき措置		第2種事業者は合法性確認を行わないのか。取引先から合法性確認結果に係る情報の伝達がなかった場合はどうすればよいのか。	改正クリーンウッド法において、合法性の確認を行うのは第1種事業者のみです。第2種事業者は、自ら合法性の確認を行うことはせず、第1種の確認結果の伝達を受けて、その結果をそのまま次の事業者に伝達することとなります。 なお供給元から合法性確認結果の情報伝達がなかった場合に、サプライチェーンを遡って合法性確認結果情報の提供を依頼できます。この場合も、あくまで第1種事業者が行った確認結果の提供を求めるもので、第2種事業者自ら合法性確認を行うものではありません。その上で情報提供がなかった場合は、伝達すべき情報がないため行わないこととなります。

69	第2種の取り組み措置		判断基準省令第3条第2項の「川上事業者への情報提供依頼」を行ってもなお、法第8条の情報が入手できなかった場合、法第13条第1項第4号の情報の保存の対象とはなりません。また、同項第5号の情報伝達についても同様に、当該情報を入手できなかった場合は、伝達すべき情報がないため行わないこととなります。情報が入手できない場合、「合法性確認木材等でない」として情報伝達することも適切ではありません。また、情報が入手できていない中で川下の事業者から情報提供依頼を受けた場合には、「当該情報を入手できなかった」と伝えてください。 他方、判断基準省令第3条第2項の情報提供依頼を行ってもなお情報が得られなかったという記録を保存しておくことは、将来の取引相手の選定において、合法性確認木材等を取り扱う信頼性が高いと考えられる相手方を選定するために有効と考えられます。
70	定期報告	対象事業者	第1種事業者が行う定期報告の対象となる「一定規模以上」の基準は 定期報告の対象となるのは、第1種事業として譲り受けた区分①～③ごとの量が基準以上の事業者です。 区分1：国産材（丸太）の総量 3万㎡ 区分2：輸入した「木材」を丸太換算した総量 3万㎡ 区分3：輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量 1.5万トン ※使用する丸太換算係数は任意 ※輸出された国産材（もしくは「伐採国が日本の木材等」）を輸入した場合は、区分1ではなく区分2に該当します ※家具等は「主たる部材」以外の部材も含めた重量です。ただし、部材ごとに輸入する場合は、「主たる部材」のみの重量です。
71	定期報告	対象事業者	一定規模以上を超えたかどうか通知などされるのか 自社の取扱量が基準を超えたかどうかはそれぞれの事業者でご判断いただきます。国から該当事業者への通知等は行いません。
72	定期報告	対象事業者	一定規模以上の考え方、および報告について、法人単位か、それとも事業所単位か。 法人単位です。
73	定期報告	報告内容	一定規模以上の第1種事業者が行う定期報告は具体的に何を誰に報告するのか。 1. 報告内容 ① 第1種事業者として譲受けた木材等の総量 ② ①のうち合法性確認木材等の数量 2. 対象期間・報告方法・報告期限 (1) 対象期間：前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも） (2) 報告方法：メール、書面、システム (3) 報告期限：毎年6月末日 (4) 報告先： ① 木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合 農林水産大臣 ② 輸入の家具・紙等のみ扱った場合 経済産業大臣 ③ ①、②の両方を扱った場合 農林水産大臣及び経済産業大臣 ※1回の報告は、令和7年度実績を令和8年6月末日までに行っていたことになります。
74	定期報告	報告内容	具体的な報告内容や様式が知りたい。 基準の区分毎に以下(1)(2)について報告いただきます。 (1) 譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を下記の種類別に報告 ① 【区分1、区分2】木材の単位：任意 木材の種類：「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ベレット等」「チップ等」 ② 【区分3】家具・紙等の単位：トン（任意の換算係数で単位を統一） 家具・紙等の種類：「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」 ※ 自家消費用や第2種として譲受けた木材等は報告不要（合法性確認義務に係る木材等のみ報告） ※ 複数の区分に係る事業を行っている場合、区分をまたいでの合算は不要 ※ 自ら所有する/所有者から委託を受け伐採した樹木の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量 (2) (1)のうち合法性確認木材等の数量 ① (1)で用いた単位と揃えること ② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、合法性が確認できた木材等の数量 様式は林野庁クリーンウッド・ナビに掲載予定ですが、任意の様式に上記事項を整理いただいても構いません。
75	定期報告	報告内容	家具について「主たる部材」のみが報告対象となるのか。 家具は「主たる部材」と「部品」で構成されており、「主たる部材」も「部品」も木材を使用している場合でも、主たる部材のみが合法性確認の対象となります。従って定期報告における「合法性確認木材等の数量」については主たる部材のみをカウントして計上して記載してください。 一方、定期報告における「第1種事業者として譲り受けた木材等の総量」については、家具においては、「主たる部材」以外の重量も含まれます。（ただし、部材ごとに輸入する場合は「主たる部材」のみの重量です。） なお、主たる部材のみを切り離してカウントできない事業者の場合、その場合に限り、家具全体の重量でカウントしても差し支えありません。 その場合、合法性確認木材等ではない木材等が部材として入っている場合、その家具は「合法性確認木材等ではない」扱いとします。

76	罰則等		どのような場合に罰則の対象となるのか。	第1種木材関連事業者が義務として行う原材料情報の収集・整理、記録の作成・保存、情報の伝達、また素材生産販売事業者が行う原材料情報に関する情報の提供に関する義務の履行に関し疑義がある場合などに、まずは主務大臣による指導・助言、次に勧告、勧告に従わない場合は事業者名の公表、さらに必要な場合に命令の手順が踏まれ、それでも改善が見られない場合に罰則（百万円以下の罰金）が課される可能性があります。 また、木材関連事業者の合法性の確認等の実施状況や合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況に関し、主務大臣が命じる報告徴収や立入検査の対象になることもあります。
77	罰則等		取引先の協力を得られない等により、原材料情報の収集ができない場合、指導・助言等の対象となるのか。	原材料情報を収集する行為が義務履行であり、収集結果を問うものではありません。収集できなかった場合は、収集を試みたが収集できなかったことが適切に記録されていれば、指導・助言等の対象とはなりません。 なお、素材生産販売事業者に原材料情報の提供を要求しなくても収集できた場合や、科学的手法により樹種を明らかにするなど木材関連事業者が自ら原材料情報を入力する場合も義務履行とみなします。
78	施行日期日		改正法が施行される令和7年4月前に譲渡された木材等や長期在庫の取扱はどうなるか。	改正法の施行の前に第1種事業者が譲渡した木材等は合法性の確認等の義務の対象となりません。そのため、 ①改正法第8条の情報がない木材等として譲渡す ②改正法第6条の規定に則って合法性の確認を行い、その結果を伝達する のいずれかの対応を行うこととなります。 なお、上記②において、改正前に、原材料情報を収集できている場合は、当該収集済みの情報を用いて改正法に沿った合法性の確認を行って差し支えありません（改めて原材料情報を収集し直す必要はありません。）。 また、改正法の施行の前に第2種事業者が譲渡した木材等についても、情報伝達などの改正法の努力義務の対象とはなりません。
79	木材関連事業者の登録	登録	グリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録は義務か。	登録は任意です。
80	木材関連事業者の登録	登録	改正前のグリーンウッド法のもとで登録を受けていた登録木材関連事業者の登録は無効になるのか。	改正前に登録を受けた登録事業者は、更新までの間であれば、改正前後の登録要件で重複している事項（具体的には、体制の整備、登録等の情報提供のみ）を実施すれば、登録は取り消されません。
81	木材関連事業者の登録	登録	改正グリーンウッド法のもとで登録に必要な要件は何か。	法第13条第1項の判断の基準となるべき事項を踏まえ、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を確実に講ずることが要件となります。具体的には、①体制の整備（責任者の設置、取組方針の作成）、②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置（取引相手の選定、合法性確認結果のリクエスト）、③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置（取引相手の見直し等）、④義務以外の情報の保存、⑤義務以外の情報伝達、⑥登録や認証情報等の提供、となります。
82	木材関連事業者の登録	登録	登録申請に当たっては、どのような書類が必要となるのか。	木材関連事業者は、登録実施機関に対して、登録の申請に当たり、以下の書類を提出する必要があります。 ①申請書（名称・住所、登録を受けようとする事業の範囲を記載） ②添付書類（判断基準省令第1条第2項に定める取組方針） ③その他の書類（住民票の写し、定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員の名簿、本法により刑罰を受けたあるいは登録を取り消されてから一年を経過していない者であることの自己申告書） なお、登録申請の具体的な方法については登録実施機関にお問い合わせください。 登録実施機関一覧はグリーンウッド・ナビに掲載しております。
83	木材関連事業者の登録	登録	登録にはどのくらいの期間がかかるのか。	登録事務は登録実施機関が行っており、申請書等の提出から登録完了まで概ね2週間から1カ月程度ですが、申請状況等により変わりますので、詳細については登録実施機関にお問い合わせください。
84	木材関連事業者の登録	登録	連結子会社を含めたグループ企業、業界団体において、一括で登録できるのか。	登録実施機関が委任申請を受けることは可能です。ただし、申請を委任しているだけであって、申請者はあくまで個別事業者となります。 委任申請としては、小規模な事業者の登録を促進するため、業界団体等が委任を受けて申請することや、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により業界団体が取り組んできたことを活用するため、そのような業界団体が委任を受けて申請すること、連結子会社を含めたグループ企業において、親会社等が委任を受けてグループ内の企業の申請を行うことを想定しているものです。 なお、詳細は、登録実施機関に確認する必要があります。
85	木材関連事業者の登録	登録	登録実施機関によって、登録対象に違いがあるのか。	登録実施機関は、登録実施事務の対象を明らかにすることになっており、登録実施機関の判断により、登録実施事務の範囲が限定されることがあります。
86	木材関連事業者の登録	登録	登録を行う際に部門や事業所等を限定できるのか。また、建築又は建設をする事業の場合、工事現場単位での登録は可能か。	第1種事業者については、第1種事業を行う部門、事業所、工場又は事業場の全てを対象として登録することが必要です。ただし、第2種事業者については、部門、事業所、工場又は事業場ごとに登録することが可能です。 また、第2種事業者のうち建築・建設事業を行う事業者においては、工事現場単位の登録を可能としています。工事が終了した場合には、登録の取消しを行う必要があります。
87	木材関連事業者の登録	登録	プロジェクト単位での登録は可能か。	建築・建設事業を行う事業者においては、プロジェクト単位の登録を可能としています。プロジェクトが終了した場合には、登録の取消しを行う必要があります。
88	木材関連事業者の登録	登録	第1種事業と第2種事業の双方の事業を行っている場合には双方に登録する必要があるか。また、第1種事業及び第2種事業の両方を登録する場合、一つの申請書で申請することは可能か。	第1種事業と第2種事業の双方を行っている場合においては、第1種事業及び第2種事業の双方、またはどちらか一方のみ登録いただくことが可能です。 その場合の申請については、1つの申請書で対応できますが、詳細は、登録実施機関にお問い合わせください。

89	木材関連事業者の登録	登録	改正前のクリーンウッド法では、輸入事業者の中で、①木材等を輸入する事業と②当該木材等を国内で販売する事業を行っている場合は、①を第1種事業、②を第2種事業とされていたが、改正後も同様か。登録はどの様になるのか。	改正後は輸入事業によって譲受けた木材等を譲渡すまでを第1種事業と整理します(※)。したがって、同一木材関連事業者の中での部門間の木材等の譲渡という概念は存在せず、①及び②を合わせて第1種事業となります。これに伴い、従来は当該事業者が登録木材関連事業者の登録を受ける場合、輸入(第1種部門)と販売(第2種部門)のそれぞれの部門について登録が必要と整理していましたが、今後は、輸入・販売を合わせて第1種登録のみで足りると整理することとなります。なお、合板工場が自ら輸入を行う場合など、1つの事業者が輸入、加工、販売を行う場合においても、これらの全ての事業が第1種事業となります。 ※ 輸入のみを行い、他の事業者に譲渡さない場合は自家消費扱いとなります。 ただし、販売部門が国内の他社から木材等を調達して販売している場合、当該事業は第2種事業にあたるため、当該事業の登録を受ける際は第2種の登録が必要となります。
90	木材関連事業者の登録	登録	改正後は輸入事業によって譲受けた木材等を譲渡すまでを第1種事業と整理することだが、改正前に輸入部門を第1種、販売部門を第2種として登録を受けていた場合は、改めて登録を受ける必要があるのか	輸入事業者については、改正後は第1種登録のみとなる一方、改正前に登録を受けている場合は、次回の登録更新までは現在の登録(輸入部分は第1種、販売部分は第2種)を維持することができます。この経過措置期間中の年度報告における報告は、第1種事業にかかる報告のみでよいこととします(第2種事業の報告は不要)
91	木材関連事業者の登録	登録	登録料はいくらになるのか。	登録料や更新料等は、登録実施機関が定めることとなっているので、登録実施機関に確認してください。
92	木材関連事業者の登録	登録	登録が取り消された後、欠格期間をへて、再度登録する場合には、登録免許税や登録料を再度支払うのか。	登録が取り消された後、欠格期間をへて、再度登録する場合には、新規の登録と考えられ、登録免許税や登録料は再度必要になります。
93	木材関連事業者の登録	登録	登録申請書には合法性の確認等を行った実績を記載するのか。今後の取組を記載するのか。後者の場合、想定していた取組が仮に行えなかった場合登録は取り消されるのか。	登録申請書には、合法性の確認等を行った実績を考慮しつつ、今後の合法性の確認等の取組を記載します。想定していた取組が行えなかったとしても直ちに登録を取り消すことはありませんが、登録実施機関からそのような状況になったことや今後の取組方針の報告を求められる可能性があります。
94	木材関連事業者の登録	登録後の注意点	不適切な名称の使用とは何か。	登録を受けていないにもかかわらず、登録木材関連事業者の名称を使用すること、登録を受けていない事業内容に係る取引において登録木材関連事業者の名称を使用すること等です。
95	木材関連事業者の登録	登録後の注意点	登録木材関連事業者は合法性確認木材等しか取り扱えないのか。	登録木材関連事業者であっても、合法性確認木材でない木材等を取り扱うことは可能です。
96	木材関連事業者の登録	登録後の注意点	登録木材関連事業者は違法な木材等を取り扱った場合に登録の取消しとなるのか。	合法性の確認を行ったにもかかわらず、結果的に違法な木材等を取り扱ったとしても、これをもって登録を取り消すことはありませんが、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施しているかについて疑義が生じた場合には、登録の取消しに至る場合があります。
97	木材関連事業者の登録	年度報告	登録木材関連事業者が登録実施機関から求められる年度報告とはどのようなものか。	年度報告は、4月1日から翌3月31日までの、①木材等の取扱量(入荷量)及び合法性確認数量の実績、②合法伐採木材等の利用を確保する措置の実施状況等について報告を求めています。なお、登録を受けた日が属する年度については、当該登録を受けた日からその年度末(3月31日)までの実績について報告を求めます。
98	取り組むべき措置	体制の整備	「合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置」とあるが、責任者はどのような責任を負うのか。	責任者は部門、事務所、工場又は事業場において、合法性の確認、書類の譲り渡し、記録の管理及び分別管理を適切に実施することの責任を負います。
99	取り組むべき措置	違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置	譲り受け等の相手方から違法伐採に係る木材等に該当する木材等の譲受け等をしたと認められるときは、当該譲り受け等の相手方の見直しその他の必要な措置を講ずることの「その他必要な措置」にはどのようなものがあるか。	相手方の見直しのほか、取引相手に対し違法伐採に係る木材等に該当する木材等を譲渡をしたかの真偽の確認、今後の取引における改善策の検討状況の聞き取り、当該木材等を譲受けた状況や理由の整理及び再発防止措置の検討、当該木材等の原材料の変更の申入れ等の当該木材等の取引相手に対する是正措置の検討等を想定しております。



信頼できる事業者のしるし

●●●●●●●●●●マーク

登録木材関連事業者の証であるマークです。
登録木材関連事業者のHPなどに掲載されています。

林野庁

これで
完璧!

クリーンウッド法

誰もが安心して使える木材の供給を目指して



2017年に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称:クリーンウッド法)は、合法性が確認された木材等の流通を促進し、違法伐採や違法伐採木材等の流通を抑制することを目指すものです。この冊子では、クリーンウッド法のあらましと、事業者の皆様の役割を紹介します。

事業者は合法伐採木材等の利用に取り組む必要があります



クリーンウッド法とは

違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、我が国では、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考えのもと、2006年から、グリーン購入法に基づき政府調達においては、合法性が証明された木材が調達されることとなりました。このような取り組みを、民間の調達まで拡大する仕組みとして、2016年5月「クリーンウッド法」が制定されました。

この法律は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・製品の流通及び利用を促進することを目的として、登録制度等を定めるとともに、事業者が行う義務及び事業者や国が取り組むべき措置等について定めています。

クリーンウッド法と対象となる各事業者の役割（義務と努力義務）

クリーンウッド法における各事業者の役割（義務と努力義務）は次のとおりです。

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 義務 | 必ず行わなければならない事項 |
| 努力義務 | 行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項 |
- **素材生産販売事業者**
木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する情報を提供する**義務** 詳細は⇒p.4
 - **木材関連事業者**
 - ・第1種木材関連事業者は合法性の確認等を行う**義務** 詳細は⇒p.5~6
 - ・第2種木材関連事業者は情報受取等の**努力義務** 詳細は⇒p.7~8
 - ・第1種・第2種ともに合法伐採木材の利用確保のための措置に関する**努力義務** 詳細は⇒p.8

クリーンウッド法の対象となる物品

- | | | | |
|--------------|--|-------------|-------------|
| 木材 | <ul style="list-style-type: none"> ① 素材 ② 板材、角材 ③ 単板、突き板及び構造用パネル（OSB） ④ ②、③又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等）（DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む） ⑤ のこくず・木くず（ペレット状）・チップ | ポイント | 木材は基本的に対象です |
| 建材・建具 | フローリング、木質系セメント板、サイディングボードのうち、木材を使用したもの、戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）など | | |
| 家具 | いす、机、棚、収納用じゅう器（ロッカー等）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレーム | | |
| パルプ紙 | 木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、印刷用紙、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、インクジェットカラープリンター用塗工紙 | | |

対象となる事業者

具体的なケースについては次ページへ

素材生産販売事業者

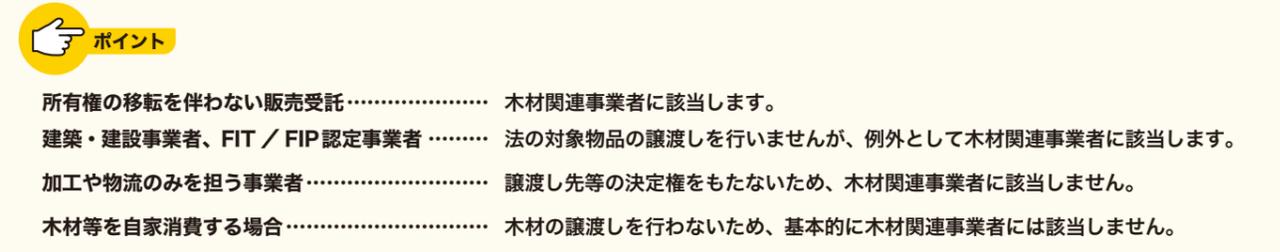
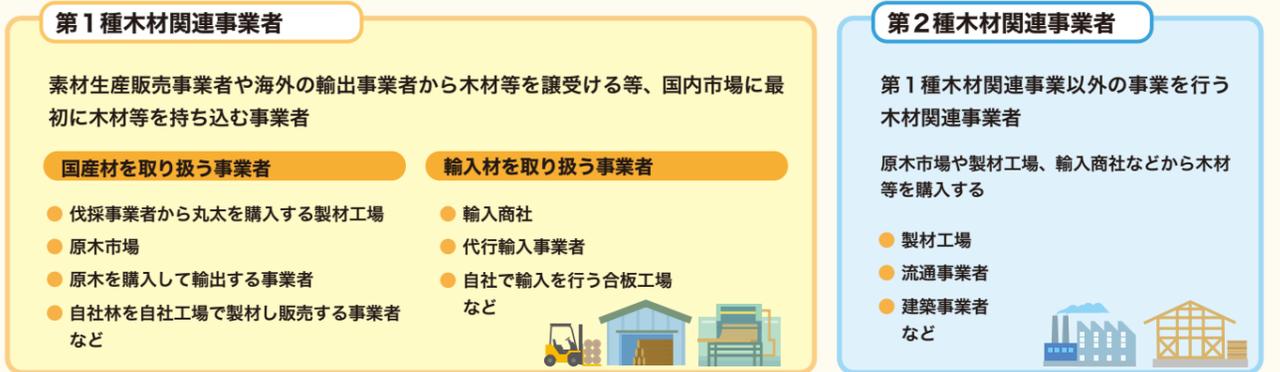
素材生産販売事業者は、素材の生産及び流通について主体的に決定する(1)(2)の事業者です。

- (1) 所有する樹木について、譲渡先等を自ら決定する樹木の所有者
- ・自ら伐採及び販売（販売の委託を含む）を行う自伐林家
 - ・伐採のみ委託し、販売（販売の委託を含む）は自ら行う樹木の所有者
- (2) 樹木の所有者から、当該樹木の譲渡先等の決定を委ねられた事業者
- ・伐採と販売（販売の再委託を含む）の両方を受託した素材生産販売事業者等

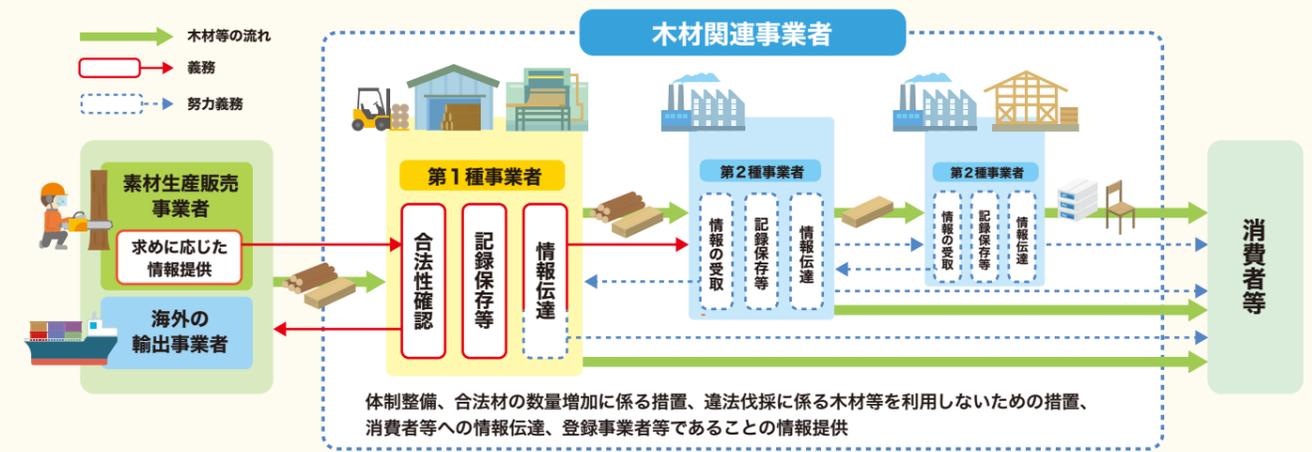
! 伐採のみを行う事業者は伐採木の売却等の判断を行わないため素材生産販売事業者には該当しません。

木材関連事業者

木材関連事業者とは、木材等の加工・製造・譲渡し等を行う事業者です。以下の2つに区分されます。

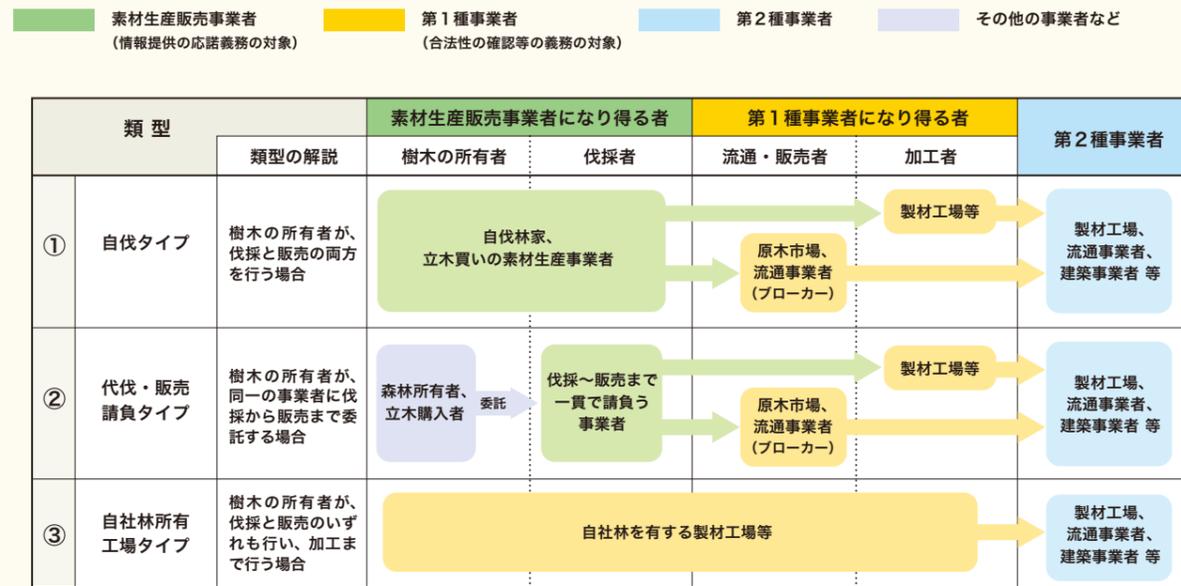


クリーンウッド法における木材関連事業者・素材生産販売事業者の役割



対象となる事業者の具体的な該当ケース

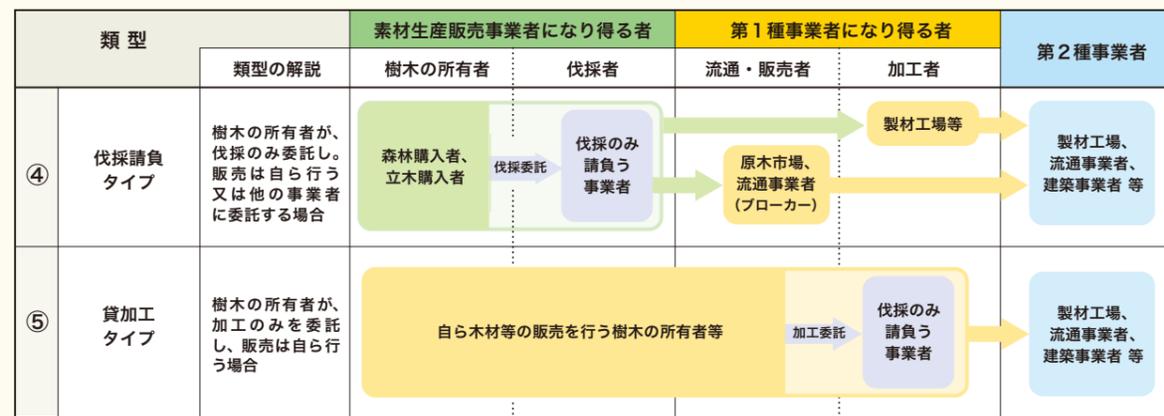
対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者です。 ※ 無償の譲渡しも該当します。



国産材の場合

国産材の場合

伐採・加工のみ委託のケース



※ 委託されて伐採や加工等のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため法の対象外

輸入材の場合



※ グループ企業等であっても、法人格が分かれている現地法人等は法の対象外。
この場合、現地法人から輸入する事業者が第1種木材関連事業者

素材生産販売事業者における役割については p.4へ

第1種木材関連事業者における役割については p.5～6、8へ

第2種木材関連事業者における役割については p.7～8へ

素材生産販売事業者の役割



情報提供(義務)の内容

素材生産販売事業者は、第1種木材関連事業者からの求めに応じ、原材料情報を提供することが義務付けられています。

原材料情報とは 樹種 伐採地域 証明書 の3つです

樹種

取引において通常用いている名称

国産材の場合

- ・伐採造林届出書に記載されている樹種 など

輸入材の場合

- ・ペイマツ、ユーカリ など

※ 自ら樹種の特定を行い、樹種情報を収集してもOK

伐採地域

国レベルの情報が必要

国産材の場合

- ・国産(任意で都道府県・市町村)

輸入材の場合

- ・国名
- ・「台湾」等の地域名は○
- ・「アジア」等国の範囲を超えるものは×

証明書

国産材の場合

- ・伐採造林届出書※
- ・森林経営計画書認定書
- ・保安林における許可書、届出書
- ・国有林における林産物の売買契約書

輸入材の場合

- ・各国が発行する証明書
- ・森林認証材であることを示す文書(PEFC、FSC等) など

- ・伐採造林届出書に係る適合通知書
- ・森林認証材であることを示す書類(SGEC、FSC等)
- ・合法性木材GLに基づく合法木材証明書 など

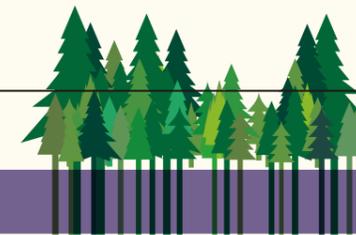
※ 伐採造林届出書には、樹種と伐採地域の情報が含まれているため、届出書の写しを提出すれば3つの原材料情報(樹種、伐採地域、証明情報)を提出したことになります。

第1種木材関連事業者から情報提供を求められたら



情報提供のポイント

- 後から情報提供を求められる場合の手間を考慮し、樹木を譲渡す時に自主的に情報提供することが好ましいと考えられます。
- 第1種木材関連事業者の求めに対して、何も応じない場合、応諾義務違反となります。
- 原材料情報としての情報を損なわない範囲において、提供資料に黒塗り等を行うことは可能です。素材生産販売事業者にとって商取引上、不利益になる情報(契約条件に関する情報等)は提供する必要はありません。



第1種木材関連事業者の義務 ～合法性の確認等～

1 原材料情報の収集・整理

第1種木材関連事業者は原材料情報を収集する義務があります。

収集すべき情報（原材料情報）については、p4を参照してください。

2 合法性の確認

原材料情報に加えて、関連情報も踏まえることで合法性確認の信頼性を高め、リスクに応じた合法性確認を行います。



原材料情報が収集できない場合や収集できても
信憑性にかける場合…

**関連情報を収集し、合法性の信頼性を
高めることが重要です！**

関連情報
とは

- 林野庁HP「クリーンウッド・ナビ」で提供する国内外の木材等に関する法令等の情報
- 取引の実績 ● 取引相手の事業者認定（森林認証、合法伐採GL等）
- 伐採地の違法伐採状況に関する報道 ● 納品書と商品との突合結果 など

合法性の確認を行う単位

任意（必ずしも個別の譲受け単位で行う必要はありません）

確認の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

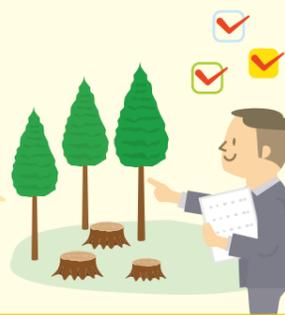
合法性の確認にはデュー・デリジェンス（DD）の実施が重要です！

DDとは自らの事業等が要因となって生じうる負の影響（リスク）を特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて説明責任を果たすことです。

違法伐採対策におけるDD

違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小限にするため、違法伐採リスクの確認（合法性の確認）及び違法伐採リスクの低い木材の利用等を実施します

DDの実施は、
経営リスクの回避や
企業価値の維持・向上
に寄与します！



3 記録の作成・保存

記録する内容

- ・収集等した原材料情報 ・合法性確認木材等であるか否かの結果
- ・合法性確認の理由（上記結果の根拠）

保存期間

- ・作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

作成期限

- ・遅くとも合法性確認を行った木材等を次の者に譲渡すまで

4 情報の伝達

伝達する情報

- ・原材料情報の記録に関する情報
- ・合法性確認木材等であるか否かの情報

伝達方法

※ 口頭は不可

- ・書面 ・電子メール ・FAX ・クラウド共有
- ・書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
- ・包装に印字、納品書等に印字 等

5 定期報告（一定規模の基準に該当する場合のみ）

一定規模以上の木材等を取り扱う第1種木材関連事業者は、毎年1回、定期報告を行う義務があります。

定期報告の対象となる基準

第1種事業として譲受けた区分1～3ごとの量	区分1 国産材（丸太）の総量	3万m ³
	区分2 輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m ³
	区分3 輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン

報告対象

- ・第1種木材関連事業者として譲受けた木材等についてのみ報告
- ・上記区分1～3のいずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

報告内容

- ①譲受け等をした木材等の総量（種類別に報告）
- ②①のうち合法性が確認できた木材等の数量

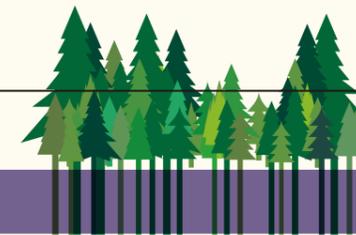
その他の報告について

対象期間：前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも）

報告方法：メール、書面、クリーンウッドシステム

報告期限：毎年6月末日

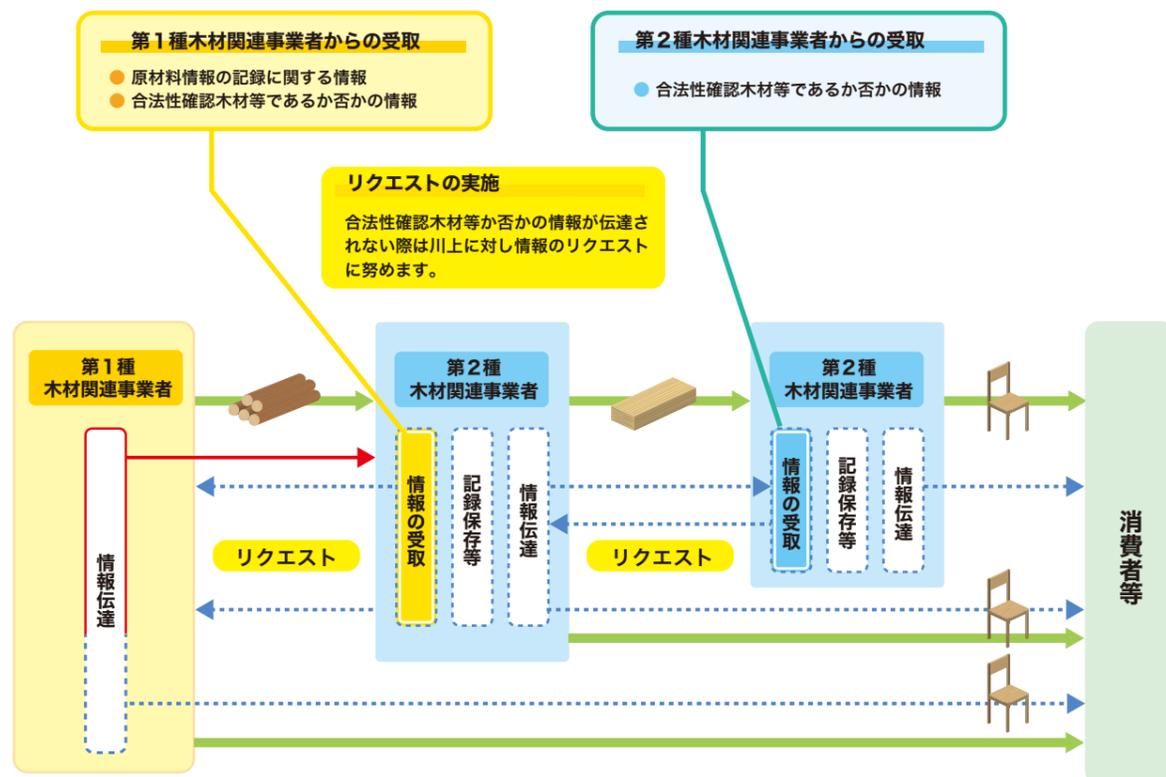
- 報告先：① 木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合 農林水産大臣
 ② 輸入の家具・紙等のみ扱った場合 経済産業大臣
 ③ ①②両方を扱った場合 農林水産大臣及び経済産業大臣



第2種木材関連事業者の努力義務 ～情報の受取等～

1 情報の受取

第1種もしくは第2種木材関連事業者から情報を受け取ります。受け取る情報は以下のとおりです。



2 情報の保存

保存する情報

合法性確認木材等であるか否かの結果（原材料情報の記録に関する情報は保存不要）

保存期間

作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡の時まで）

作成期限

遅くとも木材等を次の者に譲渡すまで

3 情報の伝達

伝達する情報

合法性確認木材等であるか否かの結果（原材料情報の記録に関する情報は伝達不要）

伝達方法

※ 口頭は不可

- ・ 書面 ・ 電子メール ・ FAX ・ クラウド共有
- ・ 書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す ・ 包装に印字、納品書等に印字等



第1種、第2種木材関連事業者の努力義務 ～合法伐採木材の利用確保のための措置～

違法伐採リスクを軽減するためには、木材等の合法性確認等を行うだけでなく木材の流通・利用に係る様々な取組について日々改善していくことが重要です。

以下の措置を継続的に実施していくことで、合法性確認木材等のみが取り扱われるようにしていきます。

1 体制の整備

- ・ 責任者の設置
- ・ 取組方針の作成

2 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置

- ・ 譲受け等の取引相手の選定にあたっては、国が提供する情報や取引実績等を踏まえる

3 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

- ・ 合法性確認木材等でない木材等を譲受けた場合、次の事業者選定にあたり見直しを検討する 等

4 消費者等への情報伝達

伝達する情報

合法性確認木材等であるか否かの結果

伝達方法

※ 口頭は不可

事業者への伝達方法に加え、店舗の掲示板に URL や二次元バーコードを示し、当該ウェブサイト合法性確認情報を掲載する等の間接的な方法も可

5 その他の措置

- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に係る登録、認証若しくは認定を受けている場合、木材等を譲渡す際に登録木材関連事業者等である情報を譲渡の相手方に提供する

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者のすすめ

登録木材関連事業者は信頼できる木材関連事業者として市場からの評価が期待できます。ぜひ登録を検討してみませんか。



登録木材関連事業者とは

クリーンウッド法に基づき、取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置（詳細はp.8）を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は「登録実施機関」による登録を受け、「登録木材関連事業者」になることができます。

登録種別の考え方

木材関連事業者の行う事業に応じた登録となります。

(1) 第1種木材関連事業と第2種木材関連事業

- ① 第1種木材関連事業：第1種木材関連事業に係る事業全体の登録が必要
- ② 第2種木材関連事業：部門、事務所、工場又は事業場・木材等の種類ごとに登録可
- ③ 両方の事業を行う場合：第1種部分、第2種部分それぞれについて登録が必要（どちらか一方のみ登録も可）

(2) 事業内容

- ① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業
- ② 消費者へ木材等を販売する事業
- ③ 木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
- ④ 木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

登録木材関連事業者になるまでのプロセス

「登録木材関連事業者」になるには、どのようにすればよいのでしょうか。登録を受けるまでのプロセスを紹介します。

1 登録の申請

- ・ 登録は次ページ表の登録実施機関にて行われます。受け付けている事業が各機関で違うため、ご確認の上、申請する機関を選んでください。申請する登録実施機関のHP等で申込み方法を確認し、申請を行ってください。
- ・ 申請内容が確認されると、登録申請(受理・不受理)通知書が送付されます。不受理の場合は理由を記載して通知されます。



2 審査

- ・ 登録実施機関が登録のための書類審査を行います。また、必要に応じて現地への訪問調査をする場合があります。
- ・ 審査が終了し、登録の可否が決定したら結果が通知されます。



3 登録・公示

- ・ 審査に合格し、登録された木材関連事業者には登録証が交付されます。
- ・ 登録木材関連事業者であることが登録実施機関のHP等に公示されます。
- ・ 登録木材関連事業者は、自社のHPやパンフレット等で「登録木材関連事業者」であることを自ら示すことができます。

登録実施機関（林野庁HP「クリーンウッド・ナビ」より）

詳しくは

※ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

11月頃に登録実施機関に事業の別について照会をかけるので、その結果に合わせた表を掲載。

登録木材関連事業者のメリット

登録木材関連事業者になると、どんなメリットがあるのでしょうか。

● 登録していない木材関連事業者と差がつき、企業ブランドが向上

登録木材関連事業者であることを示して、未登録の木材関連事業者との差別化を図れます。例えば、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)を意識した投資行動(ESG投資)や、人・環境・社会に配慮した消費行動(エシカル消費)が注目される中、合法性確認木材等の利用確保に適切に取り組んでいることを社会にアピールすることで、環境等に配慮した企業として、企業ブランドの向上が期待できます。

● 消費者からの信頼性がUP

合法性確認木材等を適切に取り扱う木材関連事業者として、環境問題等に関心のある消費者等からの信頼性の向上が期待できます。

Q9 対象物品については「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く」とあるが、具体的に何を指すか。

A 【一度使用され収集されたもの】

消費者等によって、当該木材等を生産した者が本来意図した用途に使用されたもの一般であって、譲渡しや別の用途に使用するために収集されたもの。いわゆるリユース品。

【使用されずに収集されたもの】

当該木材等を生産した者が本来意図した用途には一度も使用されないまま、譲渡しや別の用途に使用するために、収集という客観的に把握しうる行為の対象となったもの。具体的には、破損在庫、不良品、余剰在庫、意図した目的のために使用されずに販売中止になったもの等の、いわゆるプレコンシューマー原材料や、新品のまま廃品回収されたもの。

【廃棄されたもの】

当該木材等を生産した者が本来意図した用途に使用された後、廃棄物処理の手続きを踏む等、明確に廃棄のプロセスを経たもの。いわゆるリサイクル品。

Q10 クリーンウッド法の対象物品と対象外物品の両方を製造等している事業者が木材等を譲渡す場合、情報伝達の義務はどのようになるのか

A クリーンウッド法対象物品の製造等のみが木材関連事業者該当するため、情報伝達の義務は対象物品を製造する部門への木材等の譲渡時のみ発生します。

木材関連事業者以外への譲渡しにおいても情報伝達の努力義務が規定されていることを鑑み、この場合第一種木材関連事業者においては譲渡先の内容に関わらず情報伝達を行うことで確実に義務を履行することが望ましいと考えられます。

Q11 第1種木材関連事業者として譲受けた材（1種材）と第2種木材関連事業者として譲受けた材（2種材）を合わせて譲り渡す場合、どのように伝達するのか

A 情報伝達について1種材は義務の対象、2種材は努力義務の対象ですが、出荷製品全体に対して伝達を行うことが望ましいと考えられます。

○合法性確認結果について、1種材と2種材の結果に応じて下記のような伝達が考えられます。

【伝達例】

1種材（合法）＋2種材（合法）：合法性確認木材である

1種材（合法）＋2種材（合法でない）：合法性確認木材等と合法性確認木材等でない木材である

○原材料情報の記録に関する情報については、2種材に関して努力義務の規定がないので、1種材についてのみ伝達いただくこととなります。「第1種として合法性確認を行った木材について原材料情報がいくつ収集できています（原材料情報のうち樹種と証明書は収集できています、等）など、一部ですということを明記して伝達してください。

※クリーンウッド法では第2種が原材料情報を伝達する制度になっていないため、第2種材について原材料情報の記録に関する情報は伝達いただかないこととなります。

Q12 第2種木材関連事業者として「川上事業者への情報提供依頼」（リクエストの実施）を行っても「原材料情報の記録に関する情報」（川上事業者が第1種の場合のみ）及び「合法性確認木材等であるか否かの情報」が入手できなかった場合、情報の保存や、情報の伝達はどのように行えばよいか

A 第2種木材関連事業者が上記情報を入手できなかった場合は、保存すべき情報がないため、情報の保存の対象とはなりません。また、情報の伝達についても同様に、当該情報を入手できなかった場合は、伝達すべき情報がないため行わないこととなります。情報が入手できない場合、「合法性確認木材でない」として情報伝達することも適切ではありません。

他方、「川上事業者への情報提供依頼」（リクエストの実施）を行ってもなお情報が得られなかったという記録を保存しておくことは、将来の取引相手の選定において、合法性確認木材等を取り扱う信頼性が高いと考えられる相手方を選定するために有効と考えられます。

Q13 クリーンウッド法に罰則はあるのか

A 第1種木材関連事業者が義務として行う原材料情報の収集・整理、記録の作成・保存、情報の伝達、また素材生産販売事業者が行う原材料情報に関する情報の提供に関する義務の履行に関し疑義がある場合などに、まずは主務大臣による「指導・助言」、次に「勧告」、勧告に従わない場合は事業者名の「公表」、さらに必要な場合に勧告に係る措置をとるべきことの「命令」がなされる、という具合に手順が踏まれますが、それでも改善が見られない場合に『罰則（百万円以下の罰金）』が課される可能性があります。

また、これらの義務に、第1種木材関連事業者の合法性の確認と、改正法における努力義務を加えた改正法における取組に関し、主務大臣が命じる報告徴収や立入検査の対象になることもあります。

クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ

「クリーンウッド・ナビ」

「クリーンウッド・ナビ」は、林野庁が運営するクリーンウッド法に関する情報を提供するWEBサイトです。クリーンウッド法の仕組みや合法性の確認に役立つ情報などを幅広く掲載しています。



クリーンウッド・ナビは以下よりアクセスできます

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>



クリーンウッド法 についての情報

クリーンウッド法における対象事業者、各対象事業者の役割などについて詳細な情報を掲載しています。

登録木材関連事業者 についての情報

木材関連事業者の方々が、木材等の合法性を適切に確認できるように、主要な生産国における木材の流通や関連法令など、実務に活用していただける情報を提供しています。

登録木材関連事業者 についての情報

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者の制度、登録方法について掲載しています。また、登録木材関連事業者の一覧も掲載しており、検索機能を使って知りたい登録木材関連事業者を簡単に探すことができます。

ご質問やご相談はこちらにお問い合わせください

法制度全般、木材に関すること



林野庁 林政部 木材利用課
合法伐採木材利用推進班

☎ 03-6477-2496

✉ cleanwood@maff.go.jp

家具、紙等の物品に 関すること



経済産業省 製造産業局
生活製品課

☎ 03-3501-1511

✉ bz1-cleanwood@meti.go.jp

建築・建設に関すること



国土交通省 住宅局 住宅生産課
木造住宅振興室

☎ 03-5253-8111

✉ hqt-cleanwood@qxb.mlit.go.jp

日本はどんな 取組をしているの？

違法伐採対策の法律として、
クリーンウッド法があります。

- 日本では2017年にクリーンウッド法*が施行されました。 ※「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」
- クリーンウッド法では違法伐採を抑制するために、合法性が確認できた木材のみが流通する社会を目指します。
そのために、
 - ✓ 対象となる木材等や事業者の範囲
 - ✓ 事業者が行うべき義務
 - ✓ 事業者や国が取り組むべき措置
 - ✓ 登録制度
 などについて定めています。
- この取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図ります。

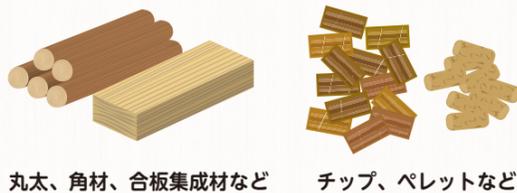


クリーンウッド法は どんな仕組み？

木材を取り扱う事業者が、
合法性が確認できた木材を
私たちに届けます。

クリーンウッド法の対象となるもの

木材



丸太、角材、合板集成材など チップ、ペレットなど

家具



椅子、机、棚など

建材・建具



フローリング、戸など

紙・パルプ



コピー用紙、
トイレトーパーなど

丸太や製材品、それらを原材料として加工した建材
や家具、木製品、さらにコピー用紙など、どれもみな
さんの暮らしに欠かせないものばかりです。

クリーンウッド法について もっと知りたい！

林野庁 HP 「クリーンウッド・ナビ」
にはクリーンウッド法に関する
情報が満載です！

- クリーンウッド・ナビには
- クリーンウッド法が制定された背景や制度解説
 - 様々な国・地域の法律や制度
 - 登録木材関連事業者のデータベース等
- クリーンウッド法に関する情報を掲載しています。



<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

信頼できる事業者のしるし

●●●●●●●●マーク

登録木材関連事業者の証であるマークです。登録木材関連事業者のHPなどに掲載されています。

クリーンウッド法について更に知りたいからはクリーンウッド・ナビをご覧ください。



<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

林野庁

林政部木材利用課 2025年4月1日施行版

合法的に伐採された 木材 を使おう！

クリーンウッド法で、
世界と日本の森林を守る第一歩を



私たちの暮らしは、世界の森林とつながっています

住宅や家具、紙など
私たちの生活に欠かせない多くのものが、
木材から作られています。
木材は森林が育む自然の恵みです。

日本は国土の約3分の2を森林が占める世界有数の森林国ですが、その木材自給率は約4割（2023年）。
欧米や東南アジアなど、海外からも多くの木材・木材製品を輸入しています。
このように、私たちの生活は世界と国内の森林に支えられているのです。



木材だけじゃない！森林の恵み

森林には様々な役割があり、健全な森林が将来にわたって維持されることが大切です。

豊かな森林は木材等の生産のほか、水源を蓄え、土砂災害を防止し、生物多様性を保全するほか、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）を吸収するなど様々な役割を果たしています。
森林が様々な役割を果たし続けるためには、人工林では健全な森林を育てるため「伐って、使って、植えて、育てる」、一連のサイクルが必要です。



知っていますか？森林で起きていること

近年、違法伐採が引き起こすさまざまな悪影響が、世界的な問題となっています。

違法伐採とは、その国の法令に違反した伐採のことです。

違法伐採の例

- ① 保護区など伐ってはいけないエリアでの伐採
- ② 必要な許可を受けていない伐採
- ③ 許可された量、面積、区域等を守らない伐採
- ④ 先住民等の権利を無視した伐採 等

違法伐採や違法伐採木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあります。



私たち消費者にできることは？

合法的に伐採された木材を使う、という選択があります。

大切な森林を守るため、多くの国が伐採に関するルールを設けています。そのルールを守って合法的に伐採された木材を使うことが、世界と日本の森を守る大切な一歩になります。

私たちが住宅や家具などの木材製品を購入するとき、合法的に伐採された木材を原料にしているかどうかを気にかけてみることから始めてみませんか？
また、近年は「SDGs（エスディーゼズ）」、つまり、持続可能な社会を作るための対応が求められています。「これからは環境に配慮した木材を使いよう」というのが、国際的な流れです。

※SDGsとは

持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12（2030）年を達成年限とし、17のゴールから構成されています。クリーンウッド法は4つのゴール（下のマーク）に貢献しています。



「クリーンウッド法」

違法な森林伐採や違法に伐採された木材等の流通をなくすため、クリーンウッド法により木材を取り扱う事業者が**合法性の確認できた木材や木材製品を私たちに届けます。**

あなたの暮らしに関わる「クリーンウッド法」!

- 住宅や家具、紙など私たちの生活に欠かせない多くのものが、木材から作られています。木材は、森林が育む自然の恵みです。
- クリーンウッド法では、合法的に伐採された木材や木材製品の流通及び利用を促進し、合法性が確認できた木材のみが流通する社会を目指します。
- この取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に貢献します。

違法伐採は世界的な問題

違法伐採には、地球環境の悪化をはじめとする様々な問題があります。

木材生産地の環境破壊

水源涵養機能の低下、生物多様性の喪失等



地球温暖化の進行

森林減少による・劣化によるCO2の減少



不正の貿易

適正なコストを支払わない木材は価格競争力が強く、まっとうな林業を圧迫



ゲリラやテロ組織への資金供給

違法伐採とこれに関連する汚職により、世界全体で毎年300億円の喪失を被っていると分析



違法伐採の例

- ① 保護区など伐採禁止エリアでの伐採
- ② 必要な許可を受けていない伐採
- ③ 許可された範囲を越えた伐採
- ④ 先住民等の権利を不当に侵害した伐採等

私たちにできることは?

違法伐採をなくすための身近な一歩として、

合法性が確認されたものを選びましょう!



クリーンウッドちゃん (一般社団法人全国木材組合連合会)

クリーンウッド法により、木材を取り扱う事業者が、合法性の確認や情報の伝達を行い、合法性が確認できた木材を私達に届けます。

対象となるもの



クリーンウッド法の対象は、丸太や製材品、それらを加工した建材や家具、木製品、さらにトイレトーパーやコピー用紙など、どれも私たちの暮らしに欠かせないものばかりです。

POINT!

SDGsへの貢献



近年は「SDGs (エスディーゼズ)」,つまり、持続可能な社会を作るための対応が求められています。「これからは環境に配慮した木材を使っていこう」というのが、国際的な流れです。合法伐採木材等の利用は、環境保全、木材等の調達における取引の公正化を進めることになり、SDGsの複数のゴールにもつながります。

※SDGsとは

持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12(2030)年を達成年限とし、17のゴールから構成されています。

「クリーンウッド法」について



もっと知りたい方は



クリーンウッド法に関する情報提供

クリーンウッド・ナビ *Clean Wood Navi*



詳しくは <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

「クリーンウッド・ナビ」は、クリーンウッド法や合法伐採木材等に関する情報を提供するために、林野庁が運営しているWEBサイトです。クリーンウッド法が制定された背景や法の制度解説、様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載しています。



関係資料

法律や政省令、参考資料やQ&Aなど、クリーンウッド法にかかる情報を集約・整理して掲載しています。



合法性確認の手引き等

合法性確認の具体的なフローチャートやチェックリストを掲載しています。



国別情報

クリーンウッドに関連する法令や合法性確認に活用可能な書類例等、37の国・地域について掲載しています。

(令和6年8月時点)



登録木材関連事業者一覧

合法性が確認された木材の利用に取り組む、登録木材関連事業者の一覧を掲載しています。検索機能を備え、お住まいの地域で登録されている事業者を簡単に探すことができます。

信頼できる事業者を探すなら

●●●●●マーク

登録木材関連事業者の証であるマークです。事業者のHPなどに掲載されています。

信頼できる事業者から
木材や木材製品等を
購入しよう



令和6年度 第3回合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

各委員からいただいたご意見と林野庁の回答

※着色部分については、今後のQ&A更新での反映に向け関係省庁と調整を進めてまいります。

委員名 (敬称略)	区分	修正箇所	修正意見	林野庁の回答
立花	1_Q&A		大分類と中分類で整理されていて、使い勝手が良いように思いました。中分類のブランクの箇所にも記載があると、一層良くなると思いました。	可能な限り中分類を追記してまいります。
立花	1_Q&A		Excelファイルで見ると、文字ポイントが10pだったり11pだったりしているようです。統一が必要に思いました。	文字数が多い箇所のみ、フォントサイズを10pに下げ、全ての文字が表示されるように調整していますが、ご指摘を踏まえ可能な限りフォントサイズを統一するようにします。
立花	1_Q&A		併せて、下記とも関連しますが、フォントを明朝ゴシック等に変更の方が良いように思いました。	ご指摘を踏まえ、フォントの変更等により読みやすさを向上させます。
立花	2_事業者向けパンフレット		Q&Aの文字がぼやけているように感じました。フォントに游ゴシックを使っているためと思われるので、明朝ゴシック等に変更の方が良いと思います。	ご指摘を踏まえ、修正案を検討いたします。
立花	3_消費者向けパンフレット		「森林保護区」と「森林保護地区」のワーディングが気になります。日本の制度としては、「森林の保護地域」のような記載にする方が良いのではないのでしょうか。「合法性が確認できた木材を」は「合法性を確認した木材を」とすることも考えられそうです。	ご指摘を踏まえ、修正案を検討いたします。
立花	4_ポスター		表面左下の「不正な貿易」は「不正な貿易」でしょうか。「合法性が確認できた木材を」は「合法性を確認した木材を」とすることも考えられそうです。	ご指摘を踏まえ、修正案を検討いたします。
岩永	4_ポスター	「あなたの暮らしに関わる「クリーンウッド法」！」の囲み内の、「この取り組みを通じて、・・・」の一文	「地域及び地球環境の保全に貢献します。」を削除	ご指摘を踏まえ、修正案を検討いたします。
岩永	4_ポスター	「違法伐採は世界的な問題」の囲み内の、「地球温暖化の進行」の下の文言。	・「森林減少による・劣化による」は「による」が2回続いているので、要変更。 ・「CO2の減少」は要修正。	ご指摘を踏まえ、修正案を検討いたします。
森田	3_消費者向けパンフレット	別途コメントを送付		ご指摘を踏まえ、修正案を検討いたします。
森田	4_ポスター	別途コメントを送付		ご指摘を踏まえ、修正案を検討いたします。
岡田	1_Q&A	Q31、「梱包材」は対象に含まない	国内での最終用途が「梱包材」と認められる木材製品（例えば）とかにする	以下のとおりQ&Aを修正する方向で、関係省庁と調整いたします。 Q: 梱包に用いられる輸送用木箱やパレットは対象物品に該当するの A: 輸送用木箱やパレットは対象物品に含まれません
岡田	1_Q&A	Q32、「燃料用のパーク」	「全てのパーク」、或いは、「パーク由来の全ての加工商品」、にする	以下のとおりQ&Aを修正いたします。 Q: 改正法で対象物品に追加された、端材、枝葉、背板、のこず、及びこれらを由来とするチップ・ベレットには、プレカット端材、パーク（樹皮）も含まれるか。 A: 改正法の下では、譲渡を目的で収集した枝葉等の林地残材や製材等残材に加え、これらを原料とするチップや木質ベレットも対象物品となります。プレカット端材やパークは、林地残材や製材等残材として改正法の対象物品に該当します。
岡田	1_Q&A	Q33、46、原材料情報としての「樹種名」=取引に使用されている通称でも可	先方（輸出者）からのインボイス、樹種証明等、輸入船積書類に記載のある樹種名、若しくは、通称・総称樹種名でも可、にする	Q46を以下のとおり修正する方向で、関係省庁と調整いたします。 樹種については「取引において通常用いている名称」としており、これは商慣習上用いられている名称であって、客観的に樹種の絞り込みが可能な名称のことです。単一の樹種名だけでなく、SPF等の範囲が明確な総称も活用できます。国産材であれば、伐採造林届出書への記載が目安となります。個別の取引の事情に応じて、学名等、より範囲が狭い名称を個別の取引において使っている場合は、当該名称を使います。伐採地域は原則「伐採国」となります。国産材についてはさらに都道府県や市町村まで収集の対象とすることもできます。輸入材についても原産国名を1つに特定されることを基本とします。やむを得ず複数国とすることが許容されますが、「アジア地域」「アメリカ大陸」といったものは許容されません。 樹種、伐採地域は、原材料情報に該当する証明書や納品書のほか、輸入材については通関時に必要な書類（インボイス等）に記載されている場合があります。また、口頭やメール等で収集した情報も、樹種や伐採地域として活用できます。
池田	1_Q&A	設問No.1～99について、関連条文ごとに整理できないか	左記のとおり	本Q&Aは運用説明資料とセットで参照されることが想定されるため、原則大分類及び中分類が運用説明資料における登場順となるよう修正いたします。
池田	2_事業者向けパンフレット	4頁、5頁、7頁の標題について	「〇〇の役割」を「〇〇が行うべきこと」に修正したらどうか	ご指摘を踏まえ、修正案を検討いたします。
池田	2_事業者向けパンフレット	10頁 登録木材関連事業者のメリット	修正意見ではありませんが、今後の課題として登録事業者のメリットが情緒的なものではなく、例えば林野庁公認の認定事業者マークを付与するなど、国としても少し明確なメリット措置を検討するべきではないでしょうか。若しくは改正クリーンウッド法の執行状況を踏まえながらこの仕組みの見直しが必要ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修正案を検討いたします。
森田	1_Q&A	Q1、クリーンウッド法と「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」はどのような関係か。	林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」は、公共調達における環境物品の調達を定めたグリーン購入法に対応するためのもので、業界団体の自主的な取組です。同ガイドラインでは、業界団体による合法木材供給事業者の団体認定及び認定事業者による合法木材証明の発行について定められています等の仕組みがございます。これらはクリーンウッド法とは別の制度ですがとなります。ただし、木材の合法性確認等において両制度で共通する部分も多いことから、クリーンウッド法の合法性確認において、当ガイドラインによる団体認定による木材に対する証明（大臣からの指定を受けたもののみ）を活用できることとしています。「大臣から指定を受けた者」については下記リンクをご確認ください。 ※「大臣から指定を受けた者」について、今まで説明を受けたような覚えがないのですが、ご教示ください。	ご指摘を踏まえ、青字部分を追記した上で修正します。 なお大臣の指定に関して、原材料情報の証明書として活用できる情報（伐採造林届出書や伐採国の伐採許可証等）を法律及び政令にて規定していますが、これらに位置付けられていない情報についても、「主務大臣が指定した者が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報」である場合に限る、原材料情報の証明書として活用できることになっています（政令第1条第12号）。 法律及び政令には森林認証制度や林野庁ガイドラインの業界団体認定制度は位置付けられておらず、当該制度に基づき認証/認定を行う団体等を主務大臣が指定する者として指定することによって、当該制度に基づく認証材/認定材であることを示す情報が原材料情報の証明書に該当することとなります。この指定を行うために告示の制定を検討しており、本年10月から11月にかけて告示案に対するパブリックコメントの募集を行ったところです。 告示案においては、主務大臣が指定する者として、森林認証制度の管理主体（FSC、PEFC、SGEC）や林野庁ガイドラインに基づく認定団体（全国木材組合連合会、全国森林組合連合会、日本林業経営者協会等）を記載しております。 既に募集は終了しておりますが、パブリックコメントの募集ページは以下のリンク先でございます。 https://public-comment-e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003998&Mode=0

森田	1_Q&A	「合法性確認木材等」と「合法伐採木材等」の違いは何か。改正法施行後、流通する木材はどちらになるのか。	「合法伐採木材等」は我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるものをいいます。 (後略)	ご指摘のとおり修正します。
森田	1_Q&A	法第5条「事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」の「事業者」とは具体的にどのような事業者を指すのか。	木材関連事業者を含む木材等を利用するあらゆる事業者を指します。 木材等を自らの事業で取り扱う者であり、具体的には以下の3つのパターンが含まれると整理できます。 ①木材等を譲り受けて木材等を譲り渡す事業者（木材関連事業者） ②木材等を譲り受けて、木材等以外のものに加工し譲り渡す事業者（木材を購入しおもちゃ等の法対象外物品を製造し譲り渡す場合など） ③木材等を譲り受けて、自らの事業に使用する事業者（ホテルが家具等の法対象物品を購入し、客室で使う場合など）	ご指摘を踏まえ、青字部分を追記した上で修正します。
森田	1_Q&A	登録木材関連事業者でなくても法律の義務・努力義務は適用されるのか。	登録の有無にかかわらず、全ての木材関連事業者は法律が定める義務事項、努力義務事項に則った対応を行うべきです。なお登録木材関連事業者となるかは任意です。	ご指摘のとおり修正します。
森田	1_Q&A	原木を輸出する場合はクリーンウッド法の対象外となるのか	輸出に関しても法の義務・努力義務の対象となります。第1種事業者として輸出する場合、情報の伝達以外（原材料情報収集、合法性確認、記録保存）は義務、情報伝達は努力義務となります。第2種事業者として輸出する際は情報の受領、記録保存、情報伝達が努力義務となります。 ※素材生産販売事業者が直接原木を輸出する際はどうか考えればよろしいのでしょうか？	素材生産販売事業者が直接輸出する原木については、当該原木が我が国の国内市場には流通しないことから、法の義務、努力義務の対象外となります。
森田	1_Q&A	森林外の樹木（屋敷林や街路樹等）についてもクリーンウッド法の対象か	国産材の場合、森林外の樹木はクリーンウッド法対象外のため合法性確認等の義務は生じません。ただし法の対象外の木材を合法性確認木材等と混せて譲渡する場合は、事業者の利便性の観点から、クリーンウッド法に準ずる方法で合法性の確認ができた場合（この場合は伐採届等の原材料情報となる証明書が収集できないので、「その他関連情報」として所有者からの聞き取りや独自証明等を踏まえて合法性を確認するなど）、全体を合法性確認木材等として取り扱うことは差し支えありません。 輸入材の場合、森林外の樹木においてもクリーンウッド法の対象となります。	ご指摘のとおり修正します。
森田	1_Q&A	クリーンウッド法における木材関連事業者とは。	この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の譲受けと譲渡しの両方を行う事業者が該当し、次に掲げる事業を行う者をいいます。 1 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く。）をする事業 2 素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業 3 木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 4 FIT/FIP認定事業者：再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち樹木に由来するものをいう。）を変換して得られる電気を電気事業者（同条第四項に規定する電気事業者をいう。）に供給する事業 5 木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 単に木材等の輸送や賃加工を行う事業者は該当しません。	1から5については法律及び省令を抜粋していることから、原文のとおりといたします。最後の「単に木材等の輸送や賃加工を行う事業者は該当しません。」については、ご指摘のとおり修正します。
森田	1_Q&A	フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」と規定されているが、基材に少しでも木材を使用していれば対象となるのか。	基材に少しでも木材を使用していれば対象となります。なお、ここでいう「木材」とは、「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材」及び「木質ベレット、チップ及び小片」が該当します。なお、繊維板やパーティクルボードは、「木材」に該当しません。 ※なぜ、表面に貼られた部材が木材（広葉樹材等違法伐採が懸念される材であることを排除できない）であるフローリングが対象にならないのですか？	JAS規格におけるフローリングの定義が「（前略）基材を構成する材料に木質系の材料を用いたもの」となっていることを踏まえ、当該規格が適用されるフローリングについては対象物品となっております。
森田	1_Q&A	MDFやパーティクルボードは対象物品に該当するのか	MDF、パーティクルボード等については本法の対象外としております。 ※「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの」を原料として使用していることが理由であることを明示すべきでは？	ご指摘を踏まえ、理由の追記について関係省庁と調整いたします。
森田	1_Q&A	第1種事業者が収集すべき原材料情報とは何か。	(前略) 3. 証明書 (1) 国産材：①伐採届出書 ②森林経営計画認定書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物売買契約書 ⑤伐採届出書に係る適合通知書 ⑥森林認証制度による木材に対する証明（SGEC、FSC等）※⑦木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定証による木材に対する証明※など (2) 輸入材：①各国が発行する証明書、②森林認証制度による木材に対する証明（PEFC、FSC等）※、③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明※など 活用可能な証明書の例はクリーンウッド・ナビをご確認ください。 ※大臣から指定を受けた者による制度であることが必要です。大臣から指定を受けた者については下記リンクをご確認ください。 URL: XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX ※「大臣から指定を受けた者」について、今まで説明を受けたような覚えがないのですが、ご教示ください。	ご指摘のとおり修正します。なお、大臣から指定を受けた者については、21行目に回答を記載しております。
森田	1_Q&A	森林認証制度は原材料情報の証明書として活用できるのか。	クリーンウッド法に活用可能な森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）として、Q37で触れた告示にFSCとPEFC、SGECを定めています。 ※森林認証材の場合、 なお、これには森林認証制度によるコントロールウッドも含まれます。一方、事業者が当該認定を受け取得しているだけでは、取引される当該木材自体の合法性を担保することにはなりませんので、事業者の認定証ではなく、あくまで当該木材が「森林認証制度による木材である」ことの証明書が必要です。	ご指摘のとおり修正します。

森田	1_Q&A	「家具、紙等の物品」について、どのように合法性の確認を行えばよいのか。	取り扱う「家具、紙等の物品」の原材料である木材や木材パルプについて、その原材料である樹木が法令に適合して伐採されたことの確認を行うこととなります。但し、フローリングは、 〇〇の理由により 、基材に使用されている木材について合法性の確認を行えばよく、基材以外について合法性の確認を行う必要はありません。また椅子、机、棚などについては主たる部材について合法性の確認を行えばよく、その他部品（ダボなど）について合法性の確認を行う必要はありません。家具に関しては、経済産業省『「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン』（令和6年6月28日）もご確認下さい。 『「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン』（令和6年6月28日）： https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/guideline.pdf	ご指摘を踏まえ理由の追記について関係省庁と調整いたします。
森田	1_Q&A	情報伝達の方法や様式は決まっているのか。	情報の伝達は以下いずれかの方法で行います。様式は任意です。 ○メール、FAXで送信、クラウドにアップロードし当該URLを伝達、CD-ROM ディスク等記録媒体を渡す ○林野庁にて開発中の「流通木材の合法性確認システム」を使用し伝達 ○包装、送り状等に記載し渡す ※伝達には、①他者が知覚できる、②相手方に届いたことが分かる、要件を満たしている必要があり、ホームページ等に情報を掲載するだけでは不十分です。当該情報が掲載されたHPのURL等を伝票やメールなどに記載し、相手方へ渡していただく必要があります。	ご指摘のとおり修正します。
山ノ下	1_Q&A	Q4、「合法性確認木材等」とは、木材関連事業者が法第6条第1項に規定する合法性の確認により、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認された木材等のことを指します。	→「合法性確認木材等」とは、法第6条第1項に規定する 木材関連事業者が行う 合法性の確認により、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認された木材等のことを指します。 また →「合法性確認木材等」とは、法第6条第1項に規定する合法性の確認により、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと 木材関連事業者が確認した 木材等のことを指します。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「合法性確認木材等」とは、法第6条第1項に規定する 第1種事業者が行う 合法性の確認により、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認された木材等のことを指します。
山ノ下	1_Q&A	Q42、合法性の確認に資する情報について第1種事業者からの要求に何も回答しない場合	→合法性の確認に資する情報について第1種事業者からの要求に何も または一部しか 回答しない場合	素材生産販売事業者の応諾義務については、証明書の提供には応じられない旨返答した場合には、応諾義務を履行したとみなします。第1種からの要求に対し何も返答しない場合のみ応諾義務違反となりますので、原案のとおりといたします。
山ノ下	1_Q&A	Q69、 情報が入手できない場合、「合法性確認木材等でない」として情報伝達することも適切ではありません。 また、情報が入手できていない中で川下の事業者から情報提供依頼を受けた場合には、「当該情報を入手できなかった」と伝えてください。	→下線をした一文を削除すべき	Q69は第2種事業者が合法性確認結果を持たない木材等を譲り受けた際の間ですが、改正後のクリーンウッド法においては、第1種事業者のみが合法性確認を行うことになっています。このため、第2種事業者は改正法に基づく合法性確認を行うことや、当該確認の結果を伝達することは法律上適切ではなく、原案のとおりといたします。
山ノ下	2_事業者向けパンフレット	第1種木材関連事業者の求めに対して、何も応じない場合、応諾義務違反となります。		ご指摘を踏まえ、修正案を検討いたします。
山ノ下	2_事業者向けパンフレット		上記Q&A No. 4と同様に修正すべきと考える	ご指摘を踏まえ、修正案を検討いたします。
原田	1_Q&A	Q65、登録事業者に係る記載は、Q63と統一すべきではないか。		ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 (登録事業者であれば努力義務にも 対応いただく必要があります。)
原田	1_Q&A	「譲り渡し」「譲渡」と表記にぶれがあるため、どちらかに統一すべきではないか。		ご指摘を踏まえ、名詞を「譲渡し」、動詞を「譲り渡し」とするよう、表記を修正いたします。
相馬	3_消費者向けパンフレット	また、近年は「SDGs（エスディージーズ）」、つまり、持続可能な社会を作るための対応が求められています。「これからは環境に配慮した木材を使っていこう」というのが、国際的な流れです。	この部分は、読んだ消費者に「CW法によって環境に配慮した木材を使うことができる」という誤解を与えかねません。実際にはCW法は環境に配慮していない木材を市場から排除することにつながるとはいえ、合法性が担保されない材も排除しえない仕組みです。 「合法に伐採された木材を使うことは、持続可能な社会をつくるための大切な一歩です。」 「合法性は持続可能性を担保する要素の一つとして重要です」 のような言い方にとどめた方が良いのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修正案を検討いたします。
相馬	3_消費者向けパンフレット	合法伐採木材等の利用は、環境保全、木材等の調達における取引の公正化を進めることになり、SDGsの複数のゴールにもつながります。	合法伐採木材等の利用は、木材等の調達における取引の公正化を進めることにより、環境保全やSDGsの複数のゴールにもつながります。 【修正提案理由】 CW法が合法木材の利用を確約するものではないこと、また、合法木材の利用＝環境保全ではなく、合法木材の利用＜環境保全であることから、書きぶりを修正することを提案します。	ご指摘を踏まえ、修正案を検討いたします。

令和7年度 第4回合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

議事次第

1. 日時：令和7年1月27日（月）15:00～17:00
2. 会場：TKP ガーデンシティ PREMIUM 神保町 フォレスト[会議室名]
千代田区神保錦町 3-22 テラススクエア 3F
<https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/gcp-jimbocho/access/>[地図]
3. 議事
 - (1) 開 会
 - (2) 林野庁挨拶
 - (3) 出席者紹介
 - (4) 議 事
 - ① 生産国における情報調査の概要報告
 - ② 改正CW法の制度説明会及び指導者養成講座の実施概要報告
 - ③ 今年度の専門委員会の議論及び来年度の議題案について
 - ④ その他
 - (5) 閉 会

[配付資料]

- 議事次第
- 委員名簿
- 第4回専門委員会出席者名簿
- 資料
 - 資料1 生産国における情報調査の実施について
 - 資料2 改正CW法の制度説明会及び指導者養成講座の実施概要報告
 - 資料3 今年度の専門委員会の議論及び来年度の議題案について

以上

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

委員名簿

[敬称略・五十音順]

- 岡田 清隆 日本木材輸入協会 専務理事
- 池田 直弥 (一社) 日本林業経営者協会 専務理事
- 岩永 青史 名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授
- 相馬 真紀子 (公社) 自然保護基金 (WWF) ジャパン
森林グループ長
- 立花 敏 京都大学大学院農学研究科 教授
- 原田 隆行 日本製紙連合会 常務理事
- 森田 一行 日本特用林産振興会 専務理事 (木材流通専門家)
- 山ノ下麻木乃 (公社) 地球環境戦略研究機関 (IGES)
ジョイント・プログラムディレクター

以上

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

令和6年度第4回専門委員会出席者名簿

[令和7年1月27日]

(敬称略)

[委員]

岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授
相馬 真紀子	(公社)自然保護基金(WWF)ジャパン 森林グループ長
立花 敏	京都大学大学院農学研究科 教授
原田 隆行	日本製紙連合会 常務理事
森田 一行	日本特用林産振興会 専務理事(木材流通専門家)
山ノ下麻木乃	(公社)地球環境戦略研究機関(IGES) ジョイント・プログラムディレクター

池田委員は書面参加

[林野庁]

齋藤 綾	林野庁林政部木材利用課	監査官
坂本 朋美	林野庁林政部木材利用課	合法伐採木材利用普及指導班担当課長補佐
早坂 直樹	林野庁林政部木材利用課	合法伐採木材利用推進班担当課長補佐
村上 大輝	林野庁林政部木材利用課	企画調整係長
乗富 真理	林野庁林政部木材利用課	合法伐採木材利用企画係長

[事務局]

- (一社)全国木材組合連合会
- (一社)全国木材検査・研究協会
- (一社)全国林業改良普及協会

以上

令和6年度木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」実施支援事業のうち専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供に係る事業

生産国における情報調査の実施について

2025年1月27日

一般社団法人全国木材検査・研究協会

1. 調査実施概要

(1) 調査対象国 A. ルーマニア B. フィリピン

- 両国とも平成19年（2017年）補正事業により調査。
- 今回の調査では、前回の調査内容を更新・補足する。

(2) 文献調査

木材の森林経営及び木材取扱に係る主要法令及び関連文献をウェブサイト等で収集し分析。

(3) 調査

①国内調査

在東京ルーマニア大使館、ルーマニア材輸入商社。

②現地調査

A. ルーマニア

11月15日～22日（環境水森林省、ASFOR、WWFルーマニア）

B. フィリピン

1月13日～18日（森林管理局、住宅コンポーネント会社）

2. 現地調査報告・報告書要旨

(1) ルーマニア

次の内容を前回の報告書の主な補足内容として報告

①法令等

A. 森林の管理・伐採に係る主な法令

■ 2008年森林法(近日、改正法公布予定)等に係る事項

- 森林の所有及び管理(土地基金、森林基金、協同組合による管理等)。
- 森林基金による森林及び所有者未確定林の管理。
- 国が森林所有者に提供する「林業サービス」(伐採のために必須)等。
- 森林計画と前回調査時からバージョンアップした木材トラッキングシステム(SUMAL2.0)による伐採管理。
- 森林計画、登録事業者その他の合法性確認に資する情報の公開状況等。

B. 木材の流通段階に係る法令

■ 2008年森林法、EUTRの規定を実施するための措置に関する規則(略称)等

- 前回調査時からバージョンアップした木材トラッキングシステム(「SUMAL2.0」:2022年1月31日導入)による木材管理方法、発行書類の内容等を解説。
- システム概要
- 各種書類の電子化
- GPS及び画像を利用した記録、輸送手段の追跡等
- 輸入品のデータ登録
輸入木材は税関の管理を離れた時点でSUMAL2.0にデータ登録。
- 丸太輸出禁止(賃加工を外国の企業に依頼する場合を除く)
- 木材製品を輸出するときは、輸出申告書の添付書類として製品の輸送許可書(AVIZ)が必要。

【ルーマニア国内で流通する丸太は全てSUMAL2.0で管理】

- 年間伐採量20m³を超える森林所有者は、政府による木材利用認証を受け、丸太生産時にSUMAL 2.0の使用を義務づけられる。
- 年間伐採量20m³以下の森林所有者等が丸太を生産するときは、地域の森林レンジャーから伐採の許可を取得し、森林レンジャー立会のもとで伐採を行い、森林レンジャが丸太を検量してSUMAL 2.0に生産した丸太の材積、樹種等のデータを入力する。
- 輸入丸太は、輸入丸太を受領した輸入業者がSUMAL 2.0にデータを入力する。



SUMAL 2.0でオンラインに公開される輸送手段の画像
(民間企業が開発した手法を採用)

画像提供：WWF Romania

②木材生産・流通状況

A.森林・伐採面積、丸太生産量 (2023年)

- 森林面積 661万6,000ha (森林率27.8%)
 - 伐採面積 19万3,000ha
 - 伐採量 1,917万m³
 - 針葉樹 718万m³
 - ブナ 620万m³
 - カシ 204万m³
 - 硬質樹種 228万m³
 - 軟質樹種 148万m³
- ※硬質樹種：アカシア、カエデ、トネリコ、クルミなど
 ※軟質樹種：シナノキ、ヤナギ、ポプラなど

出典：Institutul Național de Statistică

B. 輸入量 (2022年)



【主要品目別輸入量】

■ 丸太	1,370千m ³
■ 製材品	331千m ³
■ 単板	37千m ³
■ 切削板	352千m ³
■ 繊維板	271千m ³
■ 合板、集成材、LVL	126千m ³

【相手国別丸太輸入量】

	輸入量 (千m ³)
計	1,370
1 チェコ	371
2 ドイツ	283
3 スウェーデン	232
4 オーストリア	230
5 スロバキア	118
6 ポーランド	69
7 ハンガリー	45
8 フィンランド	9
9 ロシア	5
10 リトアニア	4
その他	5

出典： Institutul Național de Statistică, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

B. 輸出量 (2022年)



【主要品目別輸出量】

■ 丸太	88千m ³
■ 製材品	1,704千m ³
■ 単板	67千m ³
■ 切削板	1,324千m ³
■ 繊維板	576千m ³
■ 合板、集成材、LVL	138千m ³

【相手国別製材品輸出量】

	輸出量 (千m ³)
計	1,704
1 米国	342
2 中国	247
3 サウジアラビア	129
4 エジプト	122
5 アラブ首長国連邦	115
6 日本	101
7 レバノン	93
8 イタリア	61
9 ハンガリー	60
10 トルコ	35
その他	399

出典： Institutul Național de Statistică, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

③違法伐採に関する関連情報

【欧州議会、議会委員会ミッションレポート（2023年11月29日付）】

- 2020年2月、欧州議会はルーマニアに対し、林業活動に関連するEU環境法違反手続きを開始。現在も進行中の違反案件扱い。
- EU議会は、2019～2021年の間に違法伐採に関する4件の違法伐採、森林破壊及びEU環境法違反の請願を受理し、2023年5月に事実調査を実施。
 - 違法伐採に係る犯罪者に対する処罰がほとんどないか全くない。
 - ⇒ 2020年に解決した違法伐採事案8,000件、内、刑事訴追356件。
 - 木材の「最終的な行き先」に関する情報がほとんどない。
 - 違法伐採がSUMAL2.0（2022年1月導入）により減少したとの報告がある一方で、違法伐採は増加しているとの見解もある。
- 勧告（13項目の中から抜粋）
 - 当局は違法伐採の存在を認識し、被害量を明確に把握すべき。
 - 2020年に欧州委員会が違反手続きを開始してから、EUTR遵守を保障するための大きな進展がみられない。当局はEUDRの実施を徹底すべき。
 - 立法の枠組みは違法伐採に対応する全ての側面を網羅すべき。
 - SUMAL2.0の成果は認めるが、弱点を特定し、効率性を客観的に分析すべき。

（2）フィリピン（現地調査で収集した情報を整理中）

①法令

A. 林業・木材産業全般の法令

森林破壊や国の環境及び天然資源の劣化を緩和するため、森林及び森林資源の適切な管理と使用に関する多くの法律や規則を公布。

次の法令を上位法令として、森林資源の利用、開発、所有に関する事項及びライセンス契約、リース、認証及び許可の形でのあらゆる林業関連活動の実施に関する規則を定めている。

- 改正フィリピン林業法又は1975年大統領令（PD）第705号（改正を含む）
- 天然林・残存林における木材の伐採・収穫の一時停止及び違法伐採対策タスクフォースの設置（2011年大統領令（EO）第23号）
- 2002年チェーンソー法（共和国法（RA）第9175号）

フィリピンでの木材生産は、天然林が禁伐されているため、人工林において行われている。

なお、人工林の管理は、第三者認証機関を通じて行っている。このため、合法性証明に使用できる各種証明書には第三者認証機関が発行するものが含まれる。

さらに

- 森林及び生物多様性保護システムの採用（DENR行政命令（DAO）No. 2018-2）
⇒森林及び生物多様性保護のための国家戦略
- コミュニティベースの森林管理（CBFM）（1995年の大統領令No. 263シリーズ）
⇒国の森林地資源の監視と管理を促進するために制定された特に高地居住コミュニティのパートナー利害関係者のエンパワーメントと能力強化に関する法律

B. 林業関連の土地所有権証書及び許可証に係る法令

環境天然資源省（DENR）は、国の資源、特に森林地、放牧地、鉱物資源（保護区および流域地域内のものを含む）、公有地の保護、管理開発、適切な使用を担当する主要な政府機関である。これらには、フィリピン人の現在および将来の世代の福祉のために利益の公平な分配を保証するために、全ての天然資源の規制とライセンス付与が含まれる（EO No. 192、1987年シリーズ）。DENRはその使命を実現するために、林地の使用に関する適切な森林保有権証書の発行に係る次の規則と規制を制定。

- 
- 行政命令（DAO）第2022-10号又は改訂版DENR技術事項に関する当局マニュアルに基づく特定の賃貸借契約の承認/又は発行権限の改正及び規定（DAO 2024-11）
 - 期限切れの CBFMAs の更新要件としての参加型コミュニティベースの森林管理協定（CBFMA）保有者パフォーマンス評価の実施に係る手順ガイド（FMB TECHNICAL No. 36）
 - コミュニティベースの森林管理協定（CBFMA）の更新に関する手続きガイド（FMB TECHNICAL No. 38）
 - 放牧目的で使用される林地の管理、経営、開発、処分を規定する改訂ルール及び規則（DAO 1999-36）
 - 林地の特別利用に関するルール及び規則（DAO 2004-59）
 - 観光目的での森林地の使用に関するルール及び規則に係るDENR行政命令No. 2004-28の特定の規定の改正（FLagT）（DAO 2009-16）
 - 観光目的での森林地の使用に係るルール及び規則並びに林地の特別利用に係るルール及び規則に係るDENR行政命令（DAO）No. 2004-28及びDAO No. 02004-59の特定のルールの改正（DAO 2021-02）。
 - 無償特別使用許可（GSUP）（DAO 2022-01）

C. 丸太生産及び丸太輸送に係る規制

- 私有人工林登録 (PTRP) (DAO 2020-18)
- 製材品及び人工林丸太の輸出に関する規制 (DAO 1988-33)
- 人工林からの丸太、製材品、ソール、完成品および半完成木材製品の輸出に関する政策 (DAO 1993-33)

D. 木材加工業における原料の調達及び製品出荷に係る法令

- 木材加工工場(WPP)の設立と運営に関する規則の改正 (DAO 2021-05)
- 輸入木材製品の入出庫に関する改正規定 (DAO 2021-06)
- 丸太、製材品、商業用杭の代理店、請負業者、ディーラーの登録 (RA No. 1239)
- 丸太、木材、商業用杭の代理店、請負業者、ディーラーの林業登録 (FAO No. 26)
- 製材所許可証及び木材販売業者登録証の新規発行並びにその更新に関する追加要件 (DAO 1994-08)

②木材製品の対日出荷

- 日本において、フィリピンからの木材・木材製品 (第44類) 輸入額の98%を占めるHS. 4418の具体的商品は、主に住宅コンポーネント資材 (2023年)。
- 同製品は、木材のフレームだけでなく、外壁、断熱材、窓ガラス、内装下地、接合金具、接合用釘 (仮止め) 等を設定し、建築現場でそのまま組み立てられる荷姿で出荷 (邸別出荷) するため、輸出額が大きくなっている。
- 同製品に使用している木材製品 (製材品、合板、切削板等) は、日本産、北米産、欧州産であり、フィリピン産の木質資材は使用していない。
- 原料として使用している木材製品は森林認証製品であり、合法性の確認を実施している。
- 工場が立地している経済特区の使用条件に、「フィリピン国内への出荷を行わないこと」が含まれているため、生産した製品は全て輸出している。
- なお、原料の輸入手続きは、輸入先企業の届出を環境天然省に行い、輸入先企業所在国のフィリピン大使館/領事館が当該企業の存在等を確認して調査し、同省が同届出を認可してから行える。

【林産物の輸入先国における調査の適合通知と覚書】

EMBASSY OF THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
Stockholm

CONSULAR SECTION) S.S.
STOCKHOLM, SWEDEN

SAMPLE

BEFORE ME, GINES JAIME RICARDO D. GALLAGA, Consul General of the Embassy of the Philippines in Stockholm, Sweden, duly authorized and qualified, personally appeared

to me, known to me, to be the same person who is the signatory of the attached MEMORANDUM OF AGREEMENT acknowledged before me that he executed the same and that it is of his own free will and deed.

For the contents of the annexed documents, the Embassy assumes no responsibility.

IN WITNESS WHEREOF, I have hereunto set my hand on these presents and affixed hereon the seal of the Embassy of the Philippines at Stockholm, Sweden this 30th day of July 2024.



GINES JAIME RICARDO D. GALLAGA
Consul General



PH 202 501

Validity of this Certification shall follow the validity of the attached/underlying document

SAMPLE

MEMORANDUM OF AGREEMENT

This memorandum of agreement is entered into the 01st day of July 2024 between: Seller

and Address:



And

Buyer and Address:



Whereas both parties agree to transact the sale and purchase of Lumber for period of ten (10) years according to the specifications, terms and conditions (if any) stated below:

1. Lumber specifications (Pine/ Spruce) and Engineeredwood.
2. Various lengths of 2000 mm to 6100 mm, and cross sectional dimension of 16 mm to 500 mm.
3. Annual estimate total volume of up to [redacted] m³ subject to mutual agreement.
4. Price (x) to be determined based on prevailing market value at the same time order volume agreed quarterly; otherwise changes arise shall agreed by both parties.
5. Payment by Buyer is as per shipment agreed through Telegraphic Transfer to Seller's bank account number.

In witness whereof, the parties have affixed their signatures on the dates listed below.

By Seller:



Name:



Position:



Date:



By Buyer:



Name:



Position: Resident Agent



Date:



③ 木材生産・流通状況

■ 森林面積	722万6,000ha	(森林率24.1%)
■ 保有権設定林面積	160万ha	
● コミュニティベース森林管理林	109万3,000ha	
● 総合森林管理協定林	44万2,000ha	
● 林間放牧管理協定林	3万7,000ha	
● 社会産業林管理協定林	1万8,000ha	
● 林地利用許可林	7,000ha	
● その他	3,000ha	
■ 木材供給量 (2021年)		
● 合計	534万9,000m ³	
● 国産丸太生産量	82万7,000m ³	
● 丸太輸入量	2万2,000m ³	
● 加工製品輸入量	450万m ³	(丸太換算値)

出典：森林管理局

■ 木材需要量（2021年）（丸太換算値）

- 合計 534万9,000m³
- 国内消費量 320万m³
- 輸出量 214万9,000 m³

■ 主要林産物生産量（2023年）

- 製材品 50万m³
- 単板 23万6,000m³
- 合板 32万7,000m³

■ 木材加工業（2023年）

- 合計 234工場
- ミニ製材工場 157工場
- 再製材工場 30工場
- 単板工場 7工場
- 統合型加工工場 38工場
- 保存処理工場 2工場

注1：「ミニ製材工場」とは、丸太運搬台と製材のためにヘッドリグが移動するレールを備えた固定式製材所で、1日の通常処理能力が24m³未満のものをいう。

注2：「統合型加工工場」とは、二つ以上のサプライチェーンに対応する二つ以上の製品を加工する能力を持つ木材加工工場をいう。

出典：森林管理局

（3）合法性の確認に使用できる書類の事例の調査について

	クリーンウッドナビに掲載している文書名	変更の有無
ルーマニア	森林インベントリ	無
	伐採許可材積推計書（APV）	無
	伐採許可書	無
	運搬許可書（AVIZ）	無
フィリピン	木材原産地証明書（Certificate of Timber Origin: CTO）	無
	自己モニタリングフォーム（Self Monitoring Form: SMF）	無
	私有林地植林木の確認証明書（Certificate of Verification: CV） ※2020年12月17日付環境天然省行政命令第18号により改正。	有
	 <ul style="list-style-type: none"> ■ 保有又は管理された人工林地の人工林材輸送証明書 ■ 私有地の人工林材輸送証明書 	

合法性の確認に使用できる書類（フィリピンー1） 保有又は管理された人工林地の人工林材輸送証明書



TRANSPORT CERTIFICATE OF PLANTED TREES IN TENURED/MANAGED FOREST PLANTATIONS 保有又は管理された人工林地の人工林材輸送証明書

This is to certify that the logs and/or derivatives contained in this shipment are planted trees from the Tenured/Managed Forest Plantations.
本書は、本出荷に含まれる丸太又は副生物が、保有又は管理された人工林に植えた樹木から生産されたことを証明する。

Tenure Holder	保有権所持者
Contact No.	契約番号
Location	場所
Total Area	総面積
Species	樹種
Total Volume	総材積

Forest Certifier	森林認証機関
Accreditation No.	認定番号
Contact Details	連絡先

Authorized Signature
管理機関署名

Date Certified
認証年月日

This certification is issued pursuant to existing rules and regulations of the Department of Environment and Natural Resources (DENR). The DENR and other deputized government agencies may conduct random inspection of shipments. The shipment owner and forest certifier shall both be held liable for any violations found herein.

この認証は、環境天然資源省(DENR)の既存の規則及び規制に基づいて発行されます。DENRその他の委任政府機関は、貨物の無作為検査を実施する場合があります。ここで違反が判明した場合、貨物所有者と森林認証機関の双方が責任を負います。

- 環境天然資源省と保有権協定又は管理協定を締結している生産林保有者が伐採した丸太又は木材副生物を保有地域外に輸送するときに使用。
- 天然環境省又は第三者人工林認証機関が発行。
- 輸送車輛の目立つ場所に掲示。

合法性の確認に使用できる書類（フィリピンー2） 私有地の人工林材輸送証明書



TRANSPORT CERTIFICATE OF PLANTED TREES IN PRIVATE LANDS 私有地の人工林材の輸送証明書

This is to certify that the logs and/or derivatives contained in this shipment are planted trees from the Tenured/Managed Forest Plantations.
本書は、本出荷に含まれる丸太又は副生物が、保有又は管理された人工林に植えた樹木から生産されたことを証明する。

Landowner	土地所有者
Contact No.	連絡先番号
Location	場所
Total Area	総面積
Species	樹種
Total Volume	総材積

Forest Certifier	森林認証機関
Accreditation No.	認定番号
Contact Details	連絡先

Authorized Signature
管理機関署名

Date Certified
認証年月日

This certification is issued pursuant to existing rules and regulations of the Department of Environment and Natural Resources (DENR). The DENR and other deputized government agencies may conduct random inspection of shipments. The shipment owner and forest certifier shall both be held liable for any violations found herein.

この認証は、環境天然資源省(DENR)の既存の規則及び規制に基づいて発行されます。DENRその他の委任政府機関は、貨物の無作為検査を実施する場合があります。ここで違反が判明した場合、貨物所有者と森林認証機関の双方が責任を負います。

- 私有地所有者が丸太又は木材副生物を私有地外に輸送するときに使用。
- 天然環境省又は第三者人工林認証機関が発行。
- 輸送車輛の目立つ場所に掲示。

【参考－第1回委員会資料から再掲載】 国別品目別輸入額（2023年）

(百万円)



フィリピン		ルーマニア		フィンランド		チリ	
品目	輸入額	品目	輸入額	品目	輸入額	品目	輸入額
計	132,006	計	12,021	計	43,904	計	32,337
建具/建築用木工品	126,941	グルーラム	5,604	製材品	25,640	チップ	24,343
木炭	1,992	製材品	4,363	グルーラム	16,209	製材品	7,882
その他木製品	1,068	OSB	1,629	合板	1,368	その他木製品	62
食卓/台所用品	499	集成材	182	集成材	238	合板	36
加工材	358	建具/建築用木工品	86	加工材	232	ファイバーボード	11
その他	1,148	その他	157	その他	217	その他	2
■法令改正、違法伐採取締強化。 ■輸出相手国企業の審査を経て、 木材・木材製品の75%を輸入。		■2020年にEU議会はルーマニア の違法伐採についてEU環境法違 反手続を開始。 ■2022年から改良した木材追跡シ ステムの運用開始。		■法令及びEUTRによる合 法性確認・確保。 ■民間企業によるサプライ チェーン管理。		■法令による厳格な合法性確 保。	

南アフリカ		スウェーデン		ブラジル	
品目	輸入額	品目	輸入額	品目	輸入額
計	31,161	計	29,345	計	6,900
チップ	31,158	製材品	26,433	チップ	5,253
製材品	2	建具/建築用木工品	1,613	加工材	1,462
箱、装飾品、家具	2	グルーラム	749	製材品	103
包装容器/梱包材	0	加工材	374	その他木製品	28
		合板	54	単板	21
		その他	122	その他	32
■日本の製紙企業による合法性確 認・サプライチェーン管理。		■法令及びEUTRによる合法性確 認・確保。 ■民間企業によるサプライチェー ン管理。		■2017年から天然林材の追 跡システムを運用開始・普 及。 ■2024年4月に天然林管理 規格の運用を開始。	

資料
 ■財務省『貿易統計』
 ■林野庁クリーンウッドナビ
 (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/index.html>)
 ■EU議会
 ■USFAS

令和6年度合法性確認実施指導者養成、制度の周知（林野庁委託事業）のうち

改正CW法の制度説明会及び指導者養成講座の実施概要報告



令和7年1月27日
（一社）全国木材組合連合会

目次

1	説明会の目的	1
2	開催場所及び方法	2
3	説明会等の内容・構成	4
4	開催概要	6
5	その他	7

1 説明会の目的

平成29年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「CW法」）が施行された。その後、令和5年4月には改正CW法が成立し、令和7年4月に施行される予定となっている。円滑な改正法の施行に向け、改正法に関わる関係者への周知に加え、合法性確認等に当たる事業者等を指導・支援できる人材を養成するを目的とする。

改正CW法の周知



（第1部）

都道府県や市町村などの行政担当者などを対象に、改正CW法及び政省令の内容などの制度内容や、専門家による制度の背景、取組の重要性、今後への期待などの解説、代表的な事業者の取組状況など、制度を理解するための基本的事項等を内容とする。

指導者の養成



（第2部）

会員事業者の指導を担う業界団体の担当者や合法性確認等に関する事業者の責任者向けに、間違いやすいQ&Aや合法性確認の具体的な方法などの実践的な内容とし、現場で役立つ知識や考え方を詳しく解説する。

2 開催場所及び方法

1の目的を踏まえ、都道府県及び市町村の担当者や業界団体等でクリーンウッド法に関わる担当者等を対象に、令和6年10月から11月にかけて実施した。全国4会場で対面とオンライン併用で開催し、（国研）森林総合研究所の御田成顕林業システム研究室長に専門家としての講演を依頼するとともに、地区の代表的な事業者（登録木材関連事業者）に事例発表を依頼した。

北海道・東北地区	九州・沖縄地区	近畿・中国・四国地区	関東・中部・北陸地区
令和6年10月10日（木）	令和6年10月21日（月）	令和6年11月12日（火）	令和6年11月26日（火）
仙台市	熊本市	広島市	東京都江東区
TKPガーデンシティ仙台	ホテル熊本テルサ	広島ガーデンパレス	木材会館



(参考) 参加募集の方法

(一社) 全国木材組合連合会 (以下「全木連」) のホームページに掲載案内を掲載し、同ホームページ及び合法木材ナビからのアクセスにより、令和6年9月20日から募集を開始した。都道府県及び市町村の担当者向けには林野庁から開催案内を周知した。また、改正CW法の普及を図るためには、10年以上の実績があり1万2千を超える事業者からなる合法木材等の林野庁GLに基づく認定事業者によるサプライチェーンを活用することが効果的であることから、全木連から各認定団体に開催案内の周知を依頼したほか、CW法に基づく登録実施機関に周知を依頼した。

林野庁  **全国木材組合連合会**

改正クリーンウッド法の制度説明会及び指導者養成講座開催のご案内

昨年4月に、川上・水郷の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付けなどを盛り込んだクリーンウッド法の改正法が施行されます。関係事業者の皆様が制度に適切に対応をいただけるよう、林野庁主催で「改正クリーンウッド法の制度説明会及び指導者養成講座」を開催いたします。

改正クリーンウッド法の詳細を実践的に学ぶプログラムをご用意いたしましたので、ご参加とは存じますが、多数のご参加をお願ひ申し上げます。

対面とオンライン併用の開催となります。参加を希望される場合は、お手数ですが各回の締切期日までに下記申込み先へアクセスし、お申込みいただけますようお願いいたします。

※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

記

- 開催地**
 全国4地域 (山形県、熊本県、広島県、東京都)
※4会場毎の地域に応じたご参加を想定しておりますが、所在地にかかわらずどの回でも参加いただけます。ご都合のよい回にお申し込みください。
- プログラム** (第1部と第2部では参加対象者に違いがありますので留意願います。)
 第1部 制度説明会 10:00~12:00
 (1) 改正クリーンウッド法について 林野庁木材利用課
 (2) 改正クリーンウッド法との連携 (業界団体認定等) について 学識経験者等
 (3) 登録木材関連事業者等の事例 登録木材関連事業者等
 第2部 指導者養成講座 13:00~15:00
 改正クリーンウッド法の実践について (指導者向け) 林野庁木材利用課等
- お申込み方法**
 申込みフォームの参加希望回答欄に記入し送信してください。申込み締切日は、各回により異なりますので留意願います。
 なお、参加希望されるお一人様毎に、参加フォームでお申し込みください。
※会場参加希望者が会場の収容人数を超えた場合、締切り前日の繰り上げ予約は、会場参加でのお申し込みでもオンラインでのご参加をお願いする場合がございますので、予めご承知お下さい。(会場参加は先着順)
※第1部と第2部を別の開催日でお申し込みいただくことも可能です。
- 参加費**
 無料
- お問い合わせ先**
 一般社団法人全国木材組合連合会 (担当: 下室、加藤、中村)
 TEL: 03-5261-9137 アドレス: cw@zenmoku.jp
 住所: 東京都千代田区一番町25番地 全国木材組合連合会6階

プログラムと対象者

第1部 制度説明会 10:00-12:00

クリーンウッド法制定の背景や概要、改正法の下で事業者が実施すべき事項等、クリーンウッド法の基本について網羅的にご理解いただくためのプログラムです。

主な対象者: 自治体の林業担当者、業界団体の担当者、関係制度の認定団体、関係事業者 など

第2部 指導者養成講座 13:00-15:00

Q&A等、制度の運用等についてより詳しい知識を習得いただくためのプログラムです。

主な対象者: 業界団体や企業においてクリーンウッド法対応の中心となる方、制度に関する指導や説明役を担う可能性のある方 など

※ 原則として、「第2部 指導者養成講座」を受講される方は「第1部 制度説明会」も合わせてご参加ください。

当日資料 ※当日に画面投影される資料とは一部異なる場合があります。

- 第1部 (1) 改正クリーンウッド法について
- 第1部 (2) コンプライアンスと改正クリーンウッド法
- 第2部 指導者養成講座

開催スケジュール

※4会場毎の地域に応じたご参加を想定しておりますが、所在地にかかわらずどの回でも参加可能です。すべての会場においてオンライン参加が可能です。

第1回 仙台会場 (北海道・東北地域)

日時 令和6年10月10日 (木曜日) 10:00~15:00

会場 TKPガーデンシティ仙台 ホール21A (会場収容人数 約50人)
アクセス | TKPガーデンシティ仙台 | TKP総合運営ネット (kashikaigaishitsu.net)
 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 AER 21階 (仙台駅西口徒歩2分)

申込締切期日 10月3日 (木) 17:00

第2回 熊本会場 (九州・沖縄地域)

日時 令和6年10月21日 (月曜日) 10:00~15:00

会場 ホテル熊本テラス (会場収容人数 約50人)
アクセス | (公式) ホテル熊本テラス (kumamoto-terrsa.com)
 熊本県中央区水前寺公園28-51 (熊本県庁から徒歩5分)

申込締切期日 10月15日 (火) 17:00

第3回 広島会場 (近畿・中国・四国地域)

日時 令和6年11月12日 (火曜日) 10:00~15:00

会場 広島カーデンバレス (会場収容人数 約50人)
交通・観光 | ホテル広島カーデンバレス | JR広島駅から徒歩約5分 (hoteljg-hiroshima.com)
 広島県東区光明1-15-21 (JR広島駅北口から徒歩5分)

申込締切期日 11月5日 (火) 17:00

第4回 東京会場 (首都圏及び上記以外の地域)

日時 令和6年11月26日 (火曜日) 10:00~15:00

会場 木材会館 (会場収容人数 約100人)
木材会館 | 東京木材問屋協同組合 (mokuzaikai-tonya.jp)
 東京都江東区新木場1-18-8 (JR新木場駅から徒歩6分)

申込締切期日 11月19日 (火) 17:00

3 説明会等の内容・構成

(第1部 10:00~12:00)

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)の改正について

令和6年度「クリーンウッド」実施支援事業 合法性確認実施指導者養成
第1部 説明会

令和6年
林野庁木材利用課

第2回専門委員会で資料を準備し、林野庁の担当官が説明[60分]

改正CW法及び政省令等の制度を説明する資料



合法木材等の専門家に資料作成と講演を依頼[40分]

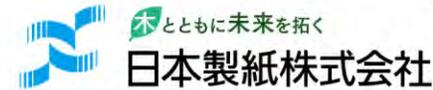
森林総合研究所御田室長により、専門的知見、合法性確認への適切な対応の必要性や今後への期待等について講演

改正クリーンウッド法の制度説明会

製紙原料の原材料調達における 合法性確認について

～日本製紙グループの原材料調達におけるCW法対応～

2024年11月26日



©2024 NIPPON PAPER CO., LTD.

各地区の代表的なCW法に基づく登録木材関連事業者に取組状況等について講演を依頼[20分]

ノースジャパン素材流通協同組合
宮崎県森林組合連合会
中国木材株式会社
日本製紙株式会社

(第2部 13:00~15:00)

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)の改正について

令和6年度「クリーンウッド」実施支援事業 合法性確認実施指導者養成
第2部 指導者養成講座

令和6年
林野庁木材利用課

第2回専門委員会で資料により林野庁の担当官が解説[120分]

Q&Aや合法性確認の具体的な方法等実践的な内容とし、現場で役立つ知識や考え方を詳しく解説し、質疑

(参考) 専門家の講演及び4事業者の事例発表

森林総合研究所 御田林業システム室長
コンプライアンスと改正クリーンウッド法

報告の内容 2

**森林・林業・林産業への期待
コンプライアンス**

- ① 違法伐採の何が問題か？
- ② 国内外の違法伐採対策
- ③ DDとは？
- ④ 国内における盗伐の事例紹介
- ⑤ 責任ある素材生産と木材流通のために

Forestry and Forest Products Research Institute **FFPRI**

https://www.zenmoku.jp/form/_files/cleanwood2024/shiryo2.pdf?t=1108

(注) 全木連ホームページ(上記リンク)で公開

ノースジャパン素材流通協同組合
経営企画課長 吉田佳右氏



中国木材株式会社
取締役副社長 弘中京一郎氏

**改正クリーンウッド法に
係る取り組み状況**

～北広島工場の場合～

人と環境のことを一歩進んで考えたいです
中国木材株式会社

日本製紙株式会社
原材料本部長付部長 太刀川寛氏

9. 日本製紙グループ 木質原材料の調達是指針を制定

木質資源の調達方針(抜粋) (2022年9月制定)

1. 違法伐採木材の不使用
2. 森林破壊ゼロ
3. 高い保護価値(HCV)の森林資源の不使用
4. 森林のCO2吸収・固定量拡大につながる調達
5. 国産材活用推進
6. 製材廃材や未利用材の活用推進
7. 第三者認証や監査を受けた資源の調達推進
8. 原産地までのトレーサビリティ確保
9. サプライヤーとの対話・エンゲージメント

**具体的な調達方針を明示
合法証明DDマニュアルを策定、公開**

【日本製紙グループ】
日本製紙株式会社
日本製紙クレシア株式会社
日本製紙パルパル株式会社
2022年10月1日 第4版
001-2747-0000

2024 NIPPON PAPER CO. LTD. ととも未来を拓く 10

宮崎県森林組合連合会社
事業部長 湯浅康博氏

「改正クリーンウッド法説明会」

「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に
供する木質バイオマスの証明に関する」
宮崎県森林組合連合会の取り組み

令和6年10月21日(月)
宮崎県森林組合連合会
東郷林産物流通センター(日向市)

(注) 個々の事業者の取組につき資料は非公開

4 開催概要

CW法の制度説明会及び指導者養成講座を全国4会場（北海道・東北地区、関東・中部・北陸地区、関西・四国・中国地区、九州・沖縄地区）で開催し、1286名の方に参加をいただいた（ただし、Webで複数名で聴取する事例もみられ、実績は更に多数と思われるが、実数は不明）。

【説明会次第】

第1部 制度説明会

- (1) 改正クリーンウッド法について
林野庁木材利用課 乗富係長
- (2) コンプライアンスと改正クリーンウッド法
森林総合研究所 御田成顕室長
- (3) 各地域の取組

第2部 指導者養成講座

改正クリーンウッド法の実践について

【参加人数】

- ①北海道・東北地区：189名
- ②九州・沖縄地区：202名
- ③近畿・中国・四国地区：304名
- ④関東・中部・北陸地区：594名

5 その他

林野庁木材利用課による説明・解説動画及び説明資料がアーカイブとして林野庁ホームページ上の「クリーンウッドナビ」に掲載され、全木連HP及び合法木材ナビにもリンクを掲載した。また、このことと併せて、説明会等の質疑を踏まえ再整理した改正CW法のQ&Aや最新の運用説明資料（R6.12月版）がクリーンウッドナビに掲載されたことについて、合法木材等の林野庁GLに基づく認定団体、CW法に基づく登録実施機関に対し、情報発信を行った。

令和6年度開催

開催日：令和6年10月10日（仙台市）、10月21日（熊本市）、11月12日（広島市）、11月26日（東京都）（いずれもオンライン併用）

	概要	資料	アーカイブ動画 (YouTube)
第1部説明会 (主な対象者) 自治体の林業担当者 業界団体の担当者 関係制度の認定団体 関係事業者 など	クリーンウッド法制定の背景や概要、改正法の下で事業者が実施すべき事項等、クリーンウッド法の基本について網羅的にご理解いただくためのプログラム	第1部説明会 (PDF : 2,347KB) 	https://www.youtube.com/playlist?list=PLMvvhD9xvwfnFSKcPzYlkxBB6U0RsPtEx 
第2部指導者養成講座 (主な対象者) 業界団体や企業においてクリーンウッド法対応の中心となる方 制度に関する指導や説明役を担う可能性のある方 など	Q&A等、制度の運用等についてより詳しい知識を習得いただくためのプログラム	第2部指導者養成講座 (PDF : 3,224KB) 	

出典：林野庁クリーンウッド・ナビ

今年度の専門委員会の議論及び来年度の議題案について

1 今年度（令和6年）の専門委員会での議論

主な議題は以下のとおり。

(1) 改正クリーンウッド法の運用に関する事項

- ・ 運用説明資料
- ・ 改正法制度説明会及び指導者養成講座資料
- ・ 改正法に係る Q&A

- ・ 合法性確認（DD）手引き改訂版
- ・ 国産材原木の合法性確認（DD）手引き改訂版

(2) 生産国における情報調査に関する事項

- ・ フィリピン、ルーマニア

(3) 改正法に関する普及啓発に関する事項

- ・ 改正法施行に関するパンフレット等の内容

- ・ これで完璧「クリーンウッド法」誰もが安心して使える木材の供給を目指して
- ・ 合法的に伐採された木材を使おう！（クリーンウッド法で、世界と日本の森林を守る第一歩を）
- ・ STOP 違法伐採をなくそう！！「クリーンウッド法」

2 次年度（令和7年）の専門委員会での議題案

(1) 改正クリーンウッド法の運用に関する事項

- ・ 施行後の木材関連事業者の取組把握

(2) 生産国における情報調査に関する事項

- ・ クリーンウッド・ナビに掲載する生産国情報（2～3か国）の決定

(3) 改正法に関する普及啓発に関する事項

- ・ 事業者や消費者向けの効果的な情報発信 等

以上

令和6年度 第4回

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 議事概要

1. 開催日時 2025（令和7）年1月27日（月）15:00～17:00
2. 開催場所 TKP ガーデンシティ PREMIUM 神保町 フォレスト
3. 参加者 岡田委員、岩永委員、相馬委員、立花委員、原田委員、森田委員、山ノ下委員（池田委員は書面参加）
4. 議事内容 以下のとおり

はじめに、林野庁木材利用課齋藤監査官より挨拶があり、事務局より出席者紹介などが行われた後に、立花委員に座長をお願いして議事に入った。

議事① 生産国における情報調査（以下、「生産国調査」という。）の概要報告

（全国木材検査・研究協会（以下、全木検）よりルーマニアとフィリピンの調査結果について説明）

【質疑応答】

（立花座長）フィリピンに関しては、住宅資材（2×4の部材）が日本へ多く輸入されているとのことだが、原材料となる木材の産地はどこか。

（全木検）住宅資材用の原材料には日本産材のほか、北米産材や欧州産材も使われている。この住宅資材は、2×4の構造材に外壁、断熱材、サッシなどがフィリピン内の経済特区の区域内で取り付けられ、完成度の高い状態で輸出されているため、日本の輸入額が大きくなっている。

（岡田委員）ルーマニアについて、輸入業者からは伐採の合法性を確認する決め手になる書類がなく困ると聞く。輸出申告書の添付書類である輸送許可書（AVIZ）はどうか。

（全木検）AVIZはルーマニア政府の出先機関が発行しているが、伐採と紐付いた情報ではないので十分でなく、聞き取りした輸入業者は森林認証材を条件としつつ、自社の調達基準や現地製材工場が設定している原料調達基準などを総合的に勘案して合法性の確認を行っているとのことだった。

（林野庁）クリーンウッド法との関係では、政府機関が発行した伐採に係る書類は原材料情報（証明書）に該当するが、合法性確認は原材料情報だけではなく関連情報も踏まえて各事業者に行っていただくことになる。

（岡田委員）フィリピンから日本へ輸出される住宅資材の合法性の担保は何か。

（全木検）原材料として北米SFI、FSC又はPEFC/SGECの認証材を調達していると聞いている。

（森田委員）フィリピンの事例で、住宅資材の原材料として日本から輸入している製品は森林認証材ということであるが、合板も認証材か。

（全木検）全量認証材ということである。

（立花座長）日本へ輸出される住宅資材については、フィリピンの工場は日本、北米と欧州から原材料を輸入しているとのことだったが、その全量が森林認証材ということか。

(全木検) そうだと聞いている。

(相馬委員) その森林認証材は誰が要求しているのか。

(全木検) その点は確認していない。フィリピン側も輸入する場合は合法性の確認を求めている、その証明の手段として森林認証が使われているということだと思われる。

(山ノ下委員) フィリピンは依然として違法伐採リスクが高い地域と思っているが、日本のフィリピンからの木材輸入は、その住宅資材のように、フィリピン産材が使われておらず違法伐採のリスクが低いということになるのか。

(全木検) 住宅資材については輸入額のウエイトが高いことから、特徴的な事例として報告したところであるが、他にもフィリピン国内における違法伐採のタスクフォース（ホットスポットエリアの指定など）の取組なども調査しており、生産国調査の報告書ではそれらも含めて整理したい。

(岩永委員) フィリピンから輸入される住宅資材の事例も興味深いが、生産国調査の報告書ではフィリピン産木材の取り扱いに関することにも紙面を割いてほしい。

(全木検) 生産国調査の報告書では、フィリピンの森林管理、木材の生産及び流通に係る手続きや実態に関することも記述したい。

——以降、ルーマニアに関する議論——

(原田委員) ルーマニアのSUMALのトラッキングシステムに関して、分かる範囲で構わないので、EUDRに対応するために改正された点について生産国調査の報告書に記述して欲しい。EUDRは地理情報を求めているので、SUMALの対応が少しでもわかるとありがたい。

(相馬委員) SUMALも完璧なシステムではないと思う。SUMALがあるから違法伐採が起これないという誤解を防ぐためにも、弱点があることを生産国調査の報告書に盛り込んでほしい。こうした情報は、その情報を利用する者への情報提供として重要。

(全木研) SUMALのトラッキングシステムはEUTRに対応したもので、EUDRまでは至っていない。また、EUのレポートにおいてSUMALに弱点があるとの記載があるので、こうした点についても生産国調査の報告書に記載できないか林野庁と調整したい。

(岡田委員) ルーマニアの現地の状況を調べた結果、合法性証明が難しいため取引をやめた日本の輸入業者もいる。

(森田委員) 諸外国には、輸出される木材と国内で消費される木材の間で違法伐採対策の程度に差があり、輸出する木材については積極的な取組をしている国もある。改正法の施行により、今まで以上に様々な事業者が諸外国の取組に関心を持つことが想定されるので、生産国調査の報告書においては、輸出材と国内消費材に異なる規制が適用されている可能性があることや輸出材に対する規制に注目して記載していることなどについて、混同のないよう注意して記述すべきではないか。

(立花座長) 全体の制度を概観した上で、日本向けの輸出の場合には、このような制度が適用されるといったような工夫をしてほしいということ。輸出国の国内流通にも同じ制度が適用されるとの誤解が生じないようにということだと思う。

(全木検) 承知した。

(山ノ下委員) 最近の木材利用の動向として、木材輸出国はEUDRへの対応を進めているので、来年以降の調査では日本向けだけでなくEU向けの仕組みも把握した方がよい。日本へ輸出される木材がEU向けの仕組みを活用できれば効率的と考えることもできるので、情報収集を進めることが重要。

(立花座長) 諸外国においては、輸出材と国内消費材に異なる規制が適用されており、また EUDR への対応が進められている。林野庁においては、こうした視点を考慮に入れて来年度以降の生産国調査の事業設計を検討してほしい。

また、池田委員から書面で質問が提出されており、回答をお願いしたい。

(池田委員：書面) ルーマニアでは、SUMAL2.0 がすべての林業経営体に導入され定着しているのか。SUMAL2.0 の普及、機材の導入については、国等からの支援があったのか。

(全木検) 森林法ですべての丸太取扱業者が使用する義務になっている。国がシステムを作り、スマートフォンやパソコンからアクセスして使用できるようになっている。

(池田委員：書面) ルーマニアの森林所有形態はどうなっていて、伐採事業を行う林業経営体はどのくらいいるのか。

(全木検) ルーマニアの森林は国有林が約6割を占め、残りが民有林。伐採事業を行う経営体は513、伐採作業の登録事業体は約5千ある。

(池田委員：書面) SUMAL2.0 利用義務の対象外となる年間伐採量が20 m³以下の森林所有者はどの位いるのか。また、そうした森林所有者が伐採を行う際は森林レンジャーの立会いが必要とのことだが、森林レンジャーの所属や人数は。

(全木検) 森林レンジャーはロムシルバ (Romsilva) という国営企業に所属しているが、人数はわからない。

(池田委員：書面) 森林レンジャーが伐採に立ち会うことが必然であれば、レンジャーが確保できない場合、伐採作業に支障が出ないのか。

(全木検) レンジャーが立ち会わなければ伐採はできない。

(池田委員) フィリピンの森林管理、林業生産活動の規制について紹介されているが、これらの法令の遵守動向、違反実態に関する状況はどうなっているのか。

(全木検) 数年前は年間200件程度の違法伐採の報告があったが、7件に減少したと聞いている。

(池田委員：書面) 日本に輸出されている木材製品は森林認証製品であり、合法性確認が実施されているとあるが、具体的にはどのような仕組みで確認されているのか。

(全木検) 日本向けに輸出する住宅資材に使用する木材は、すべて森林認証材として証明されたものになっている。

議事② 改正クリーンウッド法（以下、「改正法」という。）の制度説明会及び指導者養成講座（以下、「研修会」という。）の実施概要報告（全国木材組合連合会（以下「全木連」）より説明）

【質疑応答】

(立花座長) 研修会の参加者からの反響や質問はどのようなものがあったか。また、どのような企業が参加していたのか。

(全木連) 多くの参加者は午後まで参加され、積極的に質問いただいた。質問については、第1種木材関連事業の範囲や義務の数値基準等の基本的なところが多かったように思う。また、質問については、それらを整理して、改正法のQ&Aとして林野庁で整理され、クリーンウッド・ナビに公開されたところ。また、参加していた企業については、研修会の周知をインターネットのほか、林野庁の合法木材GLに基づく認定団体や都道府県のルートでも周知を行った結果、生産・加工・流通の木材関連企業、木材輸入商社、木材団体の関係者、森林組合系統の担当者のほか、都道府県や市町村の担当者の方にも参加いただいた。

(山ノ下委員) 法制度の周知や対象者の理解促進は、法施行のための重要なステップと認識している。海外での違法伐採対策導入において、関係者への周知が難しかったという報告がある。今回の制度説明会は参加者の数として十分だったのか、また、第1種木材関連事業者や第2種木材関連事業者などの改正法上の属性など、改正法の周知の達成度に関して何らかの評価ができるようにされていけばよかったと思う。また、違法伐採リスクからすると輸入木材を注視する必要があると考えるが、木材の輸入業者の方にとって研修会の説明内容は十分だったのか。

(全木連) 研修会については、募集の際に企業名は収集しているものの属性は収集していない。なお、研修会とは別に、全木連では補助事業を活用して、全市連等の中央団体や、各都道府県木連などに対して研修の対応をしており、それぞれ要請に基づき研修会等に出向いて説明を行っている。また、事業協同組合の事務局の方に参加していただき組合の会員企業に指導していただくような事例も多くあり、研修会や補助事業を契機に、周知の成果は徐々に高まってきているように感じている。

(林野庁) 研修会は対象者が輸入事業者だけではないことから、輸入事業者に特化した説明内容とはしていない。その一方で、輸入関係を含む業界団体が主催する説明会に講師として林野庁職員が参加するなど研修会以外でも周知を進めてきているところ。その際は主催団体に応じた内容としている。また、改正法の周知については、相談窓口を通して受け付けている質問数が研修会の終了後に急増しており、研修会による一定の効果があったと認識している。

(森田委員) 今後は属性別の参加人数を把握した方がよいと思う。また、各会場での質疑応答の内容を報告書に盛り込んだ方がよい。特に、恐らく素材生産販売事業者への周知が今後の課題だと思われるので、どのくらい聞いてもらっているのか、認識しておいた方がよいと思う。

(立花座長) 各委員から指摘があったが、来年度以降研修を行う際は参加者の属性を収集し、周知先や周知の効果を把握できるようにした方がよい。また、林野庁が相談窓口を通して随時質問対応を行っているとのことだったので、その際に質問者の属性を把握することも重要ではないか。

議事③ 今年度の専門委員会の議論及び来年度の議題案について

(林野庁説明)

【質疑応答】

(立花座長) はじめに池田委員からの書面での意見に回答をお願いしたい。

(池田委員：書面) 改正法の義務に関わる素材生産販売事業者と第1種木材関連事業者、特に規模の小さな素材生産販売事業者への対応が重要であり、隅々まで制度内容の周知が行き渡るような対策を継続して進めるべきではないか。

(林野庁) 引き続き、周知の工夫や個別の問合せ等に丁寧に対応していきたい。

(池田委員：書面) 導入を予定しているクリーンウッドシステムについて、小規模な素材生産販売事業者でも簡単にスマートフォンで扱えるシステムになるよう、引き続きシステムの改良と普及を進めるべきではないか。

(林野庁) 2月の中旬からシステムの説明会を行っていくこととしており、普及に努めていきたい。

(池田委員：書面) 第2種木材関連事業者は情報の伝達が任意であり、また、分別管理ができるかどうか不明であるため、既存の合法木材の林野庁ガイドラインに基づく業界団体による認定事業者の協力を踏まえた普及対策も進めるべきではないか。

(林野庁) 補助事業等を活用して引き続き普及を進めていきたい。

(池田委員：書面) 我が国において改正法の仕組みを定着させるためには、一般消費者に合法性確認木材を積極的にPRし、認知度を高めていく対策が必要ではないか。

(林野庁) 一般消費者向けのパンフレットやリーフレットも作成しているところであり、クリーンウッド・ナビも活用し、経済産業省や国土交通省とも連携しながらPRしていきたい。

(池田委員：書面) クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者のメリットがあまり感じられないので、制度上の優遇措置や林野庁公認のマークを付与するなど、国としてもう少し明確なメリット措置を検討するべきではないか。

(林野庁) クリーンウッド・ナビ等での補助事業の優遇措置の周知等を検討するとともに、マークについては現在登録事業者にご意見を募り、検討を進めているところ。

(岩永委員) 来年度の「施行後の木材関連業者の取組把握」はどういう形で進めていくのか。

(林野庁) 現時点では予算も限られているが、林野庁担当者が通常業務の中でヒアリング等を行うことを検討していきたい。

(森田委員) クリーンウッド法の普及については、多くの来場者が見込めるビッグサイト等でのイベントを、アピールの方法を工夫するなどしつつ、積極的に活用してほしい。

(山ノ下委員) クリーンウッドシステムについて、委員会等で内容を教示いただけるとありがたい。また、登録木材関連事業者マークについては、インセンティブが働くように持っていくことが必要と思われる。生産国調査について、EUDRへの対応状況を調査することを提案する。EUDRに準拠するために生産国がどのような対応をしているのかは日本の輸入事業者にとって参考になると思う。また、EU産材もEUDRの対象となることから、例えばドイツなどがどのように対応をすすめているのかを調査することは、国産材のクリーンウッド法対応にとっても参考になると考える。

(林野庁) マークについては、登録のインセンティブになるマークを検討しているところ。その他、ご意見を踏まえて検討してまいりたい。

(原田委員) 説明会等への参加者の属性の把握は必要であるし、クリーンウッドシステムについても今後の運用の改善・改良を図るためにも説明をしてほしい。また、生産国調査に関しては、EUDRのDDプロトタイプの内容なども含めて把握いただくとありがたい。マークについてはちょうど製紙連にも照会が来て、取組が進んでいると感じたところ。引き続き登録事業者のメリットが出るようにPRしてほしい。

(立花座長) 林野庁には、以上のいただいた意見を踏まえ、来年度に向けて検討を進めて欲しい。

議事④その他

【質疑応答】

(立花座長) その他、林野庁、事務局から何かありますか。

(全木連) 特にありません。

最後に、全木連からの閉会の挨拶により会議を終了した。

以上